

三重県産業廃棄物実態調査報告書
(平成 25 度実績)

平成 27 年 3 月

三 重 県

目 次

第1章 調査の概要	1
第1節 調査の目的	1
第2節 調査に関する基本的事項	1
1 調査対象期間	1
2 調査対象廃棄物	1
3 調査対象業種	3
4 調査対象地域	5
5 発生量及び処理状況の流れ	7
第3節 調査の方法	9
1 調査方法の概要	9
2 標本調査	10
第4節 調査結果の利用上の留意事項	13
1 産業廃棄物の種類の区分	13
2 建設業の地域区分	13
3 単位と数値に関する処理	13
4 農業、鉱業の取り扱い	13
第5節 標本抽出・回収結果	14
第2章 調査結果	16
第1節 結果の概要	16
第2節 排出状況	17
1 種類別の排出状況	17
2 業種別の排出状況	18
3 地域別の排出状況	19
第3節 処理状況	22
1 発生から処理・処分までの流れ	22
2 自己中間処理状況	25
3 委託処理状況	26
4 最終処分状況	27
5 再生利用状況	28
第4節 種類別の調査結果	29
1 建設業	29
2 製造業	31
3 電気・水道業	33
4 運輸業・通信業	35
5 卸・小売業	37
6 サービス業	39
7 医療業	41
第3章 産業廃棄物発生量等の比較	43
第1節 前回調査結果との比較	43
1 発生・排出状況の比較	43
2 処理状況の比較	44
第2節 排出状況の将来見込み	45
第4章 農業、鉱業を含めた産業廃棄物	47
第1節 農業	47
第2節 鉱業	47
第3節 農業、鉱業を含めた総発生量	48

第5章 産業廃棄物に関する意識調査の結果(排出事業者対象)	49
第1節 調査概要	49
第2節 意識調査回答の概要	49
第3節 意識調査回答の結果	50
第6章 産業廃棄物に関する意識調査の結果(廃棄物処理業者対象)	103
第1節 調査概要	103
第2節 意識調査回答の概要	103
第3節 意識調査回答の結果	103

巻末参考資料

「産業廃棄物実態調査」調査票

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的

本調査は、平成 25 年度における県内の産業廃棄物の発生及び処理状況の実態を調査し、状況把握と将来予測を行い、廃棄物の適正処理の確保を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

第2節 調査に関する基本的事項

1. 調査対象期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間

2. 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）及び同法施行令に定める産業廃棄物とし、以下に示す。

なお、汚泥、廃油、廃プラスチック類、がれき類については、（ ）内に示す細区分で調査した。

表 1-2-1 調査対象廃棄物

	調査対象廃棄物 () 内は、細区分
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・ 燃え殻・ 汚泥（有機性汚泥、無機性汚泥、建設汚泥、上水汚泥、下水汚泥）・ 廃油（一般廃油（動物性油脂等、植物性油脂）、廃溶剤、固形油、油泥）・ 廃酸・ 廃アルカリ・ 廃プラスチック類（廃プラスチック、廃タイヤ、石綿含有）・ 紙くず（紙くず、建設工事紙くず）・ 木くず（木くず、建設工事木くず）・ 繊維くず（繊維くず、建設工事繊維くず）・ 動植物性残さ・ ゴムくず・ 金属くず・ ガラスくず、陶磁器くず及びコンクリートくず（ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず、石綿含有）・ 鉱さい（廃砂、その他の鉱さい）・ がれき類（コンクリート片、廃アスファルト、石綿含有、その他）・ ばいじん・ 家畜ふん尿、家畜の死体、動物系固形不要物・ 13号廃棄物
産業廃棄物 特別管理	<ul style="list-style-type: none">・ 廃油（引火性廃油）・ 廃酸（pH が 2.0 以下のもの）・ 廃アルカリ（pH が 12.5 以上のもの）・ 感染性産業廃棄物・ 特定有害産業廃棄物（PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物、廃石綿、その他）

また、有償物、廃棄物等については下記に示す取り扱いを行った。

- (1) 法令上廃棄物とならないものも、今後の社会状況の変化によっては産業廃棄物となる可能性があるため、今回の調査対象に含めた。
- (2) 紙くず、木くず、繊維くず及び動植物性残さについては、廃棄物処理法施行令での指定業種の事業所から発生したもののみを調査の対象とした（廃棄物処理法施行令第2条による）。産業廃棄物と指定業種の間係を表 1-2-2 に示す。

表 1-2-2 産業廃棄物と指定業種の間係

産業廃棄物	指 定 業 種
紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びに PCB が塗布され、又は染み込んだものに限る。
木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びに PCB が染み込んだものに限る。
繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係るもの及び PCB が染み込んだものに限る。
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

- (3) 酸性又はアルカリ性を呈する排水であって、これを公共水域へ放流することを目的として事業所で中和処理を行っている場合には、中和処理後に生じた汚泥を発生量とした。
- (4) 自社で廃棄物を焼却処理した後に発生した燃え殻は、焼却処理前の廃棄物量を発生量とした。
- (5) 含油排水であって、これを自社で油水分離しているものについては、油水分離後に生じた廃油(浮上物)と汚泥(沈でん物)とに分けて、各々を発生量とした。
- (6) 混合廃棄物等の表 1-2-1 調査対象廃棄物の区分が困難なものについては、その他の産業廃棄物として集計した。

3. 調査対象業種

実態調査における調査対象業種は、日本標準産業分類（「平成 25 年 10 月改定」総務省）に記載された分類を基本とした次の業種とした。

記載された分類を基本に、産業廃棄物の排出量等を勘案し、表 1-2-3 に示す業種とした。

なお、本報告書では、業種名称を表 1-2-3 に示す略称で記述する。

表 1-2-3 調査対象業種

農業	
鉱業、採石業、砂利採取業	
建設業	
製造業 食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 繊維工業 木材・木製品製造業（家具を除く） 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業（別掲を除く） ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業	窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機会器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 その他の製造業
電気・ガス・熱供給・水道業 電気業 ガス業	熱供給業 水道業
情報通信業 通信業 放送業 情報サービス業	インターネット附随サービス業 映像・音声・文字情報制作業
運輸業、郵便業 鉄道業 道路旅客運送業	道路貨物運送業 上記以外の運輸業、郵便業
卸売業、小売業 各種商品卸売業 各種商品小売業	機械器具小売業 その他の卸売・小売業
不動産業、物品賃貸業 物品賃貸業	その他の不動産業、物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	
宿泊業、飲食サービス業 宿泊業 飲食店	持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業 洗濯・理容・美容・浴場業	その他の生活関連サービス業、娯楽業
教育、学習支援業	
医療、福祉 医療業	上記以外の医療、福祉
複合サービス事業	
サービス業（他に分類されないもの） 自動車整備業	その他のサービス業

4. 調査対象地域

調査対象地域は、三重県全域とした。

なお、本調査においては、三重県内を次の9地域に区分して調査した。

表 1-2-4 地域区分表

地域	構成市町村名
桑名・員弁地域	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市地域	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山地域	鈴鹿市、亀山市
津地域	津市
松阪・紀勢地域	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町
伊賀地域	伊賀市、名張市
尾鷲地域	尾鷲市、紀北町
熊野地域	熊野市、御浜町、紀宝町

注) 市町名は平成 25 年 3 月 31 日現在のものである。

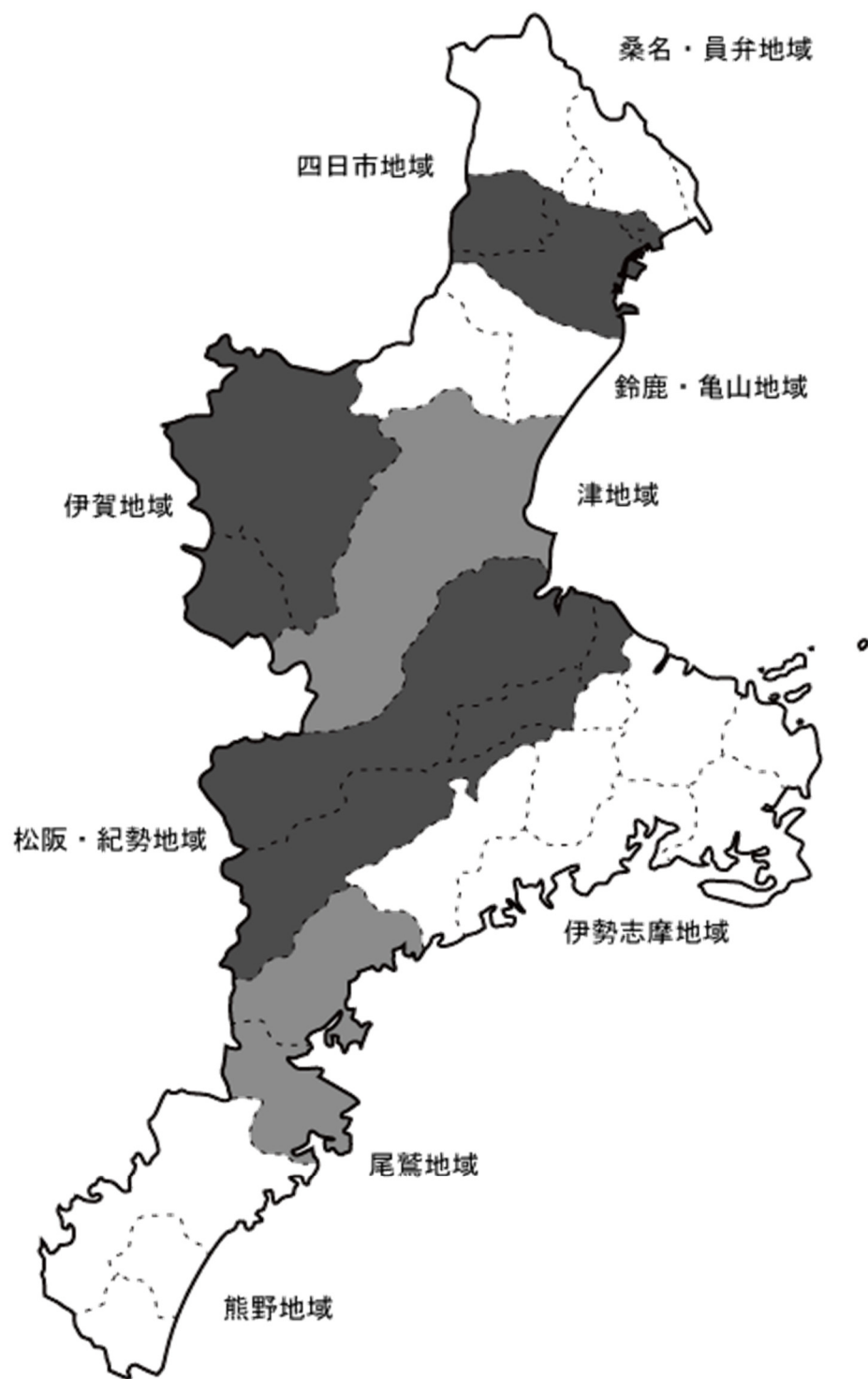


图 1-2-1 三重県地域区分图

5. 発生量及び処理状況の流れ

調査の集計結果は、図 1-2-2 に示す発生量及び処理状況の流れ図に示した項目により取りまとめた。

なお、図 1-2-2 に示した各項目の用語の定義は、表 1-2-5 に示すとおりである。

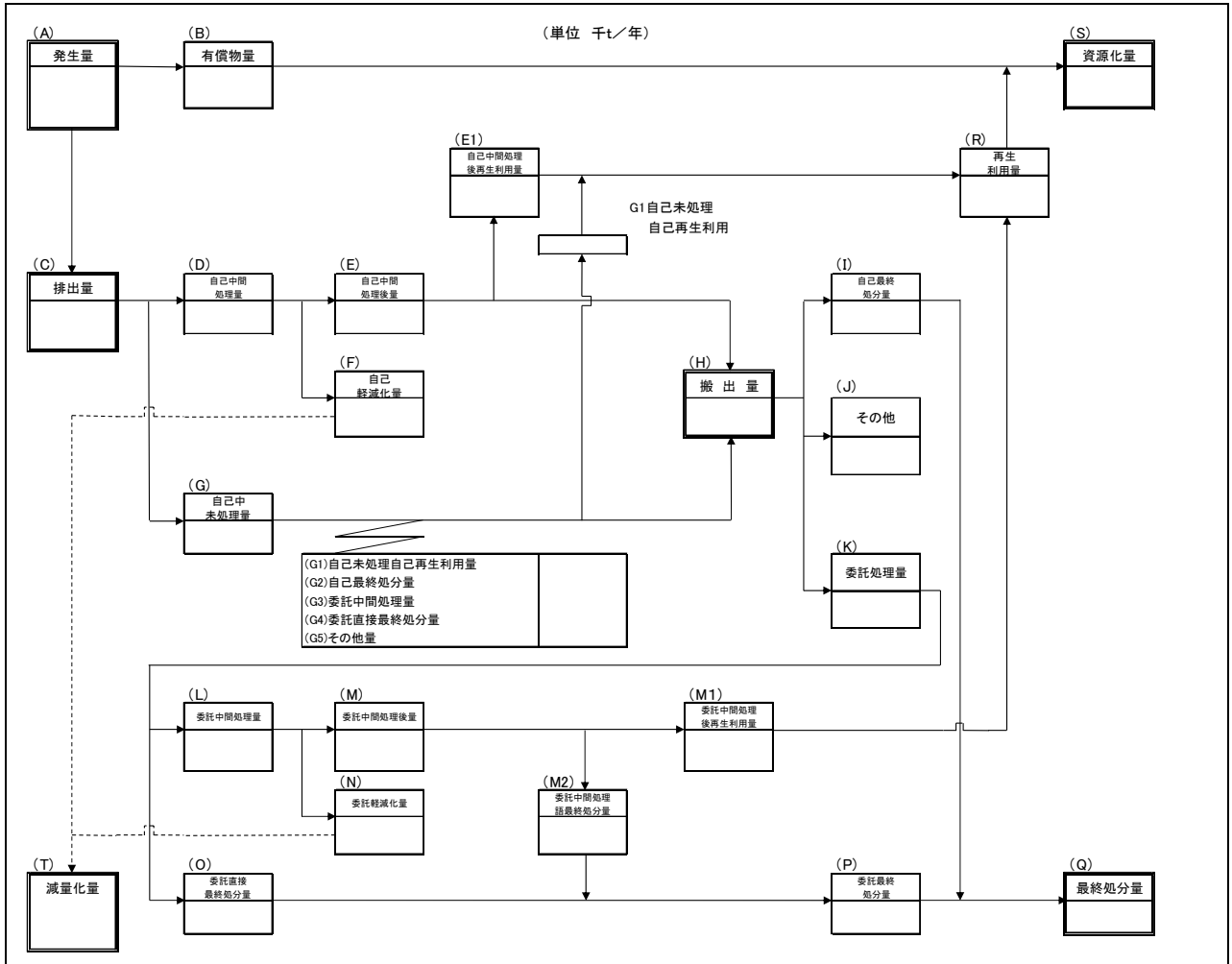


図 1-2-2 発生量及び処理状況の流れ図

表 1-2-5 「発生量及び処理状況の流れ図」に係る用語の定義

項 目	定 義
(A) 発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量
(B) 有償物量	(A) の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量 (他者に有償売却できるものを自己利用した場合を含む)
(C) 排出量	(A) の発生量のうち、(B) の有償物量を除いた量
(D) 自己中間処理量	(C) の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
(E) 自己中間処理後量	(D) で中間処理された後の廃棄物量
(E1) 自己中間処理後再生利用量	(E) の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(F) 自己減量化量	(D) の自己中間処理量から (E) の自己中間処理後量を差し引いた量
(G) 自己未処理量	(C) の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
(G1) 自己未処理自己再生利用量	(G) の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量
(G2) 自己最終処分量	(I) の自己最終処分量のうち、自己未処理で自己最終処分された量
(G3) 委託中間処理量	(L) の委託中間処理量のうち、自己未処理で委託中間処理された量
(G4) 委託直接最終処分量	(O) の委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量
(G5) その他量	(J) のその他の量のうち、自己未処理でその他となった量
(H) 搬出量	(I) の自己最終処分量、(J) のその他の量、(K) の委託処理量の合計
(I) 自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量
(J) その他量	保管されている量、又はそれ以外の量
(K) 委託処理量	中間処理及び最終処分を委託した量
(L) 委託中間処理量	(K) の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(M) 委託中間処理後量	(L) で中間処理された後の廃棄物量
(M1) 委託中間処理後再生利用量	(M) の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(M2) 委託中間処理後最終処分量	(M) の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(N) 委託減量化量	(L) の委託中間処理量から、(M) の委託中間処理後量を差し引いた量
(O) 委託直接最終処分量	(K) の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(P) 委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
(Q) 最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
(R) 再生利用量	排出事業者、又は処理業者等で再生利用された量
(S) 資源化量	(B) の有償物量と (R) の再生利用量の合計
(T) 減量化量	排出事業者、又は処理業者等の中間処理により減量された量

第3節 調査の方法

1. 調査方法の概要

調査は、郵送調査、及び県保有の既存資料調査により実施した。回答を得た産業廃棄物の発生及び処理状況に関する内容と各事業所の規模を示す「製造品出荷額等」等の活動量指標を基に、県内の産業廃棄物の総発生量等を推計した。

本調査においては、排出業種の特性を勘案し、各業種毎に表 1-3-1 に示す調査方法を基本とした。

表 1-3-1 調査方法

業 種	調査方法			備 考
	アンケート調査		資料調査 ^{注3)}	
	全数調査 ^{注1)}	標本調査 ^{注2)}		
農業			○	
鉱業	○			
建設業		○		
製造業		○		
電気・水道業	○			大規模火力発電所、ガス製造所、 上・下 水処理場の全施設に対し
運輸業・通信業		○		
卸・小売業		○		
サービス業		○		
医療業（病院）	○	○		病院は、全数抽出であるが、それ 以外の 医療業は標本抽出。

注1) 全数調査とは、産業廃棄物の発生量及び処理状況の実態をより正確に把握するために特定の業種及び事業所等の全数に対し、その発生量及び処理状況の実績量を把握する方法

注2) 標本調査とは、調査対象業種に分類される事業所から一部の調査事業所を抽出し、この抽出された排出事業者からの回答や事業所への聞き取りに基づいて産業廃棄物の実態を把握する方法

注3) 資料調査とは、関係部局又は関連機関等が調査した発生量及び処理状況の資料を引用し、実態を把握する方法

2. 標本調査

調査は、アンケート調査（郵送）及び、県の定める産業廃棄物適正管理推進マニュアルに基づき提出された、調査対象期間における「産業廃棄物適正管理計画の実施状況票」（以下「適正管理計画調査票」）により行った。

産業廃棄物の発生及び処理状況に関する内容と産業廃棄物の発生量に関連する活動量指標（建設業における「元請完成工事高」、製造業における「製造品出荷額等」等）を基に、県内の産業廃棄物の総発生量等を推計した。

(1) 調査対象事業所の抽出方法

抽出の方法は、「平成24年事業所母集団データベース」（以下「事業所母集団DB」）を基に、業種別・従業者規模別等に事業所を層別し、これらの各層ごとに実施した。

表 1-3-2 調査対象事業所の抽出方法

業種	標本抽出方法
鉱業、採石業、砂利採取業	事業所母集団 DB に登録された事業所を全数抽出
建設業	事業所母集団 DB より抽出 <ul style="list-style-type: none"> ・資本金 1 千万円以上：全数抽出 ・資本金 5 百万円から 1 千万円未満：無作為抽出 注) 県外に本社を有する企業については、別途既存名簿より抽出
製造業	事業所母集団 DB より抽出 <ul style="list-style-type: none"> ・従業者数 30 人以上：全数抽出 ・従業者数 30 人未満：無作為抽出 注) 無作為抽出する抽出率は、業種中分類別に異なる。
電気・ガス・熱供給・水道業	事業所母集団 DB に登録された事業所を全数抽出
情報通信業	事業所母集団 DB より抽出 <ul style="list-style-type: none"> ・従業者数 30 人以上：全数抽出 ・従業者数 30 人未満：無作為抽出 注) 無作為抽出する抽出率は、業種大分類、中分類別に異なる。
運輸業、郵便業	
卸売業、小売業	
不動産業、物品賃貸業	
学術研究、専門・技術サービス業	
宿泊業、飲食サービス業	
生活関連サービス業、娯楽業	
教育、学習支援業	
医療・福祉	事業所母集団 DB より抽出 <ul style="list-style-type: none"> ・病院：全数抽出 ・一般診療所、歯科診療所：無作為抽出
複合サービス事業 サービス業（他に分類されないもの）	事業所母集団 DB より抽出 <ul style="list-style-type: none"> ・従業者数 30 人以上：全数抽出 ・従業者数 30 人未満：無作為抽出 注) 無作為抽出する抽出率は、業種大分類、中分類別に異なる。

注) 従業者数 30 人以上の事業所については、一般的に産業廃棄物を多量に排出する可能性が高く、また、本アンケート調査を通して産業廃棄物の排出、処理に関する認識を深めていただくこと等を考慮し、その全数を調査対象とした。

(2) アンケート調査項目

調査の項目は、以下の3項目とした。

- 1) 事業所の属性：事業所名、業種名、産業廃棄物発生の有無、活動量指標等
- 2) 産業廃棄物の発生量等：産業廃棄物の発生から処理に至る量及び方式等
- 3) 産業廃棄物に関する意識等：産業廃棄物処理に関する意識や活動実態等
(調査票の項目及び形式の詳細は、巻末参考資料を参照)

(3) 排出原単位の算出と調査対象全体の排出量の推計

1) 排出原単位の算出

排出原単位は、アンケート調査等によって得られた標本の業種別の産業廃棄物量と業種別の集計活動量指標から、表 1-3-3 に示す A 式により単位活動量当たりの産業廃棄物排出量（排出原単位）を算出した。

2) 調査対象全体の排出量の推計

1) で算出された排出原単位と、業種別の調査対象全体（母集団）における調査当該年度の活動量指標を用いて、表 1-3-3 に示す B 式によって調査対象全体の産業廃棄物の排出量を推計した。

表 1-3-3 排出原単位と排出量の推計の概念

① 排出原単位の算出		
A 式	$\alpha = W / O$	α : 産業廃棄物の排出原単位 W : 標本に基づく集計産業廃棄物排出量 O : 標本に基づく集計活動量指標
② 調査対象全体の排出量の推計		
B 式	$W' = \alpha \times O'$	W' : 調査当該年度の推計産業廃棄物排出量 O' : 調査当該年度の母集団の活動量指標

3) 活動量指標

標本調査対象業種にて、母集団（県全体）の推計に用いた活動量指標は、次のとおりである。

表 1-3-4 業種別の活動量指標

産業分類	活動量指標等	出典
鉱業	従業者数	平成 24 年経済センサス 基礎調査 (総務省統計局)
建設業	元請完成工事高	平成 24 年経済センサス 基礎調査 (総務省統計局)
製造業	製造品出荷額等	平成 24 年経済センサス 基礎調査 (総務省統計局)
運輸・通信業	従業者数	平成 24 年経済センサス 基礎調査 (総務省統計局)
卸・小売業	従業者数	平成 24 年経済センサス 基礎調査 (総務省統計局)
サービス業	従業者数	平成 24 年経済センサス 基礎調査 (総務省統計局)
医療業	病床数	平成 24 年医療施設 (動態) 調査

第4節 調査結果の利用上の留意事項

1. 産業廃棄物の種類の区分(中間処理に伴う種類区分の変更)

本報告書では、産業廃棄物の種類を2段階で設定している。

第1段階	発生時点の種類
第2段階	排出事業者の中間処理により、変化した処理後の種類 例 木くず → (焼却) → [燃え殻]

種類の変換は、アンケート調査で回答された中間処理方法と廃棄物の組み合わせによって電算処理で行った。

なお、本報告書では、図表中の表現により種類を変換しない集計を用いたものがあるため、この場合においては、「種類：無変換」と表示している。

2. 建設業の地域区分

建設業の推計を行うために、活動量指標として元請完成工事高を用いたが、建設業の事業特性上、この母集団の活動量指標は県全体値のみが入手可能であり、地域別の値は公表されていない。そのため、建設業の場合、原単位法に基づく推計は県全体についてのみ可能である。

したがって、本報告書では、産業廃棄物発生量等について、建設業の全体量を地域別の人口で按分することにより、各地域の量を算出した。

3. 単位と数値に関する処理

(1) 単位に関する表記方法

本報告書の調査結果表では、すべて平成25年度1年間の量であることを示すため、図表の単位は「千t/年」で表示しているが、文章中では原則として「千t」で記述している。

(2) 数値の処理

本報告書に記載されている重量(千t表示)及び構成比(%)等の数値は、四捨五入しているために、総数と個々の合計とは一致しない場合がある。

(3) 表中の空欄は該当値のないもの、「0」表示は500t/年未満であることを示している。

4. 農業、鉱業の取り扱い

農業、鉱業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況は他業種と異なり、農業からの家畜ふん尿は農地還元、鉱業からの砂利洗浄汚泥は砂利採取跡地への埋め戻しをする等、産業廃棄物の中間処理あるいは最終処分といった処理体系に区分することが困難であるため、第2章から第3章までの内容から除いている。

第5節 標本抽出・回収結果

三重県内に所在する総事業所数 80,068 件（事業所母集団 DB）の総母集団から、産業廃棄物が比較的多量に発生する業種を選定し、アンケート調査により各母集団から発生する産業廃棄物の推計を実施した。

今回のアンケート調査の対象となる総母集団事業所数は 80,068 件である。

このうち、業種特性、規模別特性等を考慮し設定した業種別、従業者規模別の抽出率を基に、6,704 件を抽出（抽出率 8.4%）し、アンケート調査を実施した。

回収された調査票は、2,573 件（回収率 38.4%）であり、このうち廃業及び休業等、また、活動量指標の記載がないため無効となった調査票を除いた有効調査票は 2,053 件（有効回答率 30.9%）である。

抽出及び回収結果は、表 1-5-1 のとおりである。

表 1-5-1 標本抽出及び回収結果

業種区分	項目	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)
		調査対象事業所数	有効発送事業所数	抽出率	回収事業所数	回収率	有効調査票	集計活動量指標値	母集団の活動量指標値	指標力パーセント	集計廃棄物量	推計廃棄物量	廃棄物量の捕捉率
				(B)/(A)		(D)/(B)				(G)/(H)	(千t/年)	(千t/年)	(J)/(K)
総合計		80,068	6,704	8.4%	2,573	38.4%	2,053	-	-	-	3,104	8,378	37.0%
鉱業		49	49	100.0%	27	55.1%	26	253	596	42.4%	268	1,593	16.8%
建設業		8,761	2,363	27.0%	837	35.4%	445	18,053	80,905	59.0%	472	2,072	22.8%
製造業		8,269	1,226	14.8%	608	49.6%	539	460,487	1,040,925	44.2%	1,657	3,814	43.4%
	食料品	994	155	15.6%	62	40.0%	56	18,325	39,836	46.0%	53	116	46.0%
	飲料・飼料	301	12	4.0%	5	41.7%	3	3,564	7,717	46.2%	13	29	46.2%
	繊維	413	27	6.5%	11	40.7%	10	2,112	5,030	42.0%	2	6	42.0%
	木材	467	15	3.2%	4	26.7%	4	259	4,279	6.1%	0	0	6.1%
	家具	384	17	4.4%	6	35.3%	6	1,511	3,362	45.0%	1	1	114.0%
	パルプ・紙	142	18	12.7%	8	44.4%	7	2,165	8,365	25.9%	346	778	44.5%
	印刷	312	25	8.0%	7	28.0%	6	420	4,198	10.0%	0	4	10.0%
	化学	178	77	43.3%	41	53.2%	35	53,325	129,731	41.1%	227	744	30.5%
	石油・石炭	36	8	22.2%	3	37.5%	3	2,873	78,716	3.6%	12	27	44.1%
	プラスチック	399	97	24.3%	52	53.6%	45	17,686	40,860	43.3%	19	44	43.3%
	ゴム	122	37	30.3%	21	56.8%	18	17,510	21,828	80.2%	23	28	80.2%
	皮革	12	0	0.0%	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	窯業・土石	610	112	18.4%	65	58.0%	56	9,061	24,251	37.4%	120	320	37.4%
	鉄鋼	206	24	11.7%	11	45.8%	10	2,483	9,280	26.8%	14	53	26.8%
	非鉄金属	109	23	21.1%	16	69.6%	15	33,588	38,057	88.3%	25	28	88.3%
	金属製品	936	115	12.3%	62	53.9%	54	16,030	35,617	45.0%	73	162	45.0%
	汎用機器	282	47	16.7%	24	51.1%	24	16,458	28,247	58.3%	40	68	58.3%
	生産用機器	642	68	10.6%	33	48.5%	31	17,802	24,479	72.7%	26	36	72.7%
	業務用機器	109	18	16.5%	6	33.3%	5	5,739	19,554	29.3%	0	0	29.3%
	電子部品	164	75	45.7%	44	58.7%	37	50,330	174,463	28.8%	293	615	47.8%
	電気機器	385	83	21.6%	40	48.2%	39	54,383	63,578	85.5%	41	41	99.7%
	情報機器	26	9	34.6%	5	55.6%	4	13,240	14,407	91.9%	4	4	91.9%
	輸送用機器	549	146	26.6%	71	48.6%	60	116,962	256,470	45.6%	320	702	45.6%
	その他	491	18	3.7%	11	61.1%	11	4,661	8,598	54.2%	3	6	54.2%
電気・水道業		84	84	100.0%	73	86.9%	70	0	0	0.0%	608	608	100.0%
	電気	30	30	100.0%	20	66.7%	20	-	-	-	57	57	100.0%
	ガス	12	12	100.0%	11	91.7%	10	-	-	-	2	2	100.0%
	熱供給	2	2	100.0%	2	100.0%	2	-	-	-	7	7	100.0%
	水道	40	40	100.0%	40	100.0%	38	-	-	-	542	542	100.0%
情報通信		498	49	9.8%	22	44.9%	18	2,914	6,239	46.7%	43	63	69.1%
	通信	89	12	13.5%	8	66.7%	4	280	1,562	17.9%	0	0	17.9%
	放送	34	10	29.4%	6	60.0%	6	602	994	60.6%	0	0	60.6%
	情報	236	23	9.7%	7	30.4%	7	1,995	2,888	69.1%	43	63	69.1%
	インターネット	30	0	0.0%	0	-	-	-	147	-	-	0	-
	映像制作	109	4	3.7%	1	25.0%	1	37	648	5.7%	-	0	-
運輸業		2,063	451	21.9%	197	43.7%	187	14,650	48,532	30.2%	10	42	25.1%
	鉄道	95	43	45.3%	38	88.4%	35	2,272	3,933	57.8%	0	0	57.8%
	旅客運送	166	46	27.7%	22	47.8%	19	2,551	4,908	52.0%	0	0	52.0%
	貨物運送	1,231	260	21.1%	88	33.8%	86	6,526	26,068	25.0%	5	20	25.0%
	その他	571	102	17.9%	49	48.0%	47	3,301	13,623	24.2%	5	21	24.2%
卸・小売業		20,723	845	4.1%	232	27.5%	223	37,828	151,176	25.0%	7	38	17.5%
	卸売	3,395	153	4.5%	51	33.3%	49	6,446	27,903	22.7%	5	20	23.1%
	小売	6,965	350	5.0%	82	23.4%	77	10,613	58,514	18.1%	0	2	18.1%
	機械小売	2,475	53	2.1%	11	20.8%	11	970	14,141	6.9%	1	14	6.9%
	その他	7,888	289	3.7%	88	30.4%	86	19,799	50,618	39.1%	1	2	39.1%
金融業		1,468	148	10.1%	73	49.3%	69	7,559	0	-	0	0	-
	不動産取引等	3,747	41	1.1%	7	17.1%	7	117	0	-	4	0	-
	物品賃貸	407	10	2.5%	2	20.0%	2	68	2,698	2.5%	-	-	-
学術・研究		2,624	82	3.1%	45	54.9%	42	2,304	14,479	15.9%	0	2	15.9%
宿泊		921	94	10.2%	29	30.9%	29	10,815	12,129	89.2%	1	1	89.2%
飲食		8,217	316	3.8%	55	17.4%	52	27,527	55,975	49.2%	0	0	49.2%
	持ち帰り	732	31	4.2%	7	22.6%	7	2,243	6,445	34.8%	0	0	34.8%
	洗濯・理容	5,582	78	1.4%	14	17.9%	14	7,624	16,283	46.8%	7	14	46.8%
	その他	1,679	198	11.8%	63	31.8%	58	4,514	21,981	20.5%	0	1	20.5%
	医療	3,101	108	3.5%	69	63.9%	69	14,435	20,594	70.1%	5	7	70.1%
	その他医療・福祉	1,701	12	0.7%	2	16.7%	2	150	39,913	0.4%	0	16	0.4%
教育・学習業		2,545	100	3.9%	46	46.0%	41	3,746	16,230	23.1%	0	1	25.6%
複合サービス		670	28	4.2%	14	50.0%	12	2,367	5,448	43.4%	0	5	0.2%
自動車整備		1,076	14	1.3%	6	42.9%	6	523	4,400	11.9%	0	1	11.9%
その他		5,151	377	7.3%	145	38.5%	135	10,330	51,020	20.2%	20	99	20.2%

注1) 活動量指標は、建設業は元請完成工事高(千万円)、製造業は製造品出荷額等(千万円)、医療業は病床数(床)、その他の業種は従業者数(人)

注2) 元請完成工事高は平成25年度、製造品出荷額は平成25年度、病床数は平成24年度、従業者数は平成24年度の値

第2章 調査結果

平成 25 年度に三重県内で発生した産業廃棄物の発生及び処理状況の概要は、以下のとおりである。

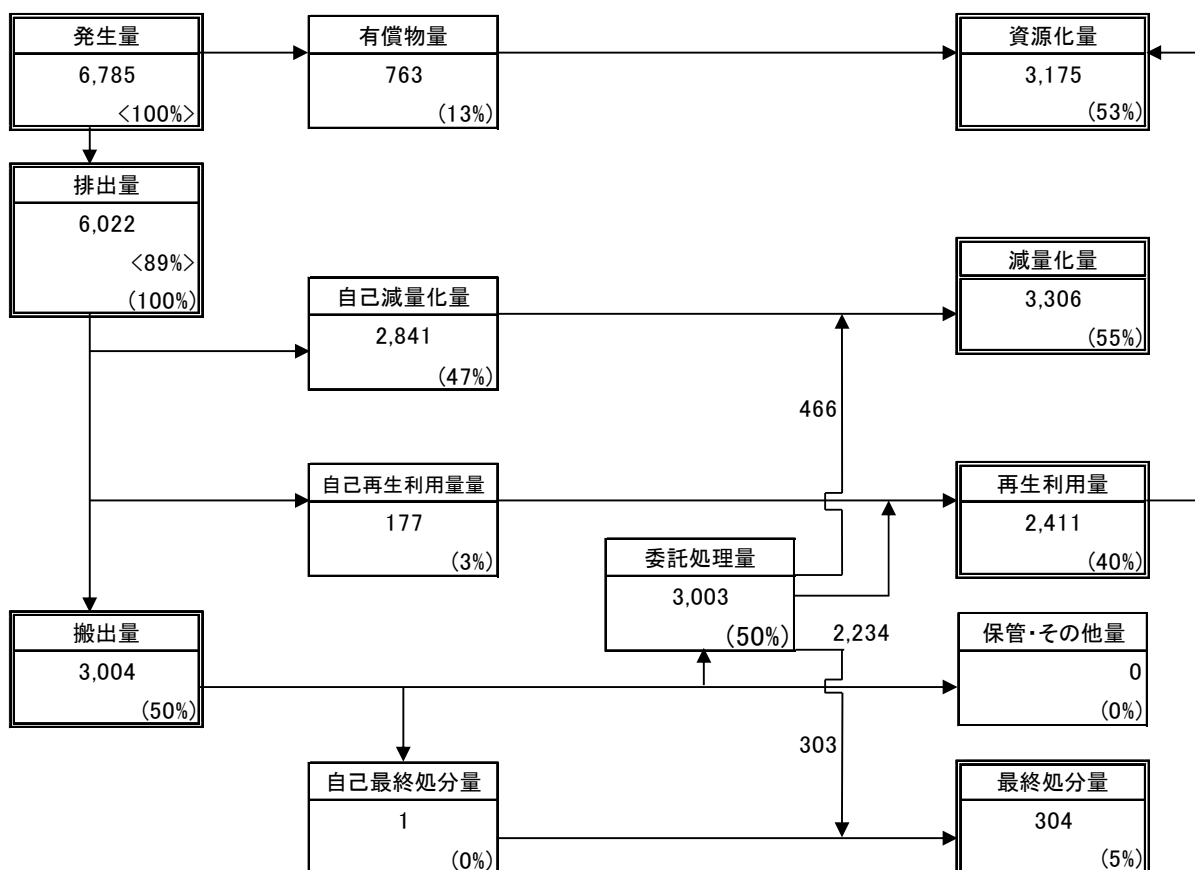
第1節 結果の概要

平成 25 年度に三重県内で発生した産業廃棄物の発生量は 6,785 千 t で、有償物量 (763 千 t) を除いた排出量は、6,022 千 t となっている。

排出量 6,022 千 t のうち、排出事業者自らの中間処理による減量分 (2,841 千 t) と自己再生利用量 (177 千 t) を除いた搬出量は 3,004 千 t (排出量の 50%) となっている。

搬出量 3,004 千 t は、自己最終処分 (1 千 t)、保管・その他 (0 千 t)、及び委託処理 (3,003 千 t) に分かれる。委託処理量 3,003 千 t のうち、中間処理による減量が 466 千 t、再生利用量が 2,411 千 t、最終処分量が 304 千 t となっている。

排出量に対して減量化量が 3,306 千 t (排出量の 55%)、再生利用量が 2,411 千 t (同 40%)、最終処分量が 304 千 t (同 5%) となっている。



注 1) < >内は発生量に対する割合。()内は排出量に対する割合。

注 2) 上図の数値は千 t 未満を四捨五入しているため、総数と個々の合計は一致しない場合がある。

図 2-1-1 発生及び処理状況の概要

第2節 排出状況

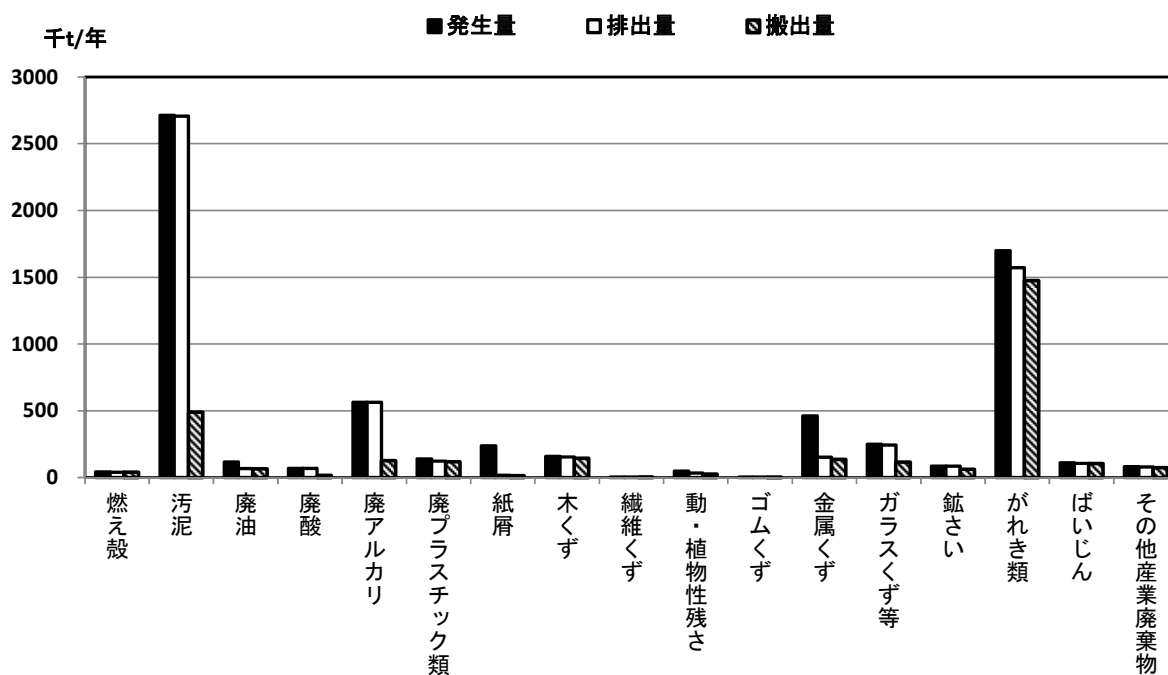
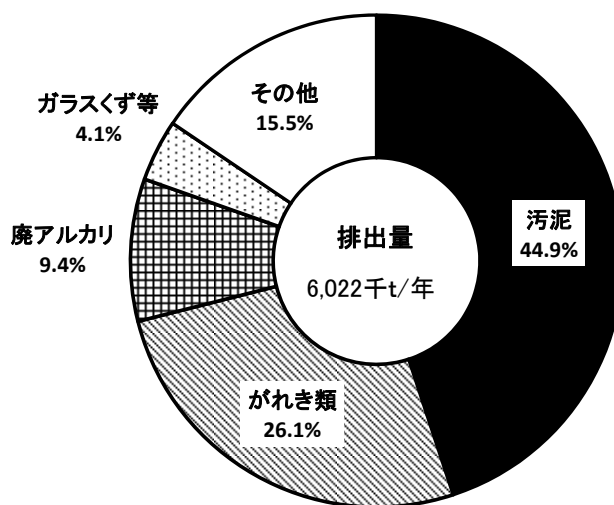
1 種類別の排出状況

平成25年度に三重県内で排出された産業廃棄物は6,022千tである。

排出量を種類別にみると、汚泥が2,707千t（44.9%）で最も多く、次いで、がれき類1,572千t（26.1%）となっている。

なお、汚泥は、排出される時点では多量であるが、乾燥、脱水、焼却等の処理により大幅に減量されるため、搬出される時点では、がれき類が最も多く1,475千tとなっている。

図 2-2-1 種類別の排出



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
発生量	6,785	42	2,712	117	70	563	141	238	158	4	48	0	463	250	86	1,699	112	82
	(100.0%)	(0.6%)	(40.0%)	(1.7%)	(1.0%)	(8.3%)	(2.1%)	(3.5%)	(2.3%)	(0.1%)	(0.7%)	(0.0%)	(6.8%)	(3.7%)	(1.3%)	(25.0%)	(1.6%)	(1.2%)
排出量	6,022	41	2,707	68	69	563	123	18	154	4	35	0	153	244	86	1,572	107	79
	(100.0%)	(0.7%)	(44.9%)	(1.1%)	(1.1%)	(9.4%)	(2.0%)	(0.3%)	(2.6%)	(0.1%)	(0.6%)	(0.0%)	(2.5%)	(4.1%)	(1.4%)	(26.1%)	(1.8%)	(1.3%)
搬出量	3,004	41	472	66	16	127	119	15	145	4	26	0	138	116	62	1,475	107	74
	(100.0%)	(1.4%)	(15.7%)	(2.2%)	(0.5%)	(4.2%)	(4.0%)	(0.5%)	(4.8%)	(0.1%)	(0.9%)	(0.0%)	(4.6%)	(3.9%)	(2.1%)	(49.1%)	(3.6%)	(2.5%)

図 2-2-2 種類別の発生量、排出量、搬出量

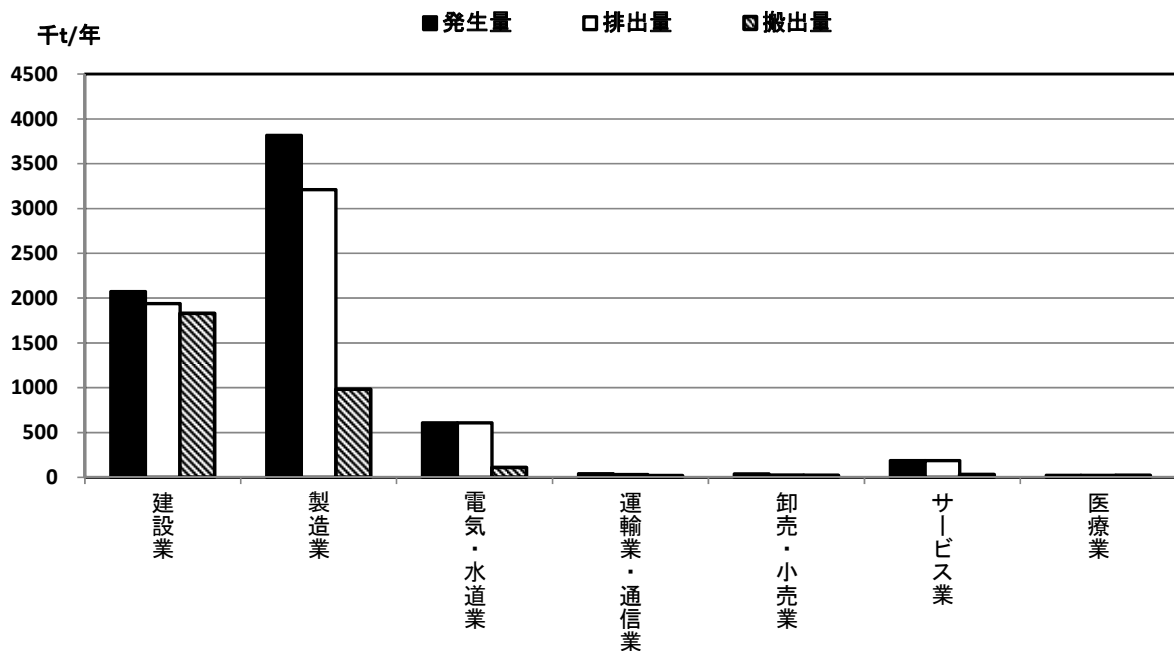
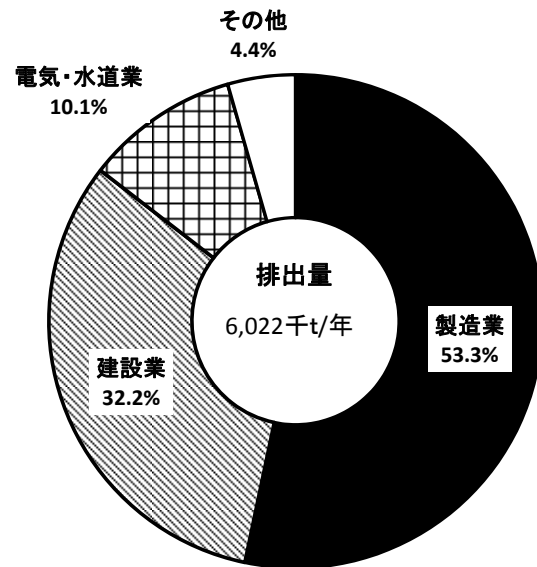
2 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業が3,209千t(53.3%)で最も多く、次いで、建設業が1,938千t(32.2%)、電気・水道業が607千t(10.1%)を占めており、この3業種で全排出量の約96%になっている。

なお、製造業からの汚泥は、自己中間処理により大幅に減量されるため、その結果自己中間処理による削減量の小さい建設業が、搬出量が最も多い業種となる。

また、同様に電気・水道業(特に下水道業)は、排出される汚泥のほとんどが、脱水等により減量されるため、排出量では全体の10.1%を占めるが、搬出量でみると全体の3.7%にまで減っている。

図 2-2-3 業種別の排出量



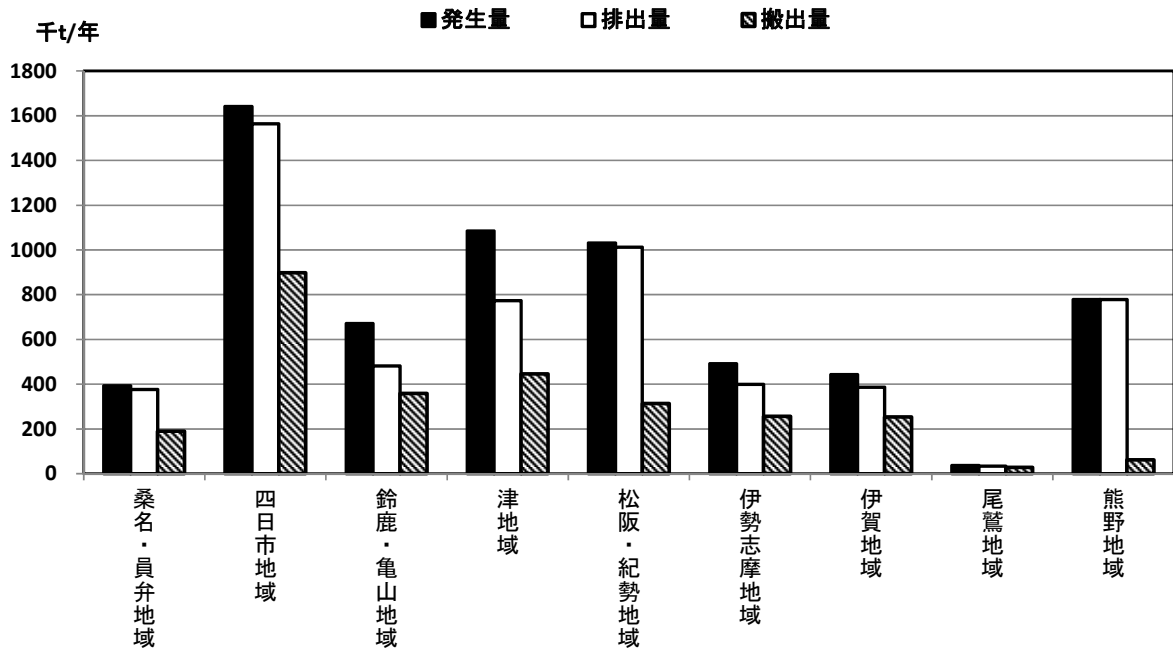
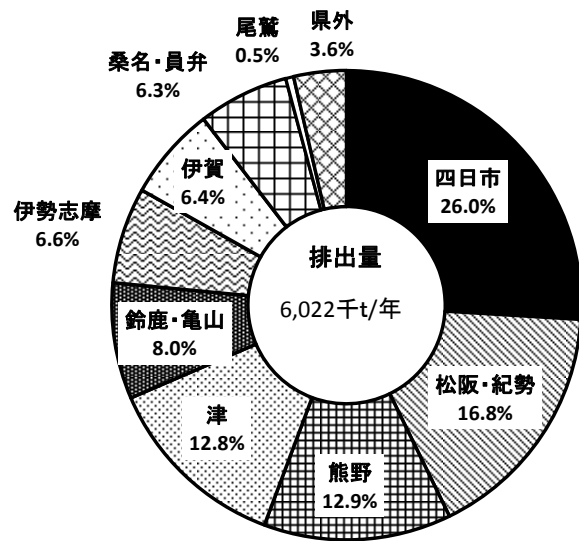
(千t/年)	計	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業・通信業	卸売・小売業	サービス業	医療業
発生量	6,785	2,072	3,814	608	42	38	188	23
	(100.0%)	(30.5%)	(56.2%)	(9.0%)	(0.6%)	(0.6%)	(2.8%)	(0.3%)
排出量	6,022	1,938	3,209	607	30	26	188	23
	(100.0%)	(32.2%)	(53.3%)	(10.1%)	(0.5%)	(0.4%)	(3.1%)	(0.4%)
搬出量	3,004	1,830	964	111	19	25	33	22
	(100.0%)	(60.9%)	(32.1%)	(3.7%)	(0.6%)	(0.8%)	(1.1%)	(0.7%)

図 2-2-4 業種別の発生量、排出量、搬出量

3 地域別の排出状況

地域別の排出量は、四日市地域が1,564千t(26.0%)で最も多く、次いで、松阪・紀勢地域が1,012千t(16.8%)、熊野地域が778千t(12.9%)となっており、以下は、津地域、鈴鹿・亀山地域、伊勢志摩地域、伊賀地域、桑名・員弁地域、尾鷲地域の順となっている。

図 2-2-5 地域別の排出量



(千t/年)	計	桑名・員弁地域	四日市地域	鈴鹿・亀山地域	津地域	松阪・紀勢地域	伊勢志摩地域	伊賀地域	尾鷲地域	熊野地域	県外
発生量	6,785	392	1,641	670	1,085	1,032	491	442	36	778	218
	(96.8%)	(5.8%)	(24.2%)	(9.9%)	(16.0%)	(15.2%)	(7.2%)	(6.5%)	(0.5%)	(11.5%)	(3.2%)
排出量	6,022	376	1,564	481	774	1,012	399	387	33	778	218
	(96.4%)	(6.3%)	(26.0%)	(8.0%)	(12.8%)	(16.8%)	(6.6%)	(6.4%)	(0.5%)	(12.9%)	(3.6%)
搬出量	3,004	190	879	358	446	314	257	253	27	61	218
	(92.7%)	(6.3%)	(29.3%)	(11.9%)	(14.8%)	(10.5%)	(8.5%)	(8.4%)	(0.9%)	(2.0%)	(7.3%)

図 2-2-6 地域別の発生量、排出量、搬出量

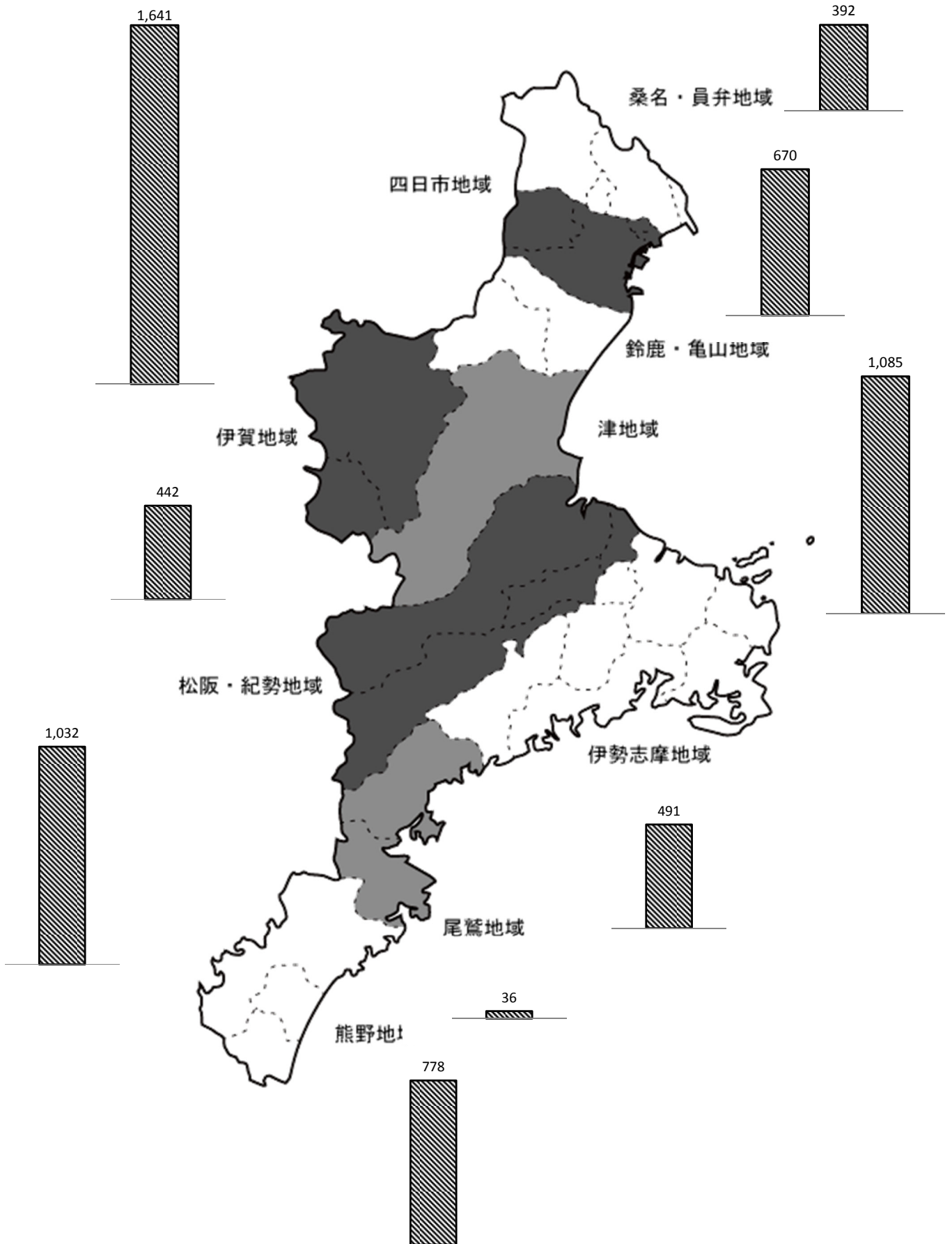
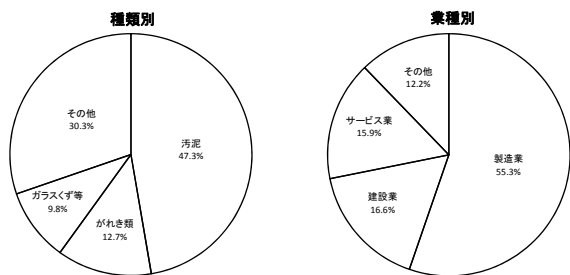
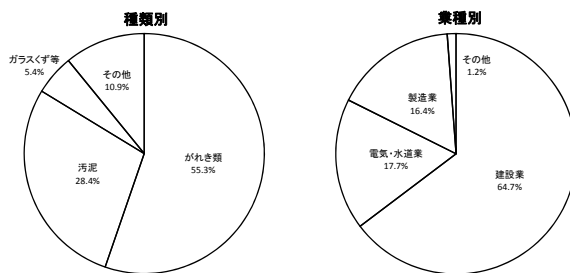


図 2-2-7 地域別の発生量

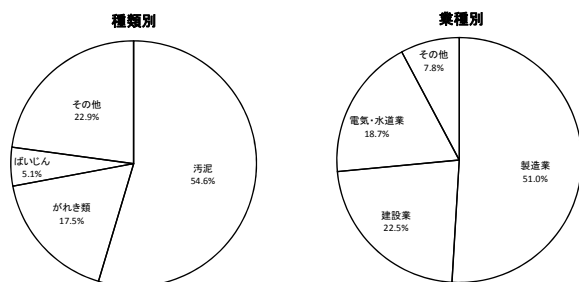
桑名・員弁地域
(発生量：392千t)



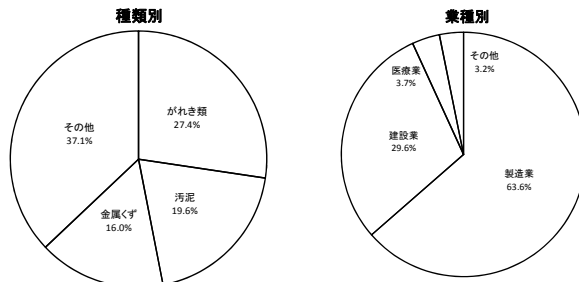
伊勢志摩地域
(発生量：491千t)



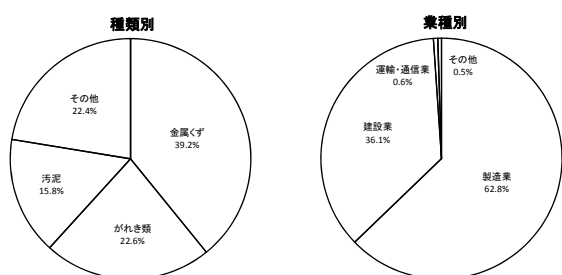
四日市地域
(発生量：1,641千t)



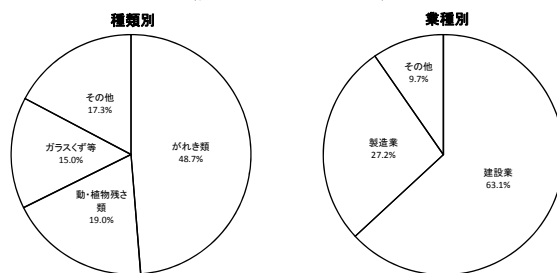
伊賀地域
(発生量：442千t)



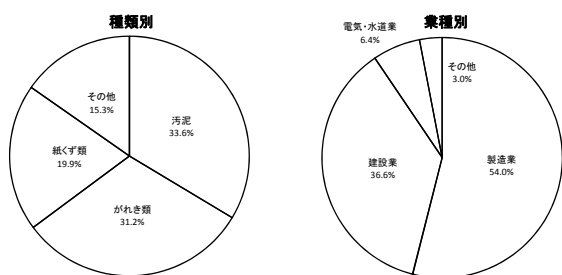
鈴鹿・亀山地域
(発生量：670千t)



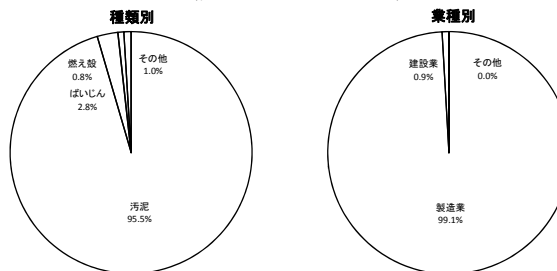
尾鷲地域
(発生量：36千t)



津地域
(発生量：1,085千t)



熊野地域
(発生量：778千t)



松阪・紀勢地域
(発生量：1,032千t)

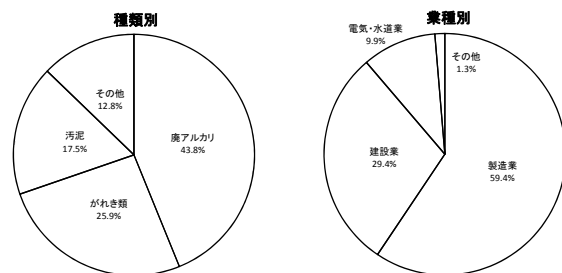
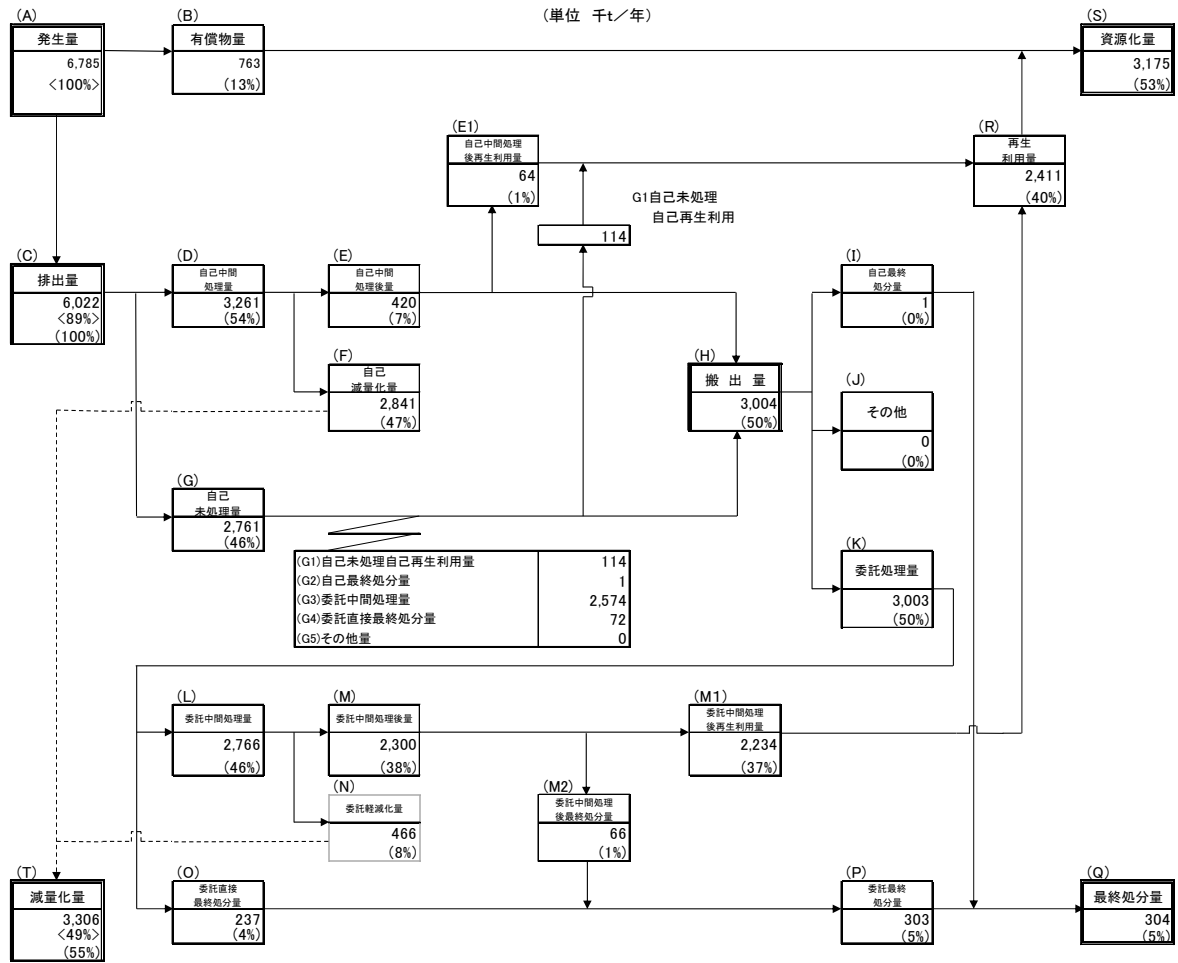


図 2-2-8 地域別発生量の種類別、業種別内訳

第3節 処理状況

1 発生から処理・処分までの流れ

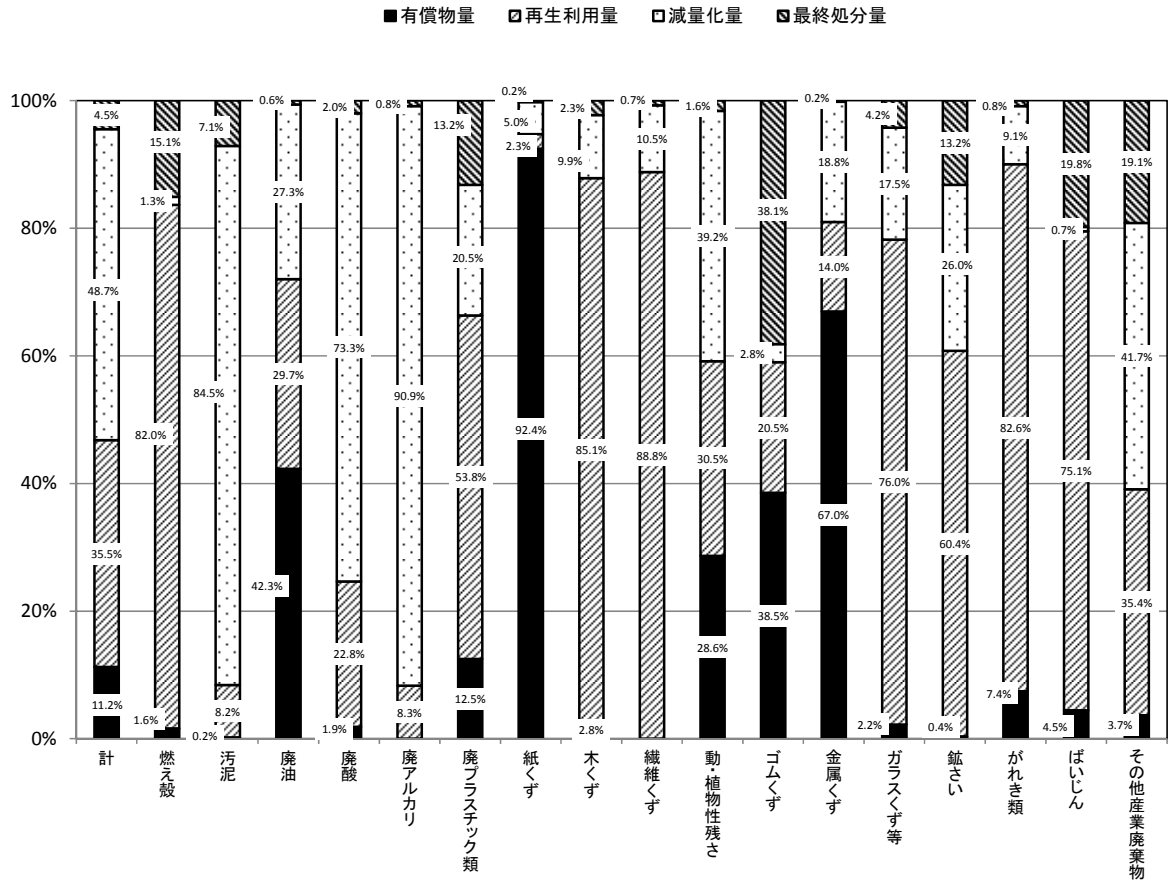
発生から最終処分までの産業廃棄物の流れは、図 2-3-1 に示すとおりである。



注: < >内は発生量に対する割合。()内は排出量に対する割合。

図 2-3-1 発生から処理・処分までの流れ

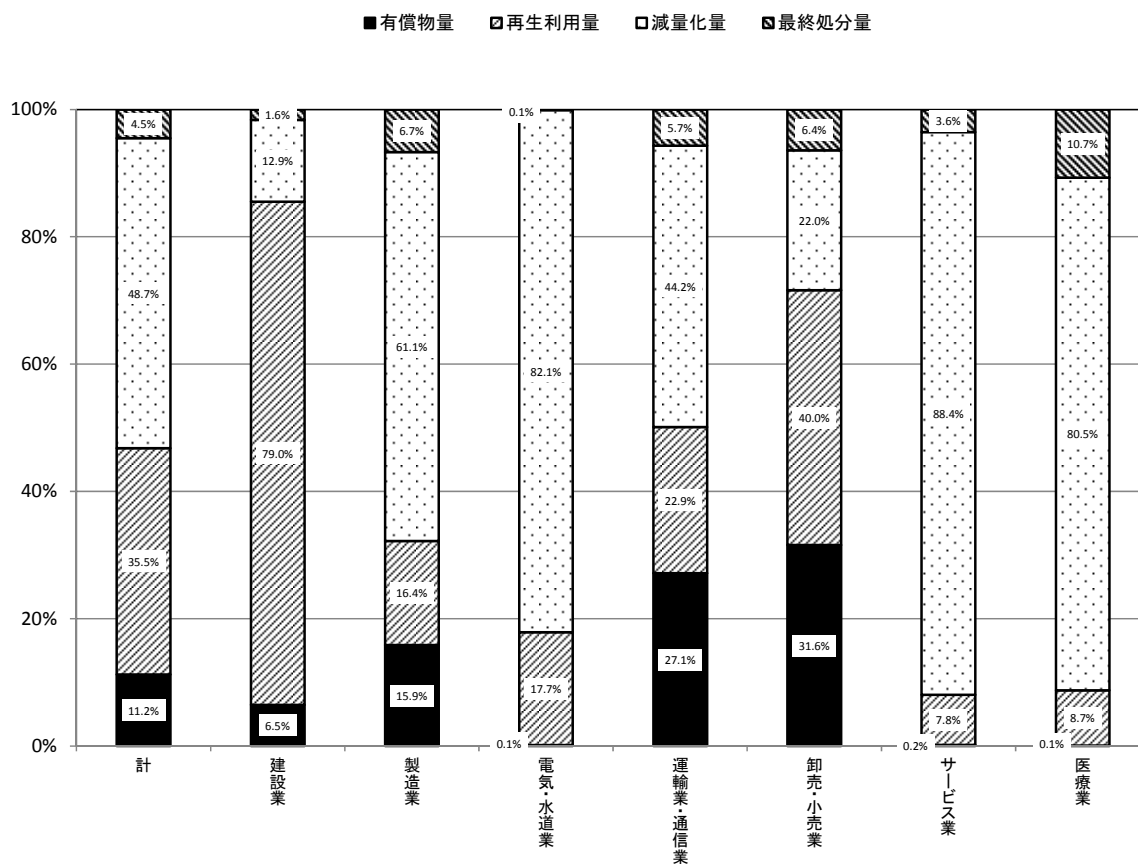
種類別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量の構成比は、図 2-3-2 に示すとおりである。



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
発生量	6,785 (100.0%)	42 (0.6%)	2,712 (40.0%)	117 (1.7%)	70 (1.0%)	563 (8.3%)	141 (2.1%)	238 (3.5%)	158 (2.3%)	4 (0.1%)	48 (0.7%)	0 (0.0%)	463 (6.8%)	250 (3.7%)	86 (1.3%)	1,699 (25.0%)	112 (1.6%)	82 (1.2%)
資源化量	3,175 (46.8%)	35 (83.6%)	228 (8.4%)	85 (72.0%)	17 (24.7%)	47 (8.3%)	93 (66.3%)	226 (94.7%)	139 (87.9%)	3 (88.8%)	29 (59.2%)	0 (59.0%)	375 (81.0%)	195 (78.2%)	53 (60.8%)	1,529 (90.0%)	89 (79.5%)	32 (39.0%)
有償物量	763 (11.2%)	1 (1.6%)	5 (0.2%)	50 (42.3%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	18 (12.5%)	220 (92.4%)	4 (2.8%)	0 (0.0%)	14 (28.6%)	0 (38.5%)	310 (67.0%)	6 (2.2%)	0 (0.4%)	126 (7.4%)	5 (4.5%)	3 (3.7%)
再生利用量	2,411 (35.5%)	34 (82.0%)	223 (8.2%)	35 (29.7%)	16 (22.8%)	47 (8.3%)	76 (53.8%)	5 (2.3%)	135 (85.1%)	3 (88.8%)	15 (30.5%)	0 (20.5%)	65 (14.0%)	190 (76.0%)	52 (60.4%)	1,403 (82.6%)	84 (75.1%)	29 (35.4%)
減量化量	3,306 (48.7%)	1 (1.3%)	2,291 (84.5%)	32 (27.3%)	51 (73.3%)	512 (90.9%)	29 (20.5%)	12 (5.0%)	16 (9.9%)	0 (10.5%)	19 (39.2%)	0 (2.8%)	87 (18.8%)	44 (17.5%)	22 (26.0%)	155 (9.1%)	1 (0.7%)	34 (41.7%)
最終処分量	304 (4.5%)	6 (15.1%)	192 (7.1%)	1 (0.6%)	1 (2.0%)	5 (0.8%)	19 (13.2%)	1 (0.2%)	4 (2.3%)	0 (0.7%)	1 (1.6%)	0 (38.1%)	1 (0.2%)	11 (4.2%)	11 (13.2%)	14 (0.8%)	22 (19.8%)	16 (19.1%)

図 2-3-2 種類別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量等の構成比

業種別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量の構成比は、図 2-3-3 に示すとおりである。



(千t/年)	計	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業・通信業	卸売・小売業	サービス業	医療業
発生量	6,785 (100.0%)	2,072 (30.5%)	3,814 (56.2%)	608 (9.0%)	42 (0.6%)	38 (0.6%)	188 (2.8%)	23 (0.3%)
資源化量	3,175 (46.8%)	1,772 (85.5%)	1,229 (32.2%)	109 (17.9%)	21 (50.1%)	27 (71.6%)	15 (8.0%)	2 (8.8%)
有償物量	763 (11.2%)	134 (6.5%)	605 (15.9%)	1 (0.1%)	11 (27.1%)	12 (31.6%)	0 (0.2%)	0 (0.1%)
再生利用量	2,411 (35.5%)	1,638 (79.0%)	624 (16.4%)	108 (17.7%)	10 (22.9%)	15 (40.0%)	15 (7.8%)	2 (8.7%)
減量化量	3,306 (48.7%)	267 (12.9%)	2,329 (61.1%)	499 (82.1%)	18 (44.2%)	8 (22.0%)	166 (88.4%)	18 (80.5%)
最終処分量	304 (4.5%)	34 (1.6%)	256 (6.7%)	0 (0.1%)	2 (5.7%)	2 (6.4%)	7 (3.6%)	2 (10.7%)

図 2-3-3 業種別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量等の構成比

2 自己中間処理状況

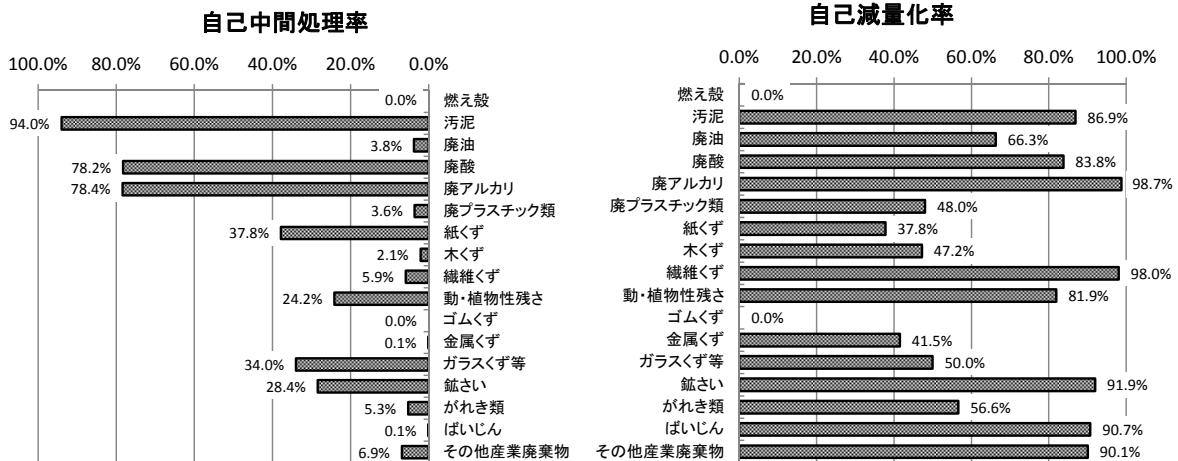
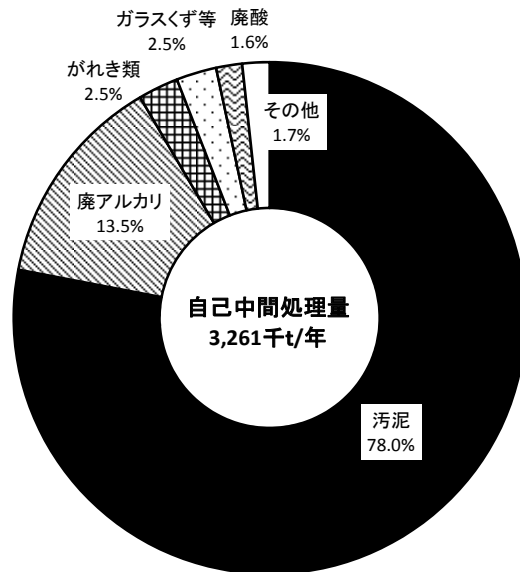
自己中間処理量は3,261千tとなっており、排出量6,022千tの54.2%を占めている。

種類別にみると、汚泥が全体の78.0%で最も多く、以下は、廃アルカリ13.5%、がれき類2.5%、ガラスくず等2.5%、廃酸1.6%などとなっている。(図2-3-4)

種類別の排出量に対する自己中間処理量の割合と、自己中間処理量に対する自己減量化量の割合は、図2-3-5に示すとおりである。

自己中間処理される割合が高いものは、汚泥(94.0%)で、自己中間処理による減量化率が高いのは、廃アルカリ(98.7%)、繊維くず(98.0%)、鉱さい(91.9%)、ばいじん(90.7%)、その他産業廃棄物(90.1%)などである。(図2-3-5)

図2-3-4 自己中間処理量



注) 自己中間処理率(上左図) : 排出量に対する自己中間処理量の割合(%)

自己減量化率(上右図) : 自己中間処理量に対する自己減量化量の割合(%)

図2-3-5 自己中間処理率と自己減量化率

3 委託処理状況

委託処理量は3,003千tとなっており、排出量の49.9%を占めている。

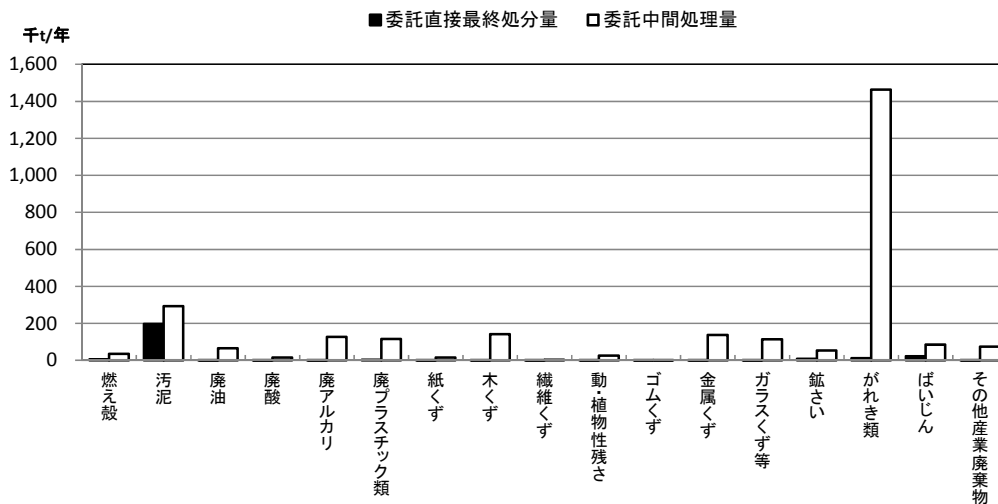
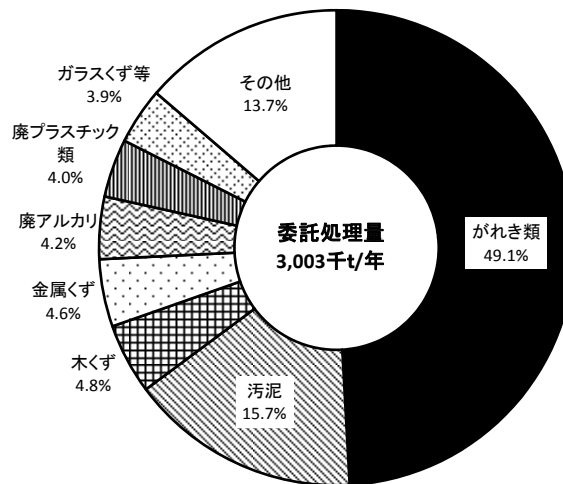
種類別にみると、がれき類が1,475千t(49.1%)で最も多く、次いで、汚泥が472千t(15.7%)となっている。

(図 2-3-6)

委託処理量3,003千tのうち、約92%にあたる2,766千tが中間処理されており、約8%にあたる237千tが直接最終処分されている。

(図 2-3-7)

図 2-3-6 委託処理量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
委託処理量	3,003	41	472	66	16	127	119	15	144	4	26	0	138	116	62	1,475	107	74
	(100.0%)	(1.4%)	(15.7%)	(2.2%)	(0.5%)	(4.2%)	(4.0%)	(0.5%)	(4.8%)	(0.1%)	(0.9%)	(0.0%)	(4.6%)	(3.9%)	(2.1%)	(49.1%)	(3.6%)	(2.5%)
委託直接最終処分量	237	6	179	0	0	0	4	0	2	0	0	0	1	2	9	12	22	0
	(100.0%)	(2.6%)	(75.3%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.0%)	(1.7%)	(0.1%)	(0.7%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.9%)	(3.8%)	(4.9%)	(9.3%)	(0.2%)
委託中間処理量	2,766	35	293	66	16	127	115	15	143	4	26	0	137	114	53	1,463	85	74
	(100.0%)	(1.3%)	(10.6%)	(2.4%)	(0.6%)	(4.6%)	(4.2%)	(0.6%)	(5.2%)	(0.1%)	(0.9%)	(0.0%)	(5.0%)	(4.1%)	(1.9%)	(52.9%)	(3.1%)	(2.7%)

図 2-3-7 種類別の委託処理量の内訳

4 最終処分状況

最終処分量は 304 千 t となっており、排出量の 5.0% を占めている。

種類別にみると、汚泥が 192 千 t (63.2%) で最も多く、次いで、ばいじん 22 千 t (7.3%)、廃プラスチック類が 19 千 t (6.1%)、がれき類が 14 千 t (4.7%)、鉱さい 11 千 t (4.7%) となっている。(図 2-3-8)

また、業種別にみると製造業の 256 千 t (84.2%) と建設業の 33.6 千 t (11.1%) で全体の約 95.3% を占めている。(図 2-3-9)

最終処分量 304 千 t の処分先を主体別にみると、業者等による委託最終処分量が 303 t (約 99.7%) とそのほとんどを占めている。(図 2-3-10)

図 2-3-8 種類別の最終処分量

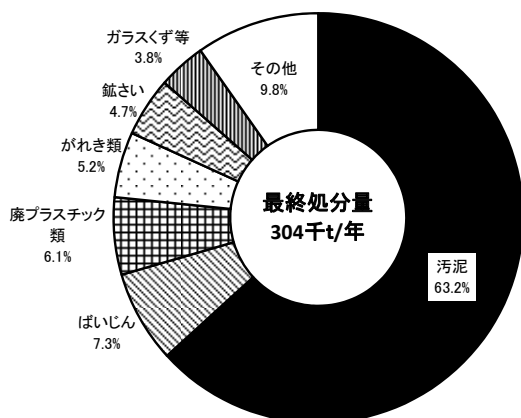
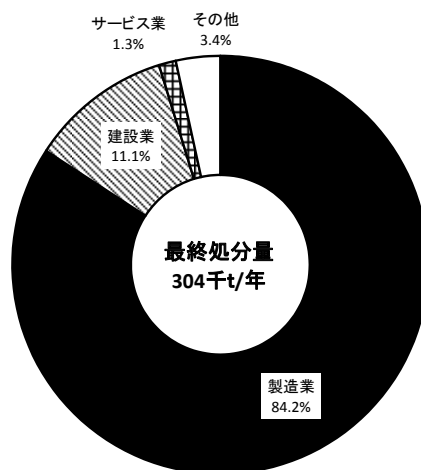


図 2-3-9 業種別の最終処分量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
最終処分量(計)	304	6	192	1	1	5	19	1	4	0	1	0	1	11	11	14	22	16
	(100.0%)	(2.1%)	(63.2%)	(0.2%)	(0.5%)	(1.6%)	(6.1%)	(0.2%)	(1.2%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.3%)	(3.5%)	(3.8%)	(4.7%)	(7.3%)	(5.2%)
自己最終処分量	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(100.0%)	(0.0%)	(1.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(21.4%)	(0.0%)	(21.1%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(28.6%)	(0.0%)	(27.7%)	(0.0%)	(0.0%)
委託最終処分量	303	6	192	1	1	5	18	1	3	0	1	0	1	10	11	14	22	16
	(100.0%)	(2.1%)	(63.4%)	(0.2%)	(0.5%)	(1.6%)	(6.0%)	(0.2%)	(1.1%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.3%)	(3.4%)	(3.8%)	(4.6%)	(7.3%)	(5.2%)
うち委託直接最終処分	237	6	179	0	0	0	4	0	2	0	0	0	1	2	9	12	22	0

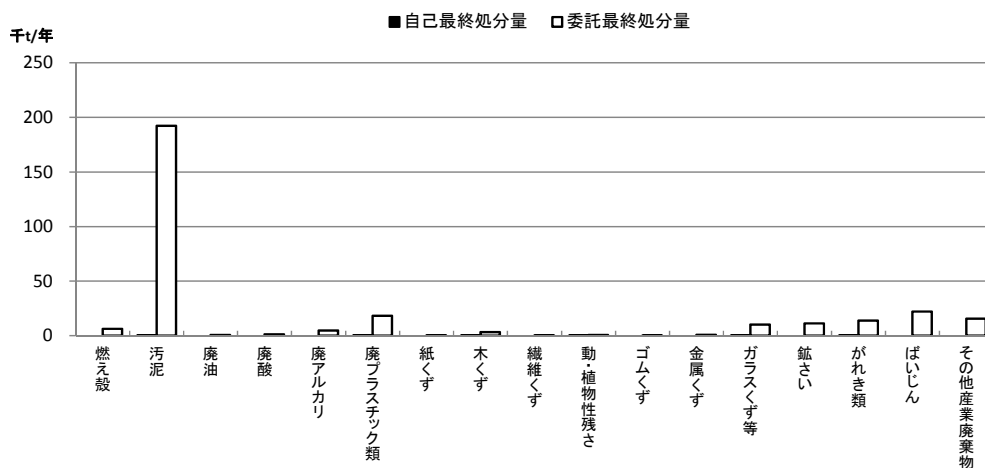


図 2-3-10 種類別・処分主体別の最終処分量

5 再生利用状況

再生利用量は2,411千tとなっており、排出量の40.0%を占めている。

種類別にみると、がれき類が1,403千t（58.2%）で最も多く、以下、汚泥が223千t（9.3%）、ガラスくず等190千t（7.9%）などとなっている。（図2-3-11）

また、業種別にみると建設業の1,638千t（67.9%）と製造業の624千t（25.9%）で全体の約93.8%を占めている。（図2-3-12） 再生利用量は、自己中間処理後再生利用量64千t、委託中間処理後再生利用量2,231千t、自己未処理自己再生利用量114千tに区分される。（図2-3-13）

図 2-3-11 種類別の再生利用量

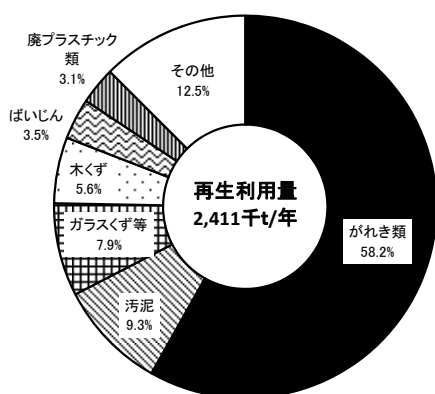
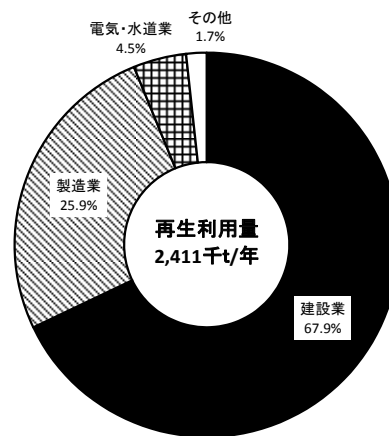


図 2-3-12 業種別の最終処分量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
再生利用量	2,411	34	223	35	16	47	76	5	135	3	15	0	65	190	52	1,403	84	29
	(100.0%)	(1.4%)	(9.3%)	(1.4%)	(0.7%)	(1.9%)	(3.1%)	(0.2%)	(5.6%)	(0.1%)	(0.6%)	(0.0%)	(2.7%)	(7.9%)	(2.2%)	(58.2%)	(3.5%)	(1.2%)
自己中間処理後再生利用量	64	0	4	0	8	0	1	0	0	0	1	0	0	12	1	36	0	0
	(100.0%)	(0.0%)	(7.1%)	(0.0%)	(12.1%)	(0.0%)	(0.9%)	(0.0%)	(0.7%)	(0.0%)	(2.4%)	(0.0%)	(0.1%)	(18.1%)	(2.0%)	(56.7%)	(0.0%)	(0.0%)
委託中間処理後再生利用量	2,234	34	217	35	8	47	74	5	127	3	13	0	50	103	51	1,353	84	29
	(100.0%)	(1.5%)	(9.7%)	(1.6%)	(0.4%)	(2.1%)	(3.3%)	(0.2%)	(5.7%)	(0.2%)	(0.6%)	(0.0%)	(2.2%)	(4.6%)	(2.3%)	(60.5%)	(3.8%)	(1.3%)
自己未処理自己再生利用量	114	0	1	0	0	0	1	0	7	0	0	0	15	75	0	14	0	0
	(99.9%)	(0.0%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.9%)	(0.0%)	(6.6%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(13.1%)	(65.9%)	(0.0%)	(12.4%)	(0.0%)	(0.0%)

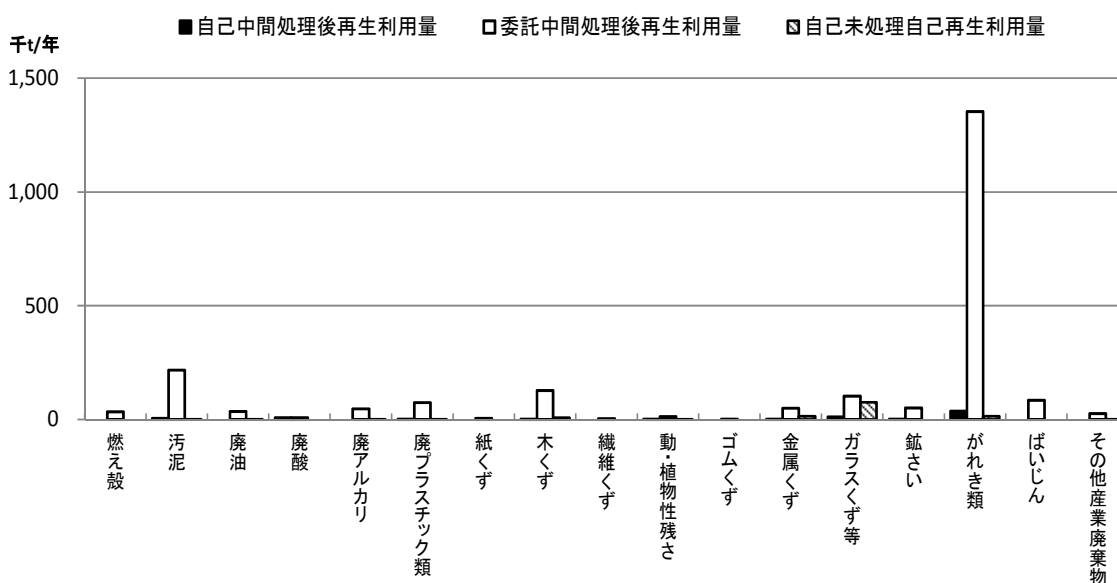


図 2-3-13 再生利用量の内訳

第4節 種類別の調査結果

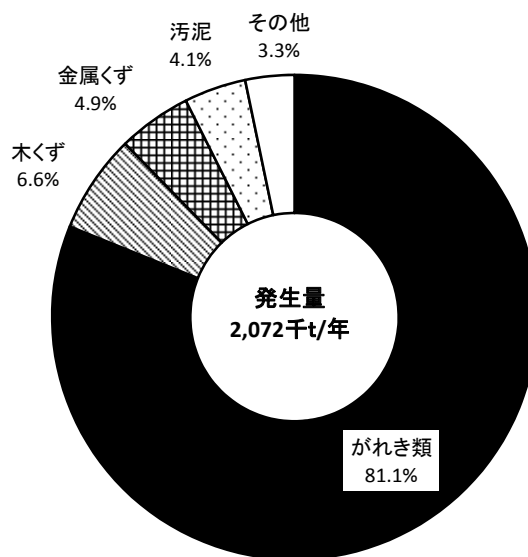
1 建設業

建設業からの発生量は2,072千tとなっており、県全体の発生量の30.5%を占めている。

発生量を種類別にみると、がれき類が1,680.5千t(81.1%)で最も多く、次いで木くず136.6千t(6.6%)、金属くず101.6千t(4.9%)、汚泥85.7千t(4.1%)となっている。(図2-4-1)

建設業から発生する産業廃棄物の種類別の発生量、資源化量及び最終処分量は図2-4-2に、排出及び処理状況は、図2-4-3に示すとおりである。

図2-4-1 建設業の種類別発生量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
発生量	2,072	0.0	85.7	0.4	0.0	2.2	25.3	4.0	136.6	3.4	0.0	0.0	101.6	32.0		1,680.5		0.4
	(100.0%)	(0.0%)	(4.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.1%)	(1.2%)	(0.2%)	(6.6%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(4.9%)	(1.5%)	(0.0%)	(81.1%)	(0.0%)	(0.0%)
資源化量	1,772	0.0	60.1	0.2	0.0	0.0	15.3	3.3	121.6	3.3	0.0	0.0	17.6	28.4		1,522.0		0.0
	(100.0%)	(0.0%)	(3.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.9%)	(0.2%)	(6.9%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.0%)	(1.6%)	(0.0%)	(85.9%)	(0.0%)	(0.0%)
最終処分量	34	0.0	5.7	0.2	0.0	2.2	6.2	0.2	2.4	0.0	0.0	0.0	0.3	2.4		13.6		0.3
	(100.0%)	(0.1%)	(17.1%)	(0.6%)	(0.0%)	(6.7%)	(18.5%)	(0.5%)	(7.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.9%)	(7.2%)	(0.0%)	(40.5%)	(0.0%)	(0.9%)

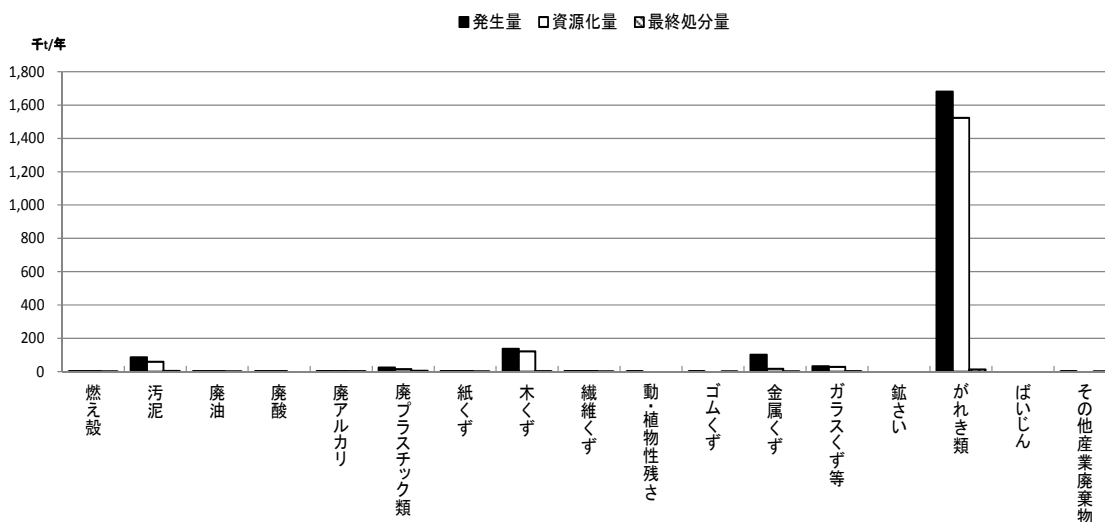
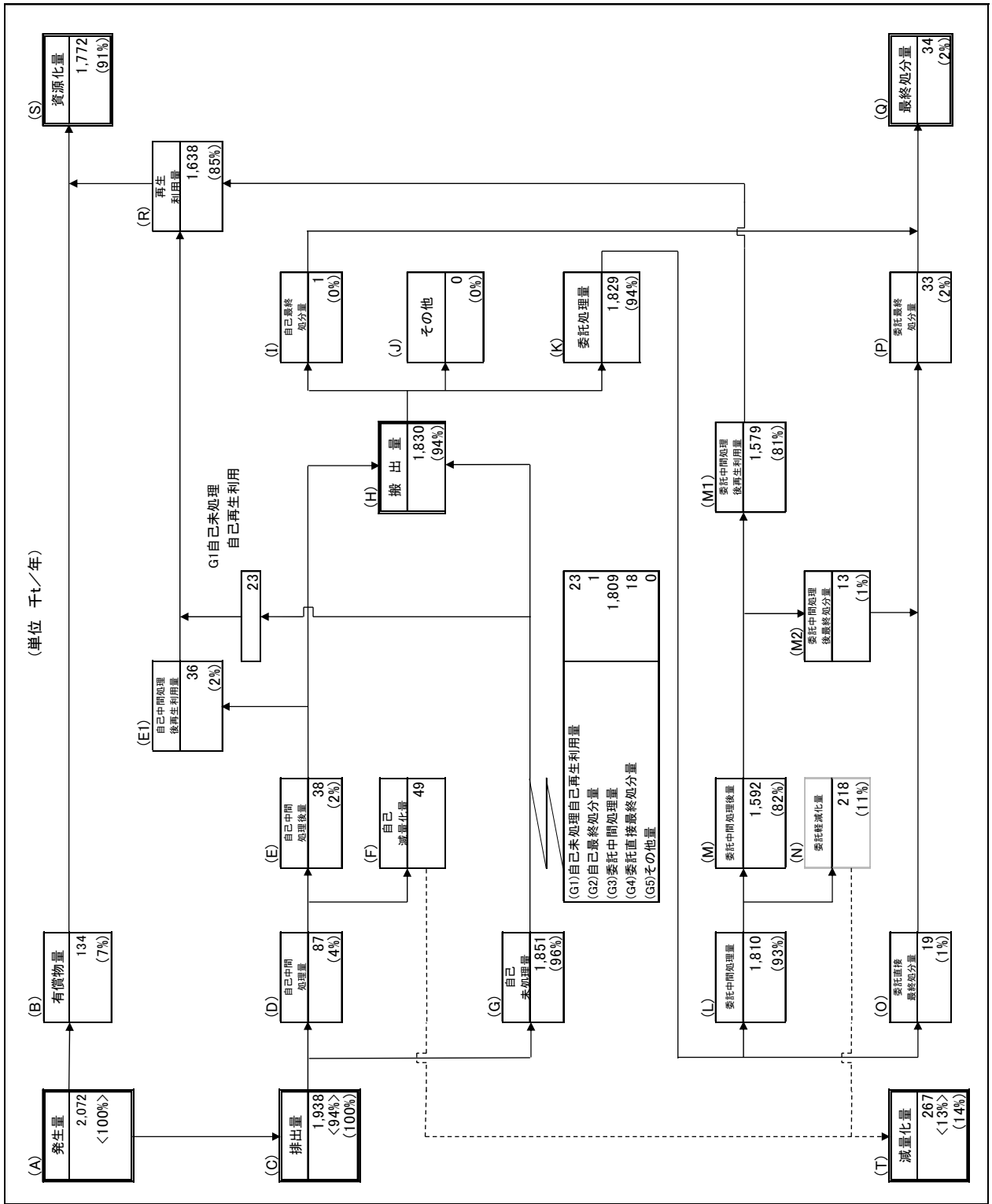


図2-4-2 建設業の種類別発生量、資源化量、最終処分量



注：< >内は発生量に対する割合。()内は排出量に対する割合。

図 2-4-3 建設業からの排出及び処理状況

2 製造業

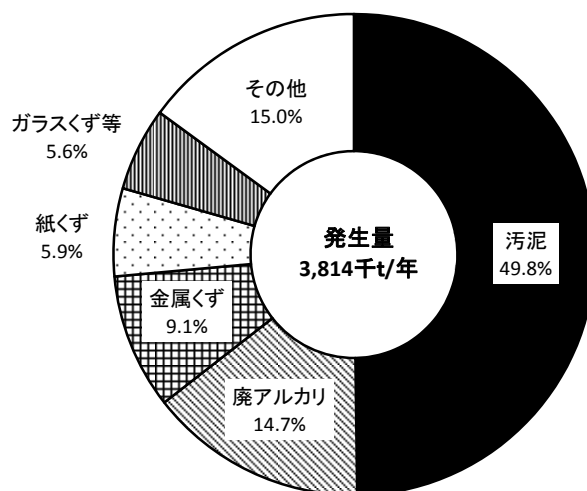
製造業からの発生量は3,814千tとなっており、県全体の発生量の56.2%を占めている。

発生量を種類別にみると、汚泥が1,899千t(49.8%)で最も多く、次いで廃アルカリ559千t(14.7%)、金属くず346.8千t(9.1%)となっている。

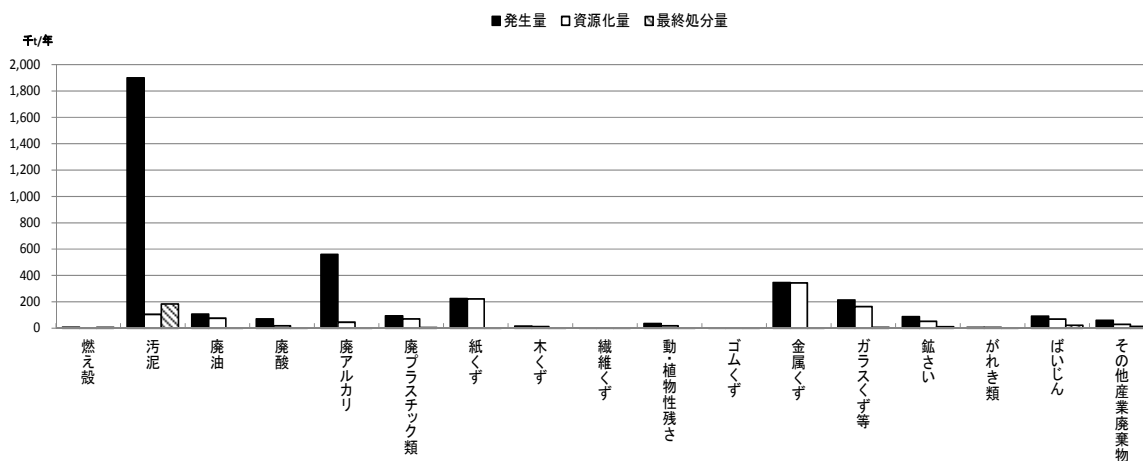
(図2-4-4)

製造業から発生する産業廃棄物の種類別の発生量、資源化量及び最終処分量は図2-4-5に、排出及び処理状況は、図2-4-6に示すとおりである。

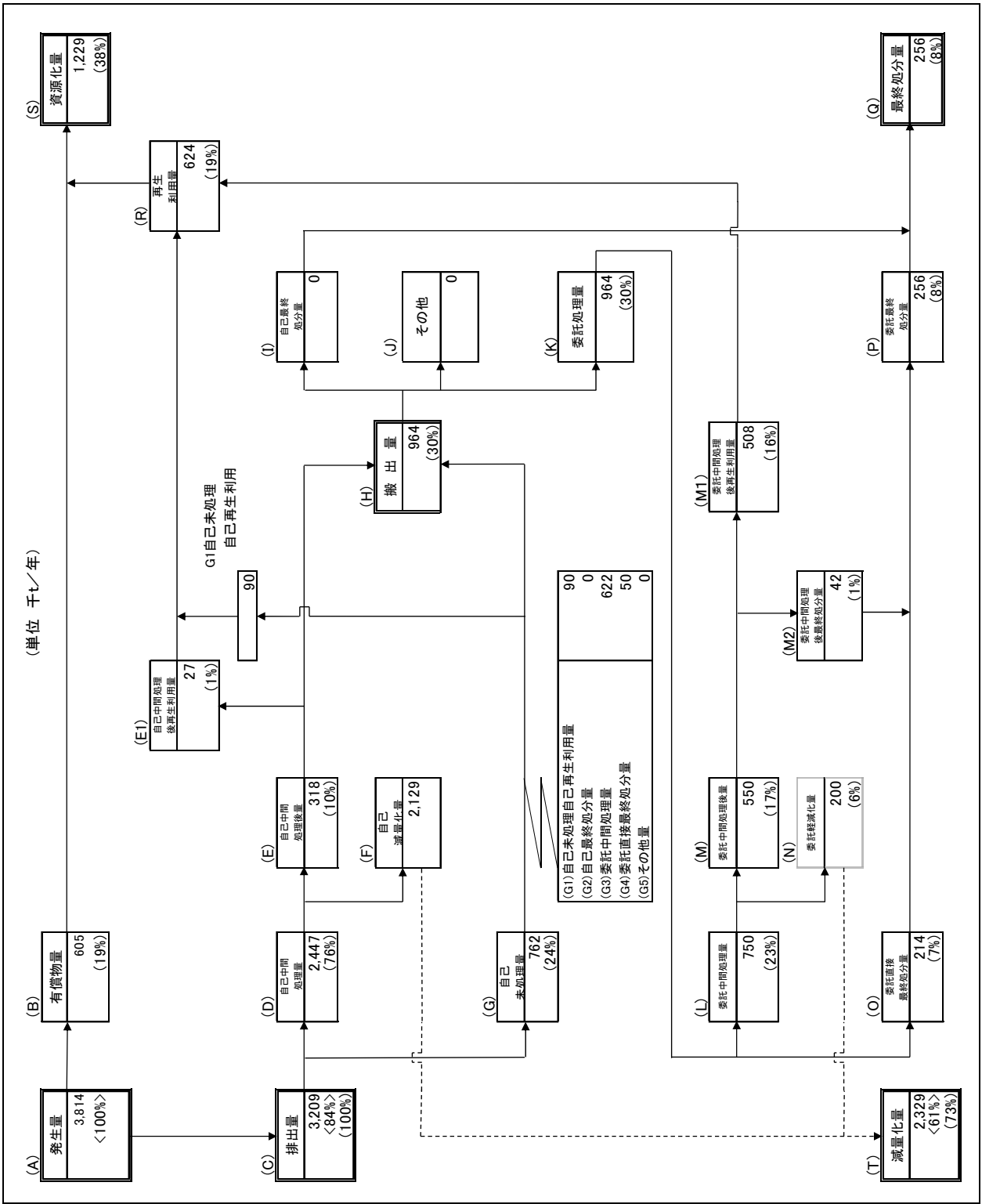
図2-4-4 製造業の種類別発生量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
発生量	3,814.2	7.4	1,899.2	106.3	69.8	559.0	93.8	225.2	14.7	0.5	34.7	0.0	346.8	213.5	86.4	6.0	91.2	59.7
	(100.0%)	(0.2%)	(49.8%)	(2.8%)	(1.8%)	(14.7%)	(2.5%)	(5.9%)	(0.4%)	(0.0%)	(0.9%)	(0.0%)	(9.1%)	(5.6%)	(2.3%)	(0.2%)	(2.4%)	(1.6%)
資源化量	1,229.0	1.1	104.4	75.3	17.2	45.4	70.6	221.8	11.6	0.1	18.0	0.0	343.6	163.8	52.5	5.4	69.1	28.9
	(100.0%)	(0.1%)	(8.5%)	(6.1%)	(1.4%)	(3.7%)	(5.7%)	(18.0%)	(0.9%)	(0.0%)	(1.5%)	(0.0%)	(28.0%)	(13.3%)	(4.3%)	(0.4%)	(5.6%)	(2.3%)
最終処分量	255.9	6.2	183.4	0.5	1.4	2.3	5.9	0.4	0.3	0.0	0.6	0.0	0.3	7.3	11.4	0.6	22.1	13.3
	(100.0%)	(2.4%)	(71.7%)	(0.2%)	(0.5%)	(0.9%)	(2.3%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.1%)	(2.9%)	(4.4%)	(0.2%)	(8.6%)	(5.2%)



2-4-5 製造業の種類別発生量、資源化量、最終処分量



注：< >内は発生量に対する割合。()内は排出量に対する割合。

図 2-4-6 製造業からの排出及び処理状況

3 電気・水道業

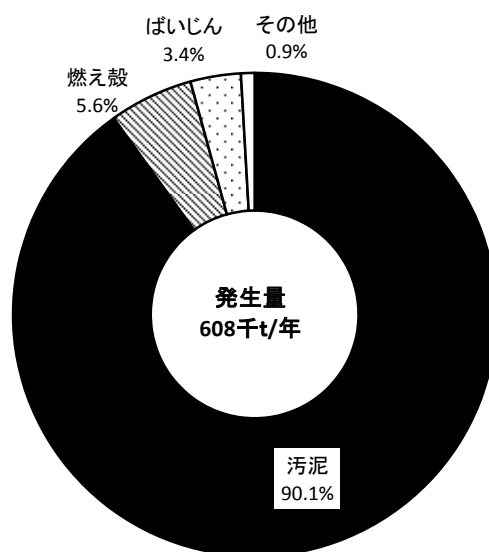
電気・水道業からの発生量は608千tとなっており、県全体の発生量の9.0%を占めている。

発生量を種類別にみると、汚泥が548千t(90.1%)とほとんどを占めている。

(図2-4-7)

電気・水道業から発生する産業廃棄物の種類別の発生量、資源化量及び最終処分量は図2-4-8に、排出及び処理状況は、図2-4-9に示すとおりである。

図2-4-7 電気・水道の種類別発生量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
発生量	608.1 (99.9%)	34.2 (5.6%)	547.9 (90.1%)	0.2 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.2 (0.0%)	0.1 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	1.1 (0.2%)	0.1 (0.0%)	0.0 (0.0%)	3.7 (0.6%)	20.6 (3.4%)	0.1 (0.0%)
資源化量	108.6 (99.9%)	33.7 (31.0%)	52.2 (48.1%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.9 (0.9%)	0.1 (0.1%)	0.0 (0.0%)	1.7 (1.6%)	19.8 (18.2%)	0.1 (0.1%)
最終処分量	0.5 (100.0%)	0.0 (0.0%)	0.3 (50.7%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.2 (38.3%)	0.0 (5.1%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.5%)	0.0 (4.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.8%)

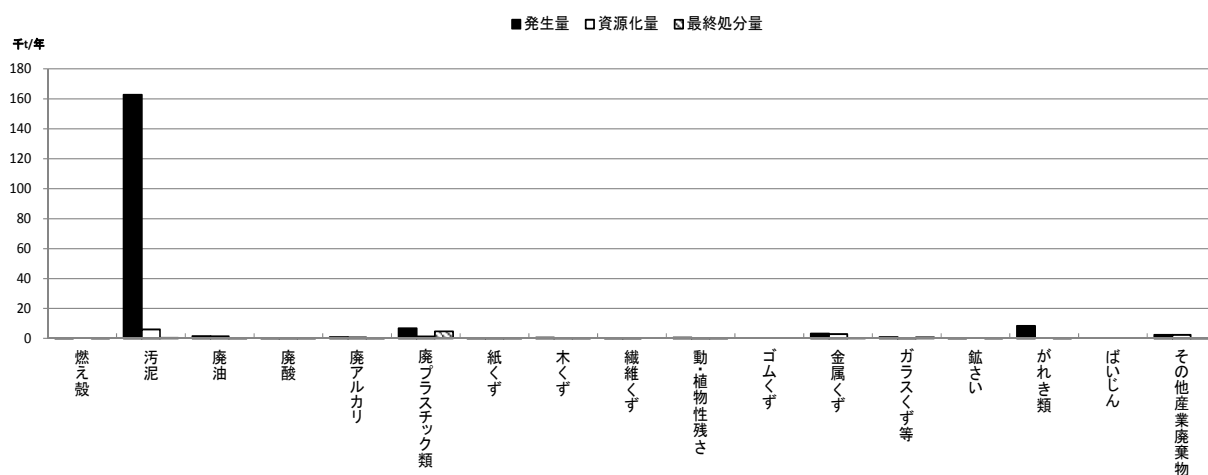
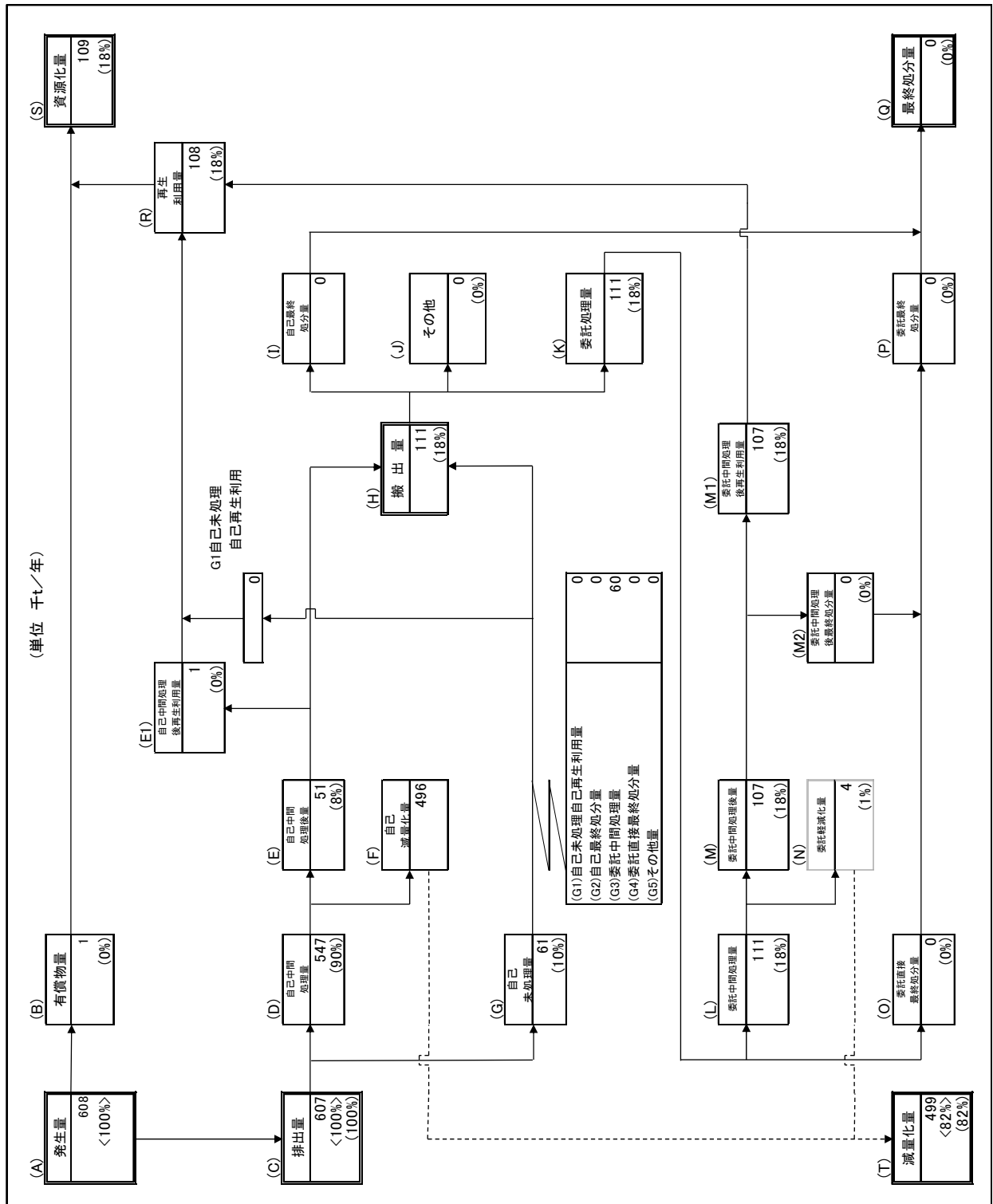


図2-4-8 電気・水道の種類別発生量、資源化量、最終処分量



注：< >内は発生量に対する割合。()内は排出量に対する割合。

図 2-4-9 電気・水道業からの排出及び処理状況

4 運輸業・通信業

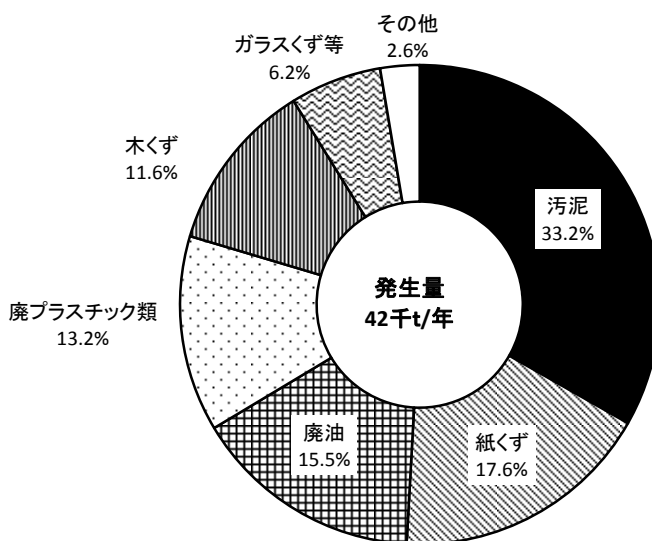
運輸業・通信業からの発生量は42千tとなっている。

発生量を種類別にみると、汚泥が14千t(33.2%)で最も多く、次いで紙くずが7.3千t(17.6%)、となっている。

(図2-4-10)

運輸業・通信業から発生する産業廃棄物の種類別の発生量、資源化量及び最終処分量は図2-4-11に、排出及び処理状況は、図2-4-12に示すとおりである。

図2-4-10 運輸業・通信業の種類別発生量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
発生量	41.5	0.1	13.8	6.4	0.1	0.0	5.5	7.3	4.8	0.0	0.2	0.6	2.6	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
	(100.0%)	(0.1%)	(33.2%)	(15.5%)	(0.3%)	(0.0%)	(13.2%)	(17.6%)	(11.6%)	(0.1%)	(0.4%)	(0.0%)	(1.4%)	(6.2%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)
資源化量	20.8	0.1	5.2	5.9	0.0	0.0	1.7	0.0	4.7	0.0	0.0	0.6	2.5	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	(100.0%)	(0.3%)	(25.0%)	(28.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(8.3%)	(0.2%)	(22.6%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(2.8%)	(12.2%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)
最終処分量	2.4	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	(100.0%)	(0.0%)	(81.5%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(10.3%)	(0.0%)	(3.5%)	(0.0%)	(0.4%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.8%)	(0.0%)	(3.1%)	(0.0%)	(0.1%)

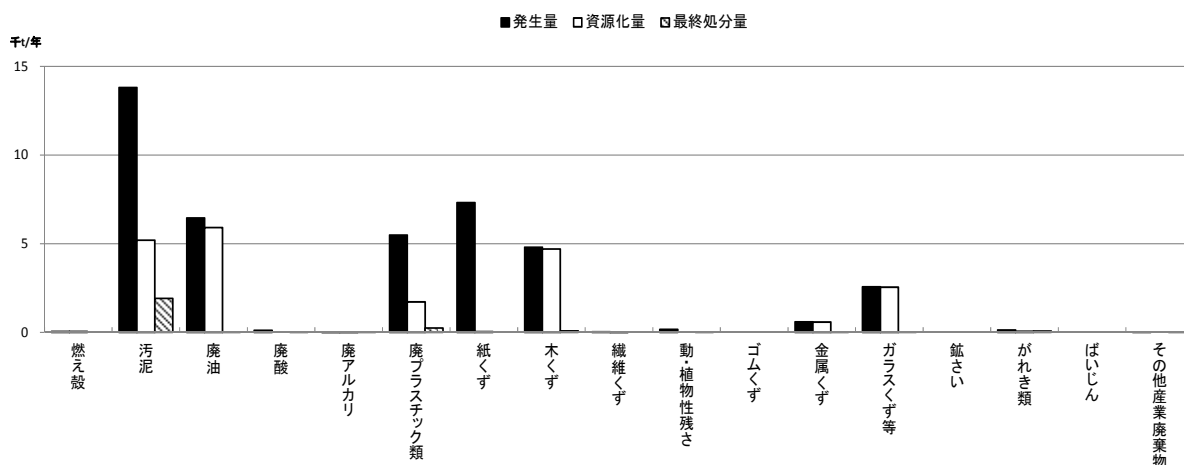
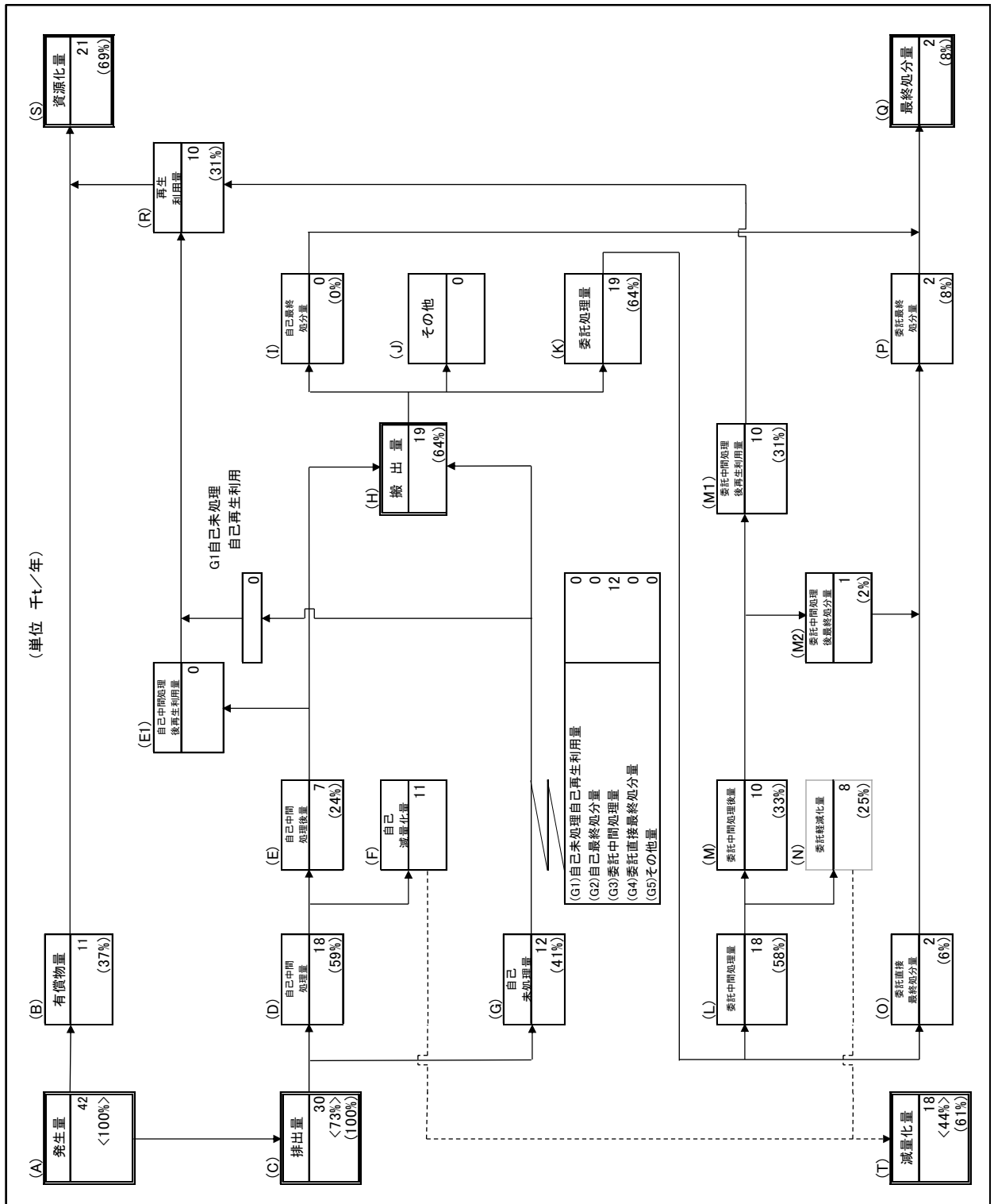


図2-4-11 運輸業・通信業の種類別発生量、資源化量、最終処分量



注：< >内は発生量に対する割合。()内は排出量に対する割合。

図 2-4-12 運輸業・通信業からの排出及び処理状況

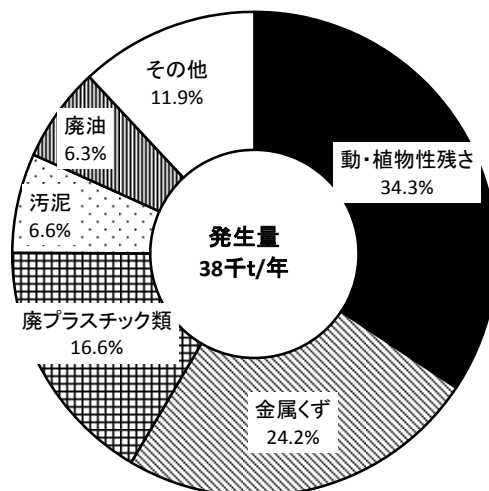
5 卸・小売業

卸・小売業からの発生量は38千tと
なっている。

発生量を種類別にみると、動・植物
性残さが13.1千t(34.3%)で最も多
く、次いで金属くず9.2千t(24.2%)
となっている。(図2-4-13)。

卸・小売業から発生する産業廃棄物
の種類別の発生量、資源化量及び最終
処分量は図2-4-14に、排出及び処理状
況は、図2-4-15に示すとおりである。

図2-4-13 卸・小売業の種類別発生量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物	
発生量	38.1		2.5	2.4	0.0	0.7	6.3	1.8	1.7	0.0	13.1		9.2	0.4					0.1
	(100.0%)	(0.0%)	(6.6%)	(6.3%)	(0.0%)	(1.7%)	(16.6%)	(4.6%)	(4.4%)	(0.0%)	(34.3%)	(0.0%)	(24.2%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.2%)
資源化量	27.3		0.4	1.7	0.0	0.6	3.2	0.8	0.9	0.0	10.7		8.8	0.3					0.0
	(100.0%)	(0.0%)	(1.3%)	(6.1%)	(0.0%)	(2.2%)	(11.7%)	(2.8%)	(3.3%)	(0.0%)	(39.3%)	(0.0%)	(32.4%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
最終処分量	2.5		0.5	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.7	0.0	0.0		0.1	0.1					0.0
	(100.0%)	(0.0%)	(19.4%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(39.4%)	(1.4%)	(27.8%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(5.6%)	(4.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.8%)

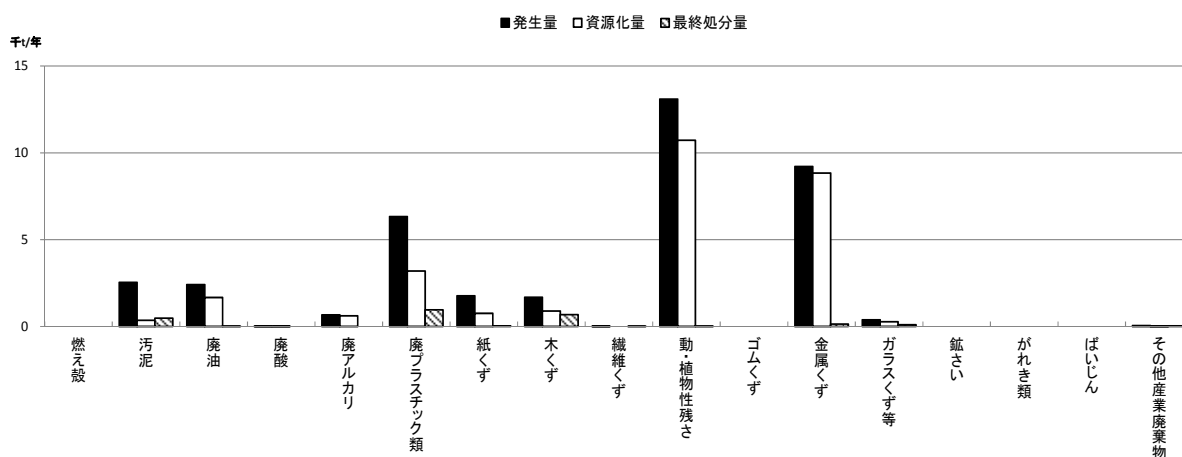
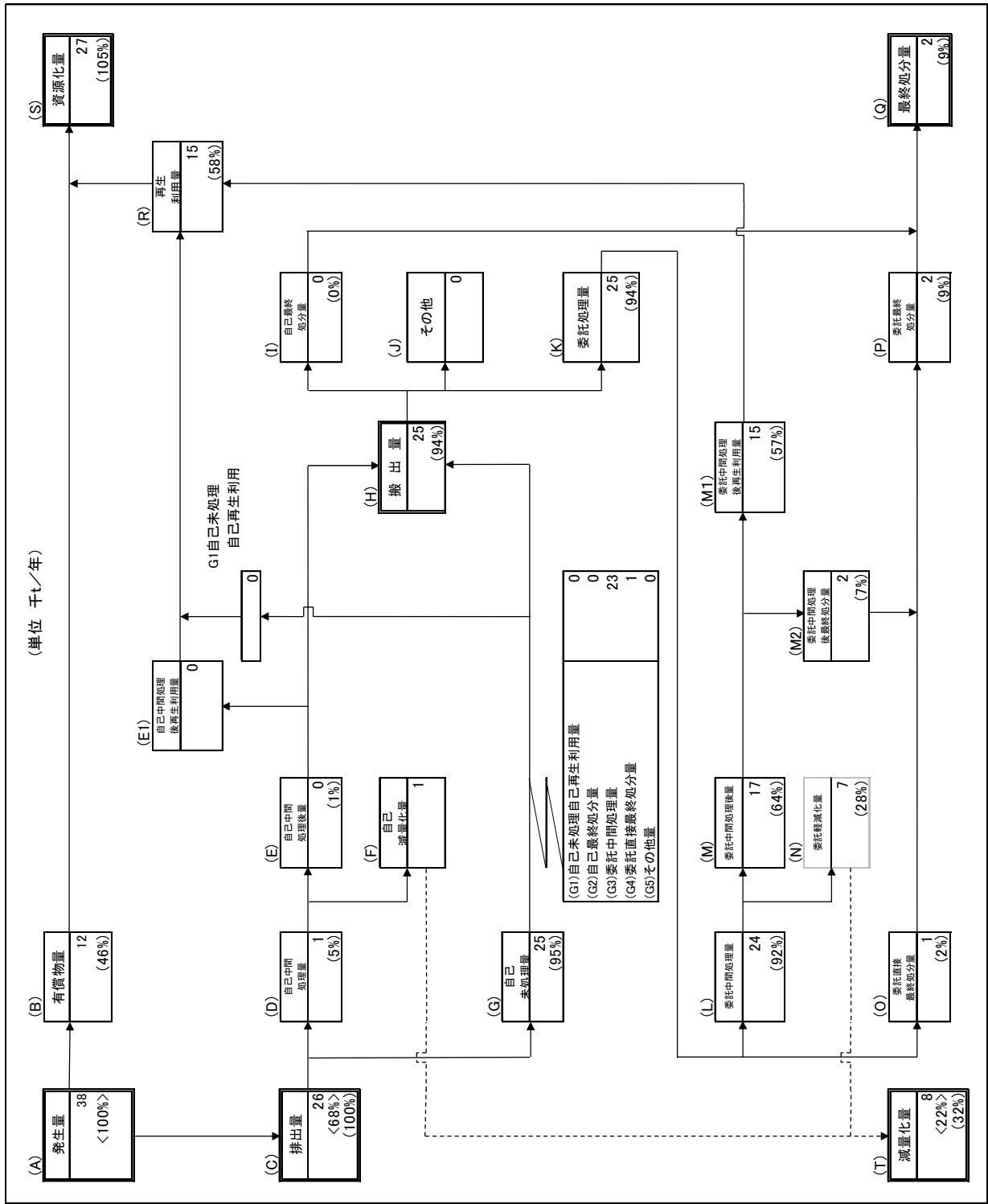


図2-4-14 卸・小売業の種類別発生量、資源化量、最終処分量



注：< >内は発生量に対する割合。()内は排出量に対する割合。

図 2-4-15 御・小売業からの排出及び処理状況

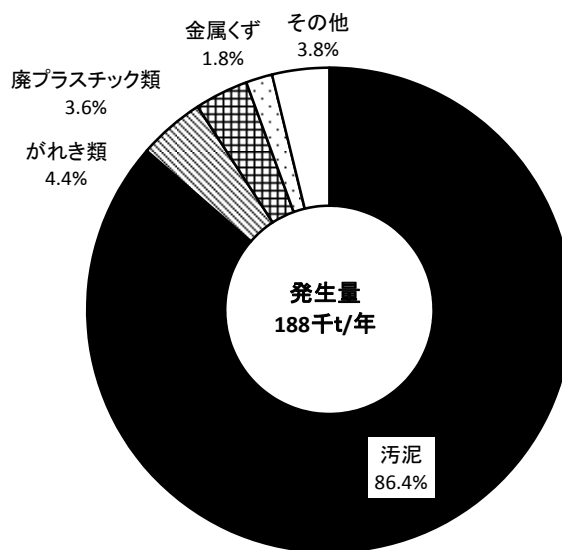
6 サービス業

サービス業からの発生量は188千tとなっている。

発生量を種類別にみると、汚泥が162.7千t(86.4%)で最も多く、次いでがれき類8.4千t(4.4%)となっている(図2-4-16)。

サービス業から発生する産業廃棄物の種類別の発生量、資源化量及び最終処分量は図2-4-17に、排出及び処理状況は、図2-4-18に示すとおりである。

図2-4-16 サービス業の種類別発生量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
発生量	188.3 (100.0%)	0.1 (0.0%)	162.7 (86.4%)	1.6 (0.8%)	0.0 (0.0%)	1.0 (0.5%)	6.7 (3.6%)	0.1 (0.0%)	0.5 (0.3%)	0.0 (0.0%)	0.6 (0.3%)		3.3 (1.8%)	0.9 (0.5%)	0.0 (0.0%)	8.4 (4.4%)		2.5 (1.3%)
資源化量	15.1 (100.0%)	0.0 (0.0%)	6.1 (40.2%)	1.4 (9.2%)	0.0 (0.1%)	0.6 (4.3%)	1.2 (8.2%)	0.0 (0.1%)	0.3 (2.1%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)		2.9 (19.3%)	0.1 (0.9%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)		2.4 (15.6%)
最終処分量	6.7 (100.0%)	0.1 (0.8%)	0.5 (6.9%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.6%)	4.8 (70.7%)	0.0 (0.1%)	0.1 (1.4%)	0.0 (0.0%)	0.2 (3.1%)		0.3 (3.8%)	0.7 (11.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)		0.1 (1.5%)

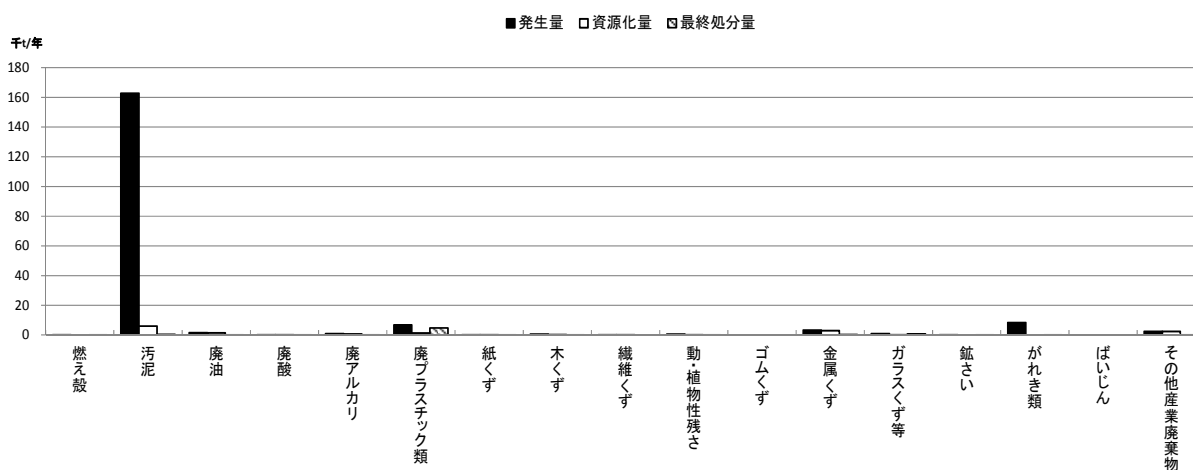
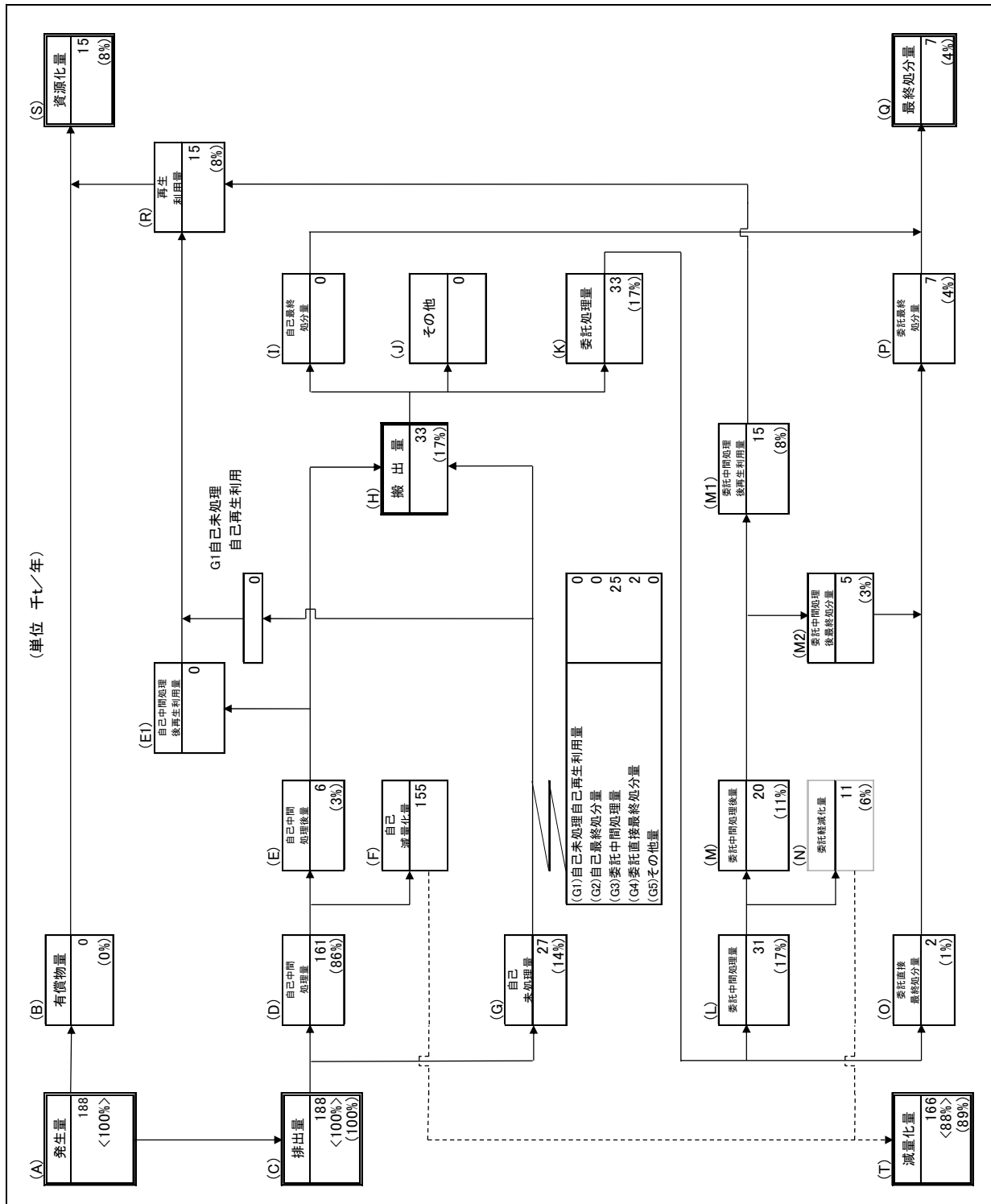


図2-4-17 サービス業の種類別発生量、資源化量、最終処分量



注：< >内は発生量に対する割合。()内は排出量に対する割合。

図 2-4-18 サービス業からの排出及び処理状況

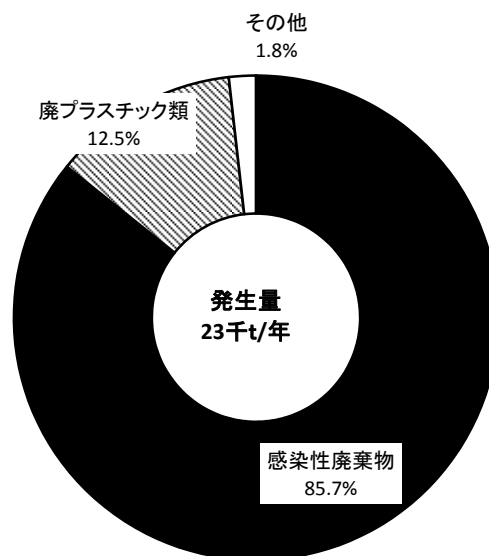
7 医療業

医療業からの発生量は23千tとなっている。

発生量を種類別にみると、感染性廃棄物が19.5千t(85.7%)で最も多く、次いで廃プラスチック類2.8千t(12.5%)となっている(図2-4-19)。

医療業から発生する産業廃棄物の種類別の発生量、資源化量及び最終処分量は図2-4-20に、排出及び処理状況は、図2-4-21に示すとおりである。

図2-4-19 医療業の種類別発生量



(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	感染性廃棄物	その他産業廃棄物
発生量	22.8		0.1	0.0	0.0	0.0	2.8	0.0	0.0			0.0	0.2	0.1			19.5	0.0
	(99.9%)	(0.0%)	(0.5%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.0%)	(12.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.8%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(85.7%)	(0.0%)
資源化量	2.0		0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0			0.0	0.2	0.0			0.7	0.0
	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.9%)	(0.5%)	(51.0%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.1%)	(8.8%)	(1.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(37.2%)	(0.1%)
最終処分量	2.4		0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0			0.0	0.0	0.0			2.0	0.0
	(100.0%)	(0.0%)	(0.6%)	(0.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(16.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(81.8%)	(0.1%)

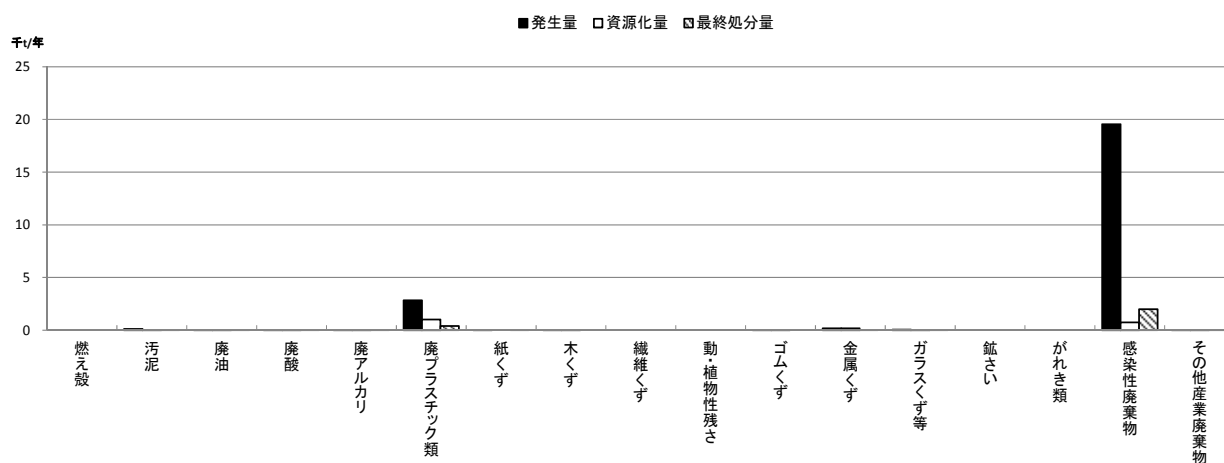
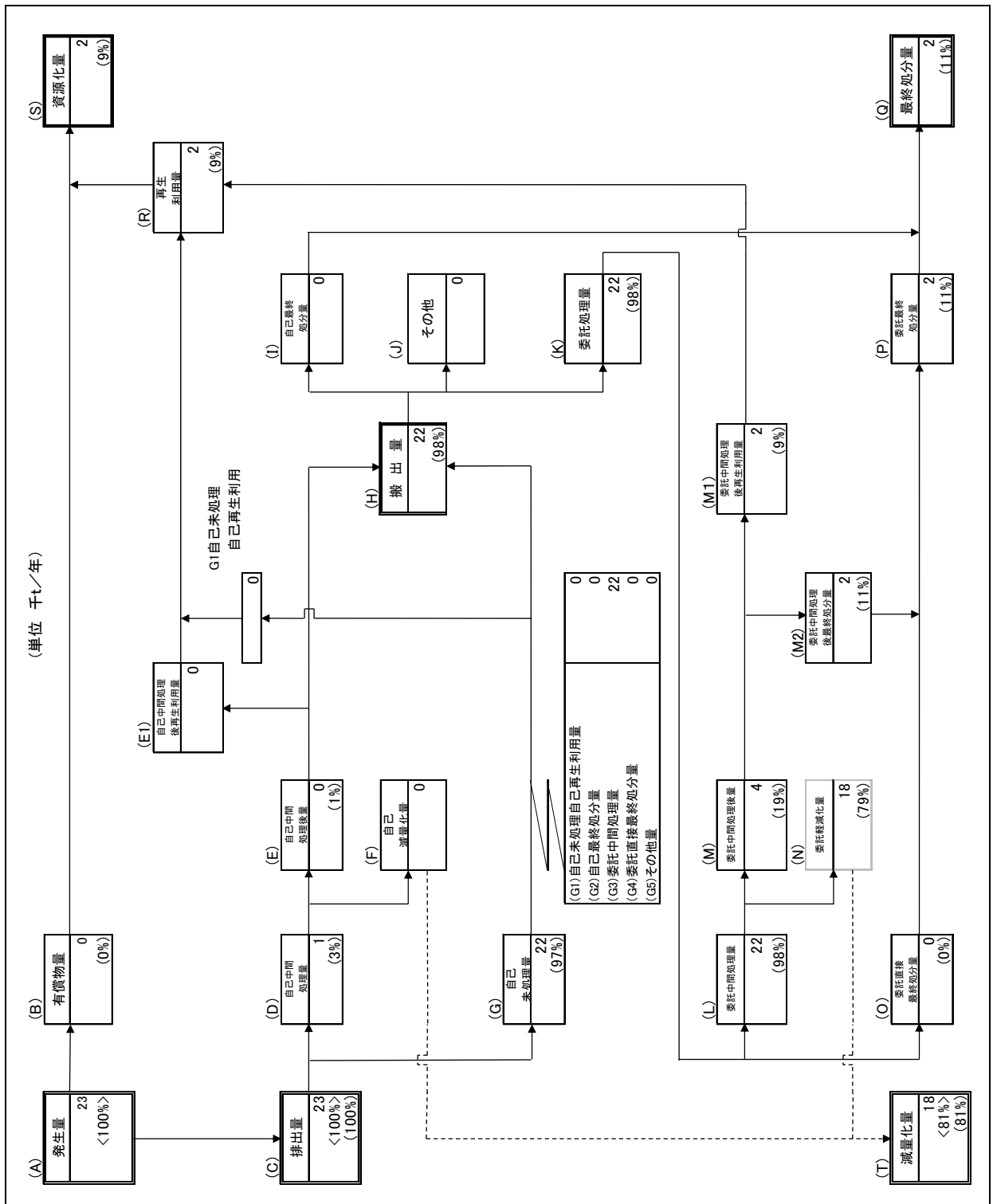


図2-4-20 医療業の種類別発生量、資源化量、最終処分量



注：< >内は発生量に対する割合。()内は排出量に対する割合。

図 2-4-21 医療業からの排出及び処理状況

第3章 産業廃棄物発生量等の比較

第1節 前回調査結果との比較

1 発生・排出状況の比較

本調査はアンケート調査等によって得られた標本の産業廃棄物量と集計活動量指標から排出原単位を算出し、その原単位に、業種別の調査対象全体における調査当該年度の活動量指標を掛け合わせて算出した推計量である。

平成25年度の発生量、排出量を前回調査（平成20年度実績）と比較すると、発生量（-805千t）、排出量（-992千t）で、ともに減少している。

発生量の種類別にみると、特に汚泥（-1,046千t）、の減少が著しくなっている。

（図3-1-1）

なお、グラフは発生量を比較したものである。

(千t/年)	H20		H25		発生量増減		排出量増減	
	発生量	排出量	発生量	排出量	H20	H25	H20	H25
合計	7,590	7,014	6,785	6,022	3,047	-805	2,694	-992
燃え殻	32	32	42	41	6	10	6	9
汚泥	3,765	3,753	2,712	2,707	1,636	-1,053	1,628	-1,046
廃油	176	120	117	68	47	-59	8	-52
廃酸	112	83	70	69	75	-42	55	-14
廃アルカリ	231	225	563	563	129	332	126	338
廃プラスチック	161	133	141	123	-30	-20	-41	-10
紙くず	9	6	238	18	-1	229	-4	12
木くず	184	183	158	154	116	-26	119	-29
繊維くず	1	1	4	4	-	3	-	3
動・植物性残さ	32	27	48	35	-71	16	-73	8
ゴムくず	1	1	0	0	-2	-1	-2	-1
金属くず	473	41	463	153	241	-10	-35	112
ガラスくず等	468	464	250	244	334	-218	331	-220
鉱さい	117	117	86	86	29	-31	32	-31
がれき類	1,698	1,698	1,699	1,572	458	1	466	1
ばいじん	92	92	112	107	48	20	48	20
その他廃棄物	38	37	82	79	32	44	31	42

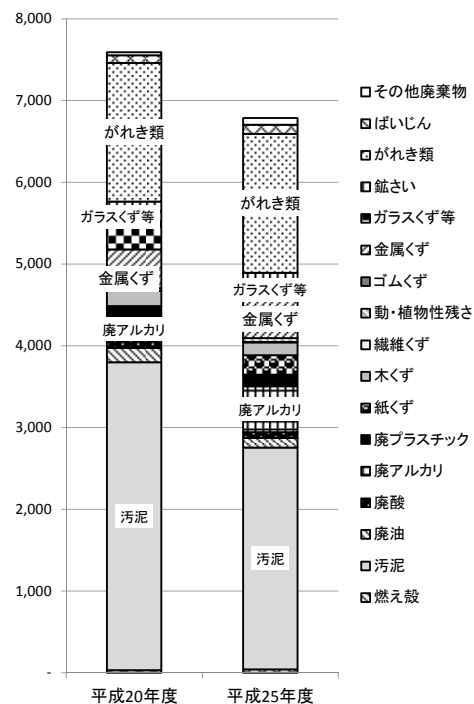


図3-1-1 種類別の発生量・排出量の比較

業種別の発生量を比較すると、製造業（-916千t）や電気・水道業（-152千t）で大きく減少している。
 (図3-1-2)

(千t/年)	H20		H25		発生量増減		排出量増減	
	発生量	排出量	発生量	排出量	H20	H25	H20	H25
合計	7,590	7,014	6,785	6,022	3,047	-805	2,694	-992
建設業	2,049	2,034	2,072	1,938	609	23	603	-96
製造業	4,730	4,171	3,814	3,209	2,237	-916	1,888	-962
電気・水道業	760	760	608	607	195	-152	195	-153
運輸業	5	4	42	30	1	37	1	26
卸・小売業	36	34	38	26	3	2	3	-8
サービス業	5	5	188	188	2	183	3	183
医療業	6	6	23	23	1	17	1	17

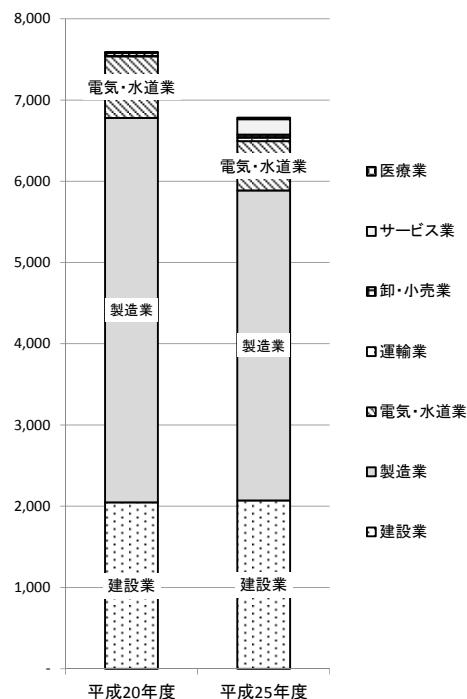


図 3-1-2 業種別の発生量・排出量の比較

2 処理状況の比較

発生量に対する各処理量の割合を前回調査と比較すると表3-1-3のとおりである。

表 3-1-3 処理状況の比較

(千t/年)	発生量		排出量		減量化量		資源化量		最終処分量	
平成20年度	7,590	(100.0%)	7,014	(92.4%)	3,958	(52.1%)	3,250	(42.8%)	382	(5.0%)
平成25年度	6,785	(100.0%)	6,022	(88.8%)	3,306	(48.7%)	3,175	(46.8%)	304	(5.0%)
H20増減(率)	3,047	(67.1%)	2,694	(62.4%)	1,521	(62.4%)	1,327	(69.0%)	214	(127.4%)
H25増減(率)	-805	(-10.6%)	-992	(-14.1%)	-652	(-16.5%)	-75	(-2.3%)	-78	(-20.4%)

第2節 排出状況の将来見込み

排出量の将来予測は、次の考え方で行った。

産業廃棄物の排出原単位が、将来にわたり一定であると仮定して、各種活動量指標を将来推計し、推計した活動指標に平成25年度の原単位を乗じて排出量を予測した。

(千t/年)	H25	H30	H35
建設業	1,938	1,999	2,109
製造業	3,209	3,286	3,539
電気・水道業	607	593	571
その他	267	261	256
排出量計	6,022	6,140	6,475

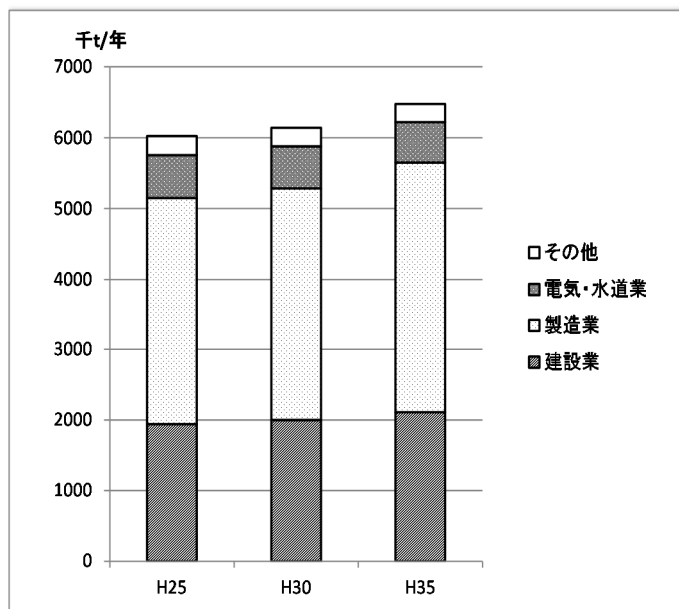


図 3-2-1 業種別排出量の将来見込み

(千t/年)	H25	H30	H35
汚泥	2,707	2,739	2,869
がれき類	1,572	1,621	1,710
廃プラスチック類	123	125	132
ガラスくず等	244	250	268
廃油	68	69	74
動植物残さ	35	35	38
廃アルカリ	563	576	621
鉱さい	86	88	95
その他	624	636	669
排出量計	6,022	6,140	6,475

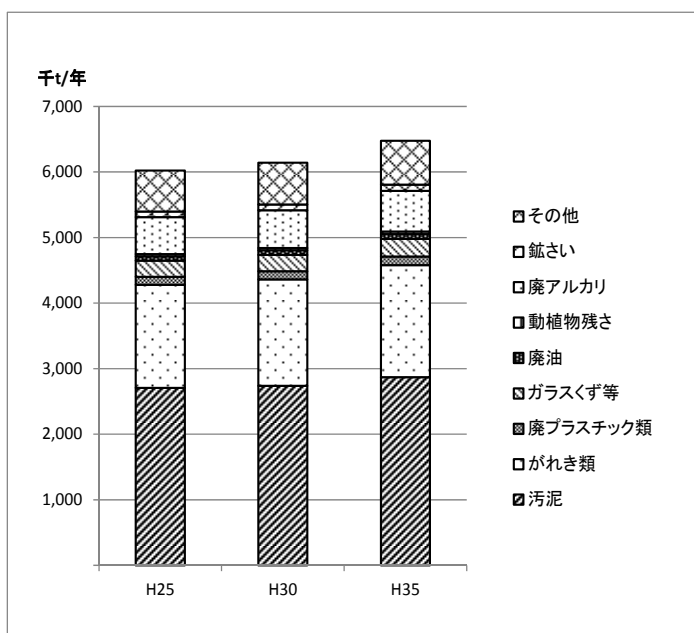


図 3-2-2 種類別排出量の将来見込み

発生量に対する各処理量見込みの割合を見ると表 3-2-3 のとおりである。

処理量の将来予測は、現状の業種別、種類別の排出量に対する処理方法等の割合が将来も一定であると仮定し算出した。

排出量に対する資源化量の割合は、増加する見込みとなっており、最終処分量の割合はほぼ横ばいであることが見込みとなっている。

表 3-2-3 処理状況の将来見込み

	発生量		排出量		資源化量		最終処分量	
	数量	割合	数量	割合	数量	割合	数量	割合
平成25年度	6,785	(100.0%)	6,022	(88.8%)	3,175	(46.8%)	304	(4.5%)
平成30年度	6,921	(100.0%)	6,140	(88.7%)	3,256	(47.0%)	311	(4.5%)
平成35年度	7,311	(100.0%)	6,475	(88.6%)	3,448	(47.2%)	333	(4.5%)

第4章 農業、鉱業を含めた産業廃棄物

第1節 農業

農業からの産業廃棄物は、関係部門の資料を基に畜産農業からの動物のふん尿及び施設園芸農業からの廃プラスチック類について調査を実施した。

その結果は表 4-1-1、表 4-1-2 のとおりである。

表 4-1-1 農業からの産業廃棄物

対象物	関連資料の出典等	排出量
動物のふん尿	＊活動量：「都道府県別家畜・鶏飼養頭羽数」 （「日本統計年鑑」総務省統計局）による 「食鳥流通統計調査」 （農林水産省資料）による ＊ふん尿発生原単位：「堆肥化施設設計マニュアル」 （中央畜産会）による	943 千 t /年
農業系廃プラスチック類	＊発生量：三重県農業用使用済プラスチック 適正処理推進協議会の調査による	348t/年

表 4-1-2 農業系廃プラスチック類

(t/年)

再生処理	埋立処理	焼却処理	その他	合計
215	98	35	0	348

第2節 鉱業

鉱業からの産業廃棄物については、標本調査により実施した。

鉱業からの発生量は、1,593 千 t となっている。種類別にみると汚泥が 1,437 千 t と全体の約 90% を占めている。（表 4-2-1）

表 4-2-1 鉱業からの産業廃棄物

(千t/年)

発生量	有償物量	排出量	減量化量
1,593 (100%)	54 (3%)	1,540 (97%)	1,202 (75%)

第3節 農業、鉱業を含めた総発生量

農業、鉱業を含めた産業廃棄物の総発生量は、9,322千tとなっている。
業種別種類の発生量は、表4-3-1に示すとおりである。

表4-3-1 農業、鉱業を含めた総発生量 (千t)

	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業 通信業	卸・小売業	サービス業	医療業	農業	鉱業	計
燃え殻	0	7	34	0		0				42
汚泥	86	1,899	548	73	3	104	0		1,437	4,149
廃油	0	106	0	7	2	1	0		53	170
廃酸	0	70	0	0	0	0	0			70
廃アルカリ	2	559	0	0	1	1	0			563
廃プラスチック類	25	94	0	6	6	7	3	0	0	141
紙くず	4	225	0	7	2	0	0			238
木くず	137	15	0	5	2	1	0			158
繊維くず	3	0		0	0	0				4
動・植物性残さ	0	35		0	13	1				48
ゴムくず	0	0	0				0		0	0
金属くず	102	347	1	1	9	3	0		1	463
ガラスくず等	32	214	0	3	0	1	0		77	327
鉱さい		86	0			0				86
がれき類	1,681	6	4	0		8			26	1,725
ばいじん		91	21							112
動物の糞尿								943		943
その他産業廃棄物	0	60	0	2	0	0	20		0	82
計	2,072	3,814	608	104	38	126	23	943	1,593	9,322

単位(千t)

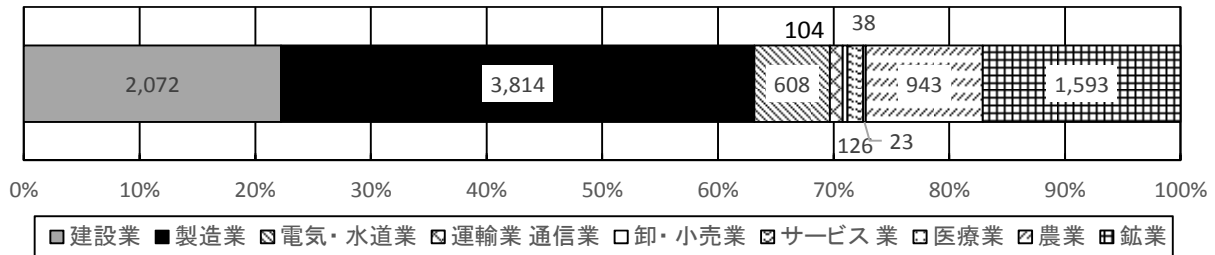


図4-3-2 産業廃棄物発生量の業種別割合

単位(千t)

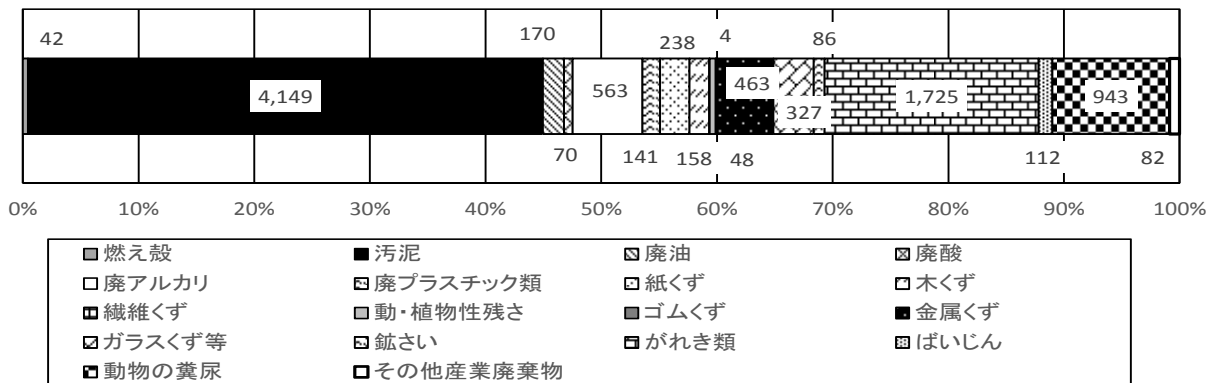


図4-3-3 産業廃棄物発生量の種類別割合

第5章 産業廃棄物に関する意識調査の結果(排出事業者対象)

「産業廃棄物実態調査」に併せて行った、排出事業者に対する産業廃棄物に関する意識調査の結果概要を次に記す。

第1節 調査概要

設問は、下記の6項目について調査した。

1. 産業廃棄物の発生抑制やリサイクル（再利用・再生利用）への取組等
2. 産業廃棄物の適正処理への取組
3. 産業廃棄物の発生や処理における地球温暖化対策の取組
4. 産業廃棄物処理体制の整備
5. 不法投棄を許さない社会をつくる取組
6. 三重県の廃棄物関連施策

※調査に関する注意事項

調査項目によっては複数選択可能な設問もあり、割合の合計が100%を超える場合がある。

また、単一選択項目でも四捨五入の関係より100%を超えることもある。

設問によっては、業種別の割合を表している箇所があるが、集計の都合上業種を8業種にまとめている。業種の区分を下記に記す。

集計表記業種	業種名
建設業	建設業
製造業	製造業
電気・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業
運輸業	運輸業・郵便業
卸・小売業	卸売業・小売業
医療・福祉	医療・福祉
サービス業	学術研究・専門・技術サービス業 宿泊業・飲食サービス業 生活関連サービス業・娯楽業 複合サービス業 サービス業（他に分類されないもの）
その他	鉱業・採石業・砂利採取業 不動産業・物品賃貸業 教育・学習支援業

第2節 意識調査回答の概要

本調査は、発送数が6,246通、回答数が1,487通、有効回答数が1,485通 回答率は23.7%

第3節 意識調査回答の結果

1 産業廃棄物の発生抑制やリサイクル(再利用・再生利用)への取組等

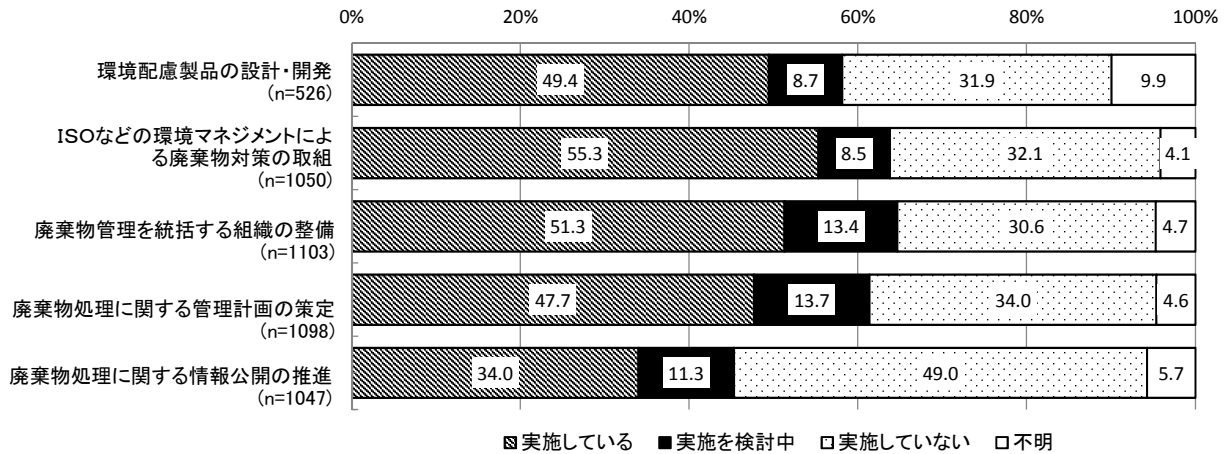
(1)取組の状況

<総合的事項>

・総合的事項で最も取り組まれている事項は「ISOなどの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組」で55.3%となっている。

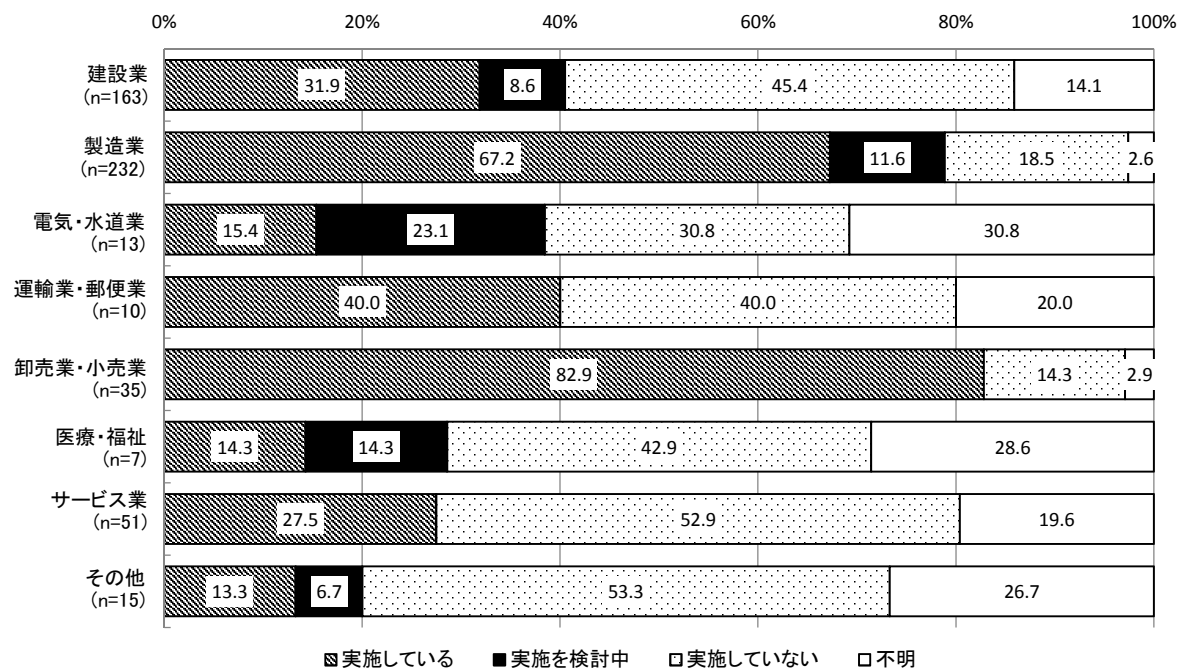
・実施を検討中のものも含めると「廃棄物管理を統括する組織の整備」が64.7%と高くなっている。

総合的事項(全業種計)



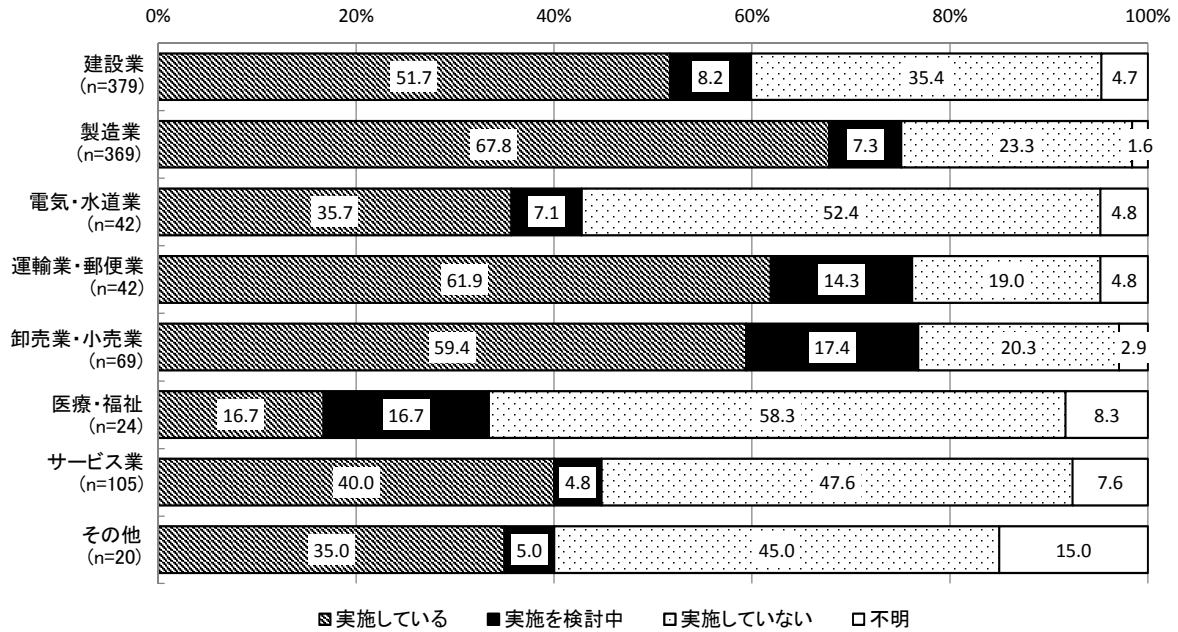
・環境配慮製品の設計・開発を既に実施している事業所が最も高い業種は「卸・小売業」で82.9%となっている。

環境配慮製品の設計・開発



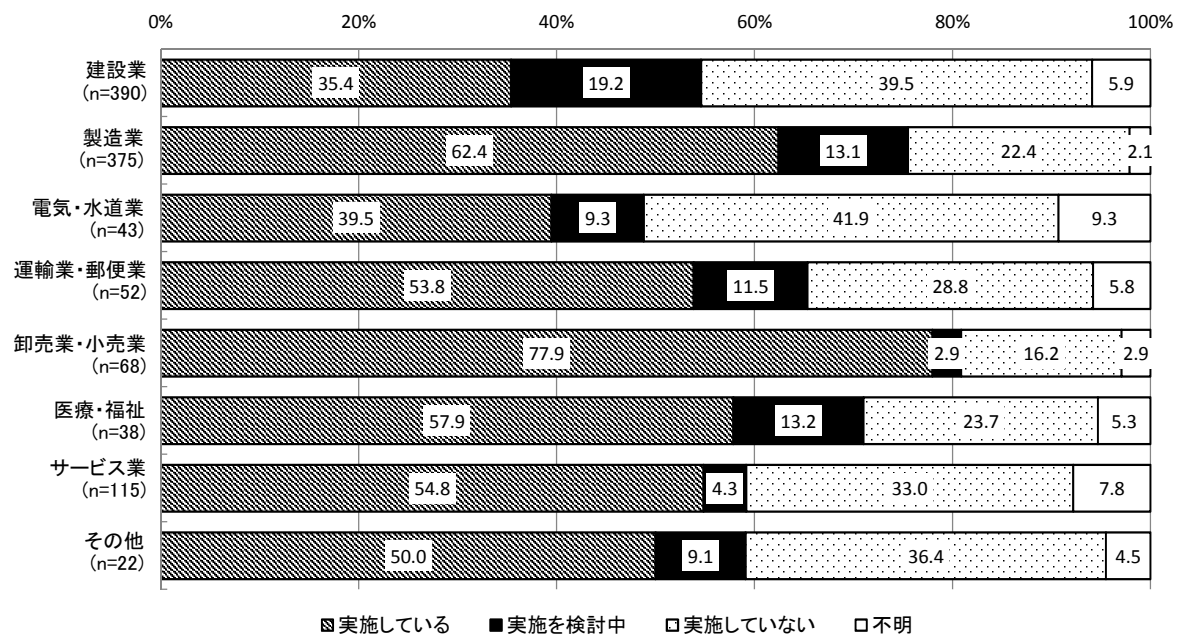
・ISOなどの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組状況が6割を超えているのは、「製造業」と「運輸・郵便業」となっている。

ISOなどの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組



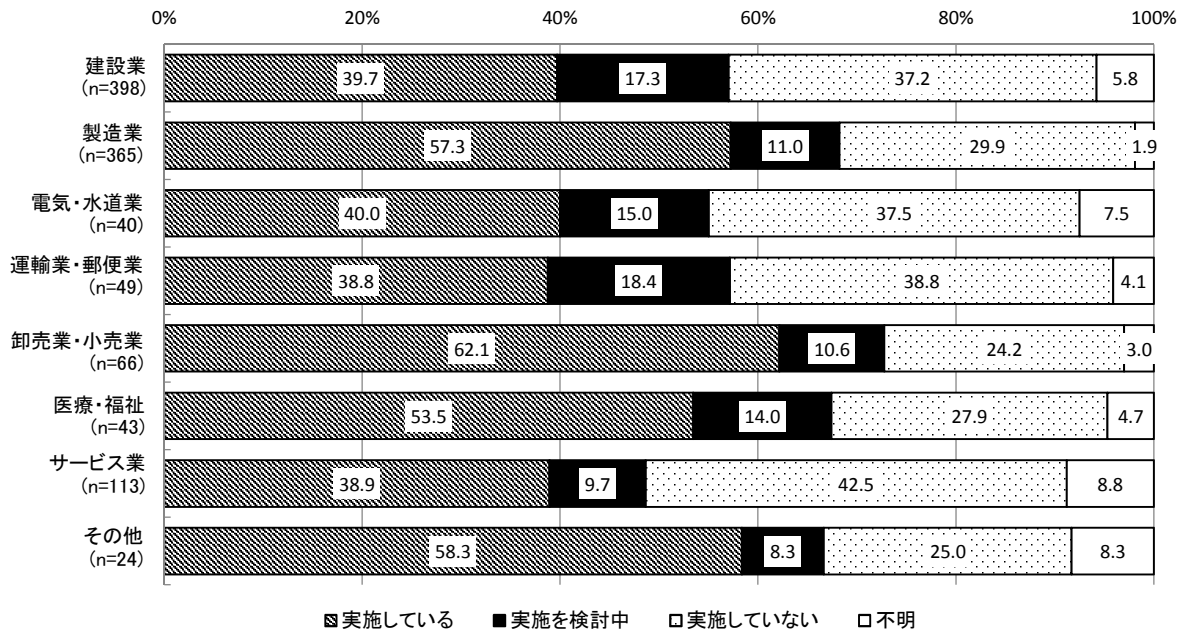
・廃棄物管理を統括する組織の整備状況が6割を超えているのは、「製造業」と「卸売業・小売業」となっている。

廃棄物管理を統括する組織の整備



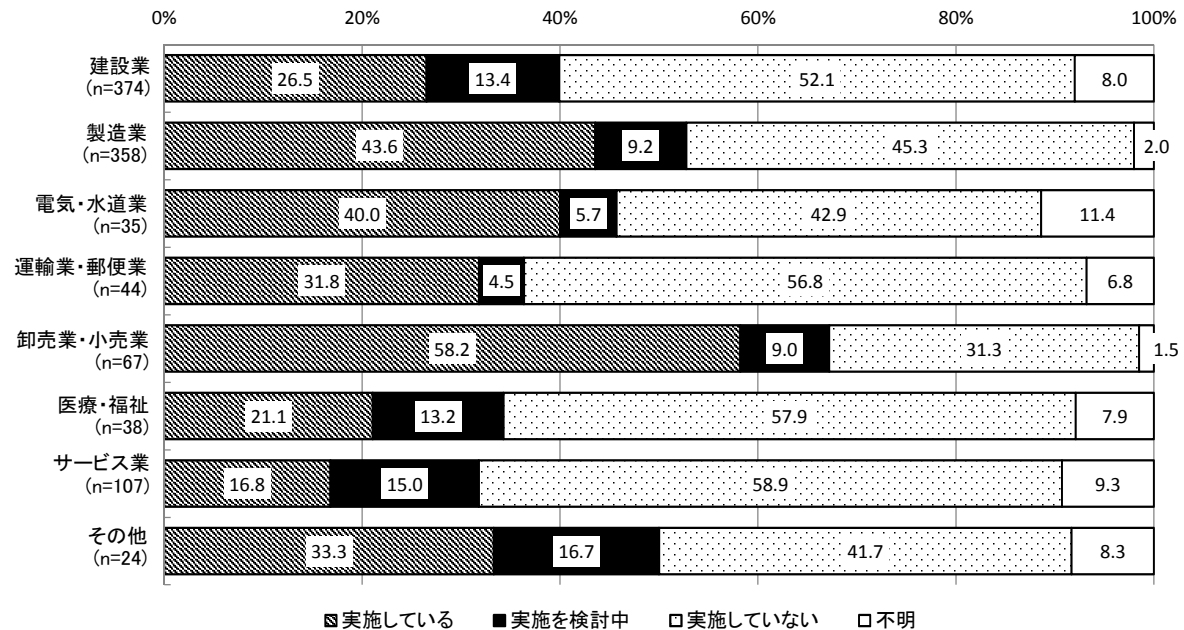
・廃棄物処理に関する管理計画の策定の取組状況が6割を超えているのは、「卸売業・小売業」となっている。

廃棄物処理に関する管理計画の策定



・廃棄物処理に関する情報公開の推進の取組状況が5割を超えているのは、「卸売業・小売業」となっている。

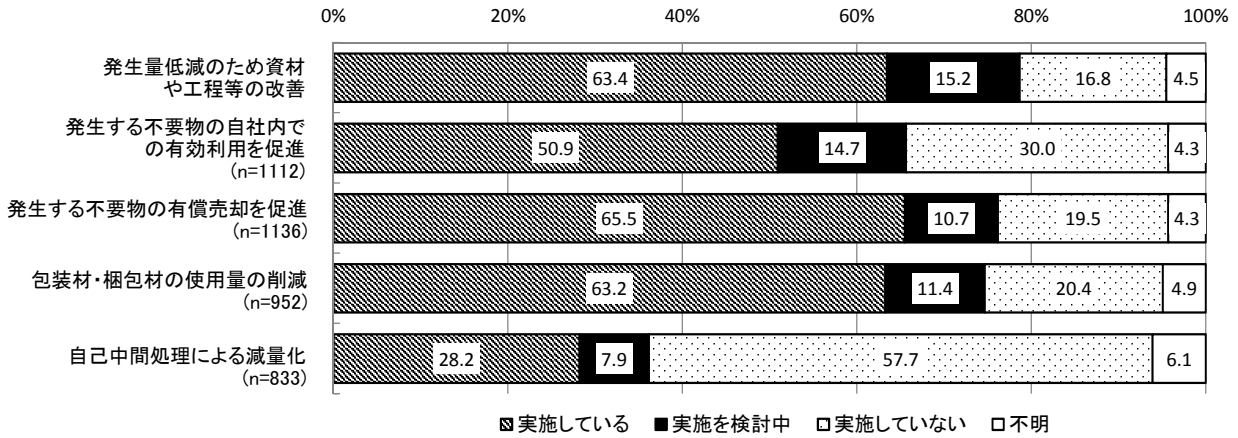
廃棄物処理に関する情報公開の推進



<発生抑制>

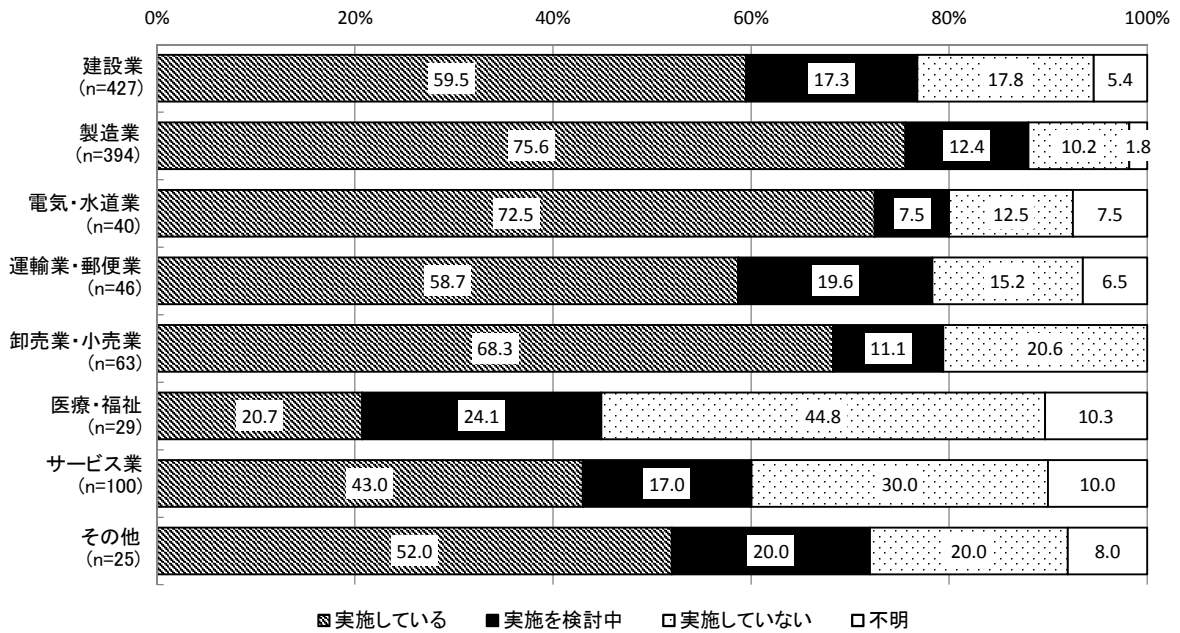
- ・発生抑制で最も取り組まれている事項は「発生する不要物の有償売却を促進」で65.5%となっている。
- ・実施を検討中と合わせると、「発生量低減のため資材や工程等の改善」が最も高く78.6%となっている。

発生抑制(全業種計)



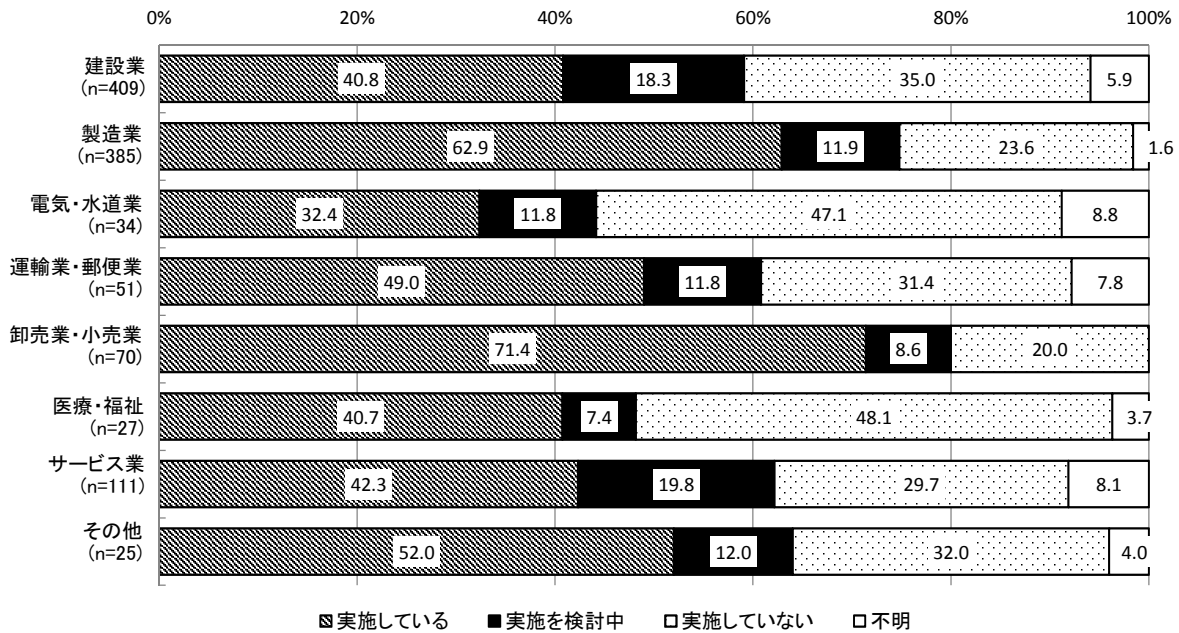
- ・発生量低減のため資材や工程等の改善の取組状況は、「製造業」と「電気・水道業」「卸売業・小売業」が6割を超えている。

発生量低減のため資材や工程等の改善



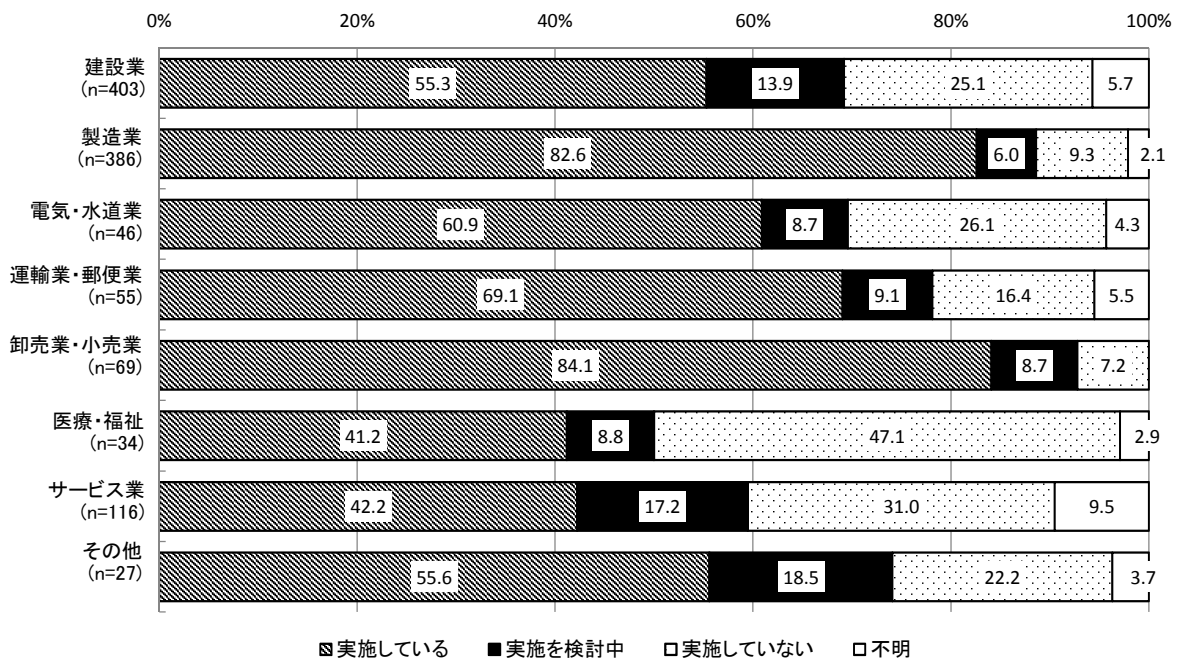
・発生する不要物の自社内での有効利用を促進の取組状況は、「製造業」と「卸売業・小売業」が6割を超えている。

発生する不要物の自社内での有効利用を促進



・発生する不要物の有償売却を促進の取組状況は、「製造業」と「電気・水道業」「運輸・郵便業」「卸売業・小売業」が6割を超えている。
 ・なかでも、「製造業」と「卸売業・小売業」は8割を超え、高い取組を示している。

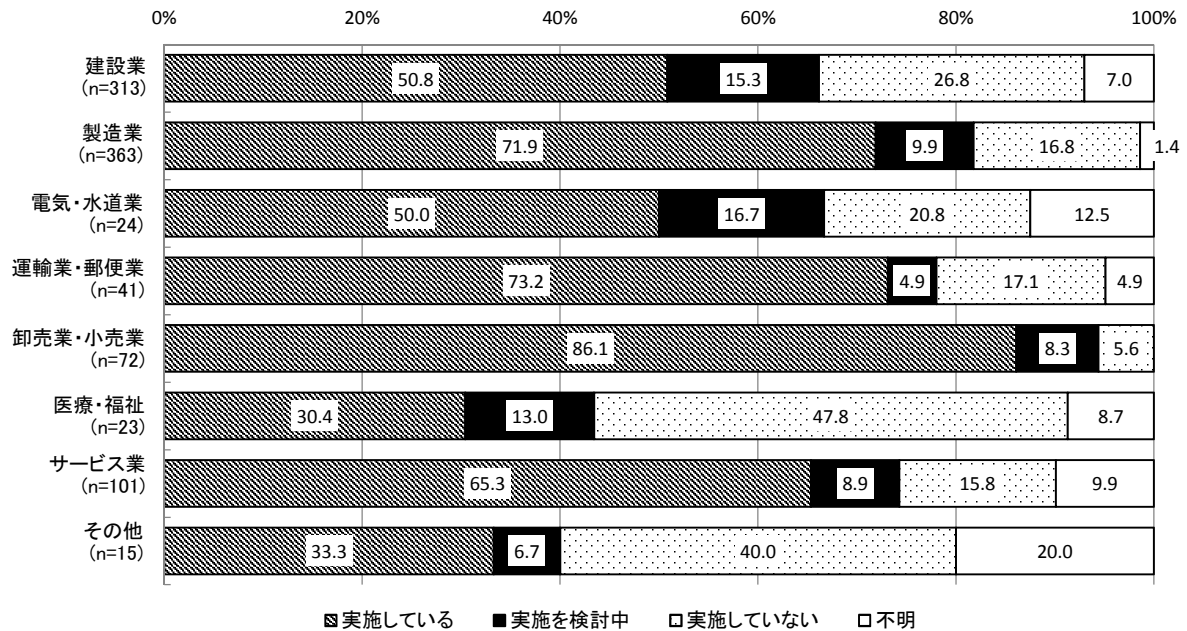
発生する不要物の有償売却を促進



・包装材・梱包材の使用量の削減の取組状況は、「製造業」と「運輸・郵便業」「卸売業・小売業」が7割を超えている。

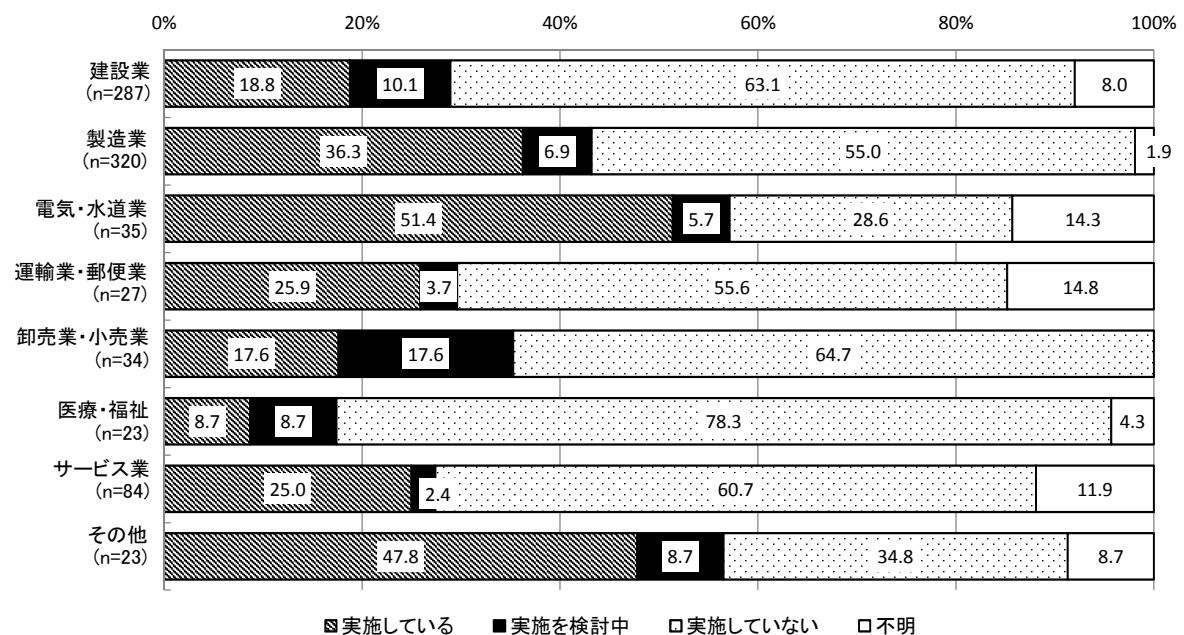
・なかでも、「卸売業・小売業」は8割を超え、高い取組を示している。

包装材・梱包材の使用量の削減



・自己中間処理による減量化の取組状況は、「電気・水道業」が最も高く51.4%となっている。

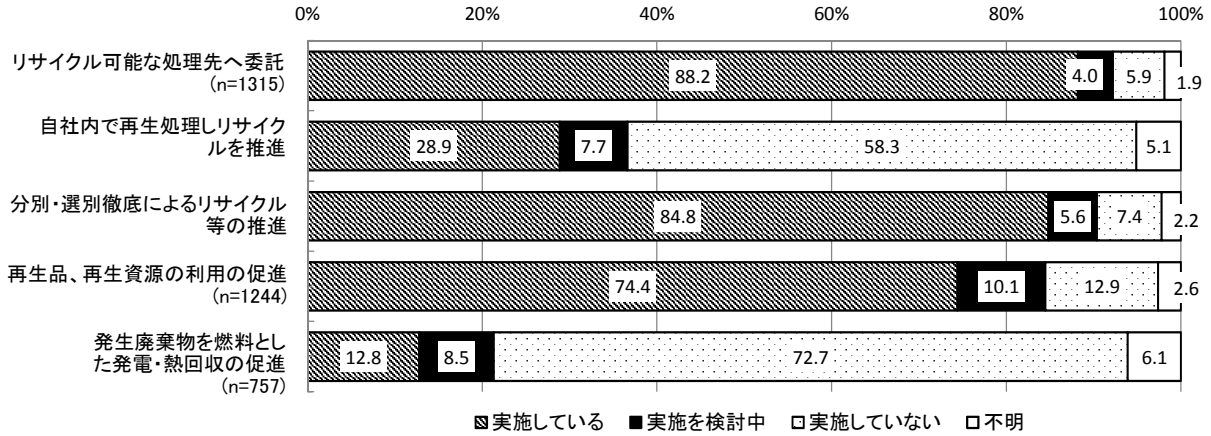
自己中間処理による減量化



<リサイクル>

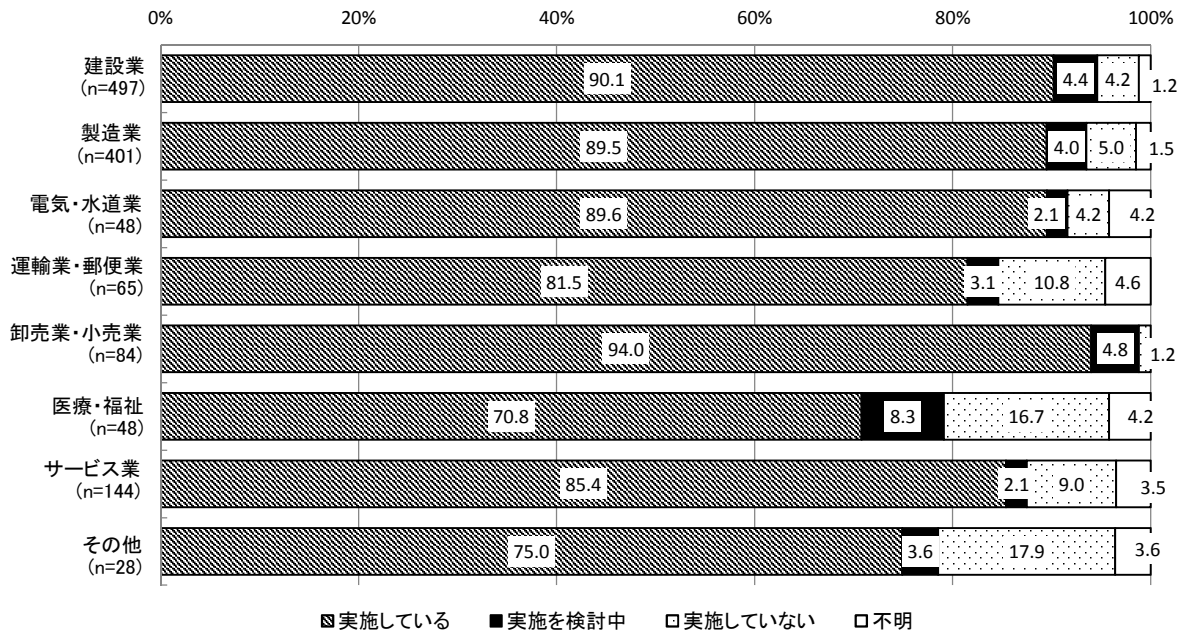
- ・リサイクルで最も取り組まれている事項は「リサイクル可能な処理先へ委託」で88.2%となっている。
- ・「分別・選別徹底によるリサイクル等の推進」も同様に高く84.8%となっている。

リサイクル(全業種計)



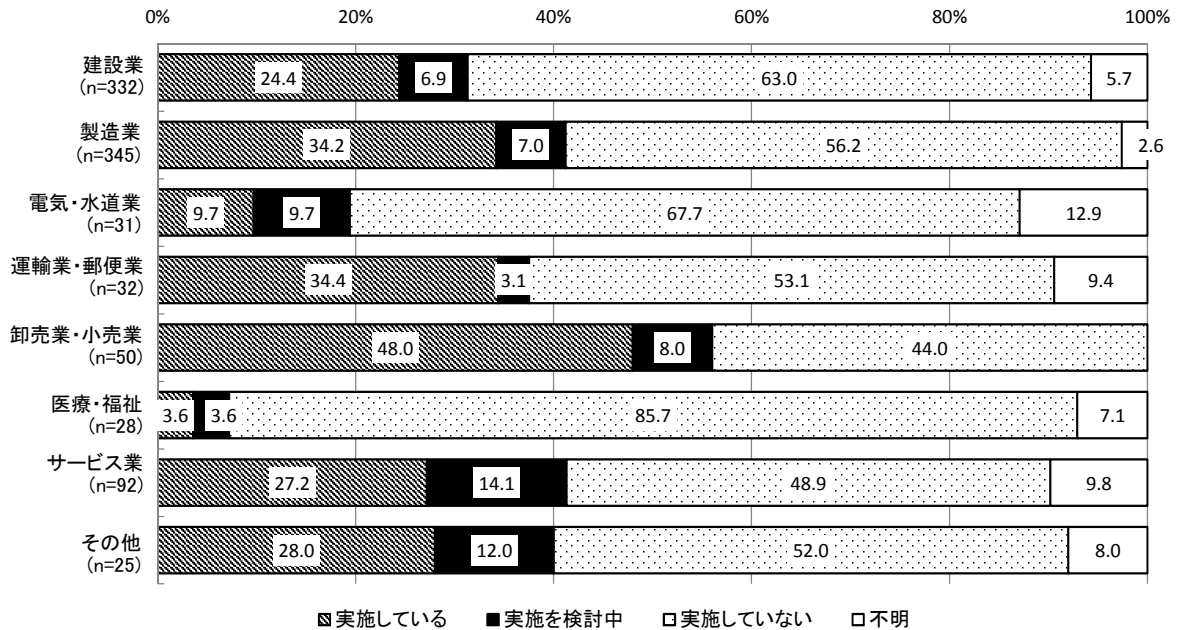
- ・リサイクル可能な処理先へ委託の取組状況は、ほぼすべての業種において7割を超す、高い数値となっている。
- ・なかでも、「卸売業・小売業」は最も高く94.0%となっている。

リサイクル可能な処理先へ委託



・自社内で再生処理リサイクルを推進の取組状況は、「卸売業・小売業」が4割を超すのみとなっている。

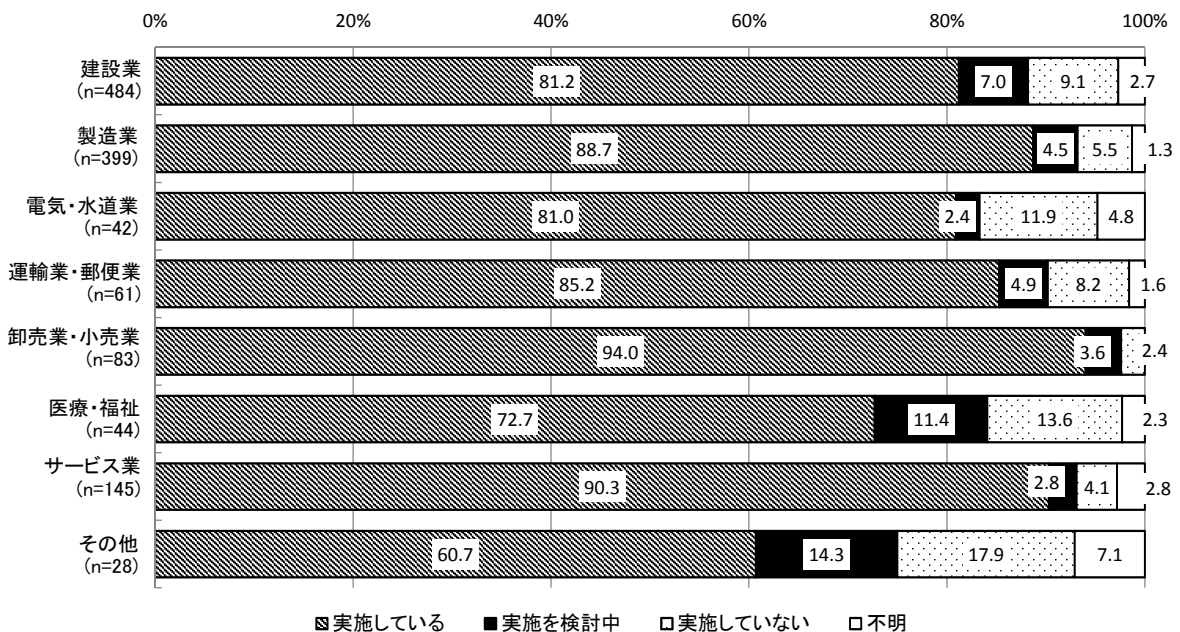
自社内で再生処理リサイクルを推進



・分別・選別徹底によるリサイクル等の推進の取組状況は、ほぼすべての業種において7割を超す、高い数値となっている。

・なかでも、「卸売業・小売業」は最も高く94.0%となっている。

分別・選別徹底によるリサイクル等の推進



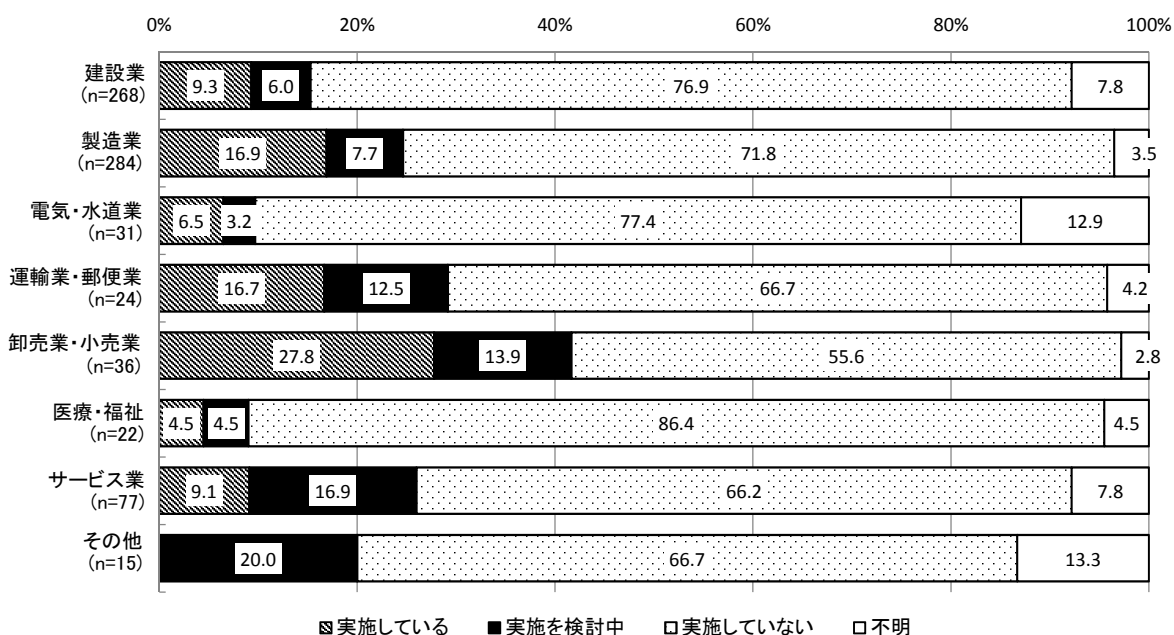
・再生品、再生資源の利用促進の取組状況は、「医療・福祉」を除く業種において6割を超している。

再生品、再生資源の利用の促進



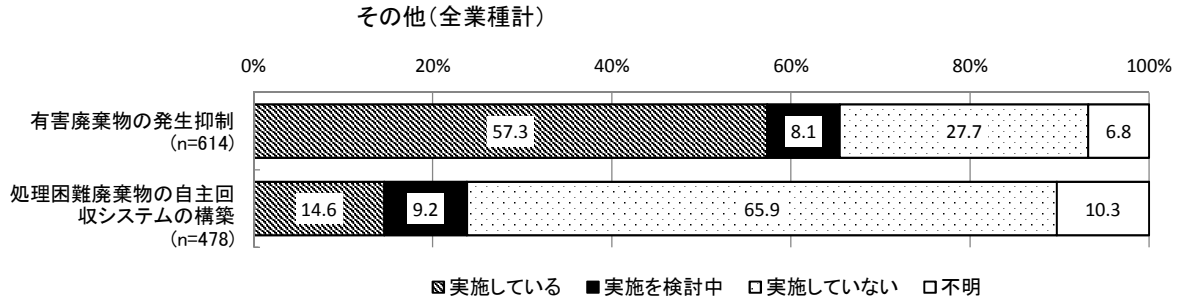
・発生廃棄物を燃料とした発電・熱回収の促進の取組状況は、「卸売業・小売業」のみが27.8%となっているのみで、取組の難しさがうかがえる。

発生廃棄物を燃料とした発電・熱回収の促進



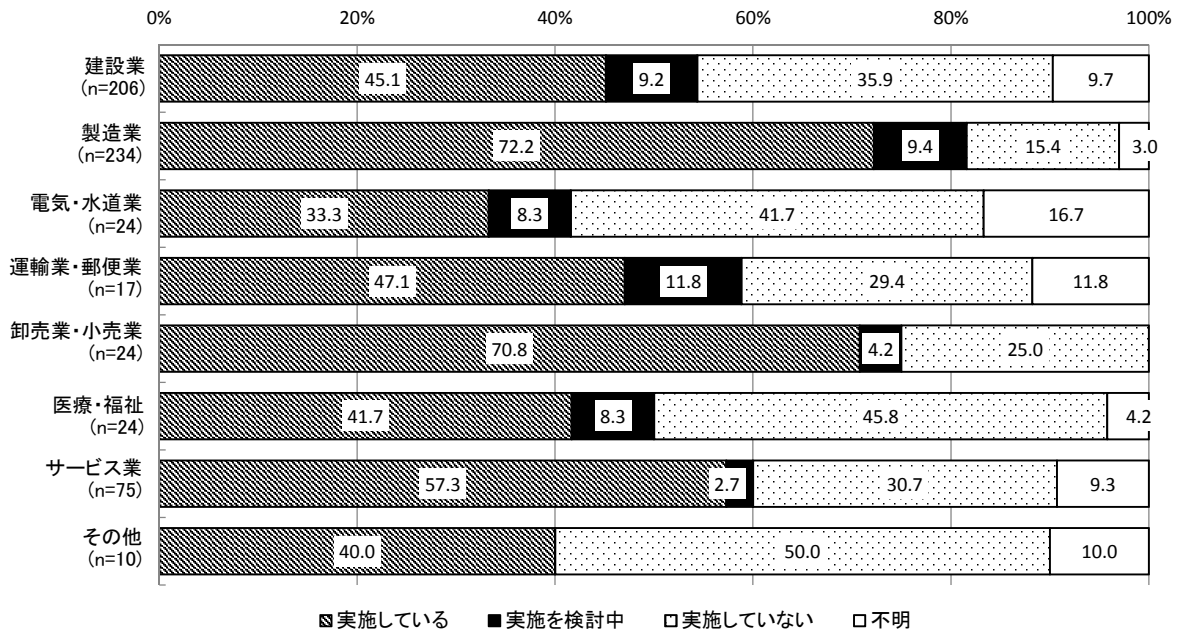
<その他>

・その他で最も取り組まれている事項は「有害廃棄物の発生抑制」で57.3%となっている。



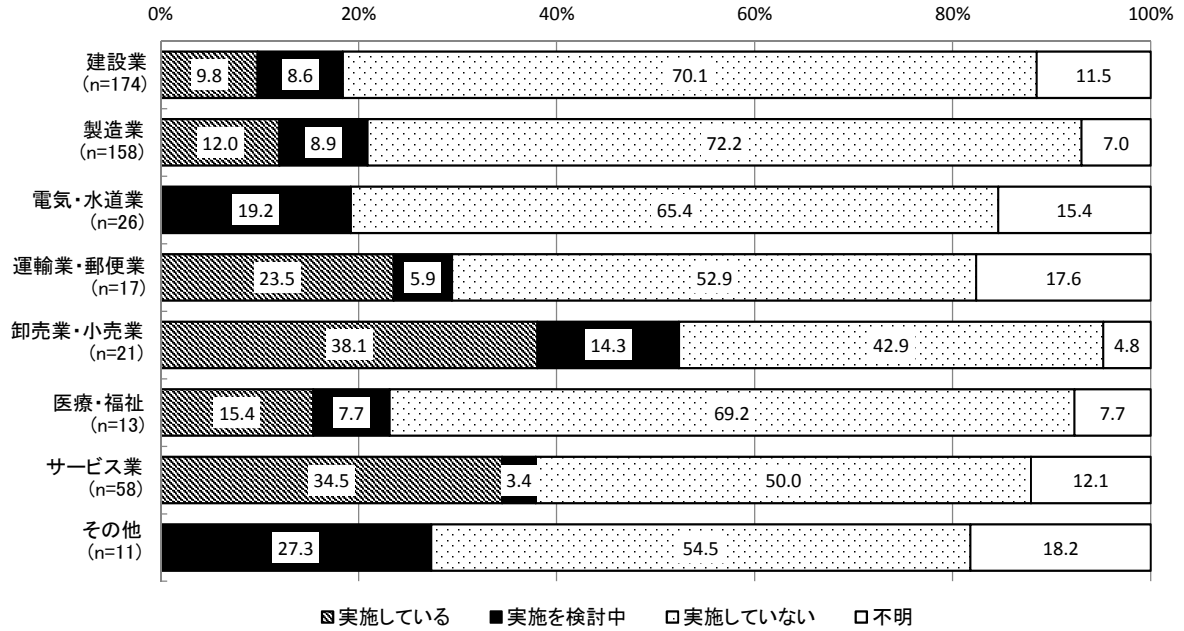
・有害廃棄物の発生抑制の取組状況は、「製造業」と「卸売業・小売業」7割を超えている。

有害廃棄物の発生抑制



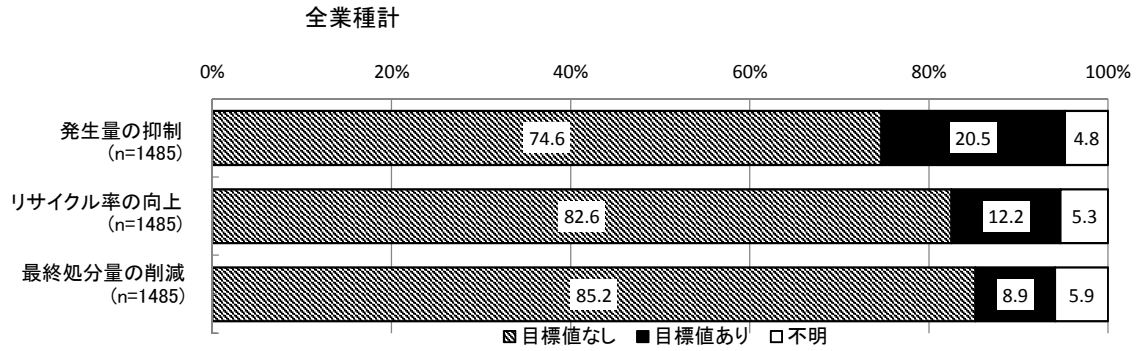
・処理困難廃棄物の自主回収システムの構築の取組状況は、「卸売業・小売業」「サービス業」で3割を超えているが、全体として低調となっている。

処理困難廃棄物の自主回収システムの構築



(2)発生抑制とリサイクルに関する目標値

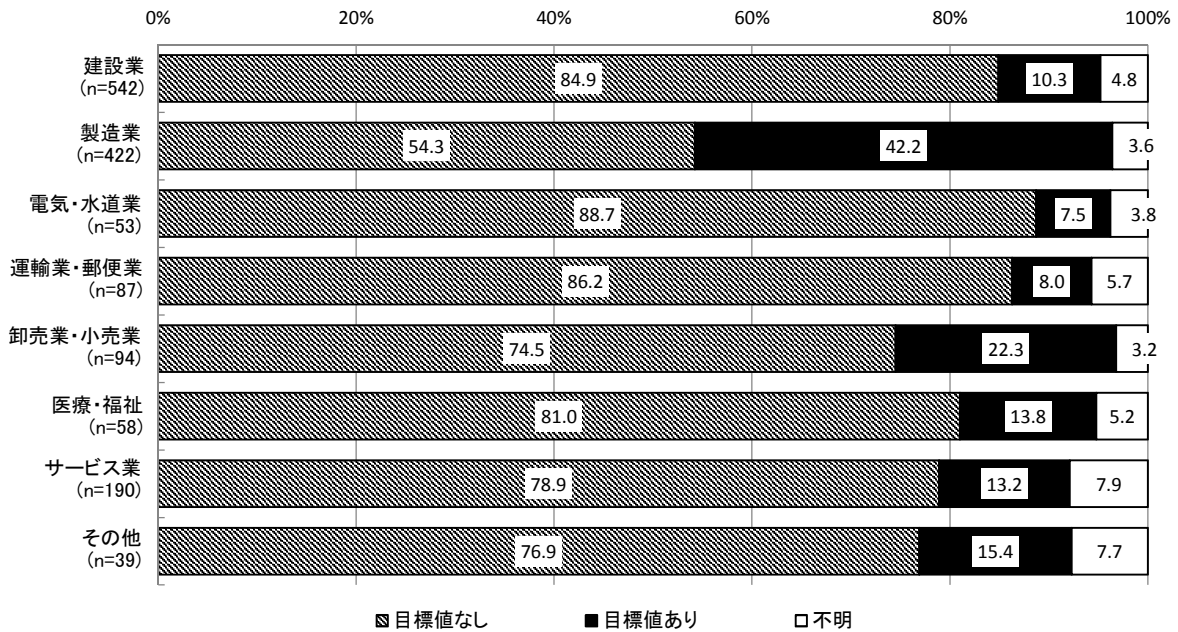
・発生抑制とリサイクルに関する目標値を掲げていない事業所は、「発生量の抑制」、「リサイクル率の向上」、「最終処分量の削減」ともに、7割を超えている。



・発生量の抑制の目標を掲げている業種は、「製造業」が最も高く42.2%である。

・目標値のない業種は、「電気・水道業」が最も高く88.7%である。

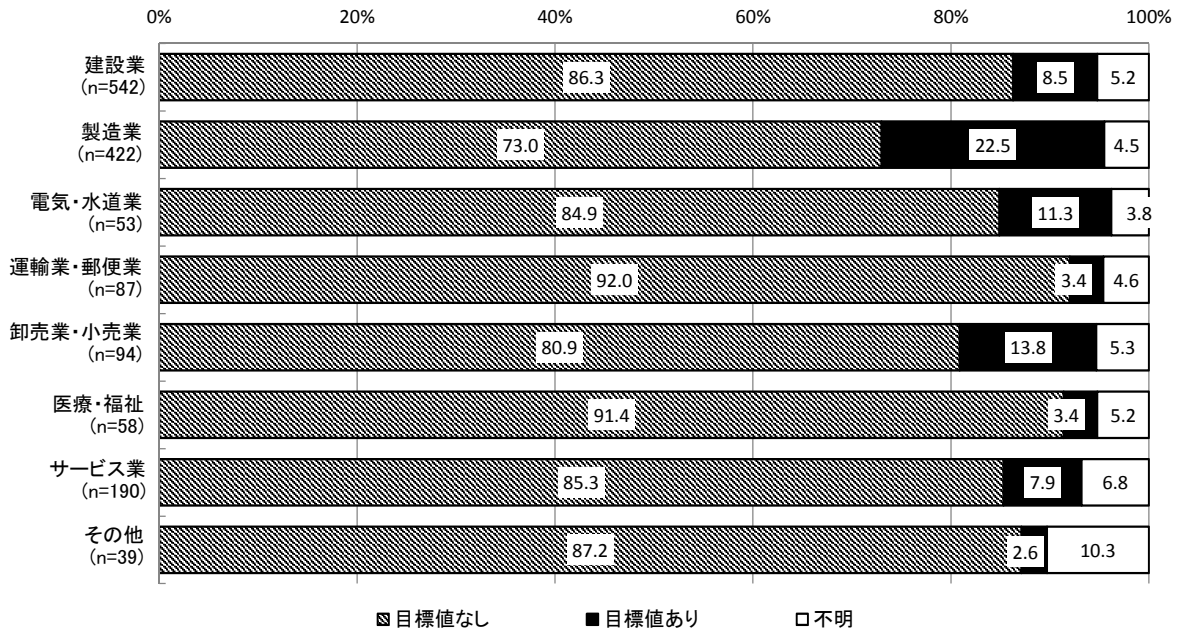
発生量の抑制



・リサイクル率の向上の目標を掲げている業種は、「製造業」が最も高く22.5%である。

・目標値のない業種は、「医療・福祉」が最も高く91.4%である。

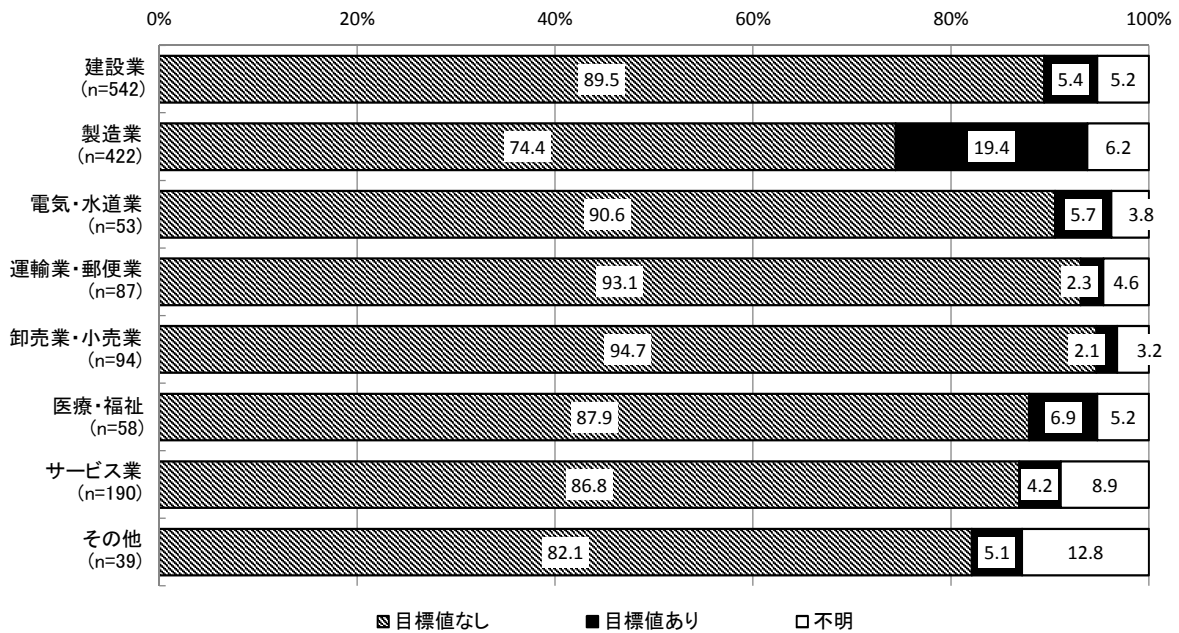
リサイクル率の向上



・最終処分量の削減の目標を掲げている業種は、「製造業」が最も高く19.4%となっている。

・「製造業」以外の業種は、10%以下であり、目標値や基準値の設定の難しさがうかがえる。

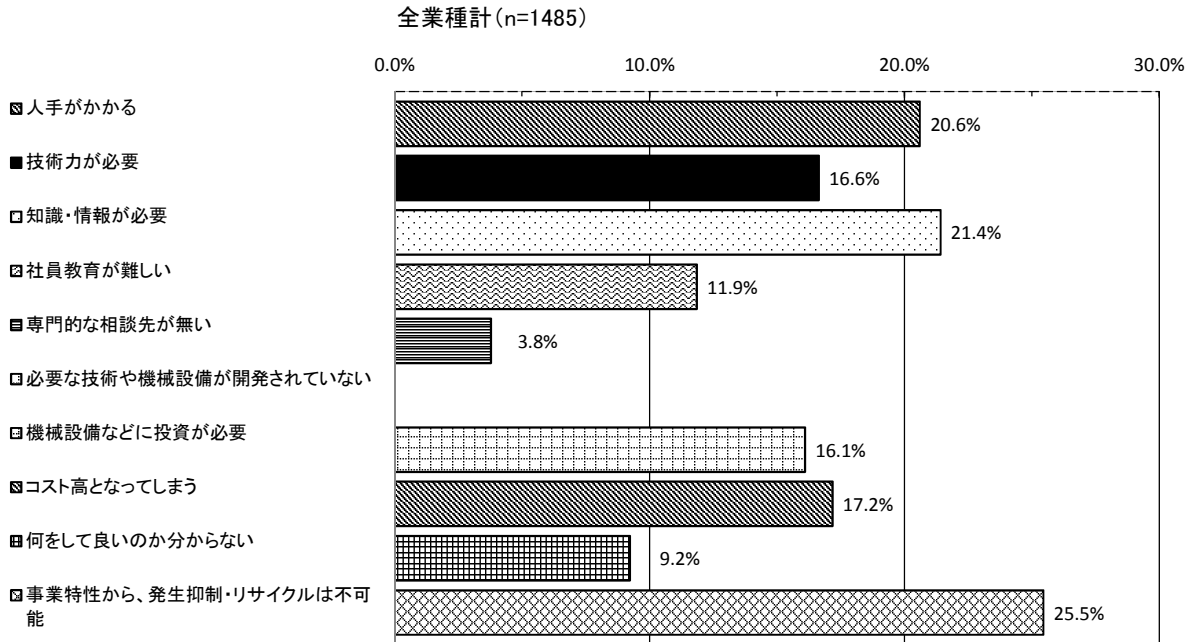
最終処分量の削減



(3)発生抑制とリサイクルの取組を進める上での課題

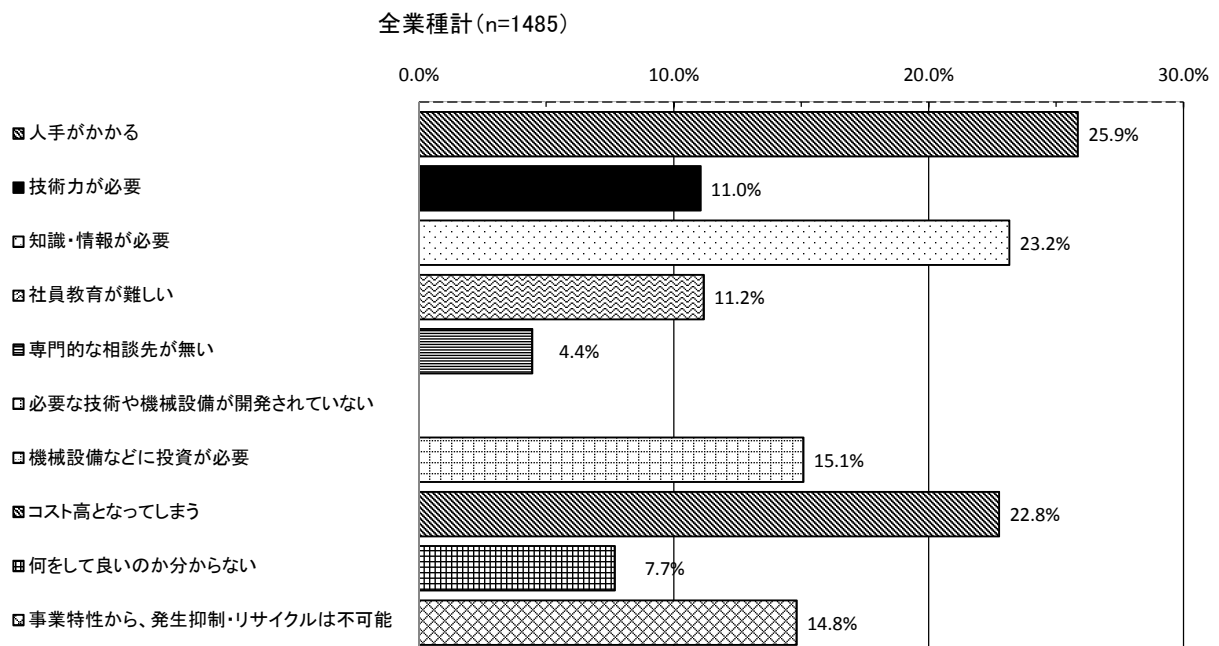
発生量の抑制

・発生量の抑制を進める上で課題と思う割合は、「人手がかかる」「知識・情報が必要」「事業特性から、発生抑制・リサイクルは不可能」の割合が2割以上となっている。



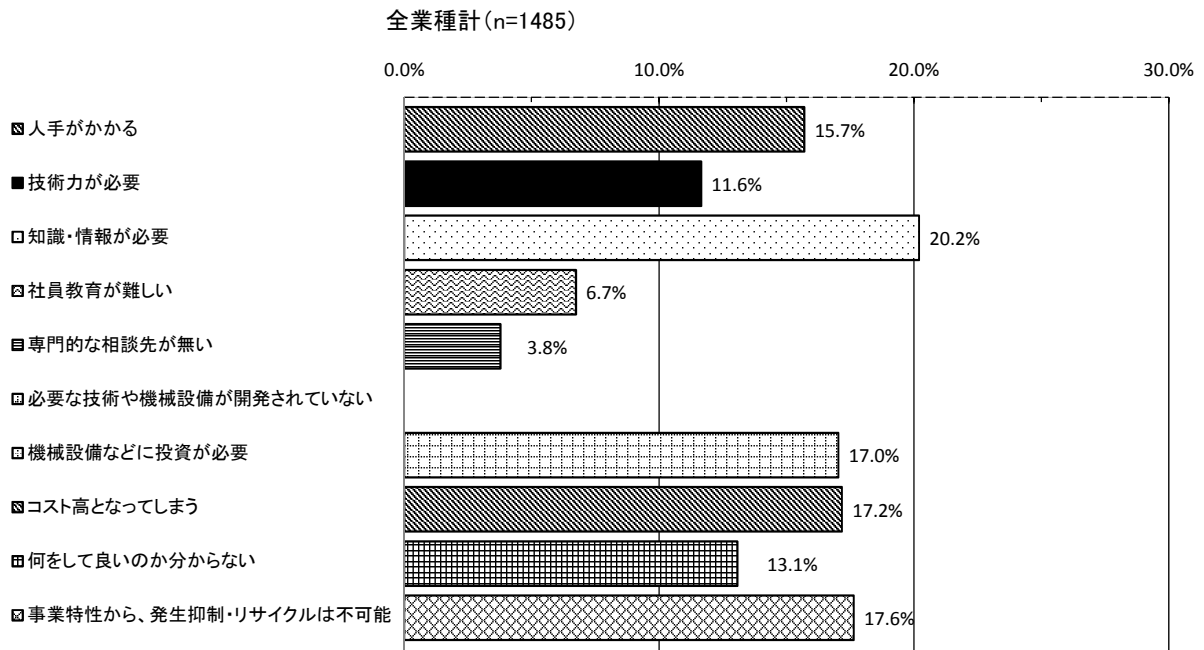
リサイクル率の向上

・リサイクル率の向上を進める上で課題と思う割合は、「人手がかかる」「知識・情報が必要」「コスト高になってしまう」の割合が2割以上となっている。



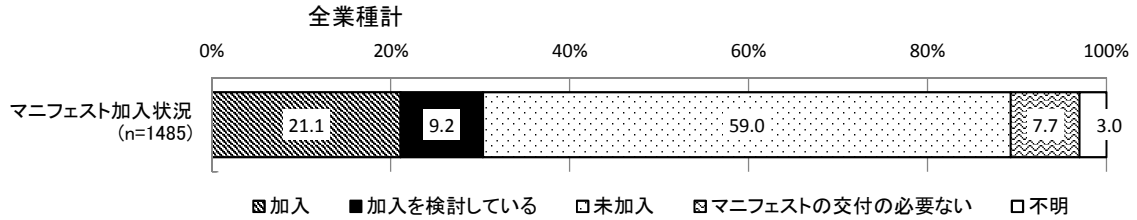
最終処分量の削減

・最終処分量の削減を進める上で課題と思う割合は、「知識・情報が必要」の割合が2割以上となっている。



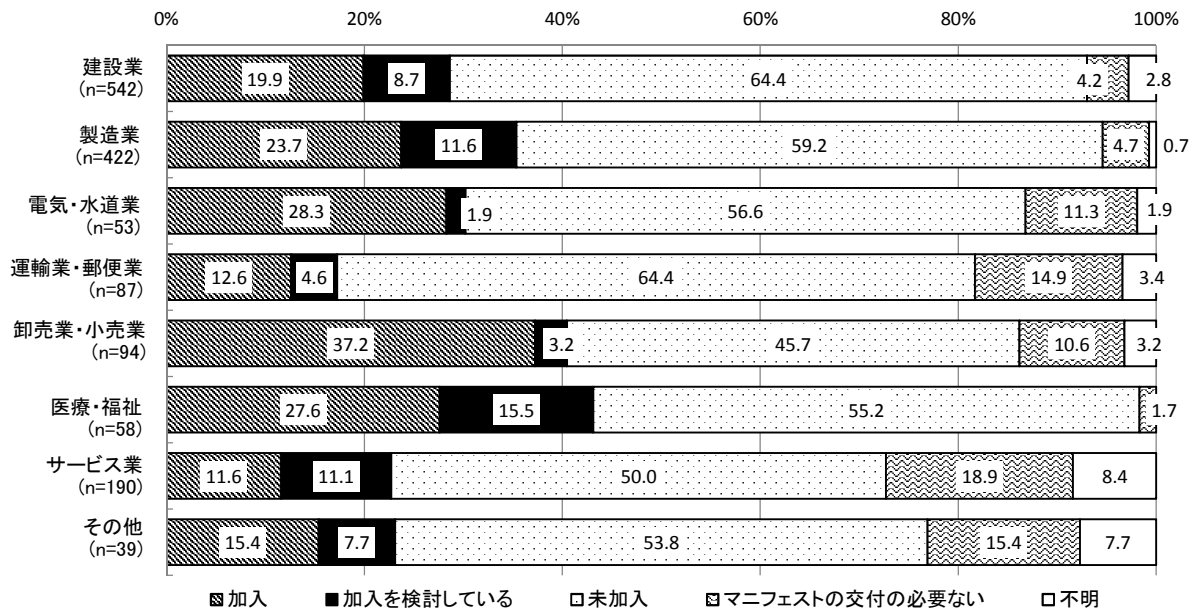
2 産業廃棄物の適正処理への取組
 (1) 電子 manifests の利用
 1) 電子 manifests システムへの加入状況

・電子 manifests の加入状況は、検討しているを合わせて30.3%となっている。



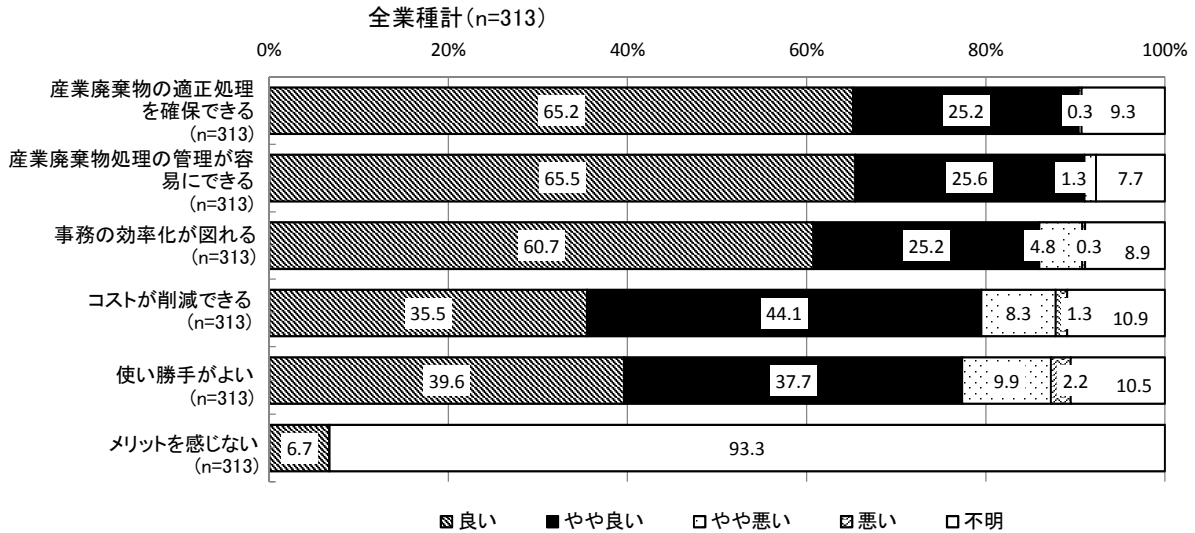
・電子 manifests に加入している割合が最も高いのは「卸売業・小売業」で、37.2%となっている。

manifests 加入状況



2) 利用のメリット(マニフェスト加入事業所のみ)

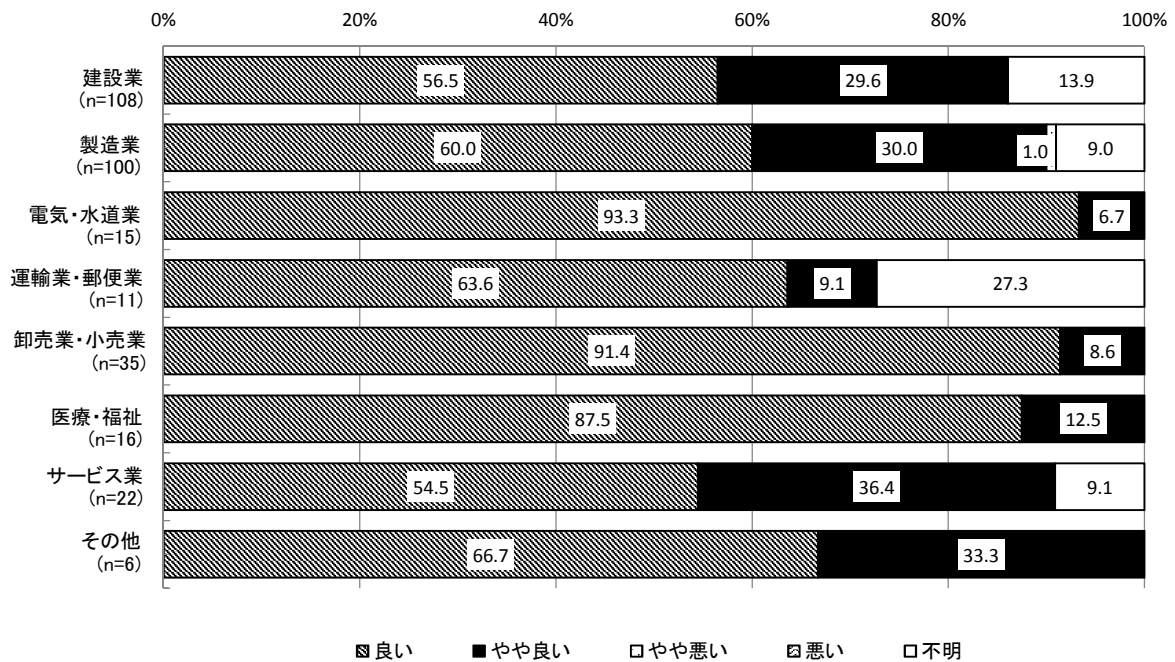
・電子マニフェスト利用のメリットは、「産業廃棄物の適正処理を確保できる」「産業廃棄物の管理が容易にできる」「事務の効率化が図れる」が、6割を超えている。



・産業廃棄物の適正処理を確保できると回答したのは、「電気・水道業」が93.3%、「卸売業・小売業」が91.4%と高い割合となっている。

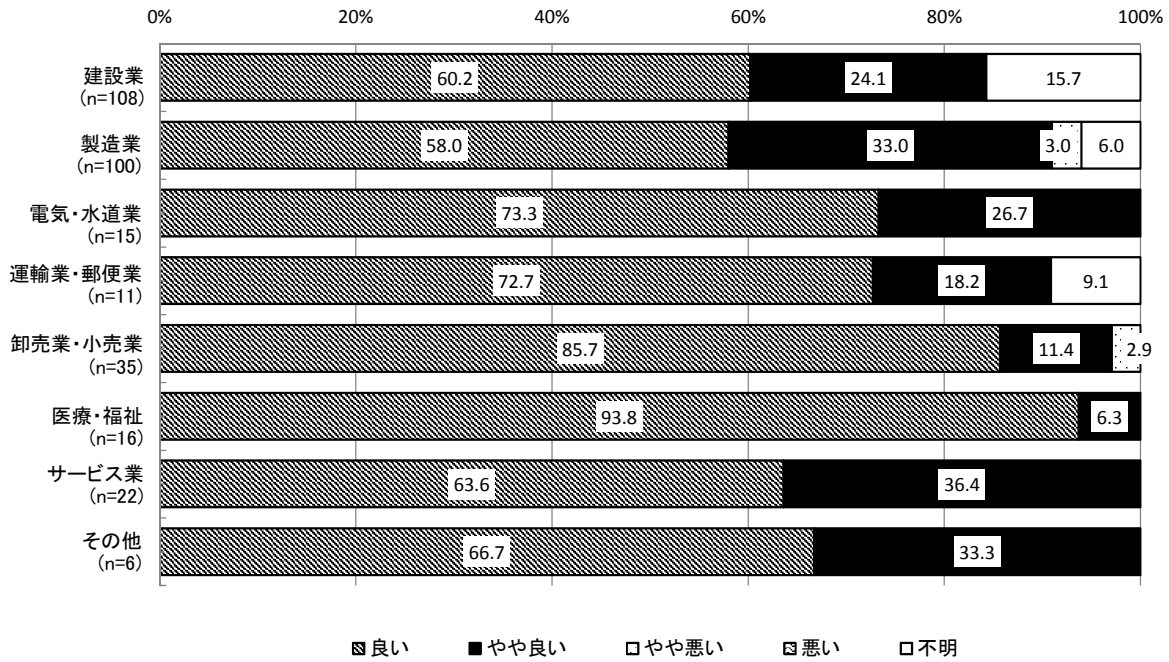
・全業種5割以上が、「産業廃棄物の適正処理を確保できる」と回答している。

産業廃棄物の適正処理を確保できる



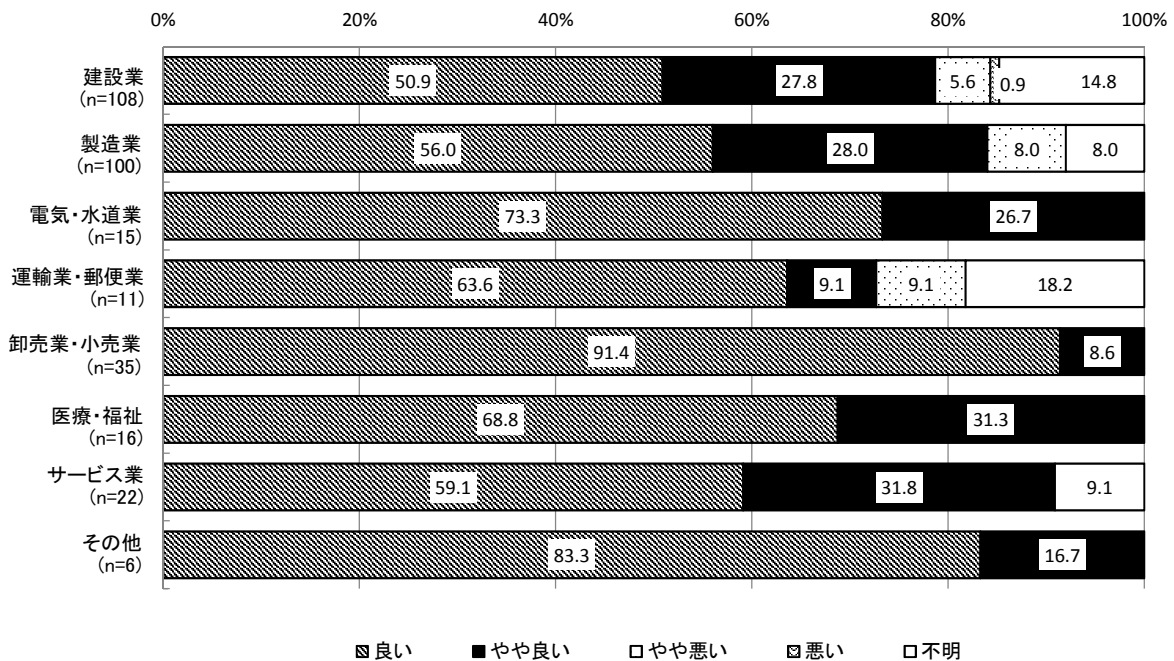
- ・産業廃棄物の管理が容易にできると回答したのは、「医療・福祉」が93.8%と高い割合となっている。
- ・全業種で5割以上が、「産業廃棄物の管理が容易にできる」と回答している。

産業廃棄物処理の管理が容易にできる



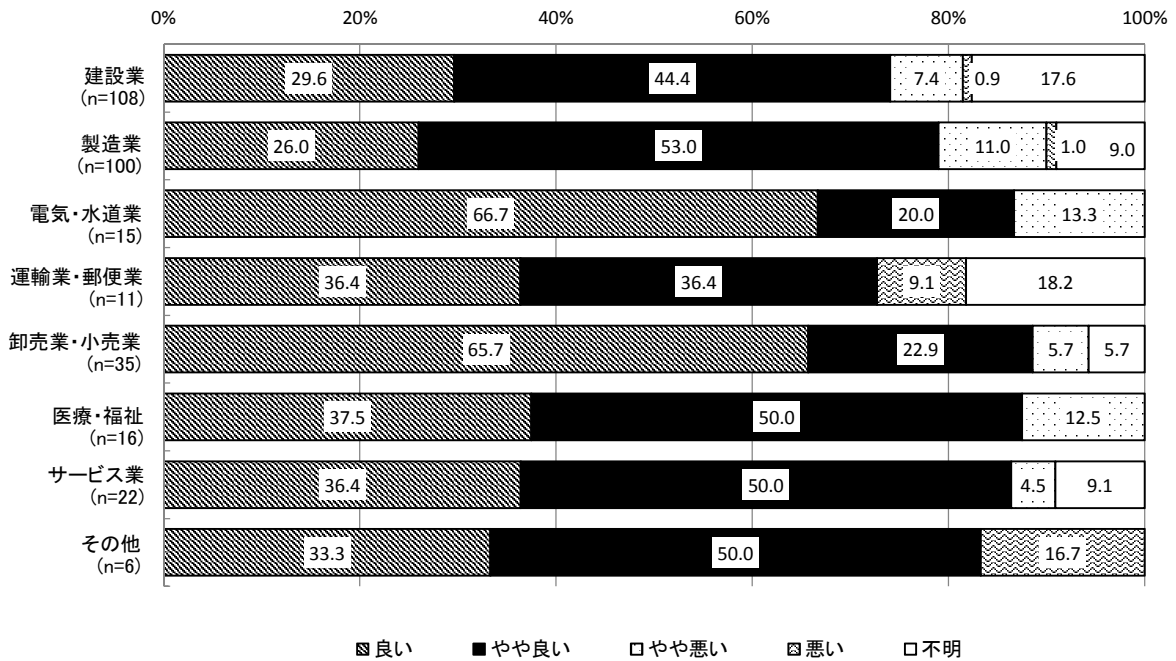
- ・事務の効率化が図れると回答したのは、「卸売業・小売業」が91.4%と高い割合となっている。
- ・全業種で5割以上が、「事務の効率化が図れる」と回答している。

事務の効率化が図れる



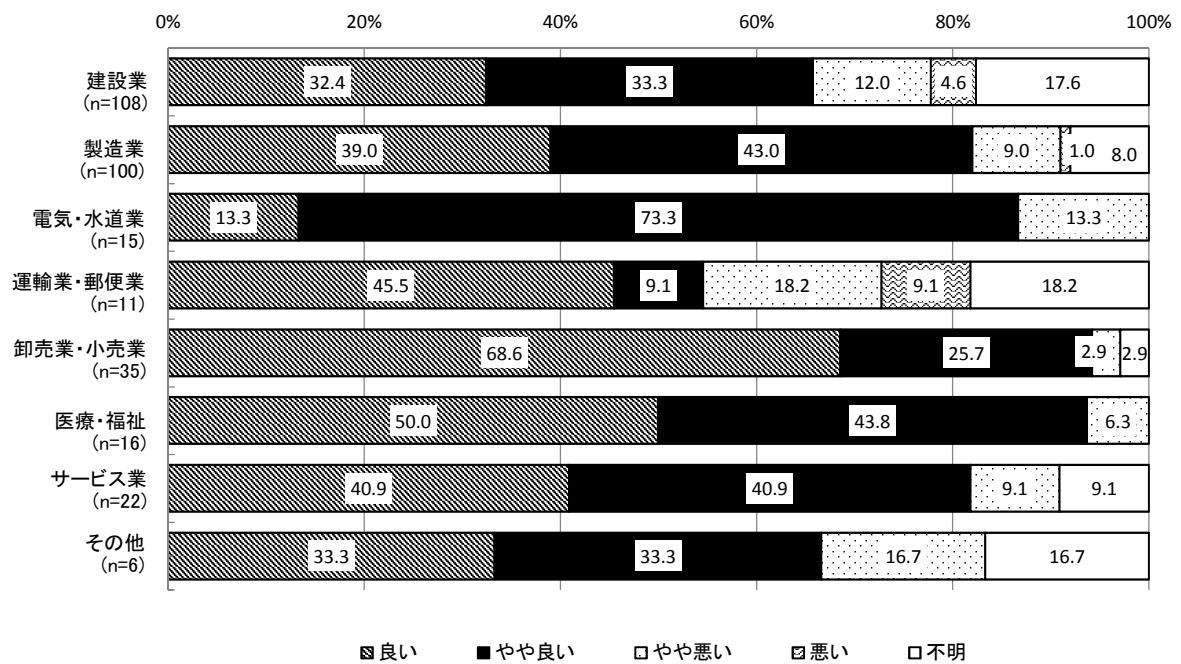
・コストが削減できると回答したのは、「電気・水道業」と「卸売業・小売業」が6割を超えている。

コストが削減できる



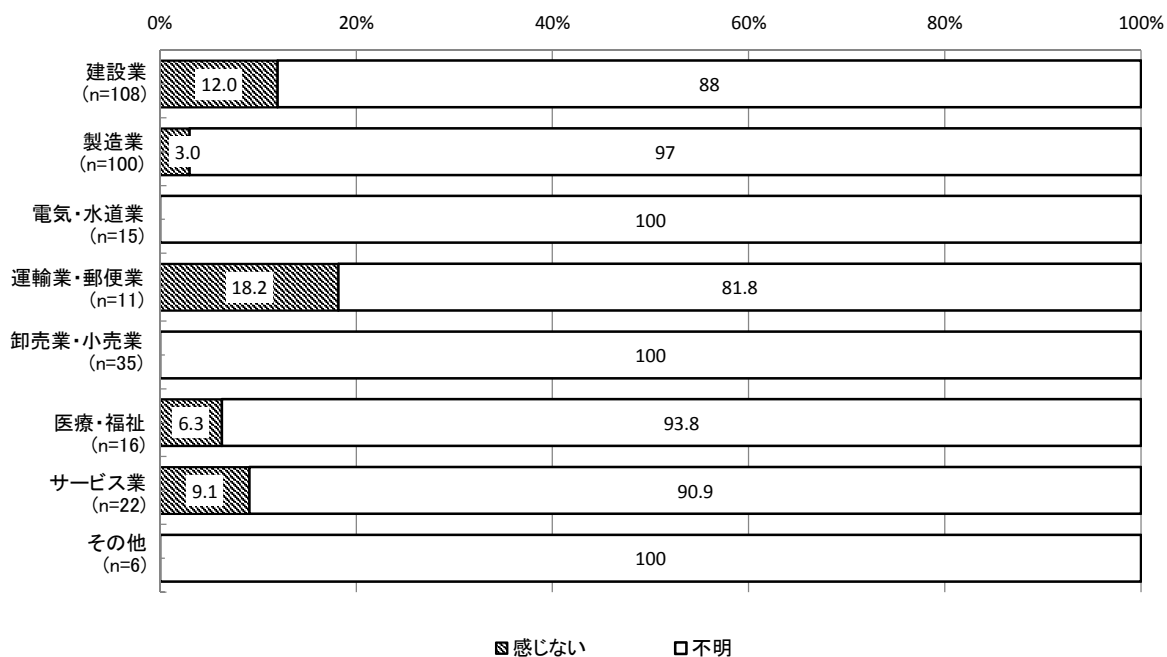
・使い勝手がよいと回答したのは、「卸売業・小売業」が68.6%となっている。

使い勝手がよい



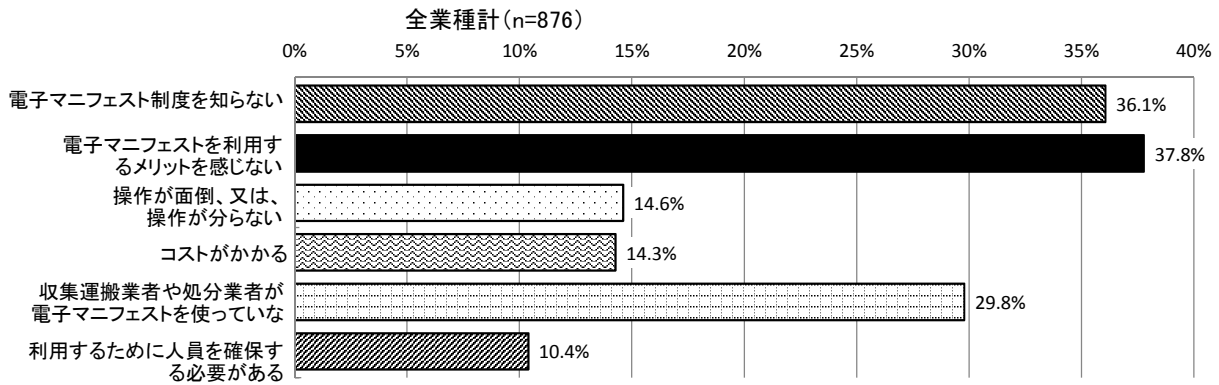
・メリットを感じないと回答したのは、「運輸業・郵便業」が18.2%となっているが、ほぼ全業種では「メリットを感じない」との回答は低い。

メリットを感じない



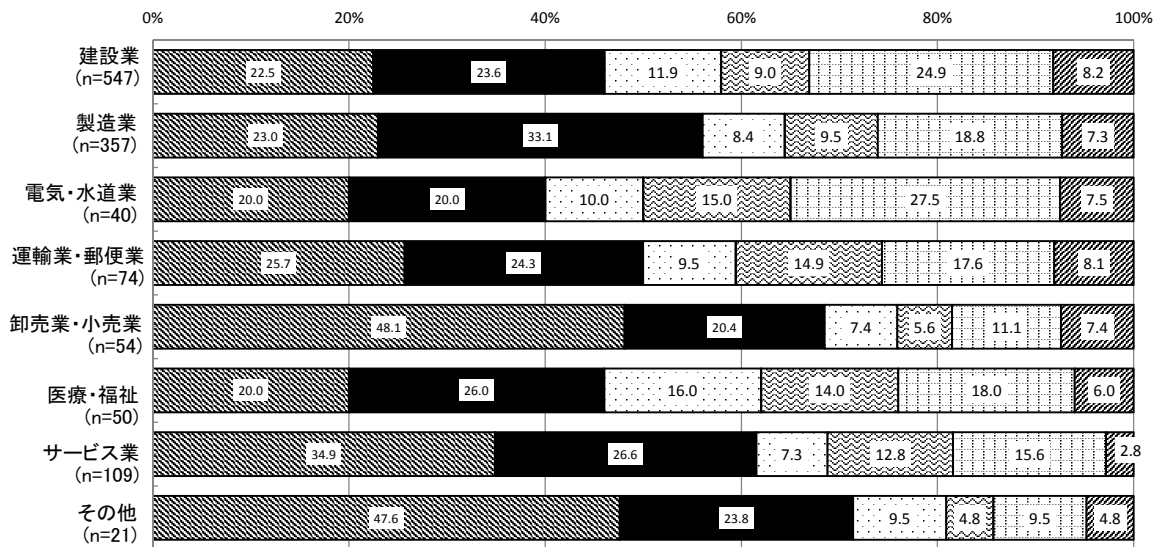
3) 加入していない理由(マニフェスト未加入事業所のみ)

・電子マニフェストに加入していない理由は、「電子マニフェスト制度を知らない」「電子マニフェストを利用するメリットを感じない」「収集運搬業者や処分業者が電子マニフェストを使っていない」が、35%を超えて



・電子マニフェスト制度を知らないと回答したのは、「卸売業・小売業」で48.1%となっている。
 ・電子マニフェストを利用するメリットを感じないと回答したのは、「製造業」で33.1%となっている。
 ・収集運搬業者や処分業者が電子マニフェストを使っていないと回答したのは、「電気・水道業」で27.5%

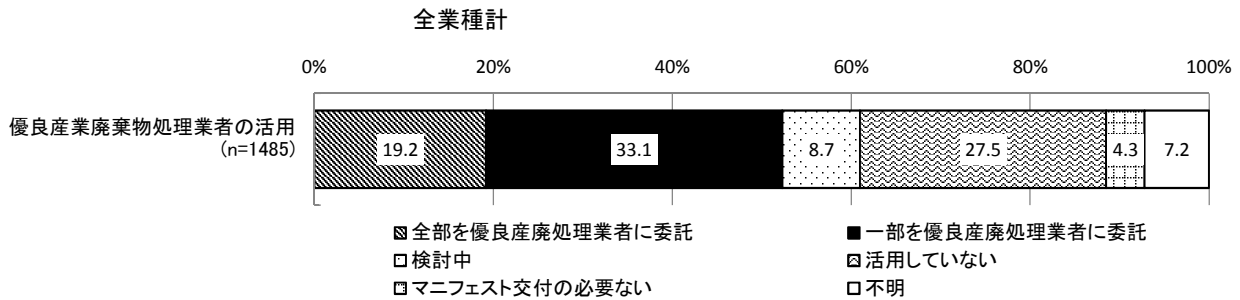
加入していない理由(回答数にみる割合)



- 電子マニフェスト制度を知らない
- 電子マニフェストを利用するメリットを感じない
- 操作が面倒、又は、操作が分らない
- ▨ コストがかかる
- ▨ 収集運搬業者や処分業者が電子マニフェストを使っていない
- ▨ 利用するために人員を確保する必要がある

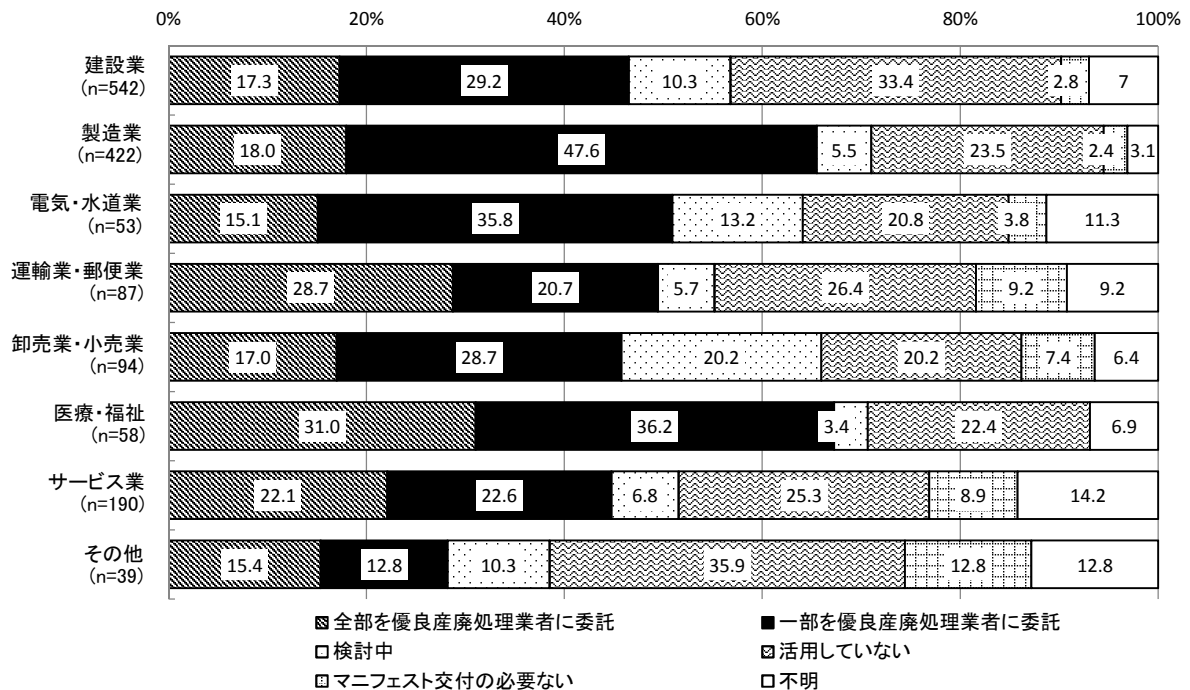
(2) 優良産業廃棄物処理業者の活用

・優良産業廃棄物処理業者の活用は、「一部を優良産業廃棄物処理業者に委託」が最も高く、33.1%となっている。



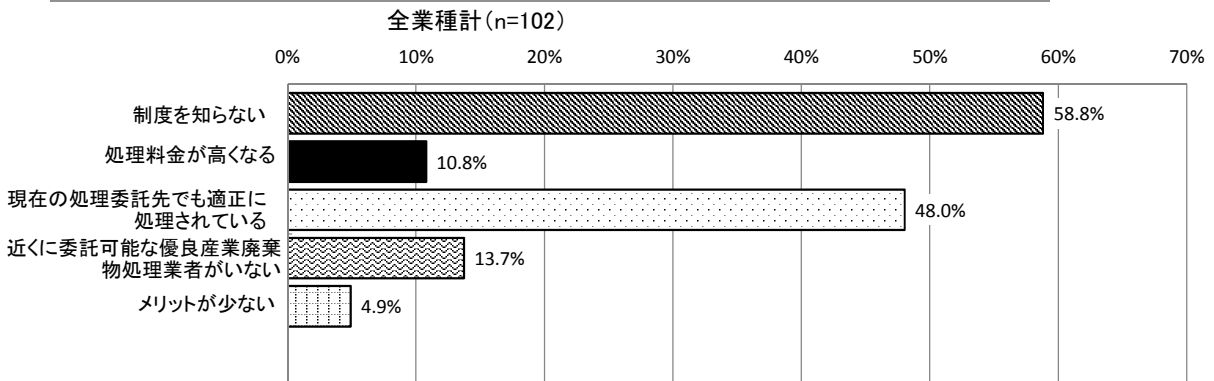
・全部を優良産廃処理業者に委託と回答したのは、「医療・福祉」が最も高く31.0%となっている。
 ・一部を優良産廃処理業者に委託と回答したのは、「製造業」が最も高く47.6%となっている。

優良産業廃棄物処理業者の活用



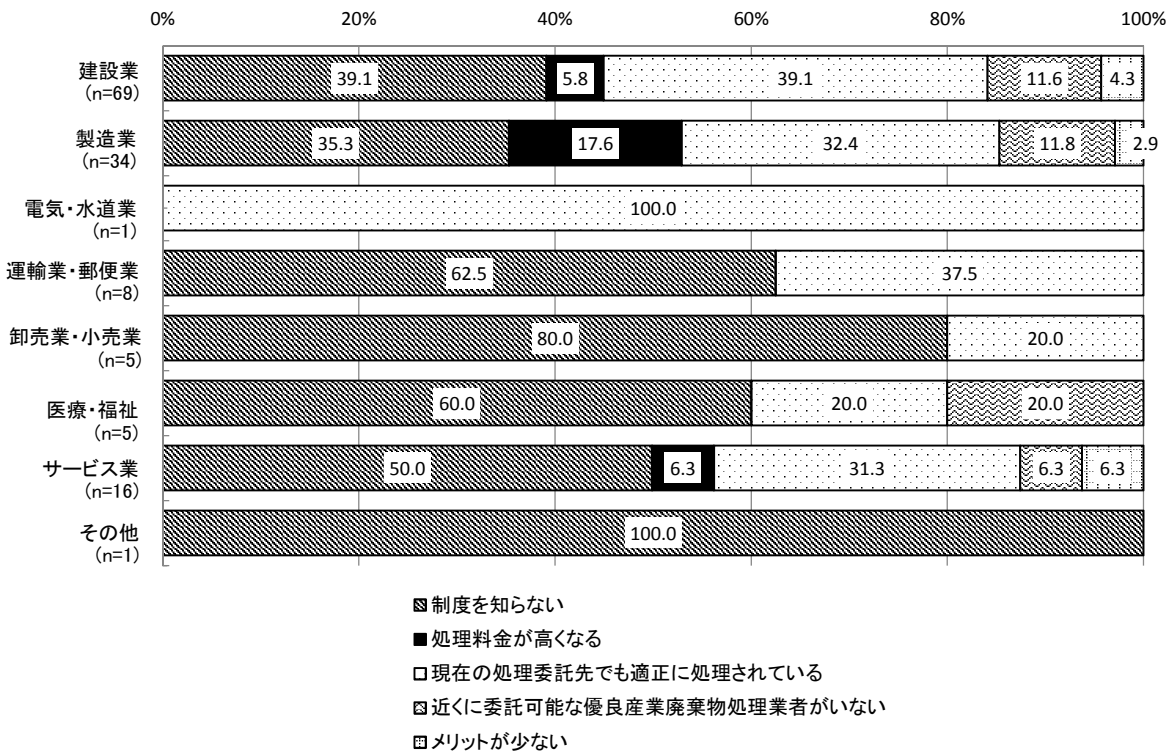
1) 優良産業廃棄物処理業者を活用していない理由

・優良産業廃棄物処理業者を活用していない理由は、「制度を知らない」が最も高く、58.8%となっている。



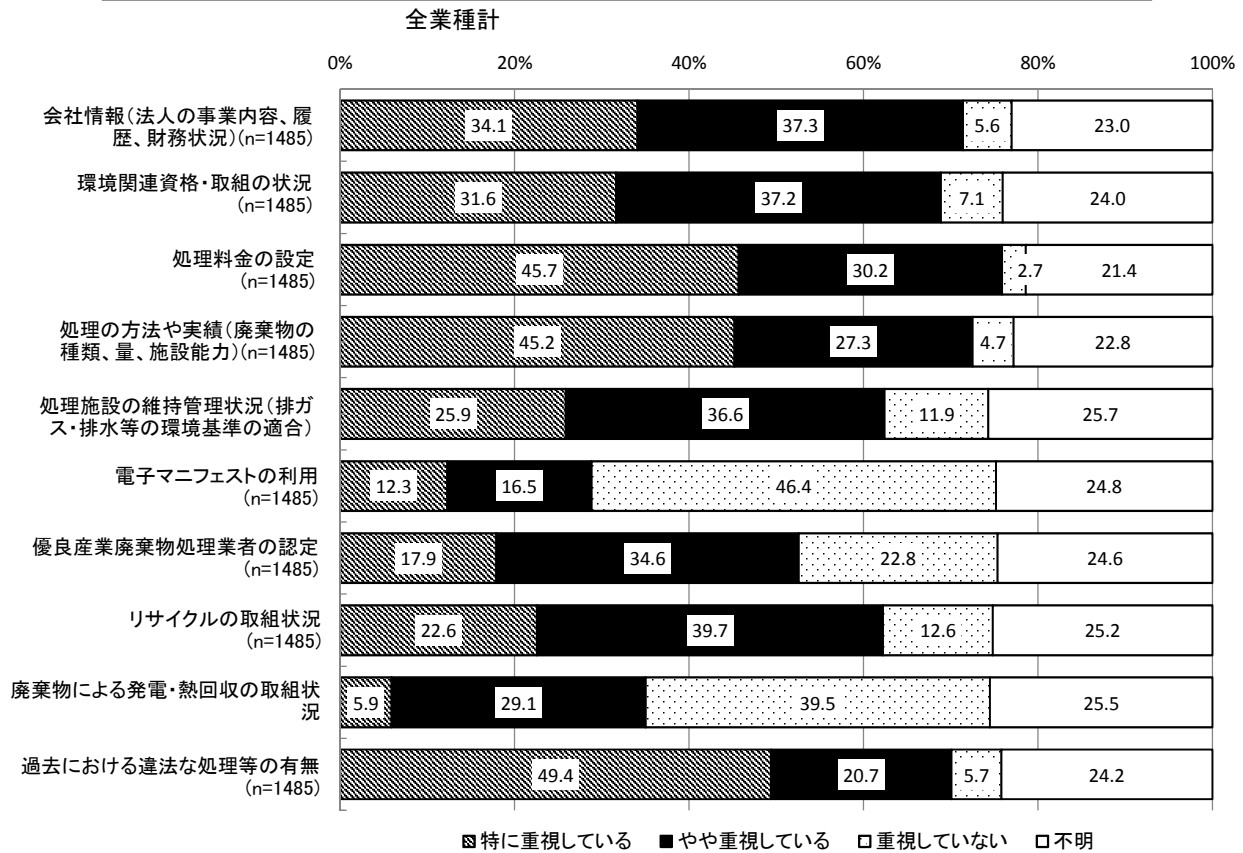
・制度を知らないのは、「卸売業・小売業」が最も高く、80.0%となっている。
 ・現在の処理委託先でも適正に処理されているの割合も、各業種で2割から3割となっている。
 (* * 「電気・水道業」「その他」は母数が1のため例外とする)

優良産業廃棄物処理業者を活用していない理由



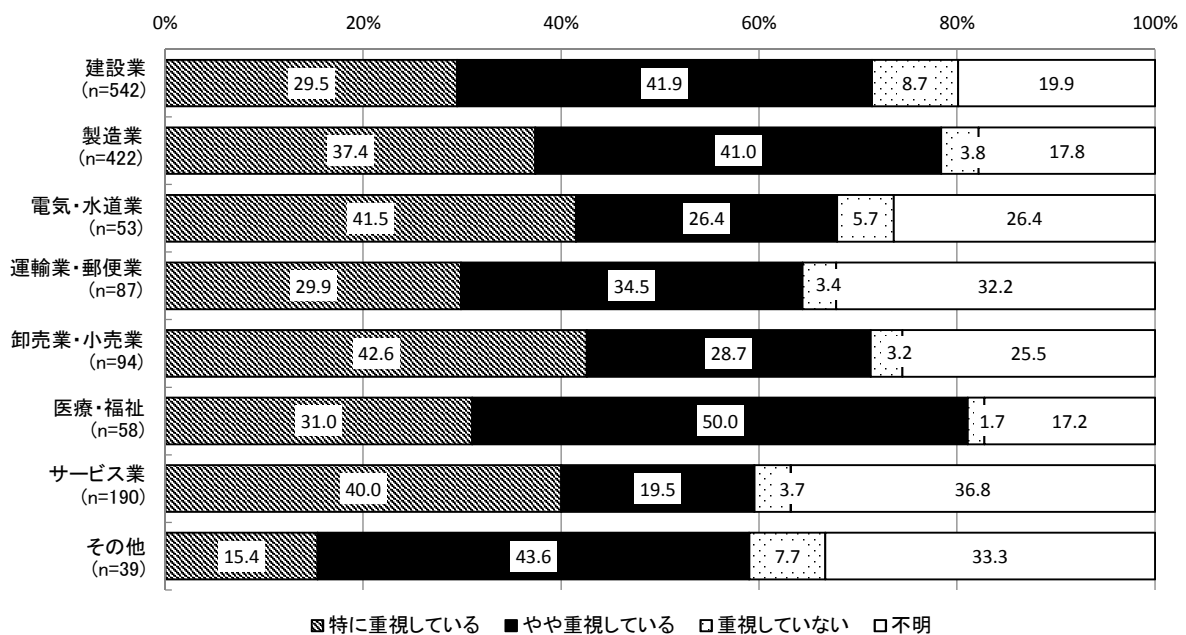
(3) 処理業者の選定

- ・処理業者の選定で、特に重視しているのは、「過去における違法な処理等の有無」が最も高く、49.4%となっている。
- ・やや重視していると合わせると、「料金の設定」が最も高く、75.9%となっている。



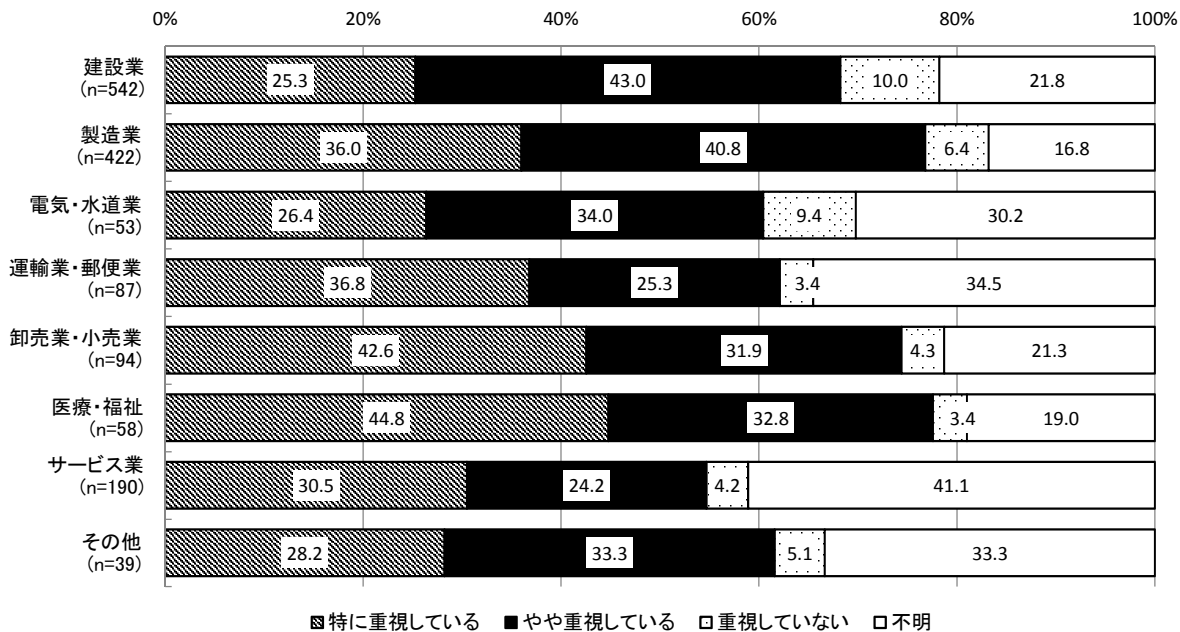
- ・会社情報(法人の事業内容、履歴、財務状況)を特に重視しているのは、「卸売業・小売業」で、42.6%となっている。

会社情報(法人の事業内容、履歴、財務状況)



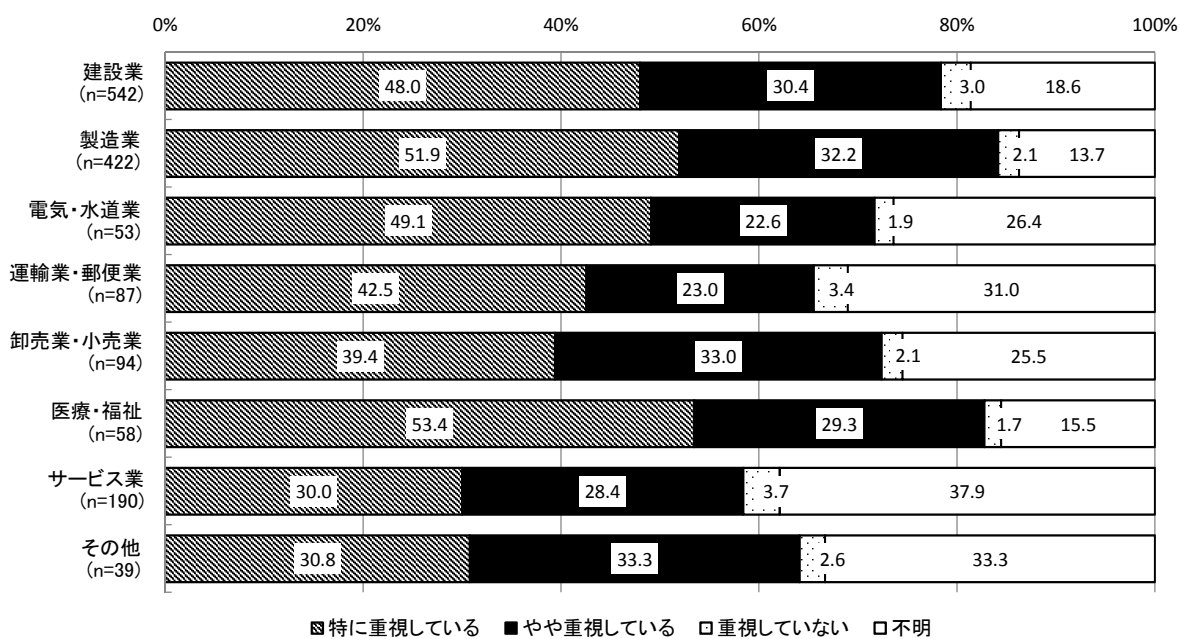
・環境関連資格・取組の状況を特に重視しているのは、「医療・福祉」で、44.8%となっている。

環境関連資格・取組の状況



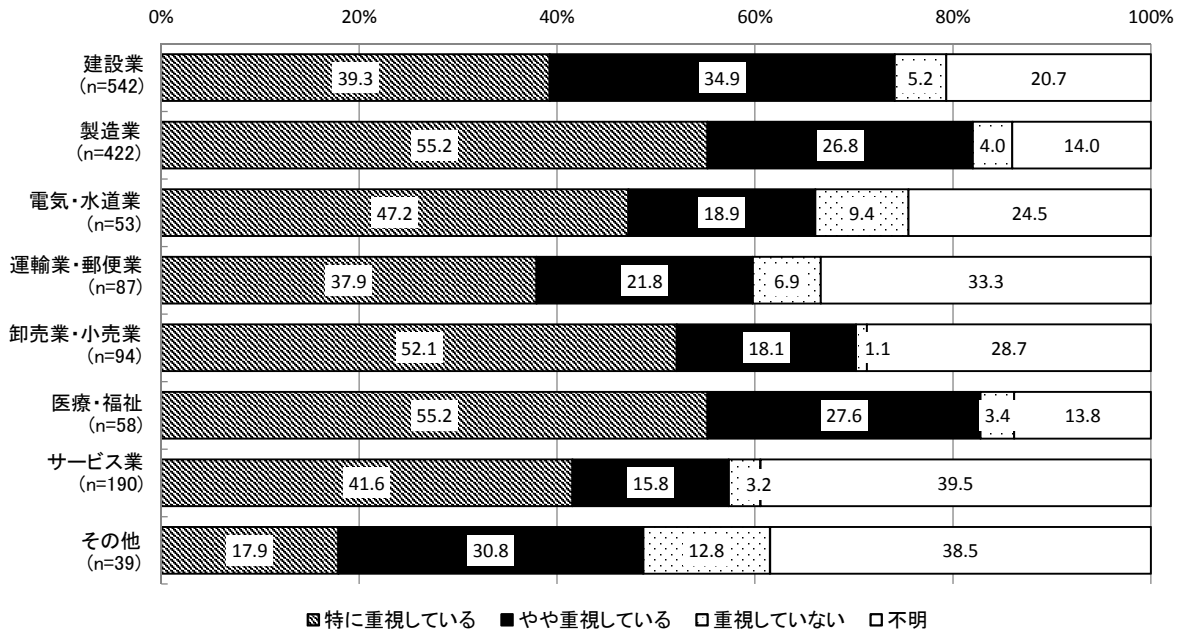
・処理料金の設定を特に重視しているのは、「医療・福祉」で、53.4%となっている。

処理料金の設定



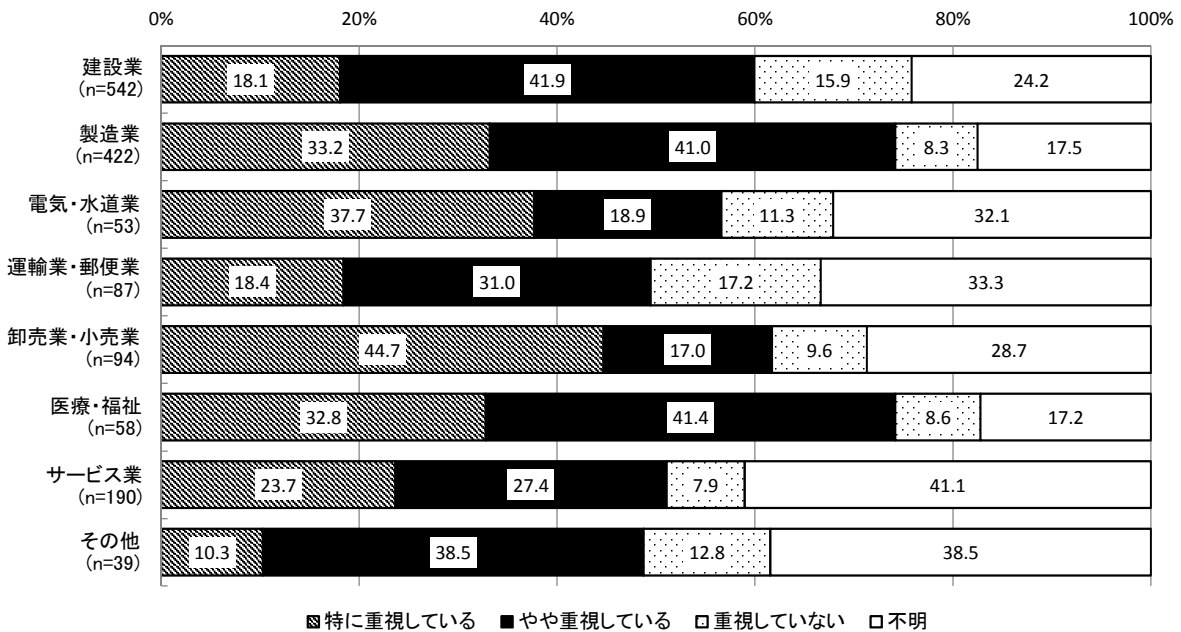
・処理の方法や実績(廃棄物の種類、量、施設能力)を特に重視しているのは、「製造業」「医療・福祉」「卸売業・小売業」で、ともに5割を超えている。

処理の方法や実績(廃棄物の種類、量、施設能力)



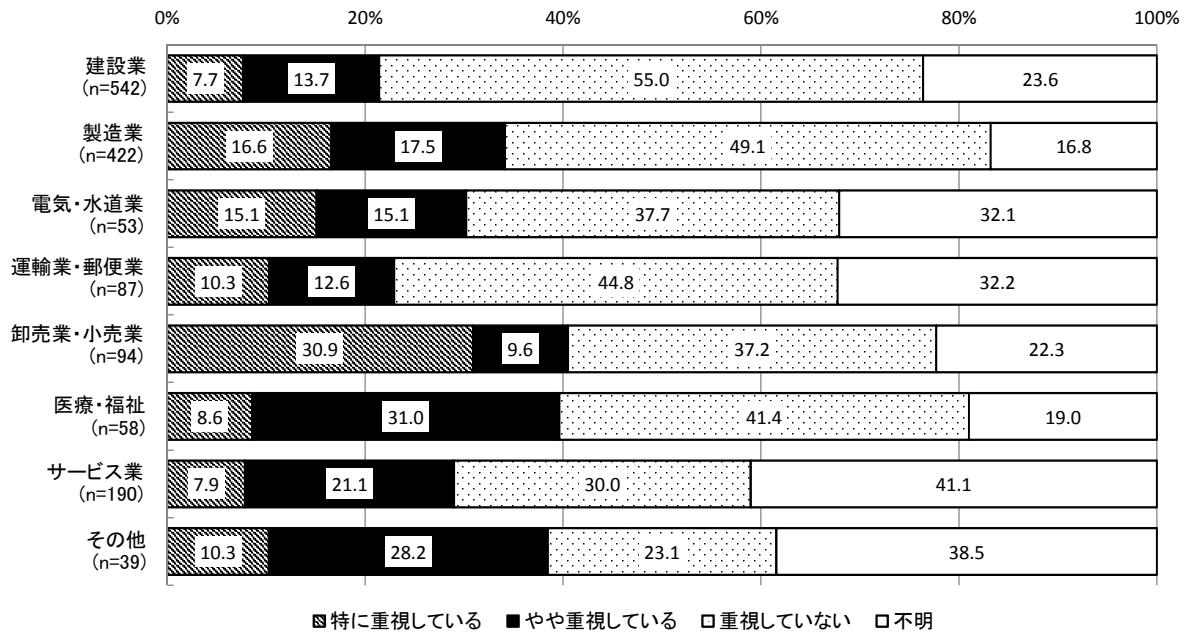
・処理施設の維持管理状況(排ガス・排水等の環境基準の適合)を特に重視しているのは、「卸売業・小売業」で、44.7%となっている。

処理施設の維持管理状況(排ガス・排水等の環境基準の適合)



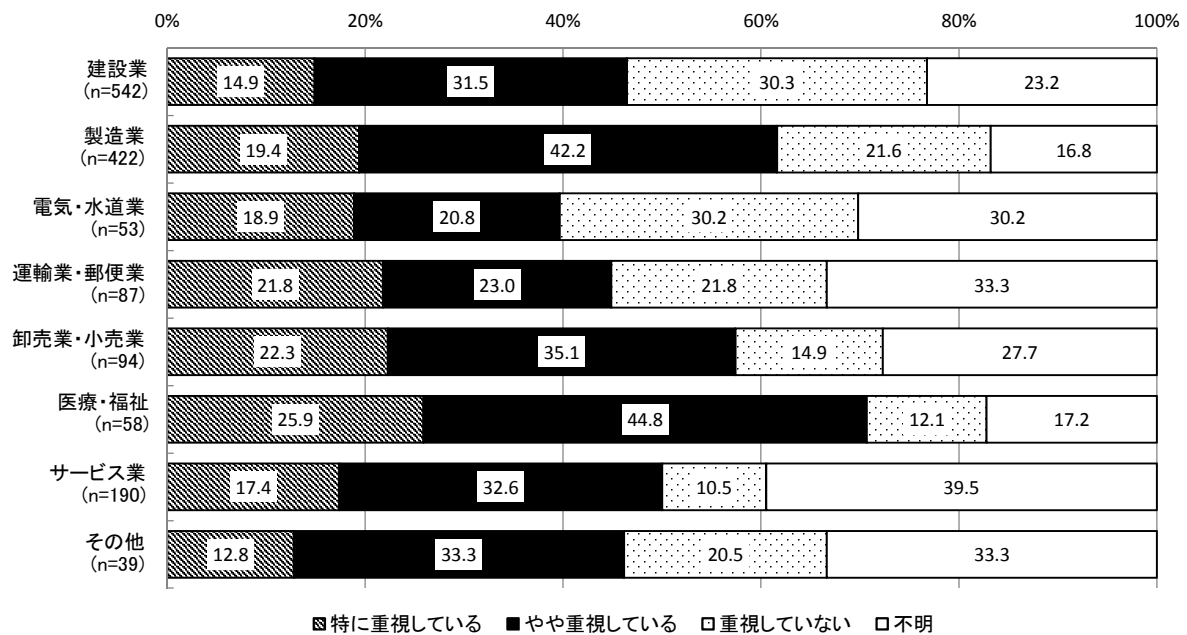
・電子 manifests の利用を特に重視しているのは、「卸売業・小売業」で、30.9%となっている。

電子 manifests の利用



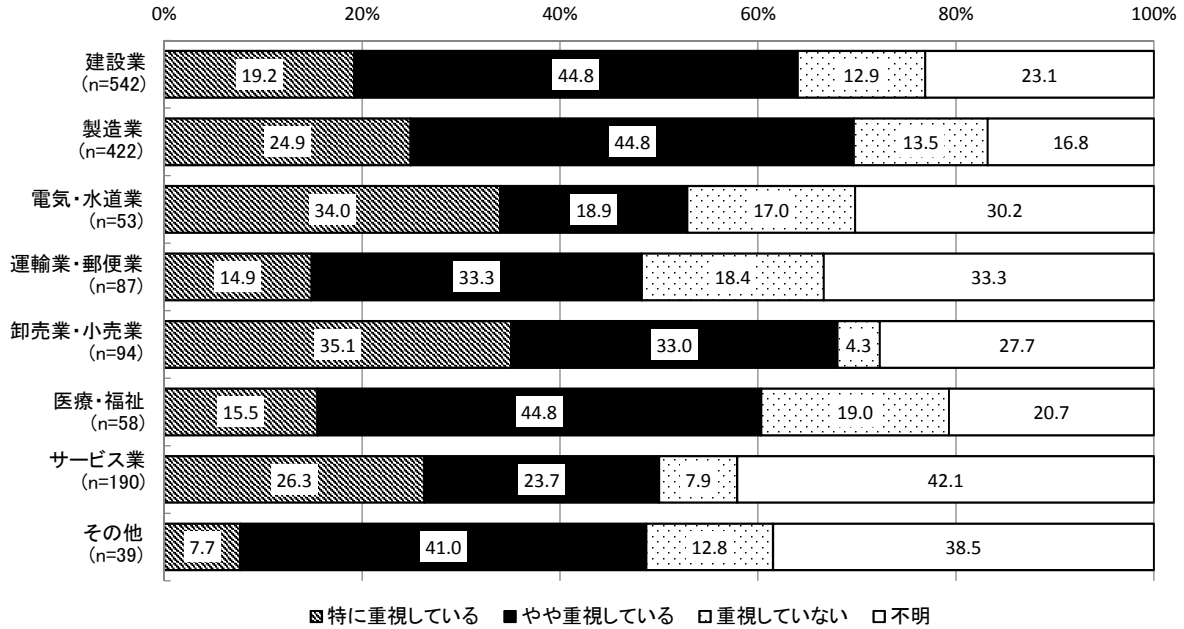
・優良産業廃棄物処理業者の認定を特に重視しているのは、「医療・福祉」で、25.9%となっている。

優良産業廃棄物処理業者の認定



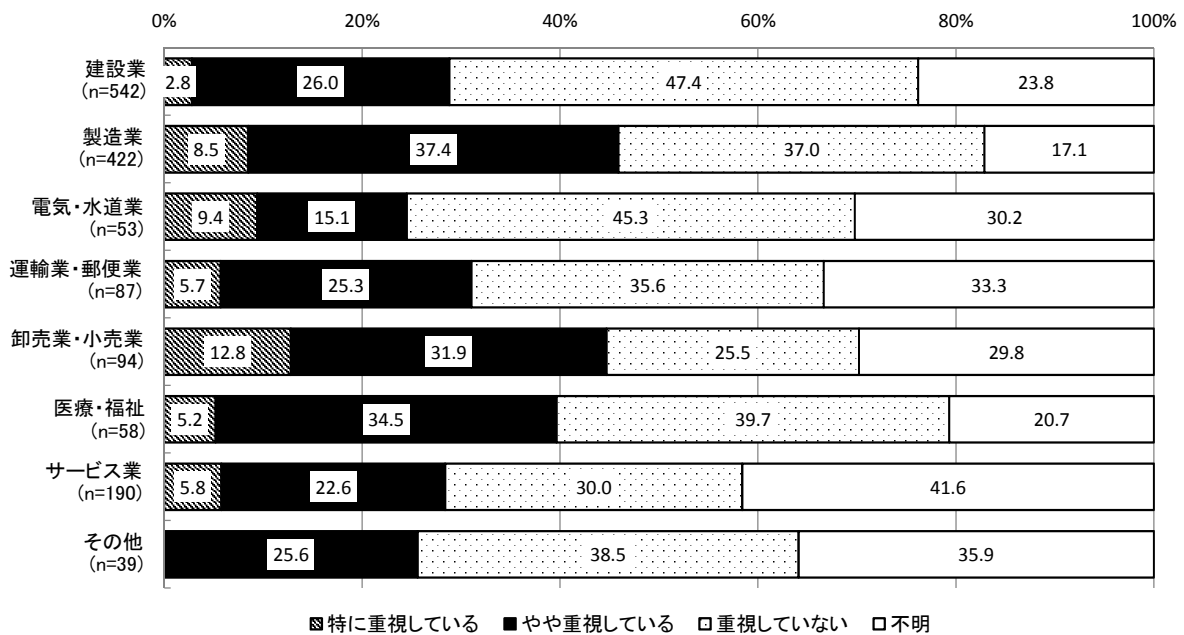
・リサイクルの取組状況を特に重視しているのは、「卸売業・小売業」で、35.1%となっている。

リサイクルの取組状況



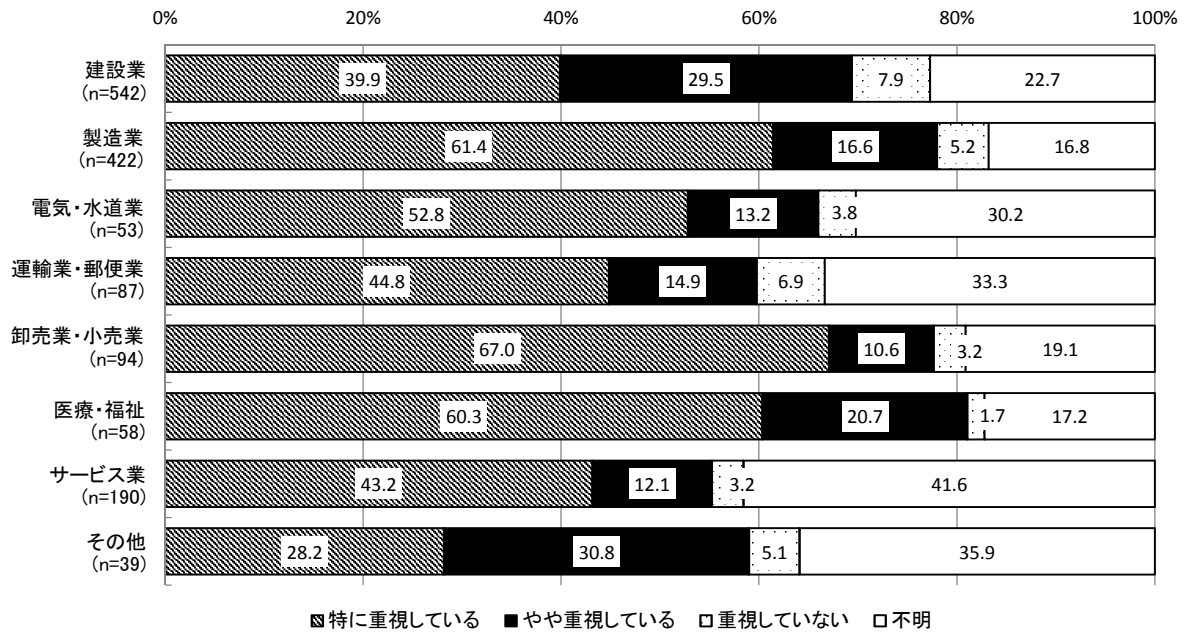
・産廃物による発電・熱回収の取組状況を特に重視しているのは、「卸売業・小売業」で、12.8%となっている。

廃棄物による発電・熱回収の取組状況



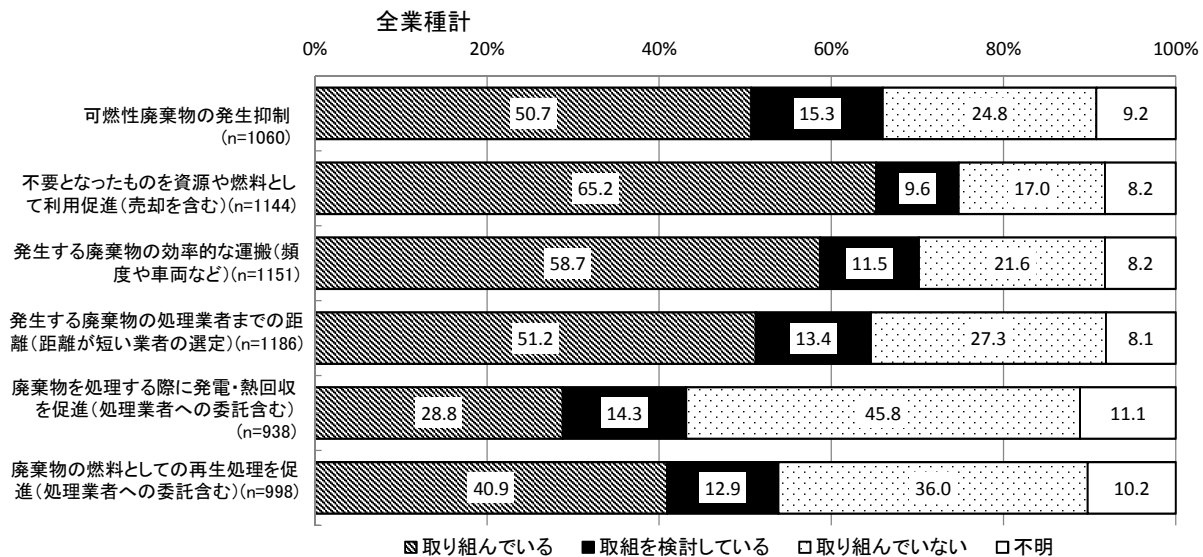
・過去における違法な処理等の有無を特に重視しているのは、「卸売業・小売業」で、67.0%となっている。

過去における違法な処理等の有無



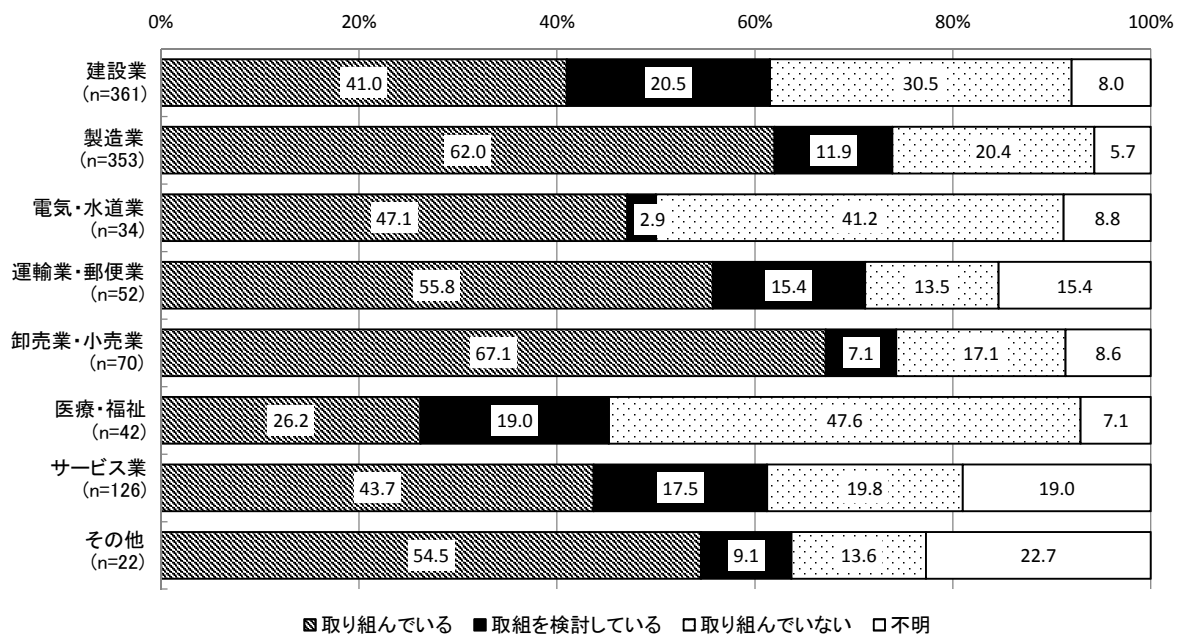
3 産業廃棄物の発生や処理における地球温暖化対策の取組
 (1) 現在の取組

・地球温暖化対策の取組として最も取り組んでいるのは、「不要となったものを資源や燃料として利用促進」で、65.2%となっている。



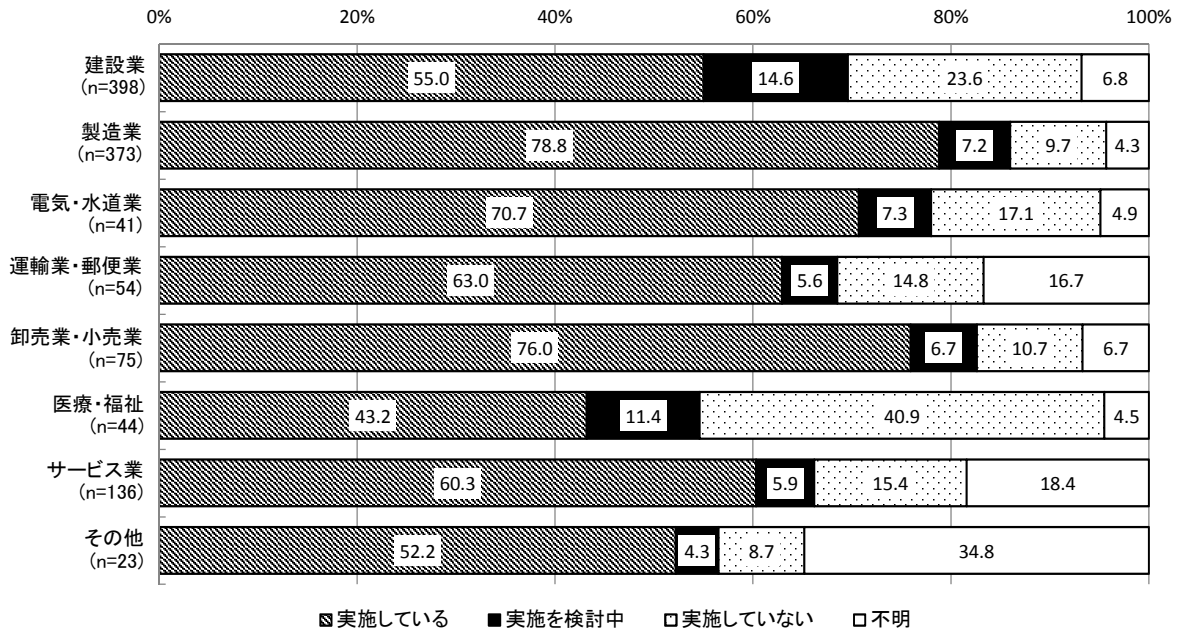
・可燃性廃棄物の発生抑制に最も取り組んでいるのは、「卸売業・小売業」で、67.1%となっている。

可燃性廃棄物の発生抑制



・不要となったものを資源や燃料として利用促進に最も取り組んでいるのは、「製造業」で、78.8%となっている。

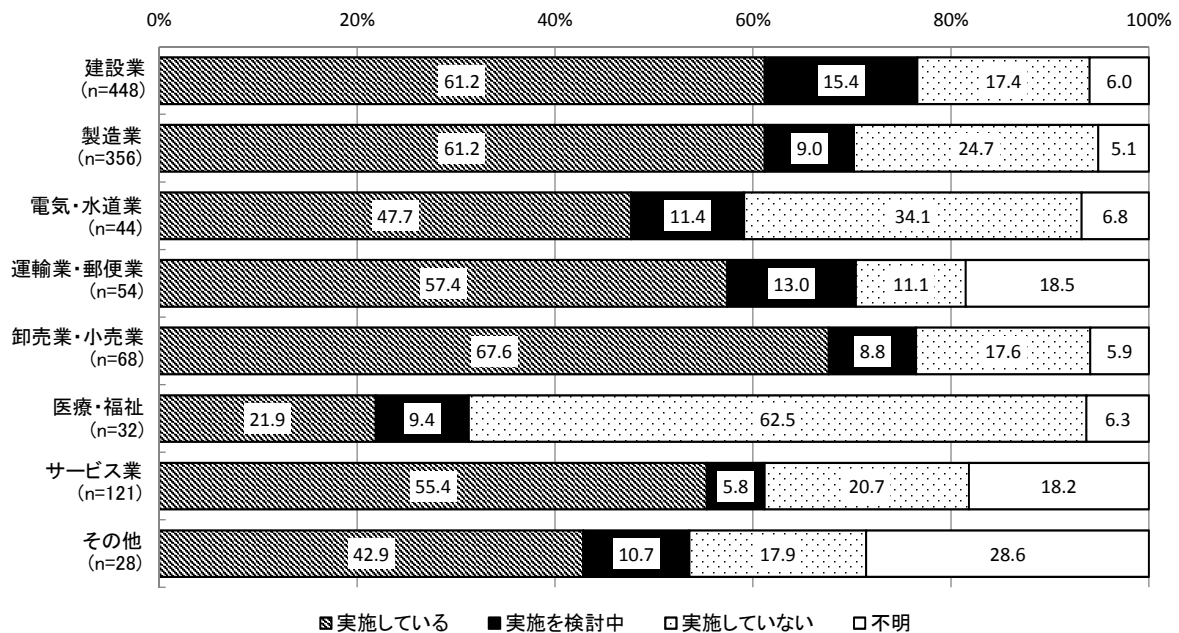
不要となったものを資源や燃料として利用促進(売却を含む)



・発生する廃棄物の効率的な運搬に最も取り組んでいるのは、「卸売業・小売業」で、67.6%となっている。

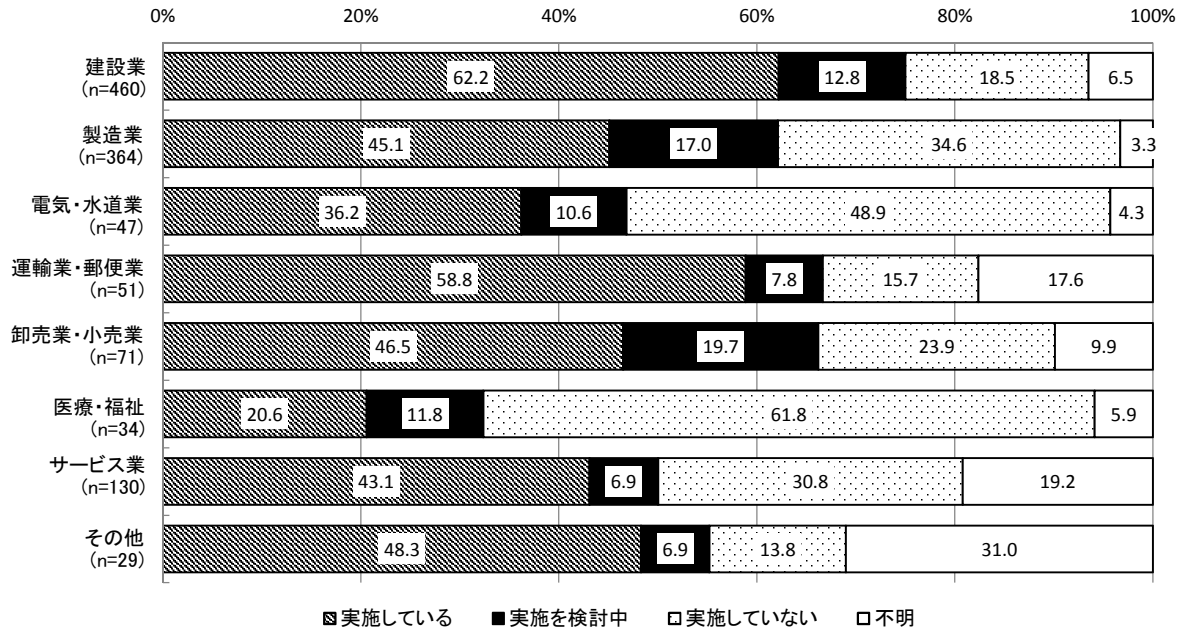
・取組が少ないのは、「医療・福祉」で、21.9%となっている。

発生する廃棄物の効率的な運搬(頻度や車両など)



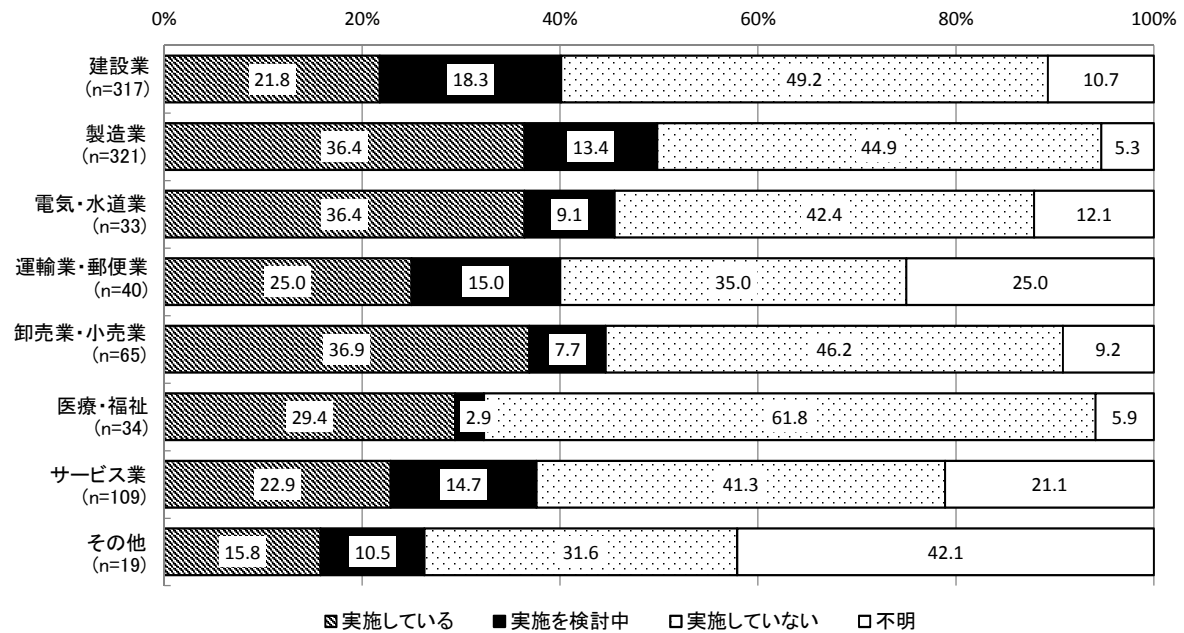
・発生する廃棄物の処理業者までの距離に最も取り組んでいるのは、「建設業」で、62.2%となっている。

発生する廃棄物の処理業者までの距離(距離が短い業者の選定)



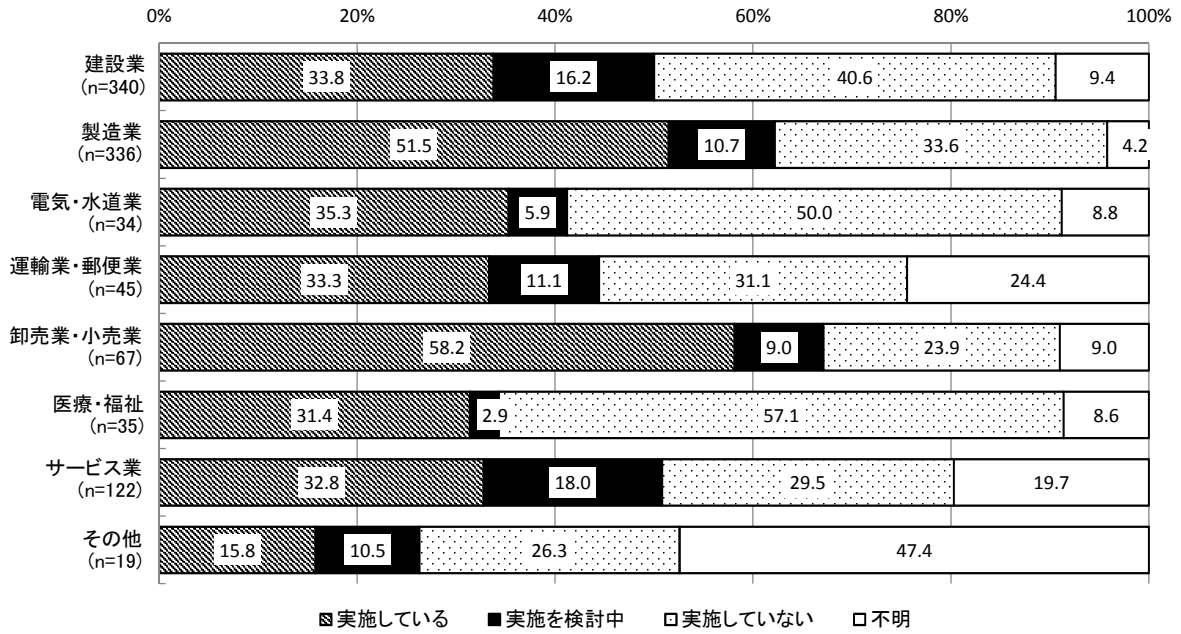
・廃棄物を処理する際に発電・熱回収を促進に最も取り組んでいるのは、「卸売業・小売業」で、36.9%となっている。

廃棄物を処理する際に発電・熱回収を促進(処理業者への委託含む)



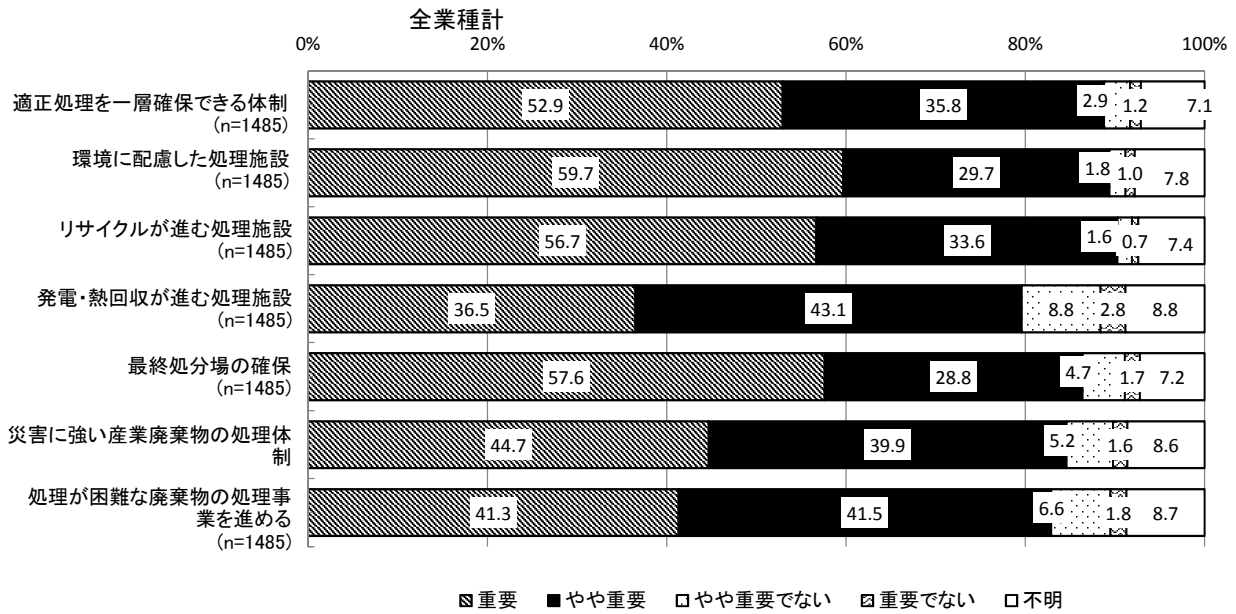
・廃棄物の燃料としての再生処理を促進に最も取り組んでいるのは、「卸売業・小売業」で、58.2%となっている。

廃棄物の燃料としての再生処理を促進(処理業者への委託含む)



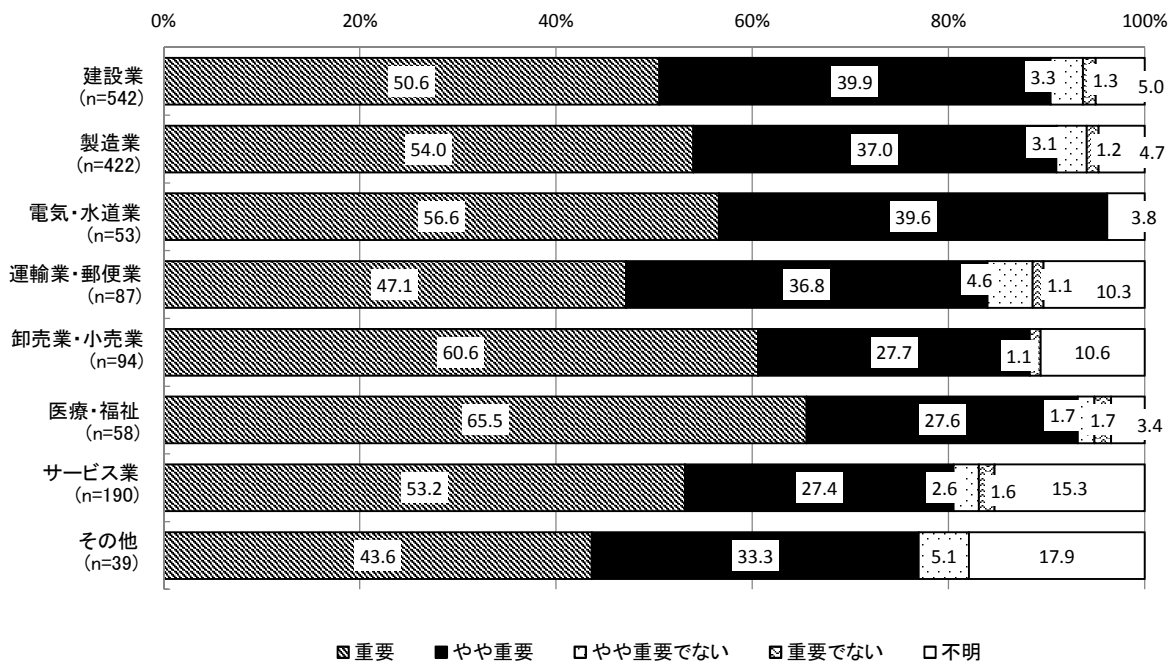
4 産業廃棄物処理体制の整備

・ 県内の産業廃棄物の処理体制の整備に最も重要とされているのは、「環境に配慮した処理施設」で、59.7%となっている。



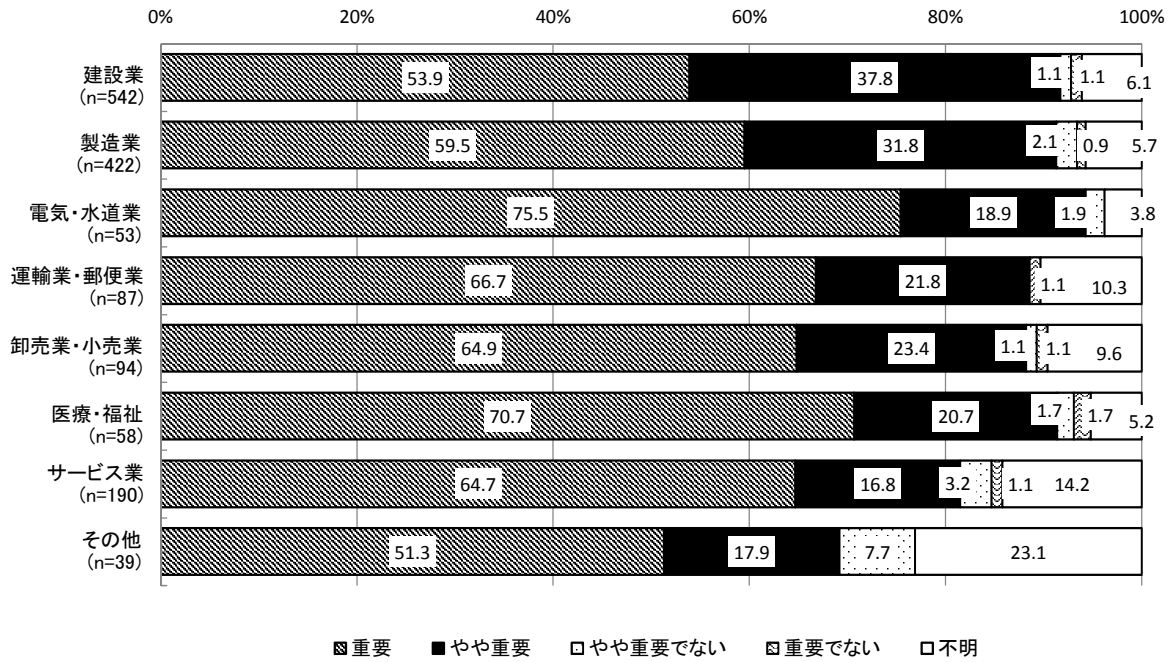
・ 適正処理を一層確保できる体制を最も重要と回答したのは、「医療・福祉」で、65.5%となっている。

適正処理を一層確保できる体制



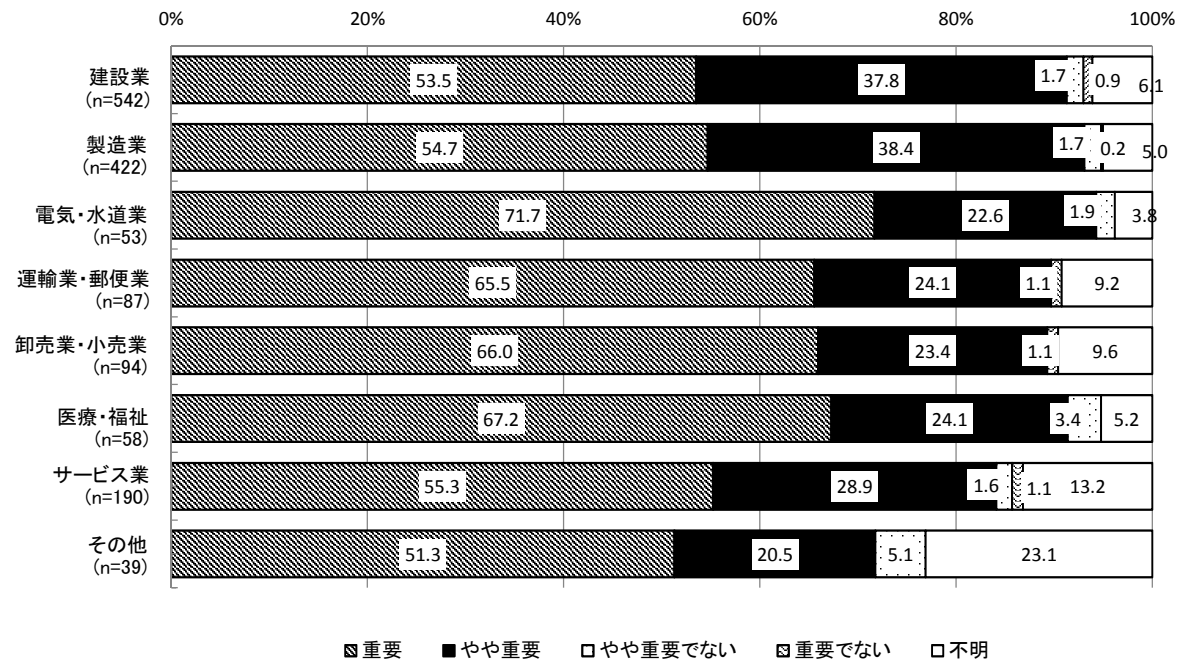
- ・環境に配慮した処理施設を最も重要と回答したのは、「電気・水道業」で、75.5%となっている。
- ・すべての業種で、「重要」と回答した割合が5割を超えている。

環境に配慮した処理施設



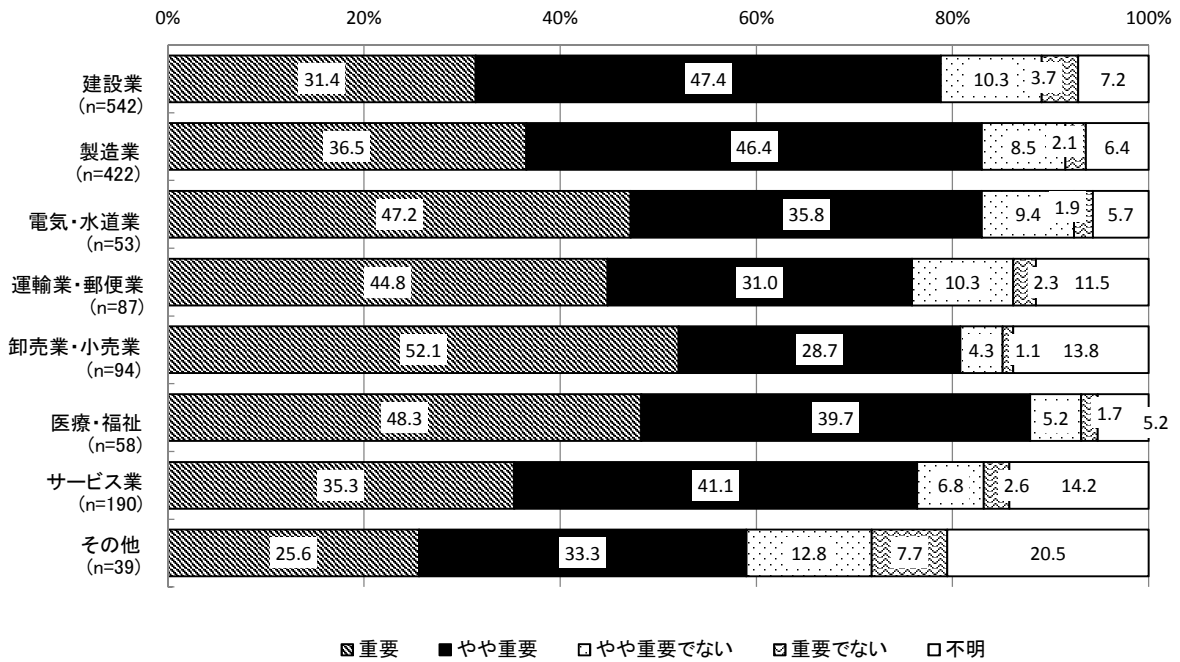
- ・リサイクルが進む処理施設を最も重要と回答したのは、「電気・水道業」で、71.7%となっている。
- ・すべての業種で、「重要」と回答した割合が5割を超えている。

リサイクルが進む処理施設



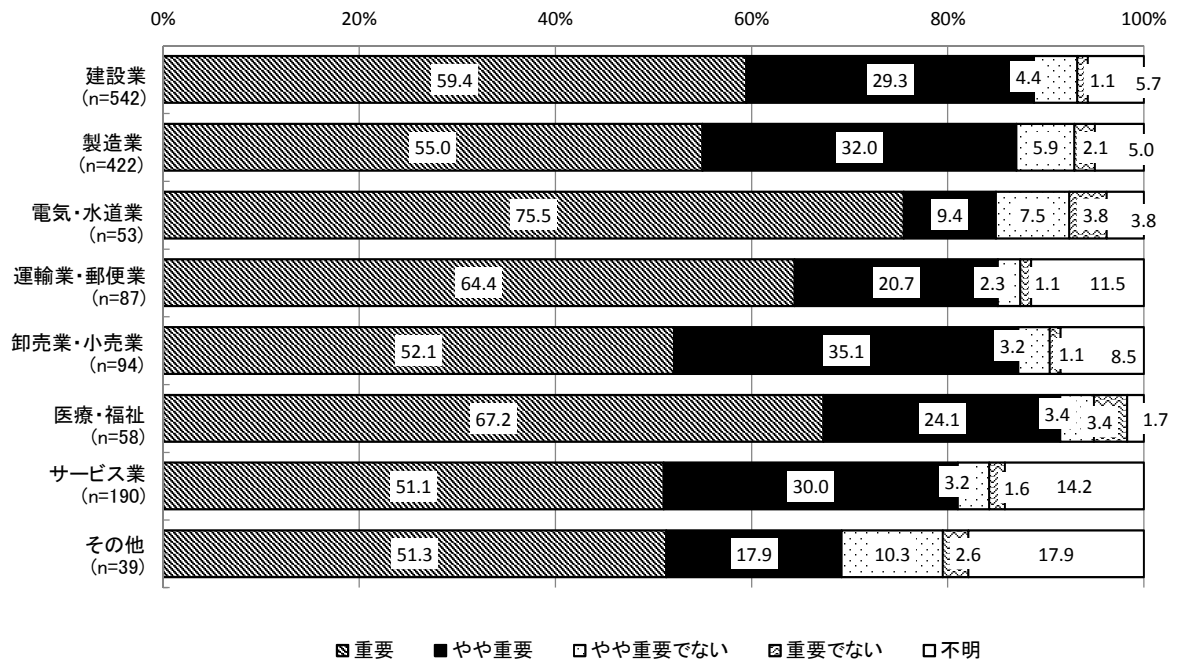
・発電・熱回収が進む処理施設を最も重要と回答したのは、「卸売業・小売業」で、52.1%となっている。

発電・熱回収が進む処理施設



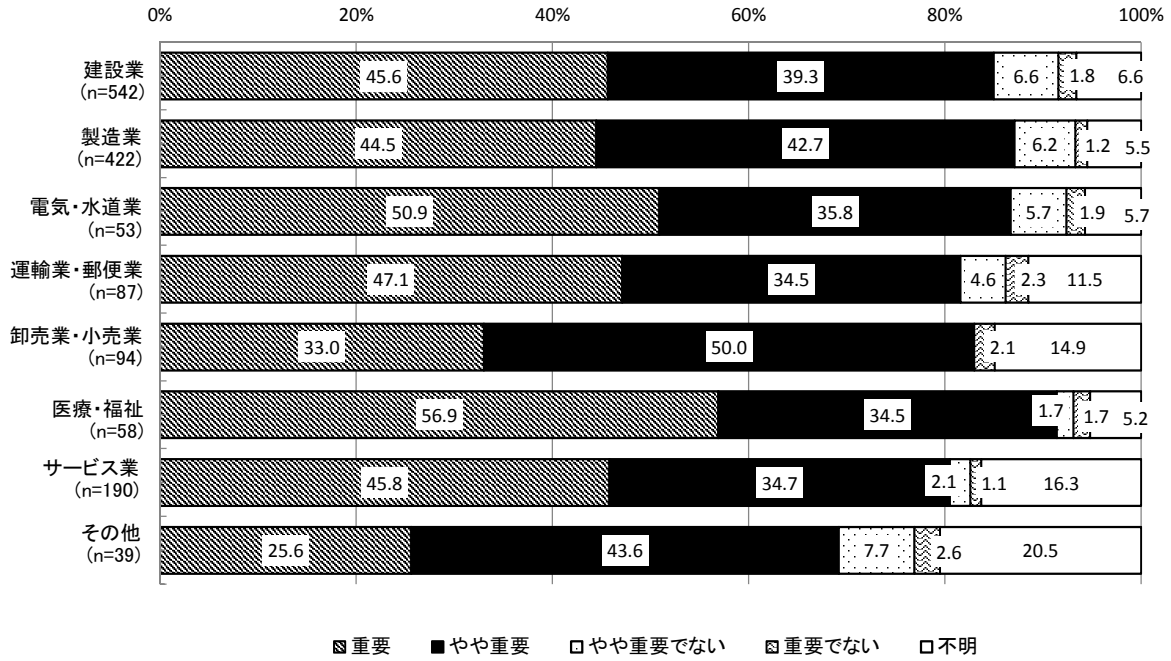
・最終処分場の確保を最も重要と回答したのは、「電気・水道業」で、75.5%となっている。
 ・すべての業種で、「重要」と回答した割合が5割を超えている。

最終処分場の確保



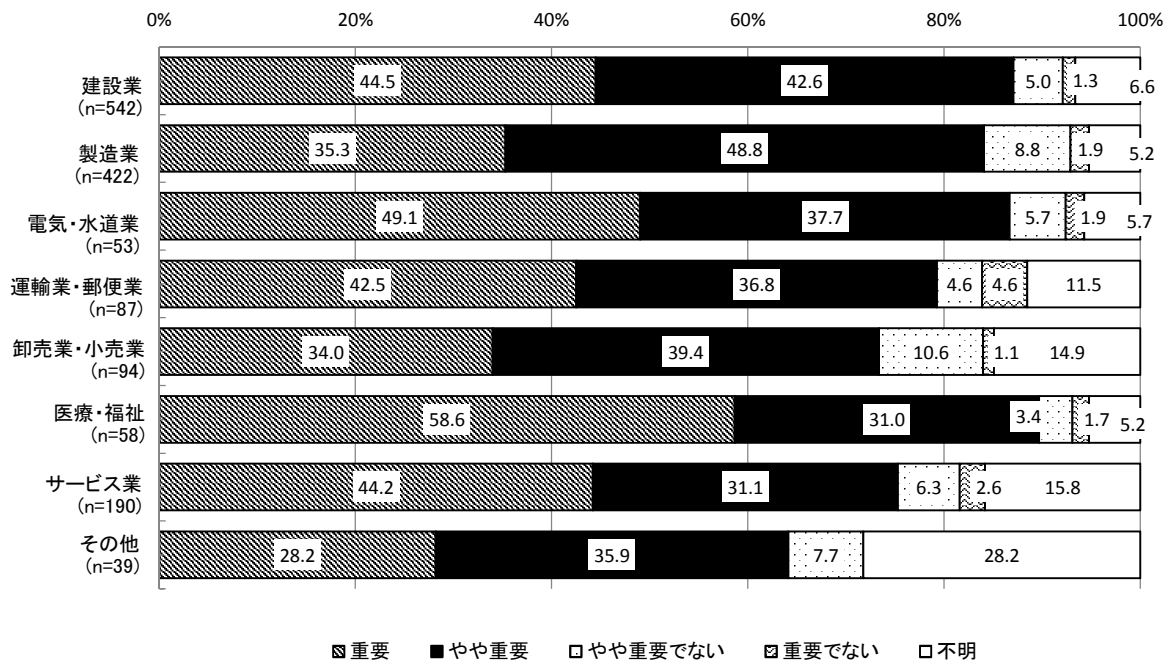
・災害に強い産業廃棄物の処理体制を最も重要と回答したのは、「医療・福祉」で、56.9%となっている。

災害に強い産業廃棄物の処理体制



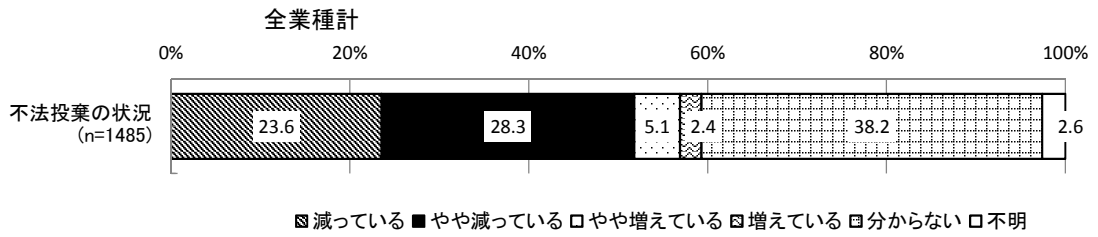
・処理が困難な廃棄物の処理事業を進めるを最も重要と回答したのは、「医療・福祉」で、58.6%となっている。

処理が困難な廃棄物の処理事業を進める



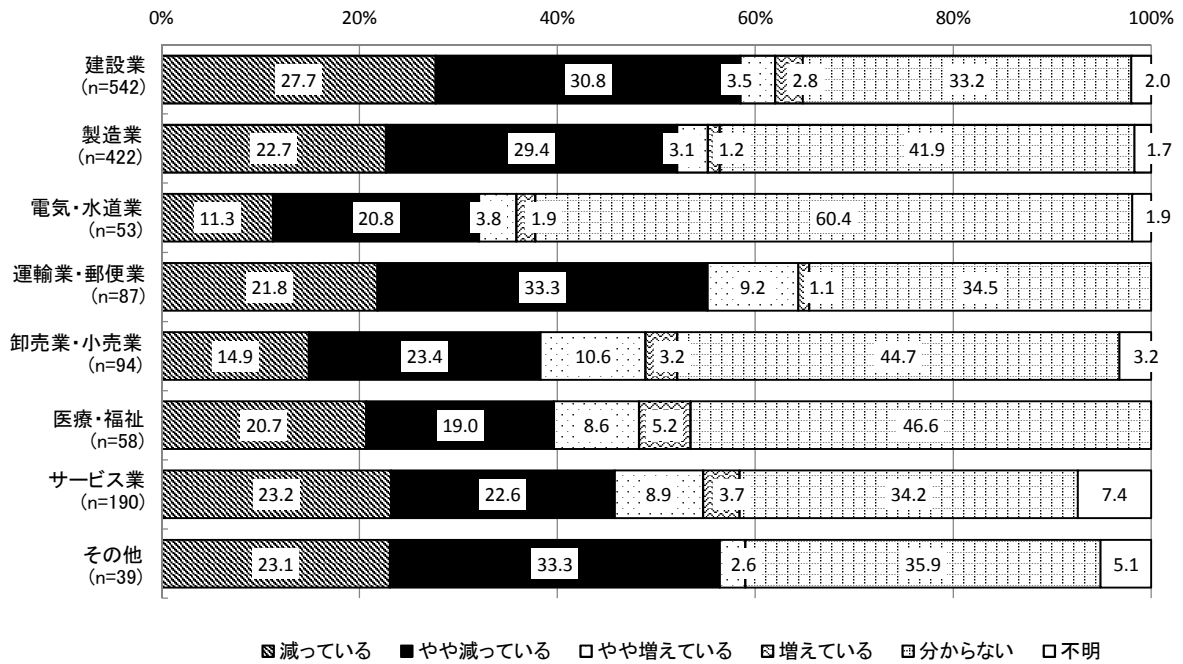
5 不法投棄を許さない社会をつくる取組
1) 不法投棄の状況(5年前との比較)

・身の回りの産業廃棄物不法投棄の状況は、「やや減っている」と感じている割合が最も多く、28.3%となっている。(分からない・不明は除く)



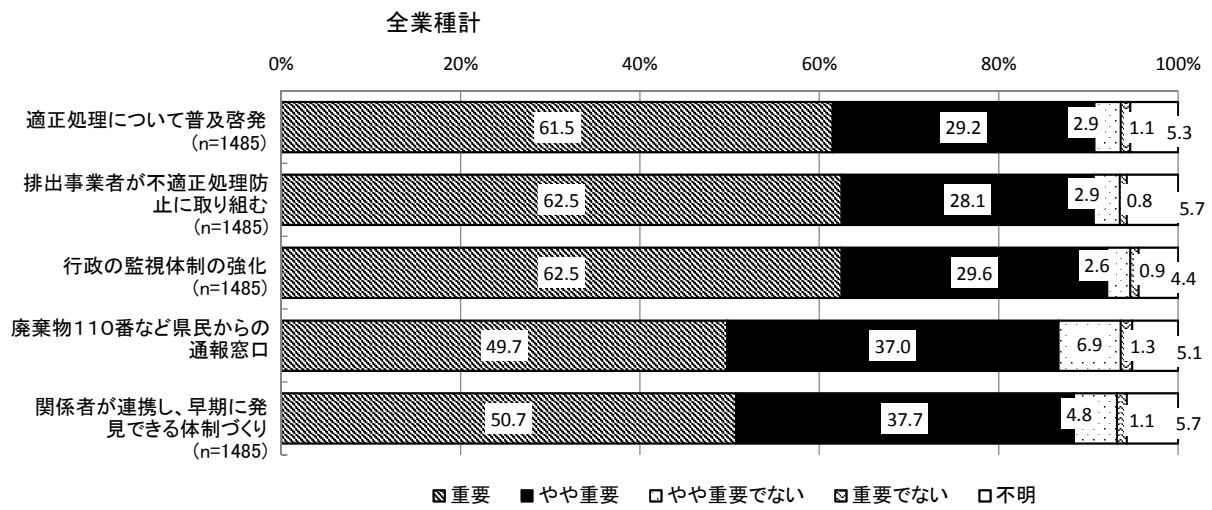
・不法投棄の状況を減っていると感じているのは、「建設業」で27.7%となっている。
・「分からない」「不明」を除くと、「減っている」・「やや減っている」の割合が高い。

不法投棄の状況



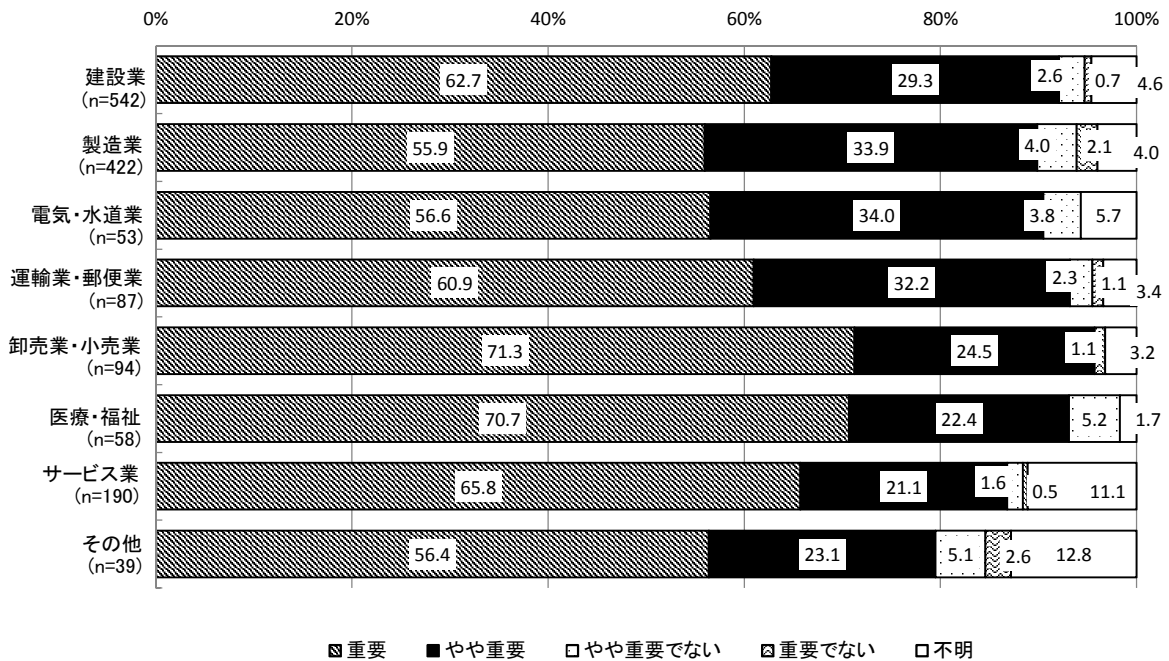
2) 不法投棄を許さない社会づくりのための重要事項

・不法投棄を許さない社会づくりのための重量事項として、「排出業者が不適正処理防止に取り組む」「行政の監視体制の強化」と回答した割合が最も多く、62.5%となっている。



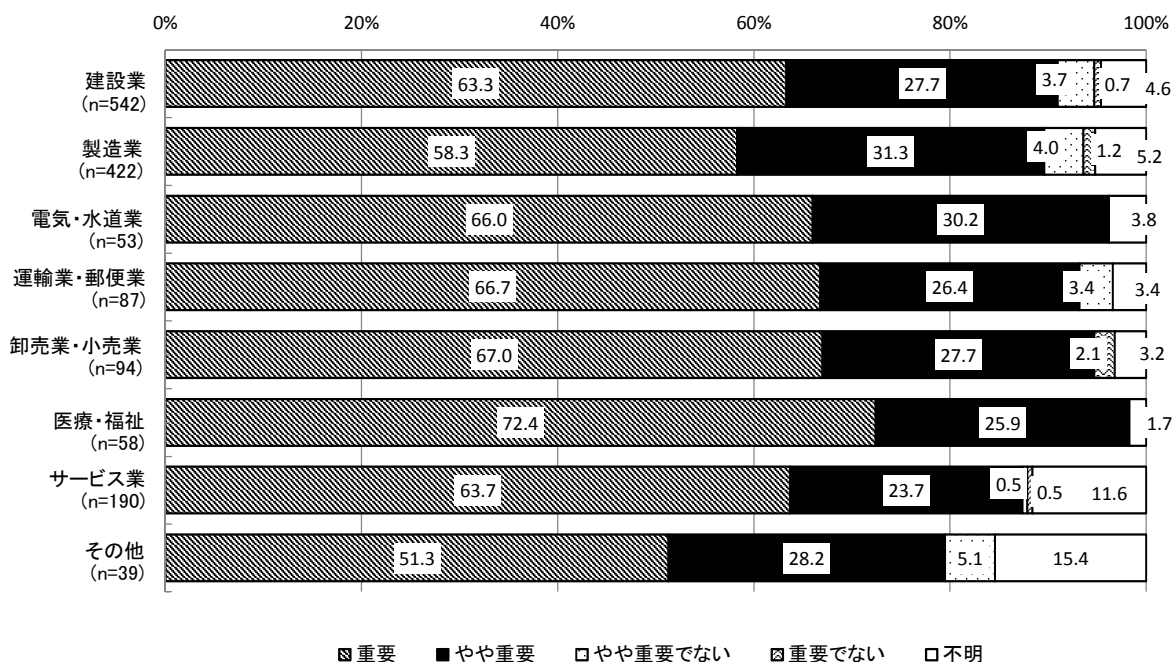
・適正処理について普及啓発が重要と回答したのは、「卸売業・小売業」が最も高く71.3%となっている。

適正処理について普及啓発



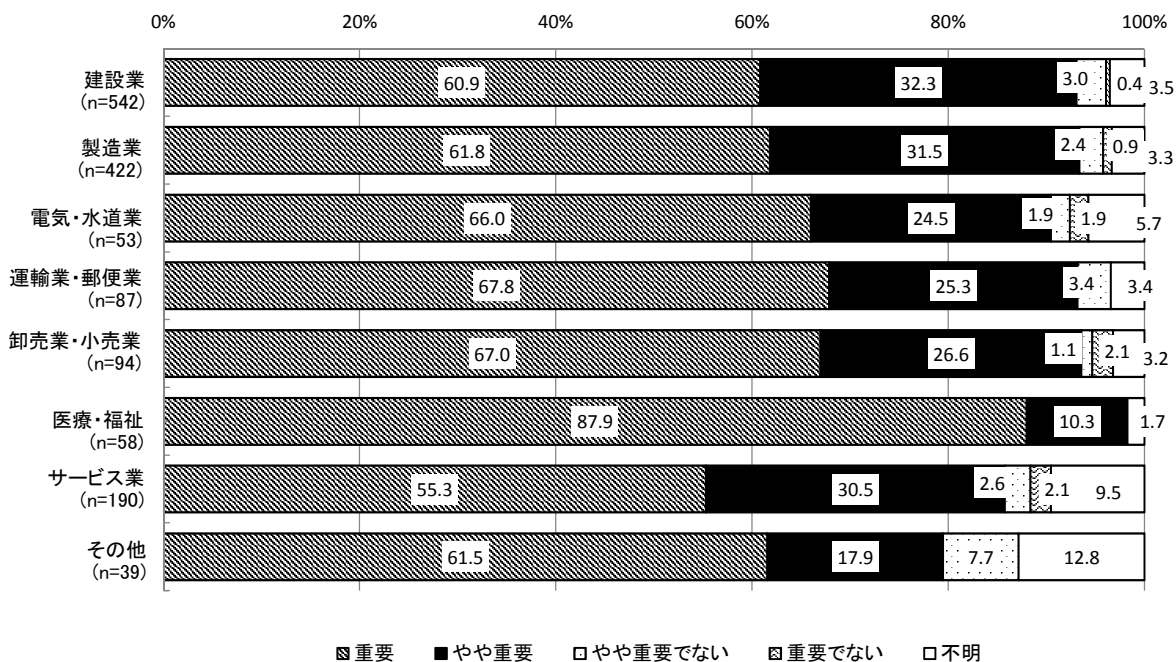
・排出事業者が不適正処理防止に取り組むが重要と回答したのは、「医療・福祉」が最も高く72.4%となっている。

排出事業者が不適正処理防止に取り組む



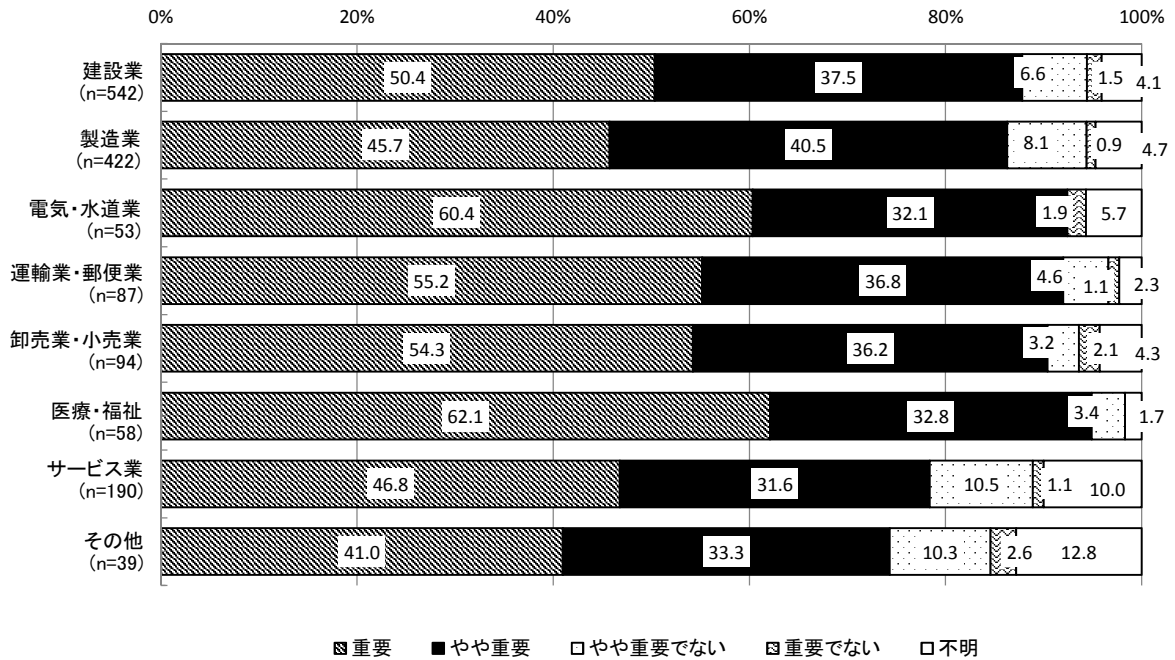
・行政の監視体制の強化が重要と回答したのは、「医療・福祉」が最も高く87.9%となっている。

行政の監視体制の強化



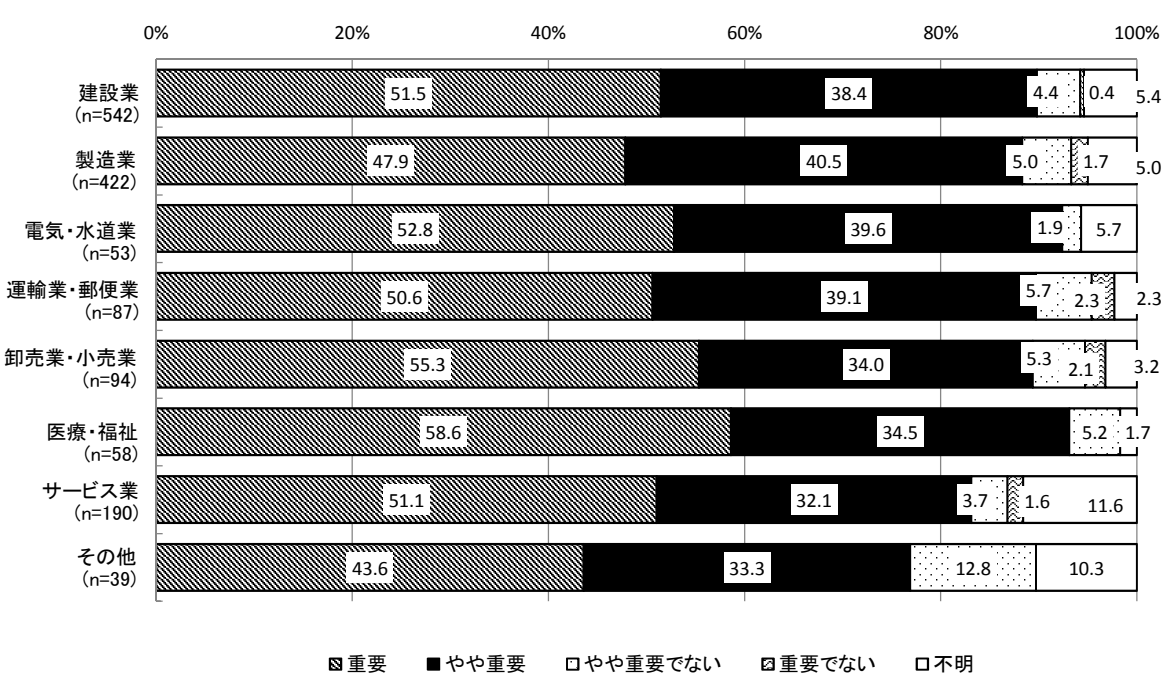
・廃棄物110番など県民からの通報窓口が重要と回答したのは、「医療・福祉」が最も高く62.1%となっている。

廃棄物110番など県民からの通報窓口



・関係者が連携し、早期に発見できる体制づくりが重要と回答したのは、「医療・福祉」が最も高く58.6%となっている。

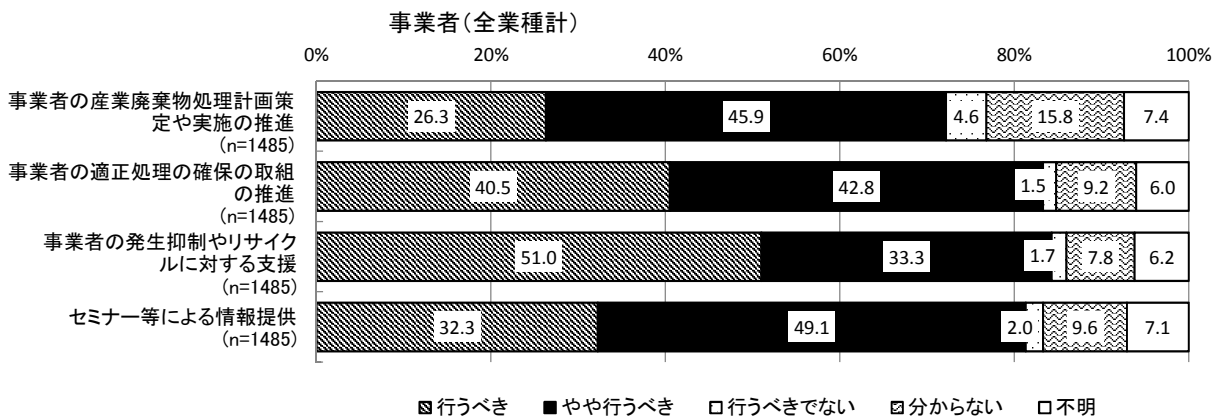
関係者が連携し、早期に発見できる体制づくり



6 三重県の廃棄物関連施策

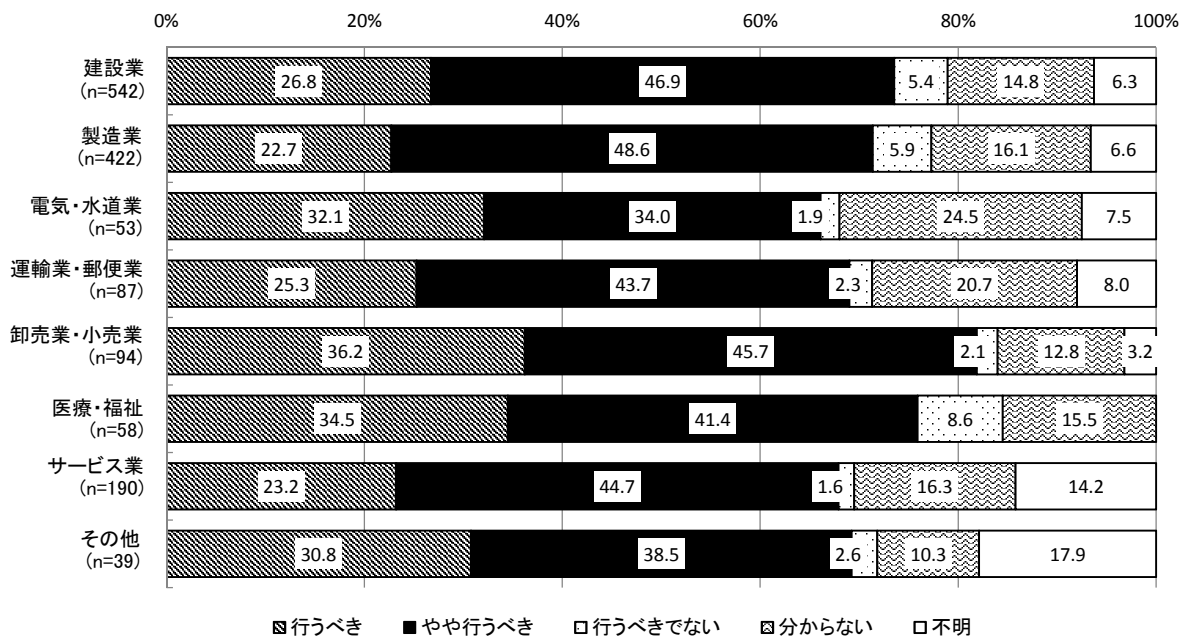
<事業者>

・事業者に対して行うべき県の施策は、「事業者の発生抑制やリサイクルに対する支援」で51.0%となっている。



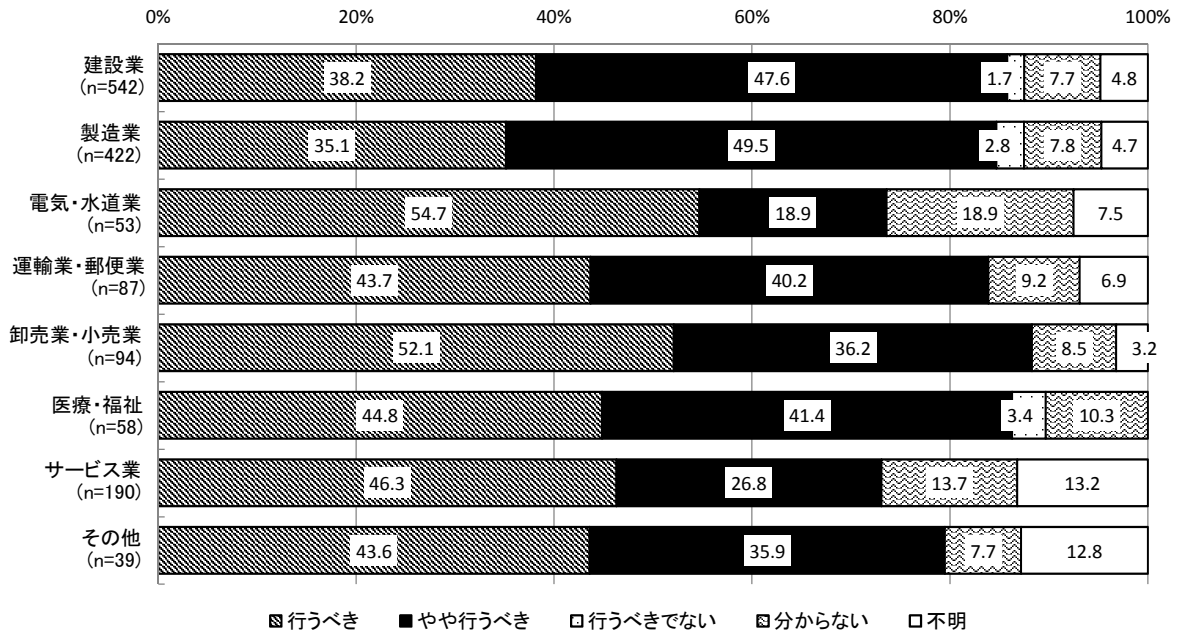
・県の施策として、事業者の産業廃棄物処理計画策定や実施の推進を行うべきと最も多く回答したのは、「卸売業・小売業」で36.2%となっている。

事業者の産業廃棄物処理計画策定や実施の推進



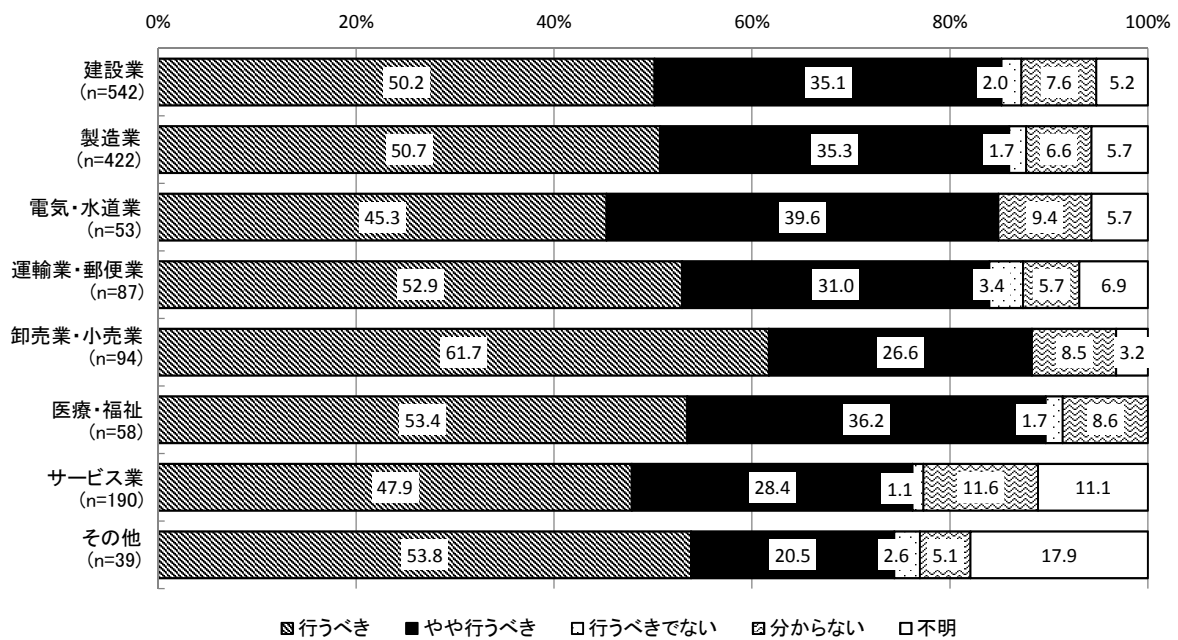
・県の施策として、事業者の適正処理の確保の取組の推進を行うべきと最も多く回答したのは、「電気・水道業」で54.7%となっている。

事業者の適正処理の確保の取組の推進



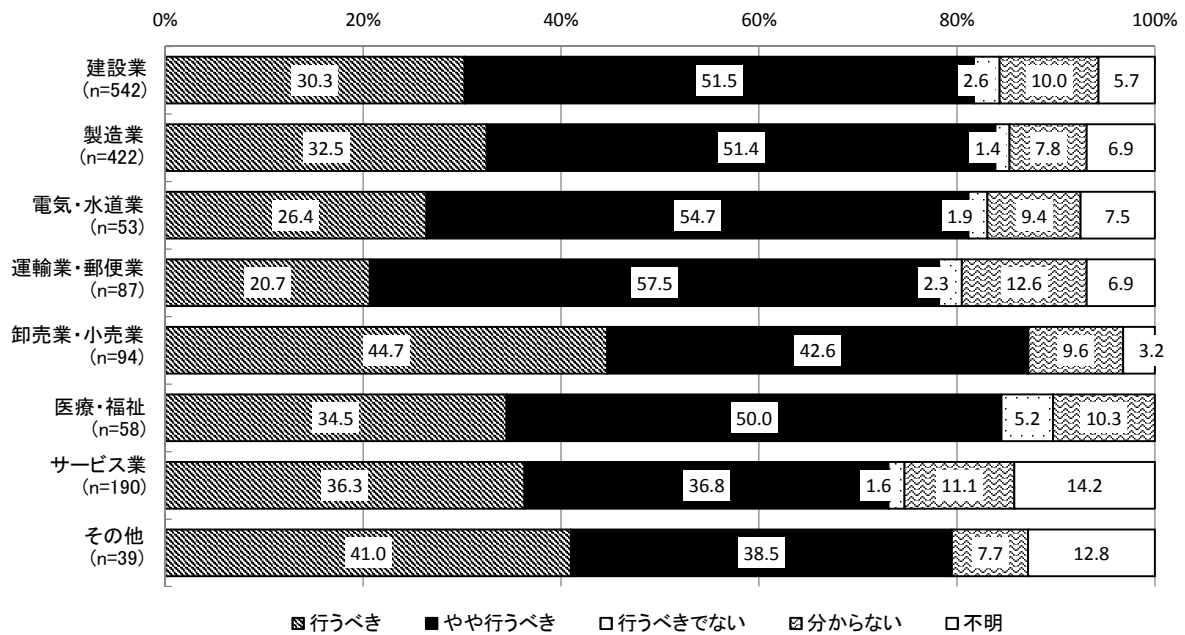
・県の施策として、事業者の発生抑制やリサイクルに対する支援を行うべきと最も多く回答したのは、「卸売業・小売業」で61.7%となっている。

事業者の発生抑制やリサイクルに対する支援



・県の施策として、セミナー等による情報提供を行うべきと最も多く回答したのは、「卸売業・小売業」で44.7%となっている。

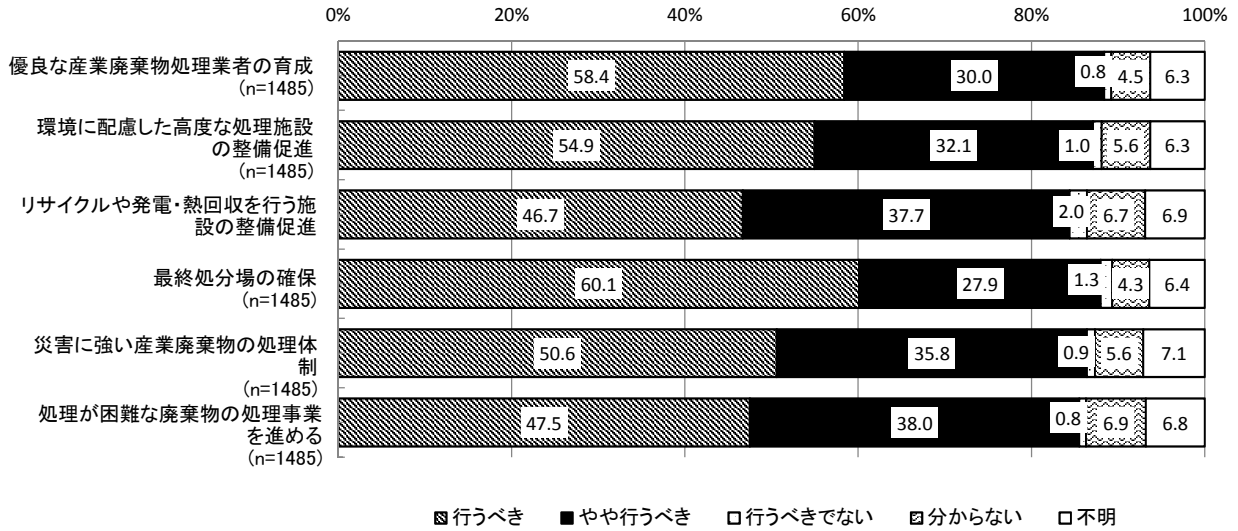
セミナー等による情報提供



<処理体制>

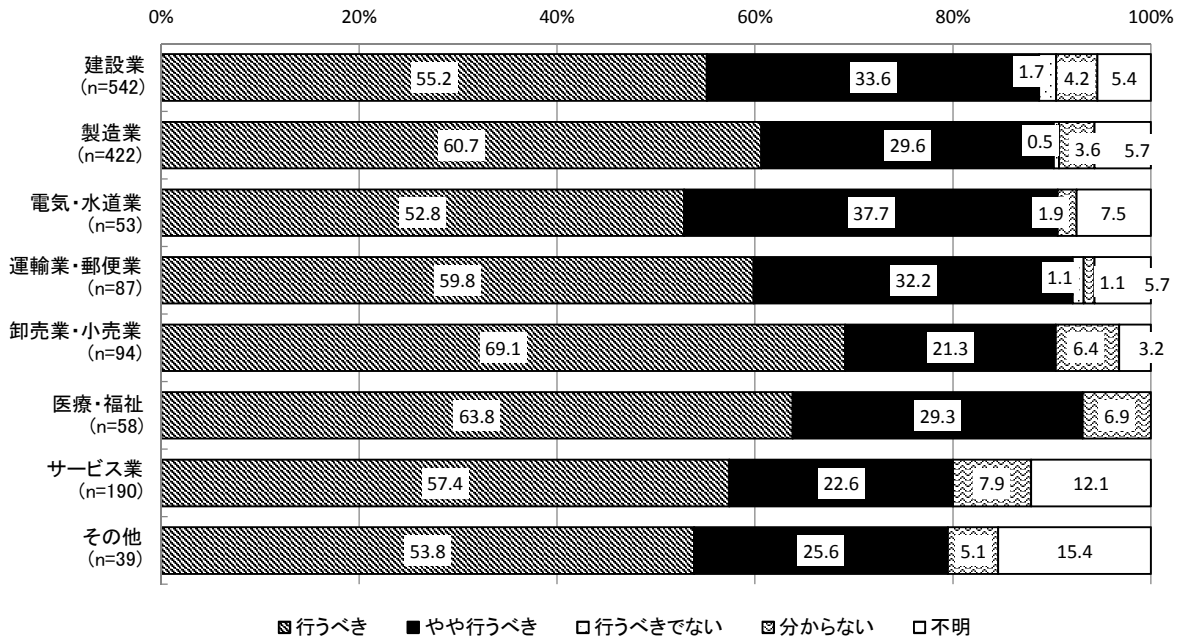
・県の施策において、処理体制として必要性のある事項は、「最終処分場の確保」で60.1%となっている。

処理体制(全業種計)



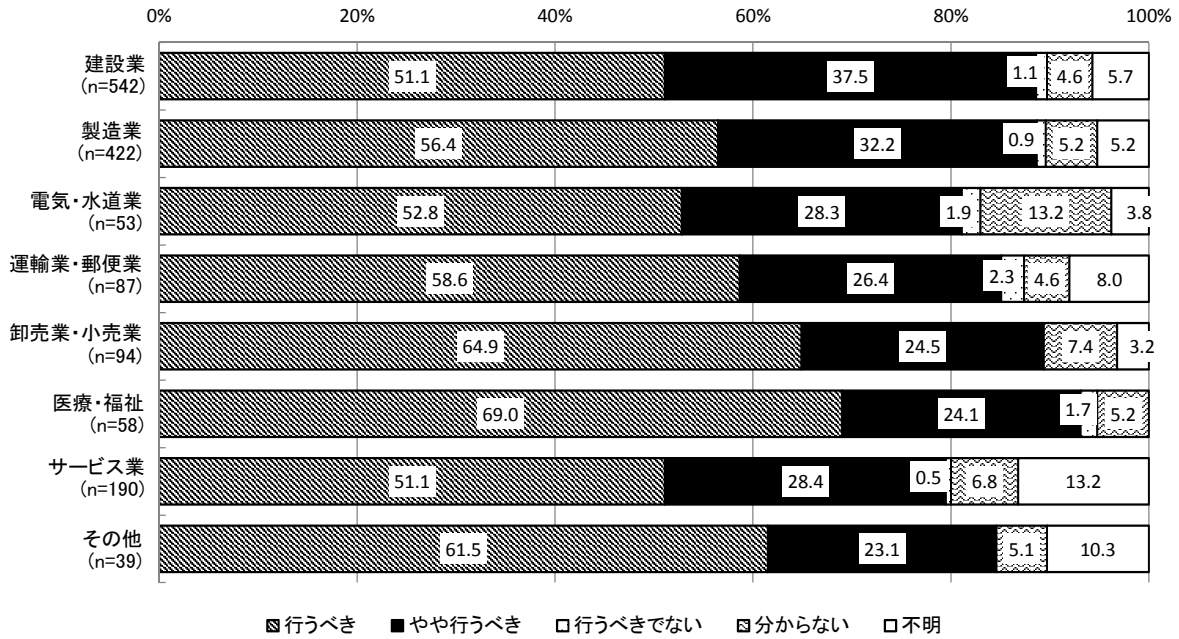
・処理体制として、優良な産業廃棄物処理業者の育成を行うべきと最も多く回答したのは、「卸売業・小売業」で69.1%となっている。

優良な産業廃棄物処理業者の育成



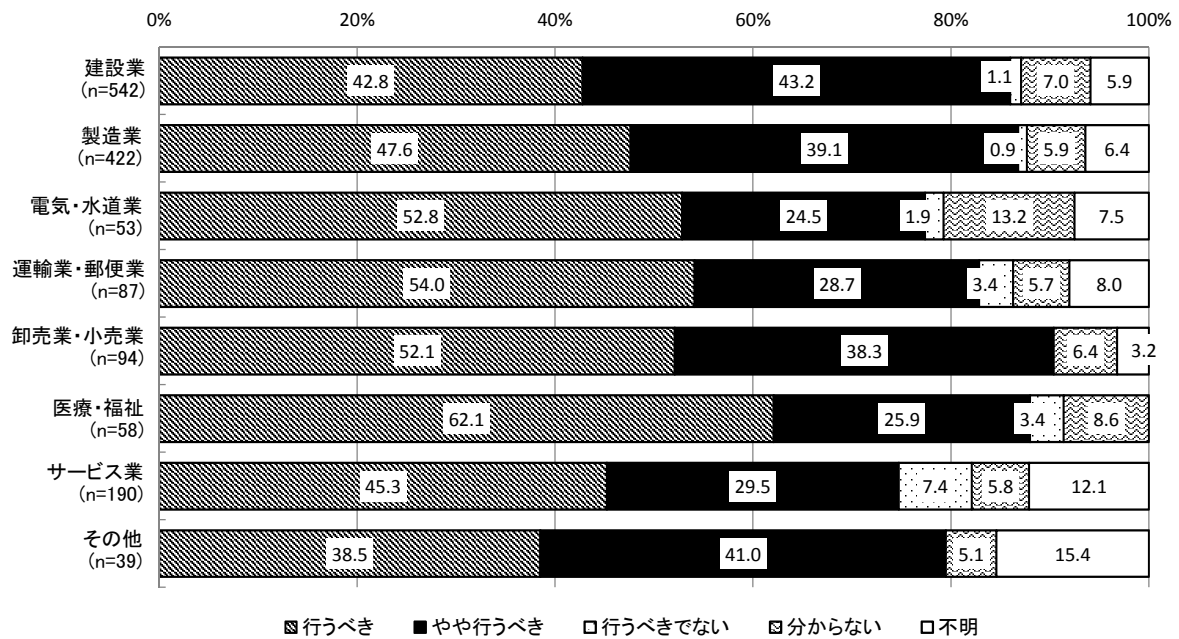
・処理体制として、環境に配慮した高度な処理施設の整備促進を行うべきと最も多く回答したのは、「医療・福祉」で69.0%となっている。

環境に配慮した高度な処理施設の整備促進



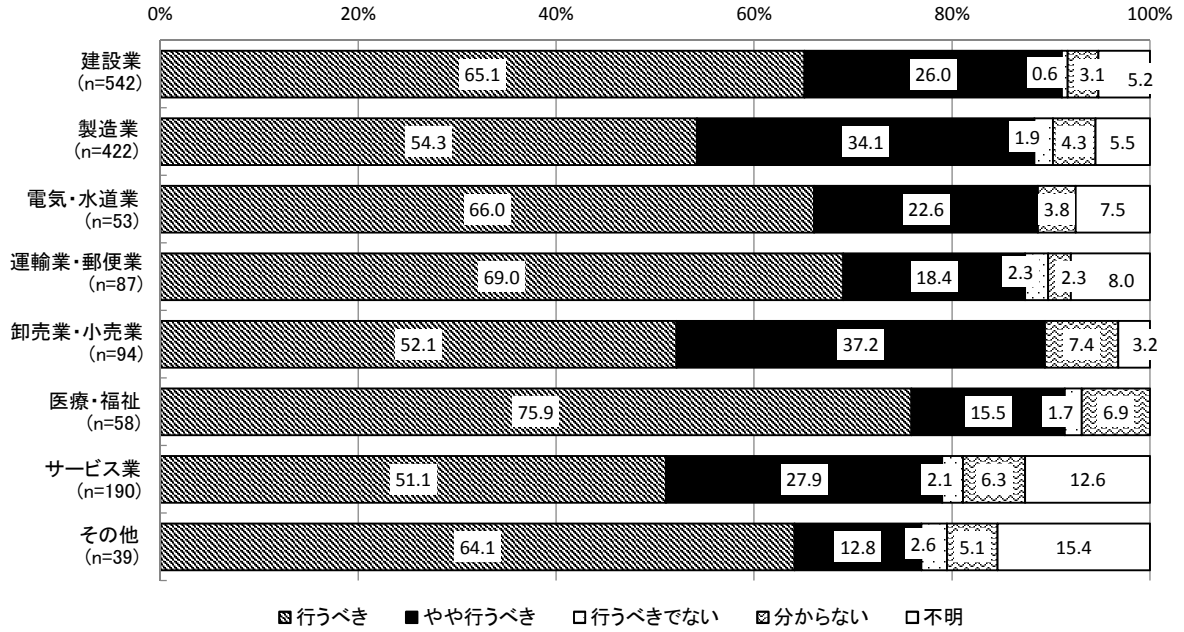
・処理体制として、リサイクルや発電・熱回収を行う施設の整備促進を行うべきと最も多く回答したのは、「医療・福祉」で62.1%となっている。

リサイクルや発電・熱回収を行う施設の整備促進



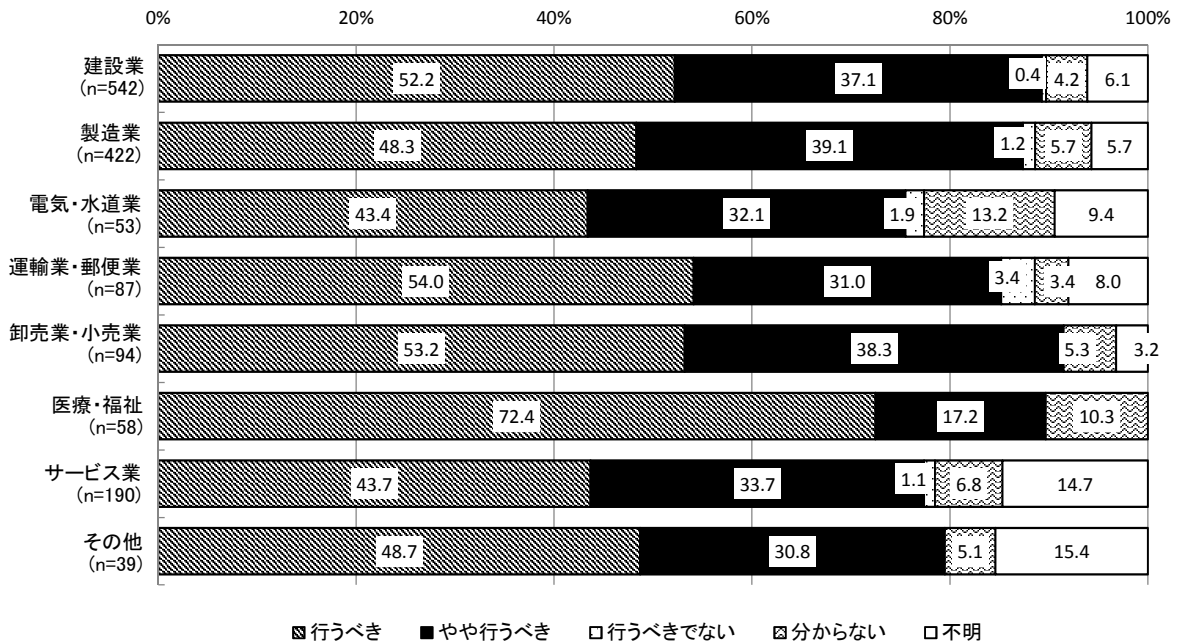
・処理体制として、最終処分場の確保を行うべきと最も多く回答したのは、「医療・福祉」で75.9%となっている。

最終処分場の確保



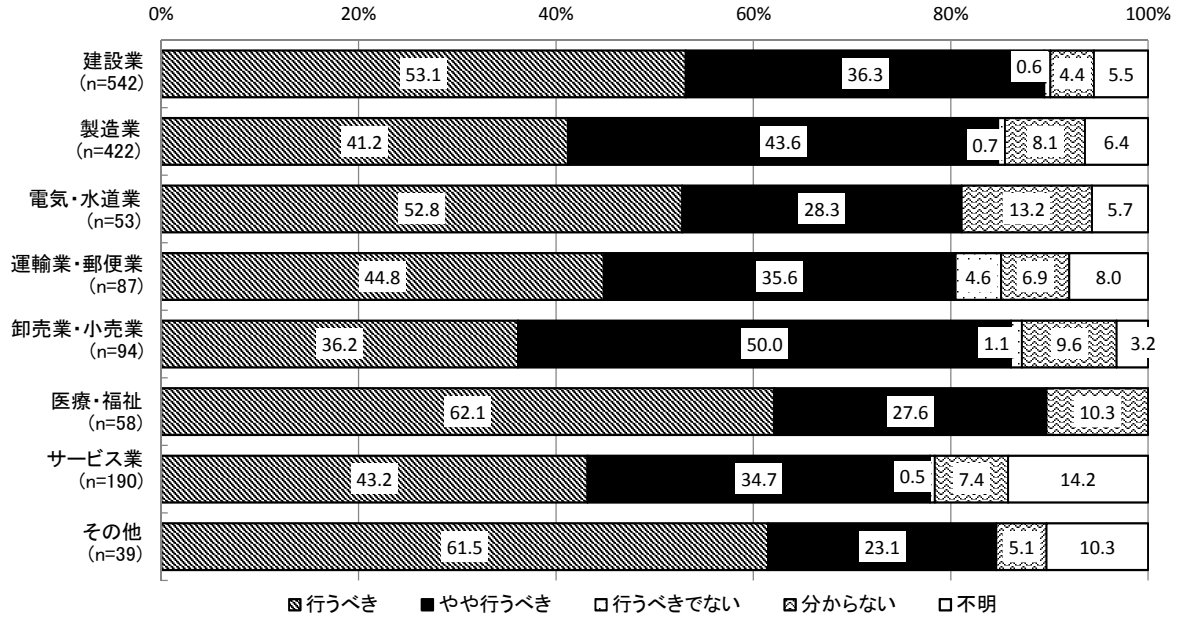
・処理体制として、災害に強い産業廃棄物の処理体制を行うべきと最も多く回答したのは、「医療・福祉」で72.4%となっている。

災害に強い産業廃棄物の処理体制



・処理体制として、処理が困難な廃棄物の処理事業を行うべきと最も多く回答したのは、「医療・福祉」で62.1%となっている。

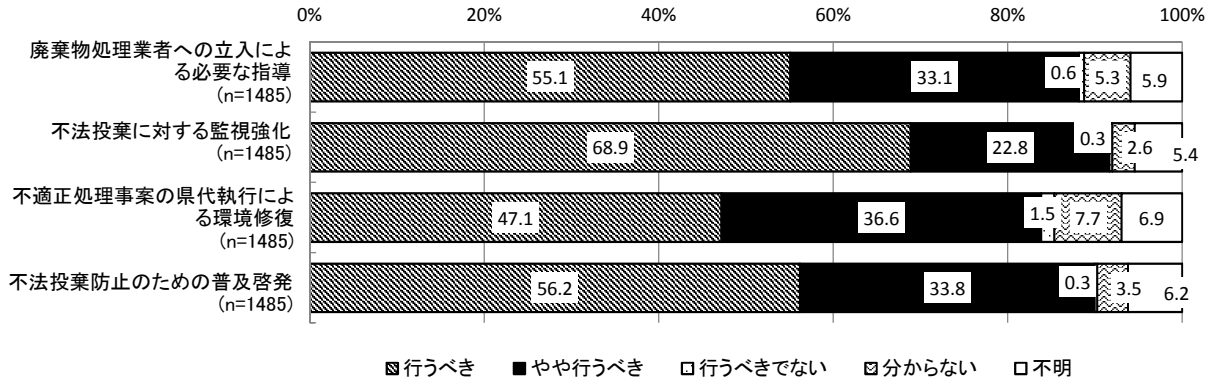
処理が困難な廃棄物の処理事業を進める



<監視指導>

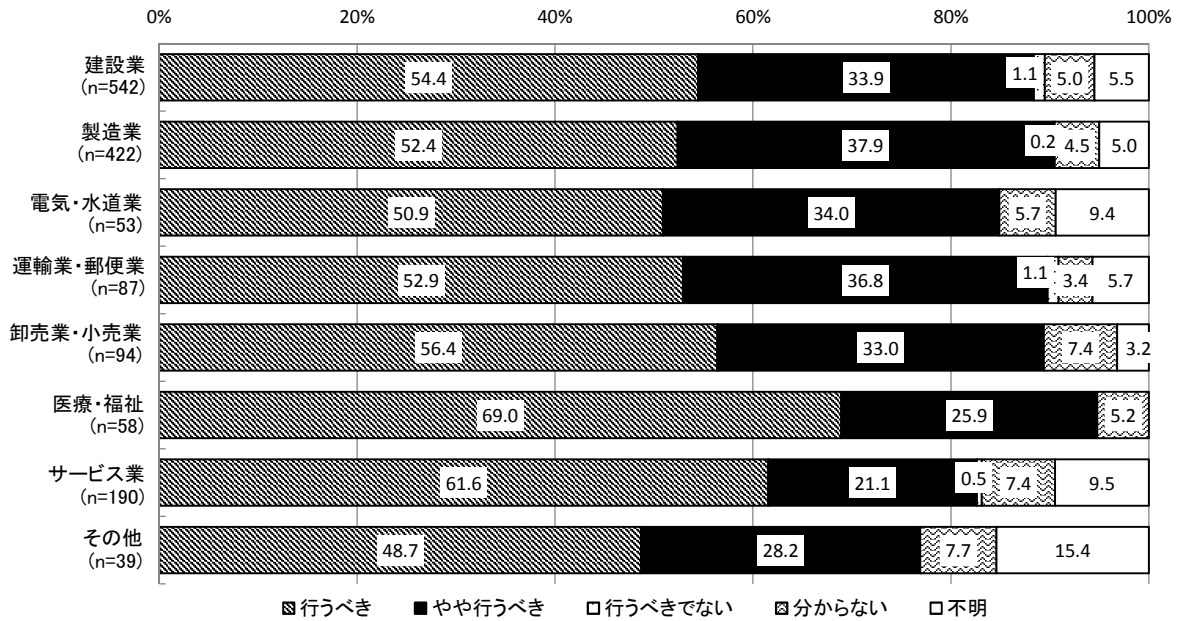
・県の施策として行うべき監視指導は、「不法投棄に対する監視強化」で68.9%となっている。

監視指導(全業種計)



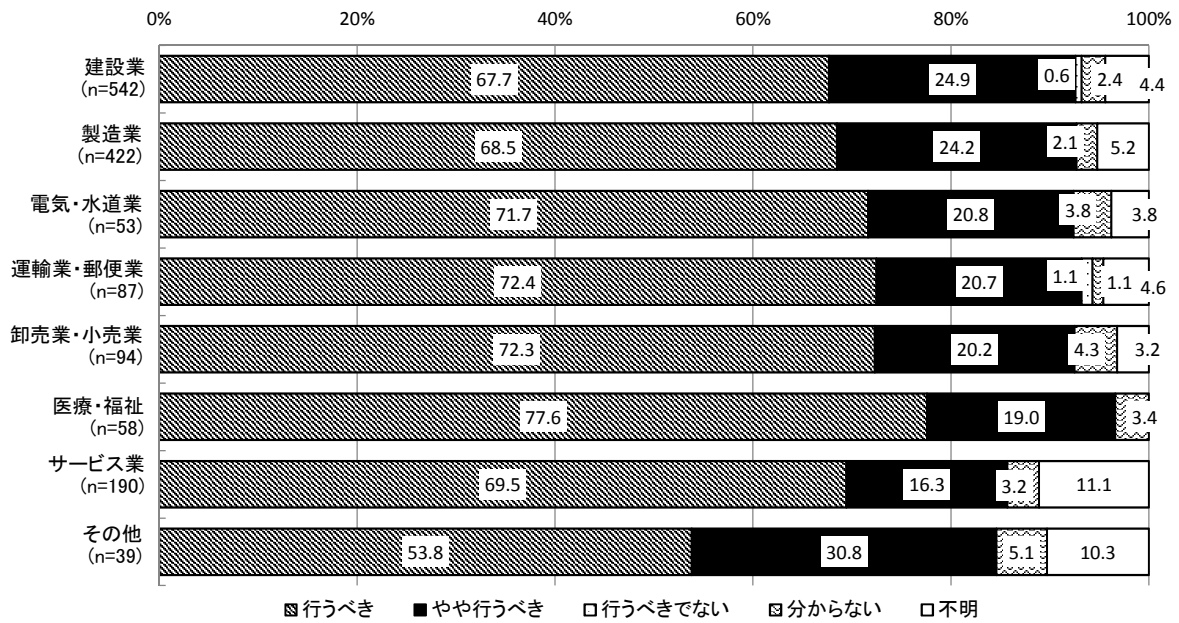
・監視指導として、廃棄物処理業者への立入による必要な指導を行うべきと最も多く回答したのは、「医療・福祉」で69.0%となっている。

廃棄物処理業者への立入による必要な指導



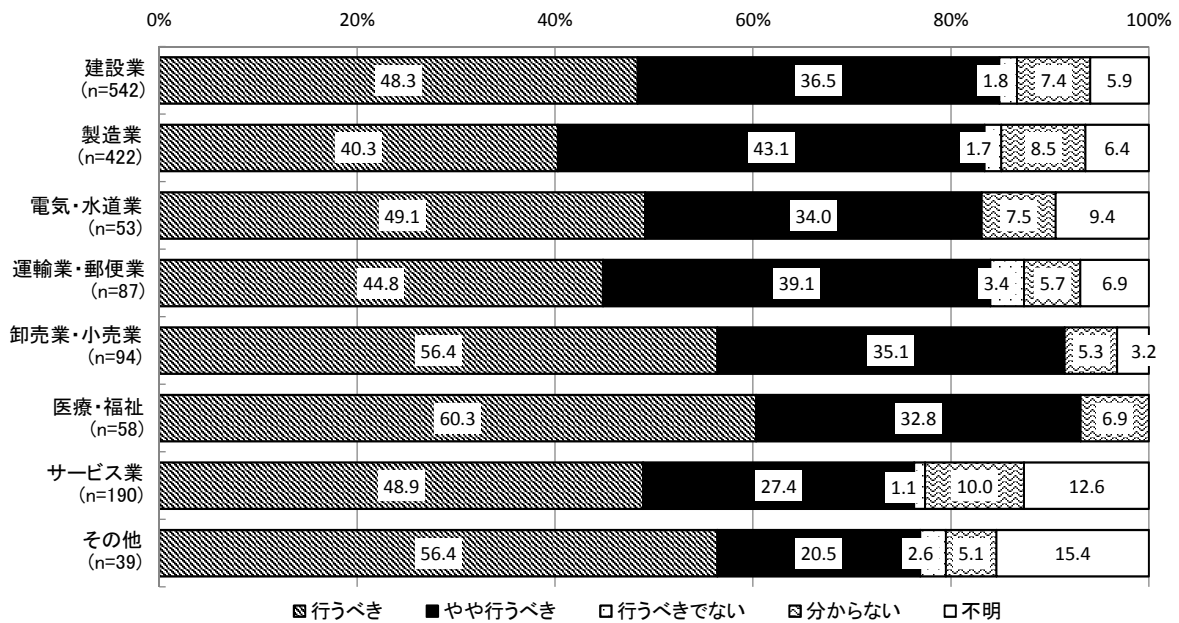
・監視指導として、不法投棄に対する監視強化を行うべきと最も多く回答したのは、「医療・福祉」で77.6%となっている。

不法投棄に対する監視強化



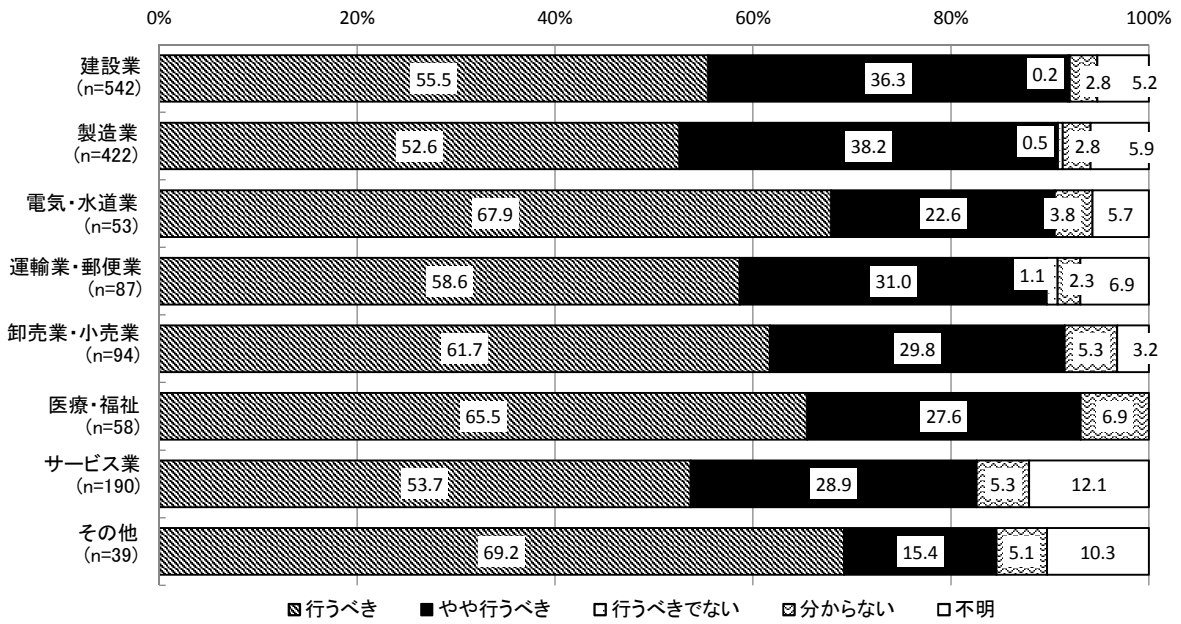
・監視指導として、不適正処理事案の県代執行による環境修復を行うべきと最も多く回答したのは、「医療・福祉」で60.3%となっている。

不適正処理事案の県代執行による環境修復



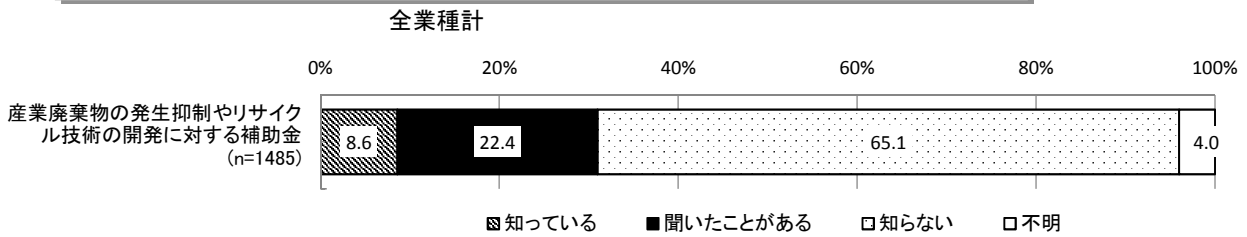
・監視指導として、不法投棄防止のための普及啓発を行うべきと最も多く回答したのは、「電気・水道業」で69.1%となっている。

不法投棄防止のための普及啓発



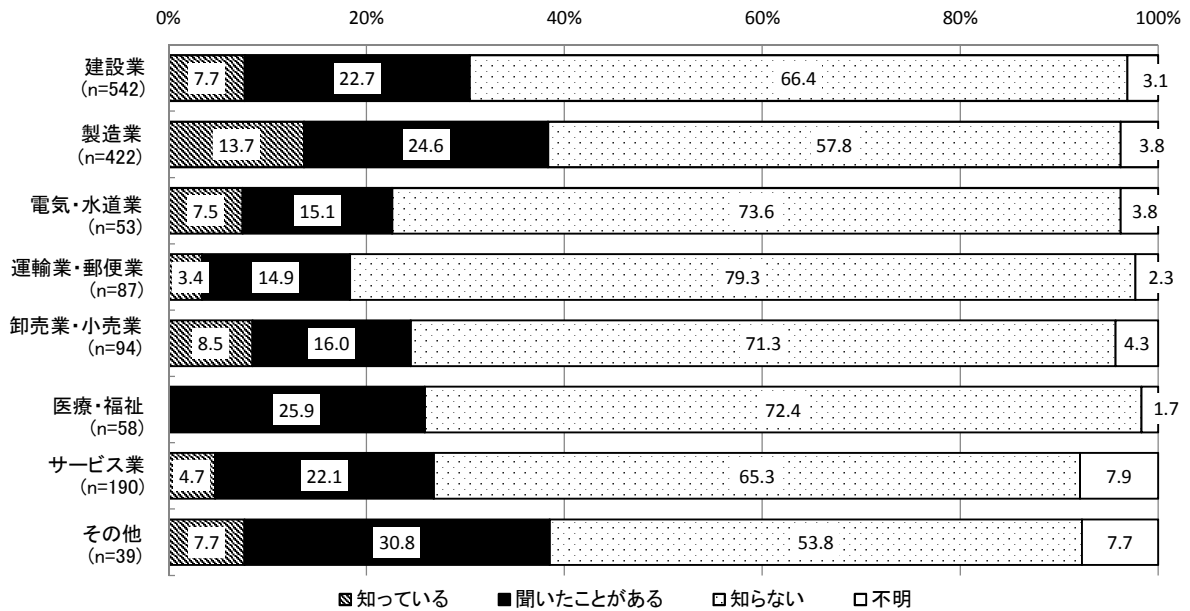
「産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金」制度について

・補助金制度の認知度は、知っているが8.6%となっている。



・補助金の認知度は、「製造業」が13.7%で最も高い割合となっているが、全業種にわたって認知度が低い。

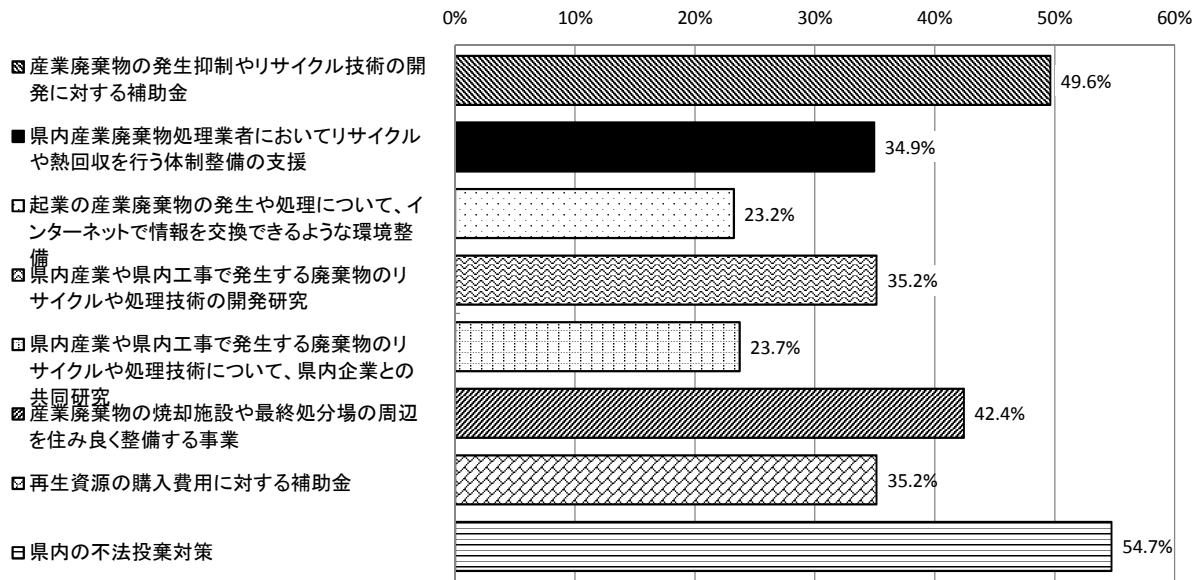
産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金



産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業について

・県が実施する必要があると思われる事項は「県内の不法投棄対策」で54.7%となっている。

全業種計 (n=1485)



第6章 産業廃棄物に関する意識調査

「産業廃棄物実態調査」に併せて行った、廃棄物処理業者等に対する産業廃棄物に関する意識調査の結果概要を次に記します。

第1節 調査概要

設問は、下記の6項目について調査した。

1. 産業廃棄物の処理に関する許可の種類
2. 今後の廃棄物の処理事業
3. 産業廃棄物の適正処理に係る取組
4. 産業廃棄物の処理等に関する地球温暖化対策の取組
5. 災害、事故等に備えた措置
6. 三重県の廃棄物関連施策

※調査に関する注意事項

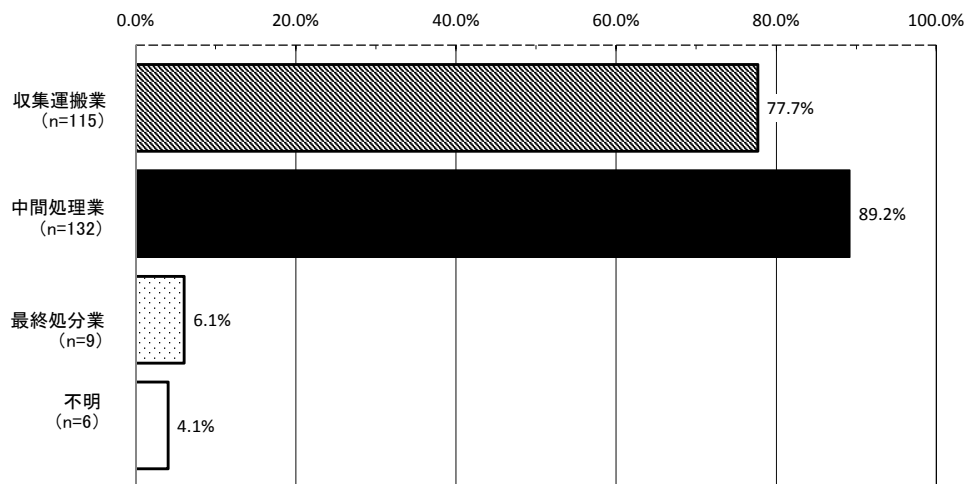
調査項目によっては複数選択可能な設問もあり、割合の合計が100%を超える場合がある。また、単一選択項目でも四捨五入の関係より100%を超えることもある。

第2節 意識調査回答の概要

本調査は、発送数が217通、有効回答数が148通 回答率は68.2%

第3節 意識調査回答の結果

1 産業廃棄物の処理に関する許可の種類

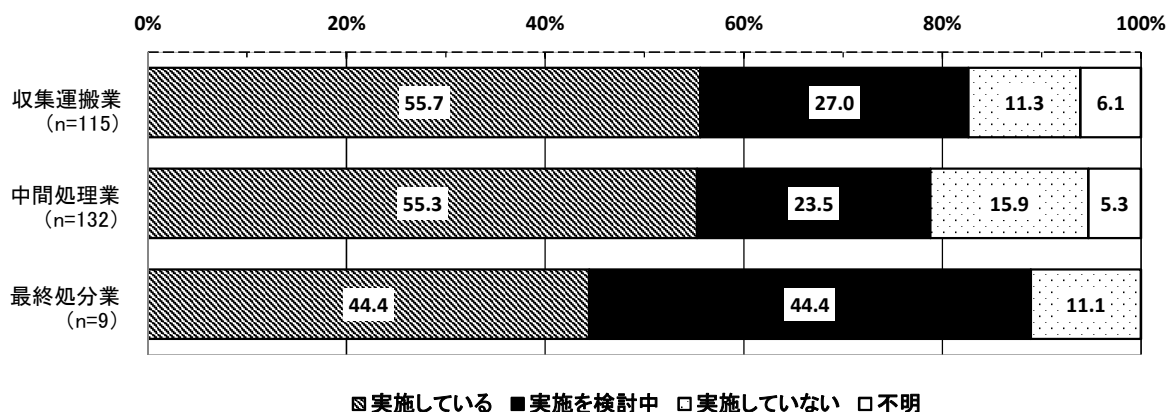


2 今後の廃棄物の処理事業

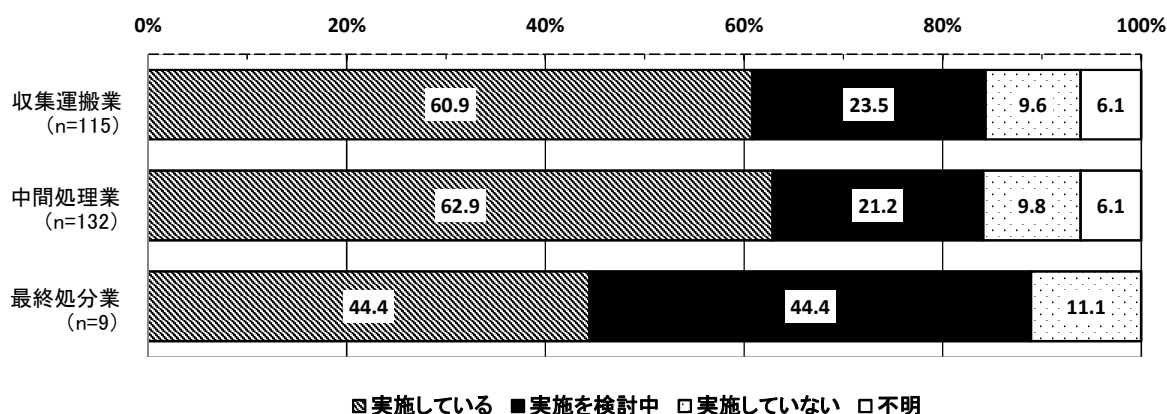
(1) 取組の方向

- ・ 収集運搬業と中間処理業は適正処理や社内体制を強化する取組を進めている割合が5割を超えている。
- ・ 最終処分業では、施設の整備に取り組んでいる割合が4割を超えている。

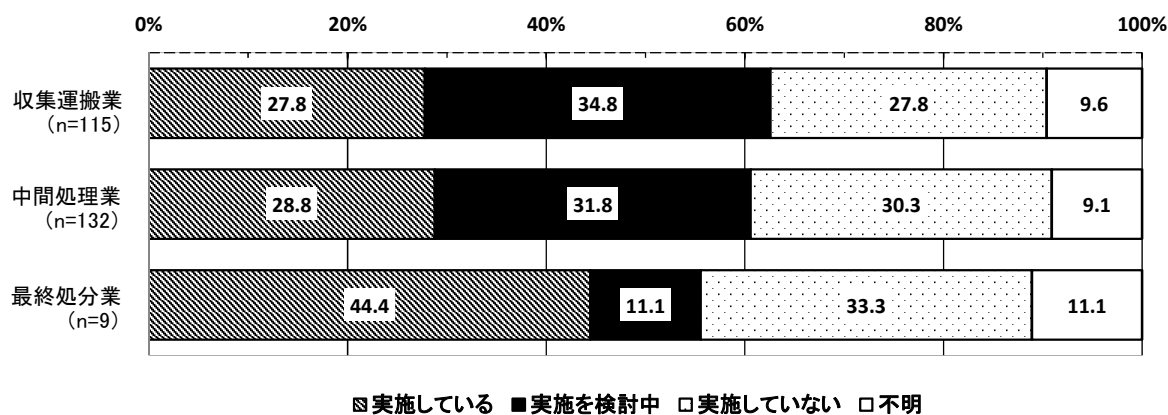
優良認定取得や電子マニフェストなど適正処理の取組を進める



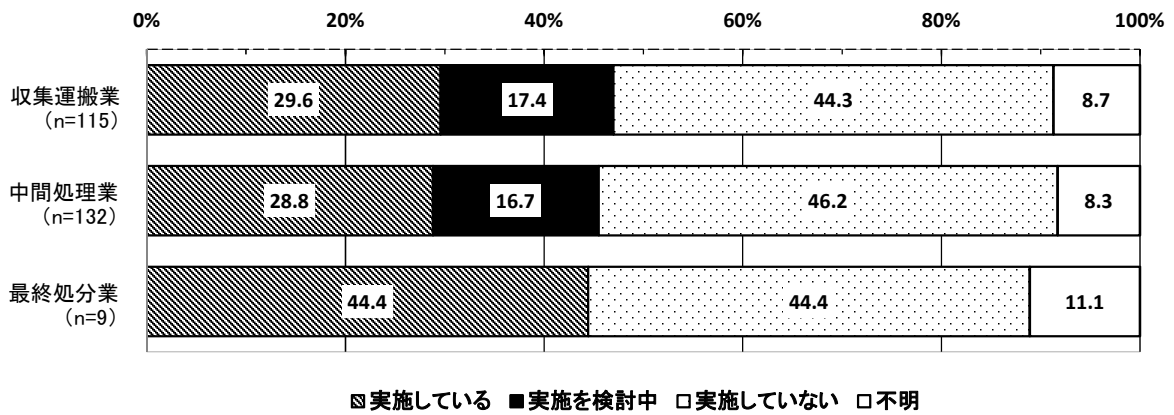
適正処理のため社内体制を強化



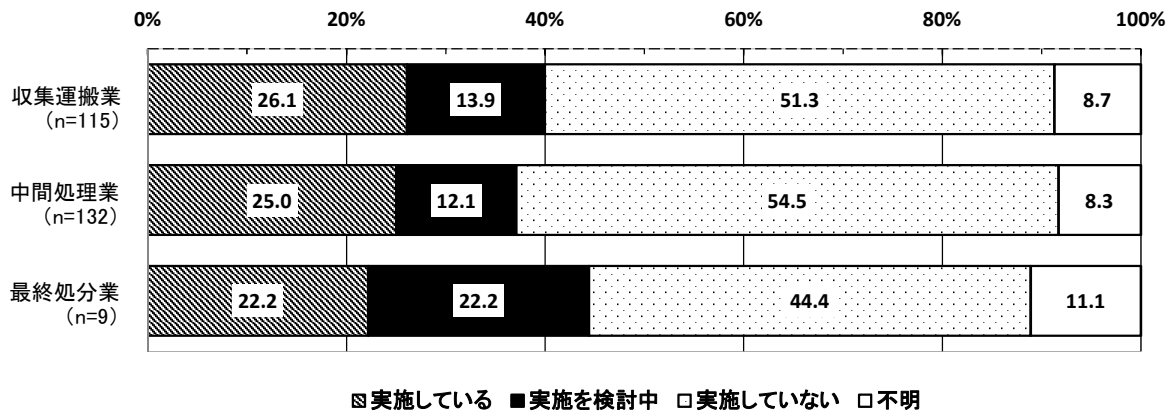
環境に配慮した高度な処理施設を整備する



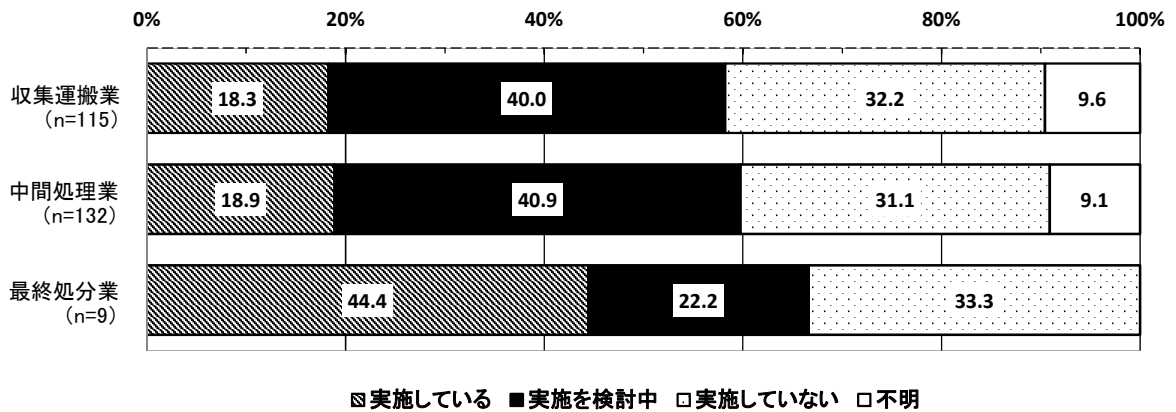
リサイクルや発電・熱回収を行う施設の整備を進める



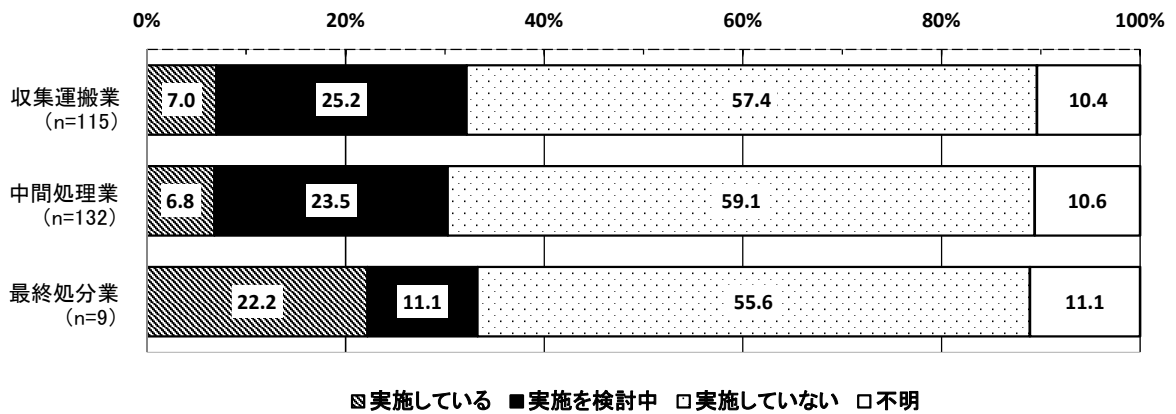
廃棄物系バイオマスの利活用を進める(堆肥化、飼料化、ガス回収、発電等)



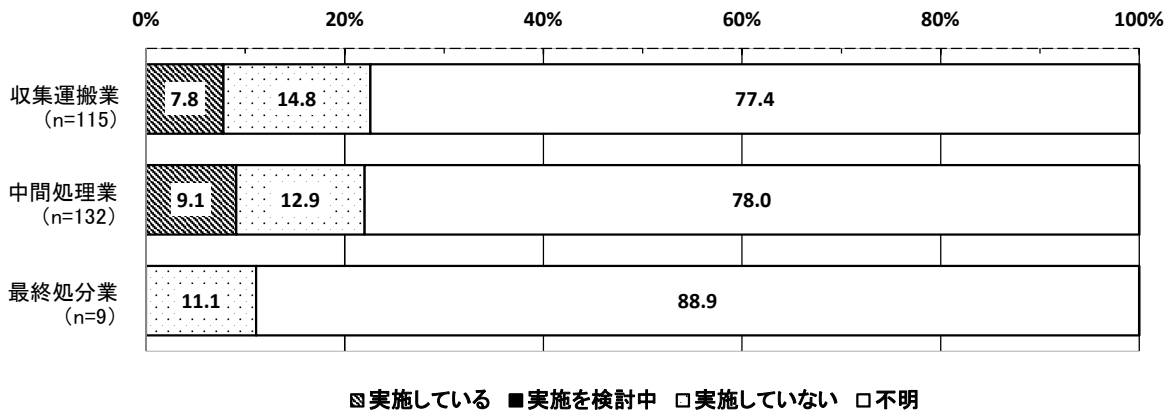
災害に強い処理体制をつくる



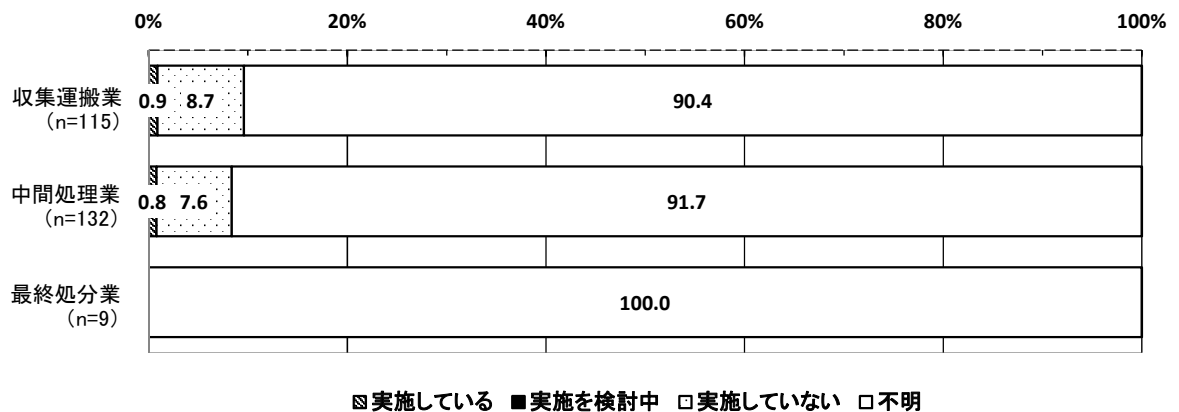
処理が困難な廃棄物の処理事業を進める



廃棄物処理事業を行わない

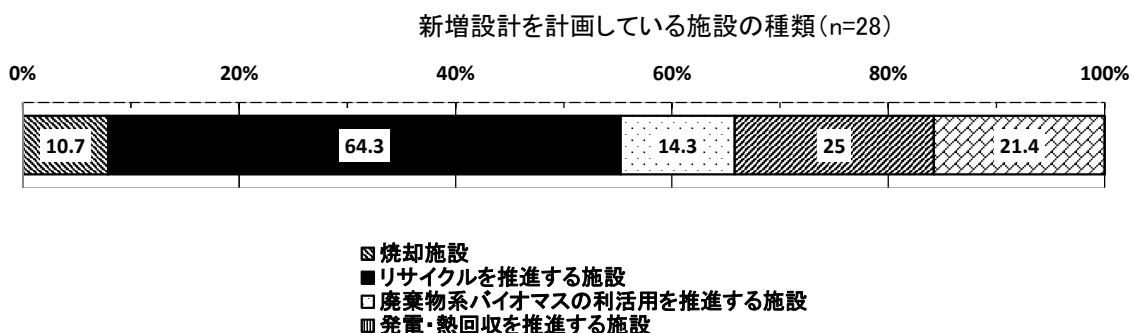
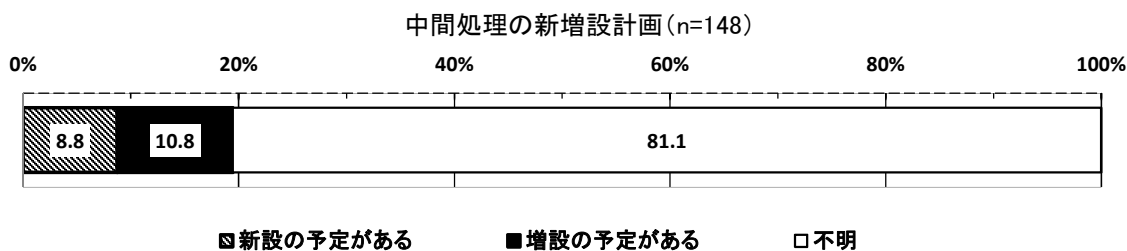


分からない



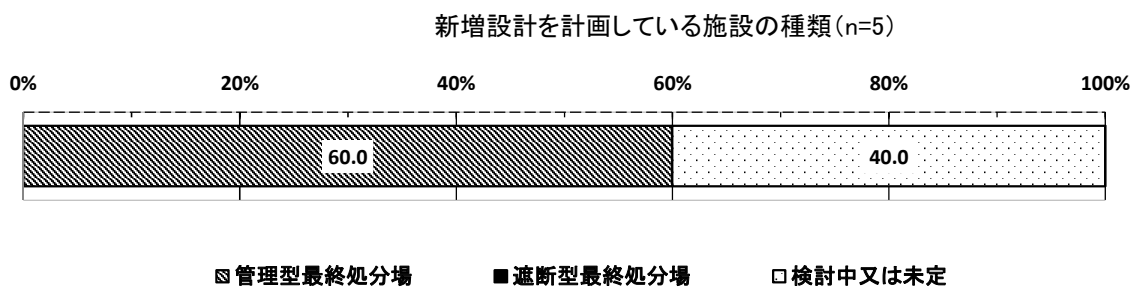
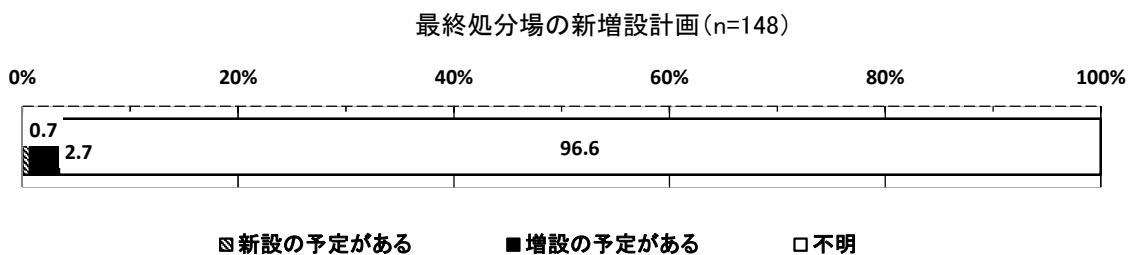
(2) 中間処理施設の新增設

- ・ 中間処理施設の新設予定は8.8%、増設予定は10.7%となっている。
- ・ 新增設を計画している施設の種類は「リサイクルを推進する施設」が最も高く64.3%となっ



(3) 最終処分場の新增設

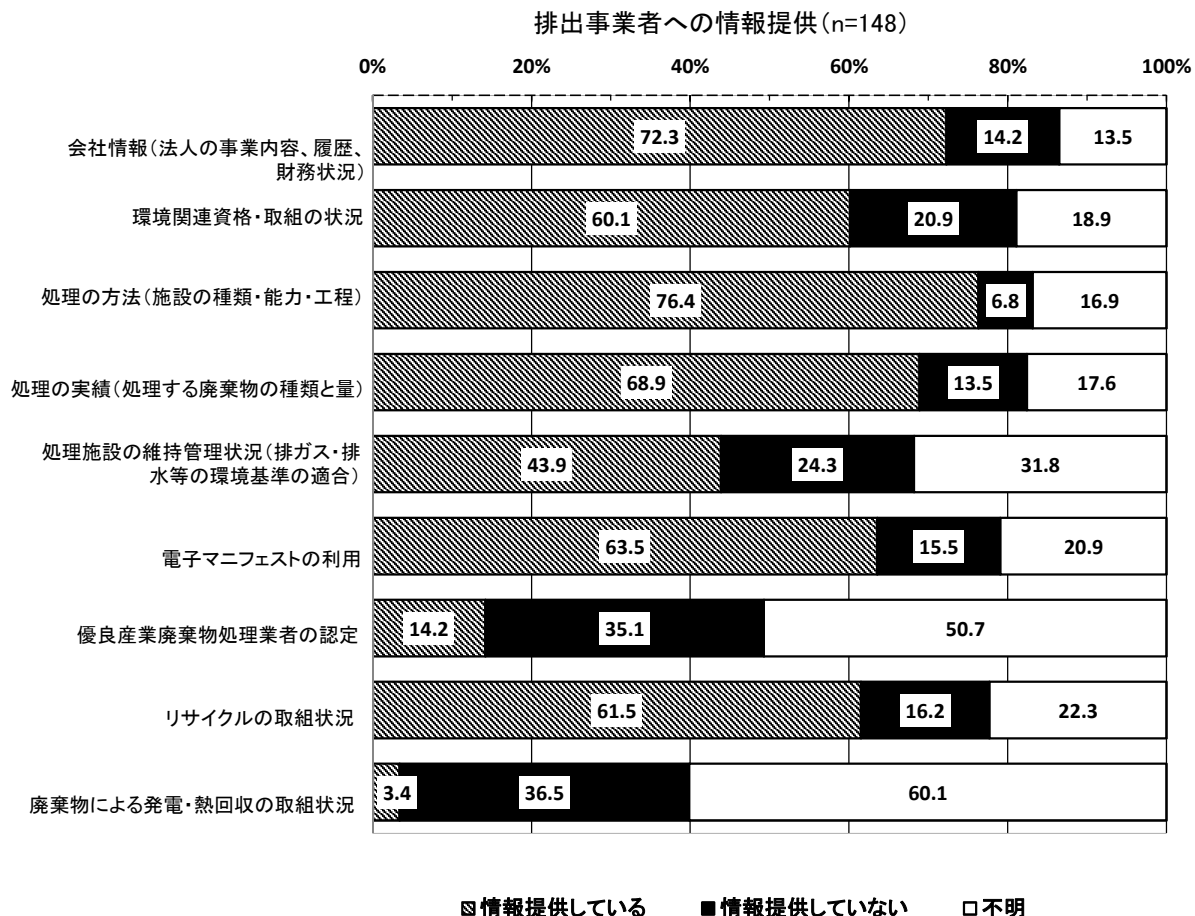
- ・ 最終処分場の新設予定は0.7%、増設予定は2.7%となっている。
- ・ 新增設を計画している施設の種類は「管理型処分場」が最も高く60.0%となっている。



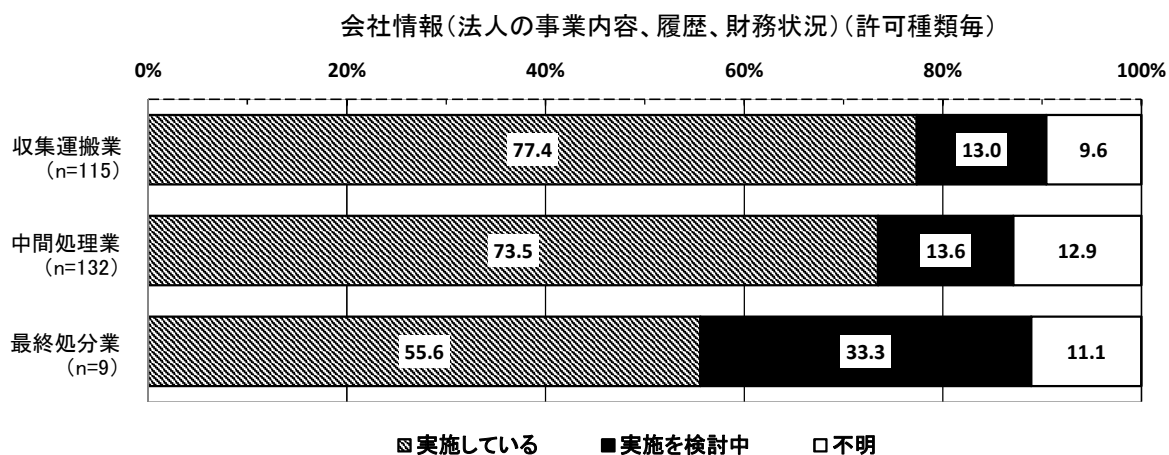
3 産業廃棄物の適正処理に係る取組

(1) 事業内容等に関する情報提供 <排出事業者への情報提供>

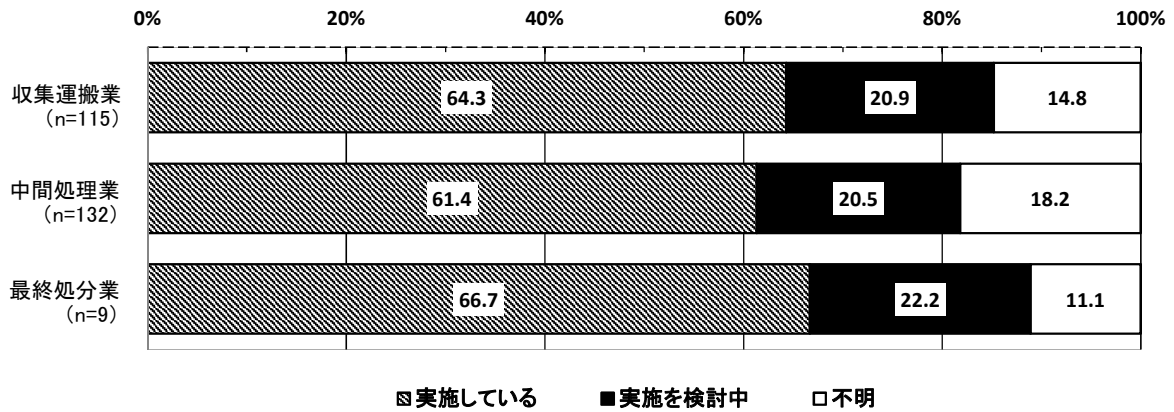
・排出事業者へ、事業内容等を情報提供している割合が最も高い項目は「処理の方法(施設の種類・能力・工程)」で、76.4%となっている。



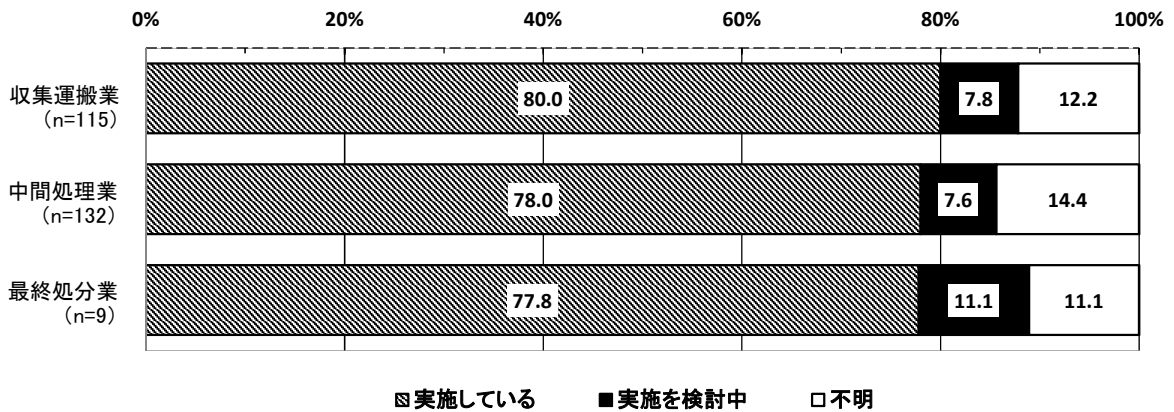
・許可種類毎に、排出事業者へ事業内容等を情報提供している割合をみると、「リサイクルの取組状況」において、最終処分業(産業廃棄物処分業)が全体とし



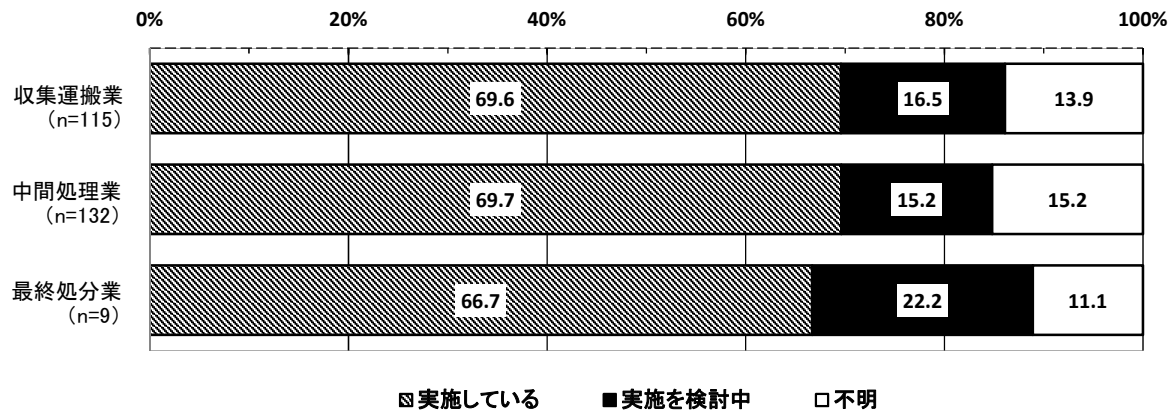
環境関連資格・取組の状況(許可種類毎)



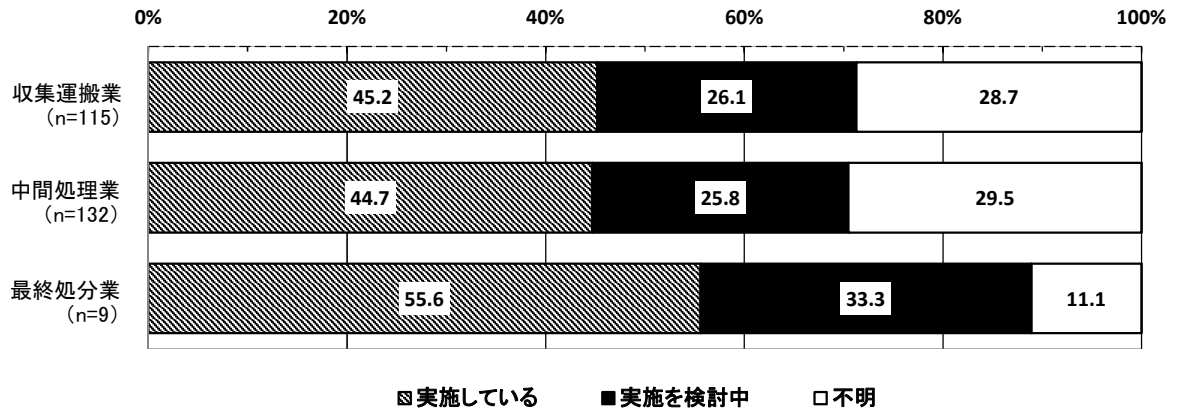
処理の方法(施設の種類・能力・工程)(許可種類毎)



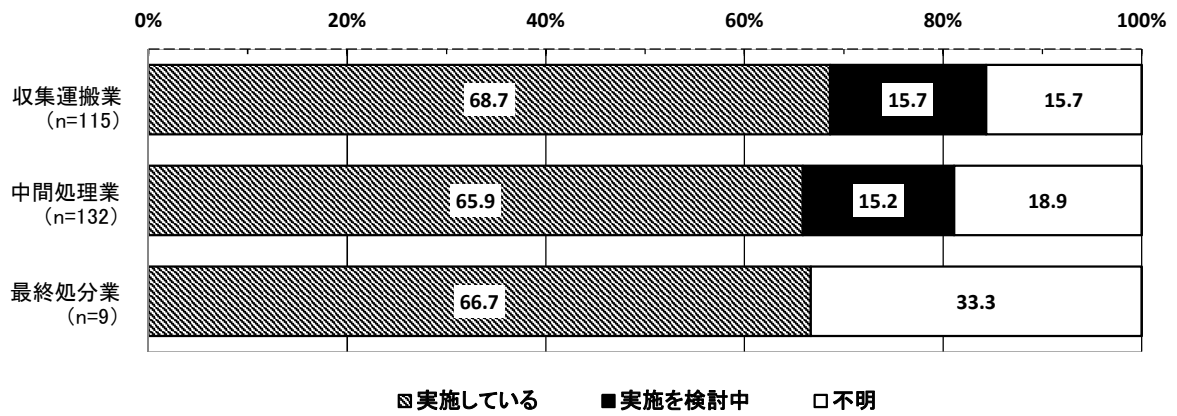
処理の実績(処理する廃棄物の種類と量)(許可種類毎)



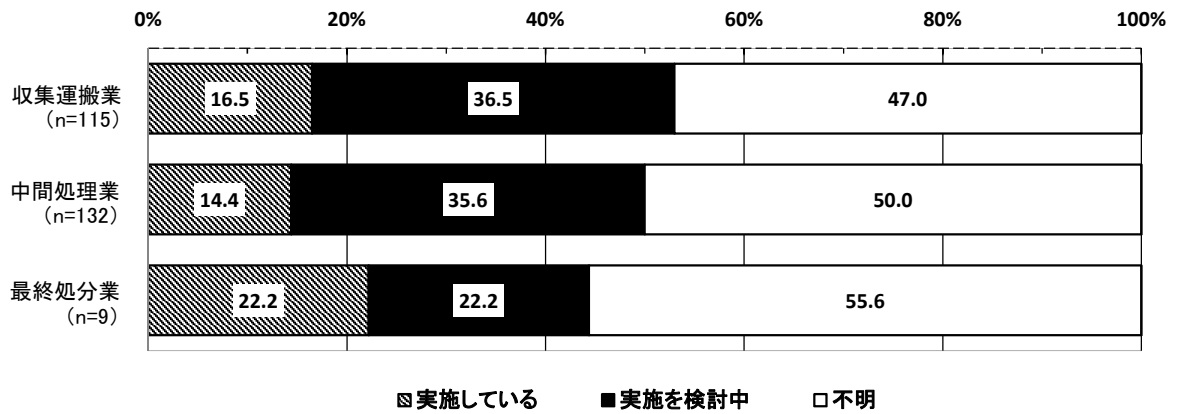
処理施設の維持管理状況(排ガス・排水等の環境基準の適合)(許可種類毎)



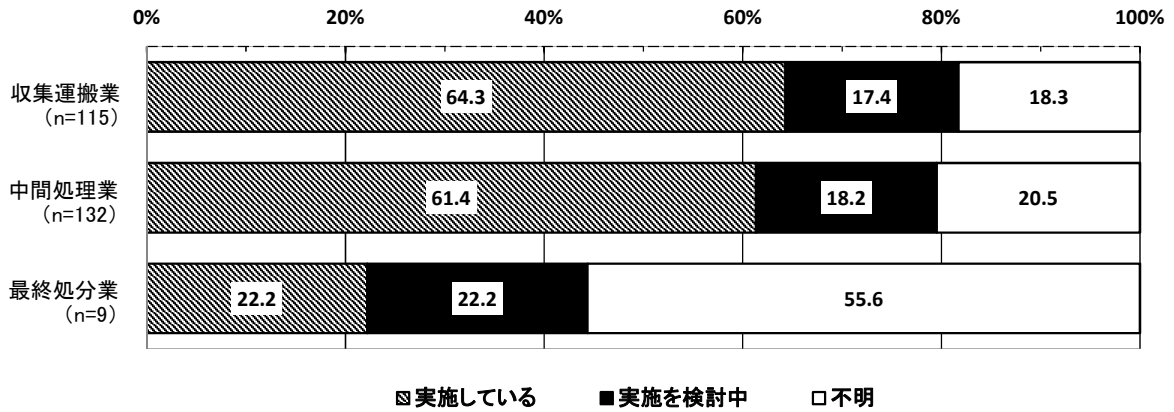
電子マニフェストの利用(許可種類毎)



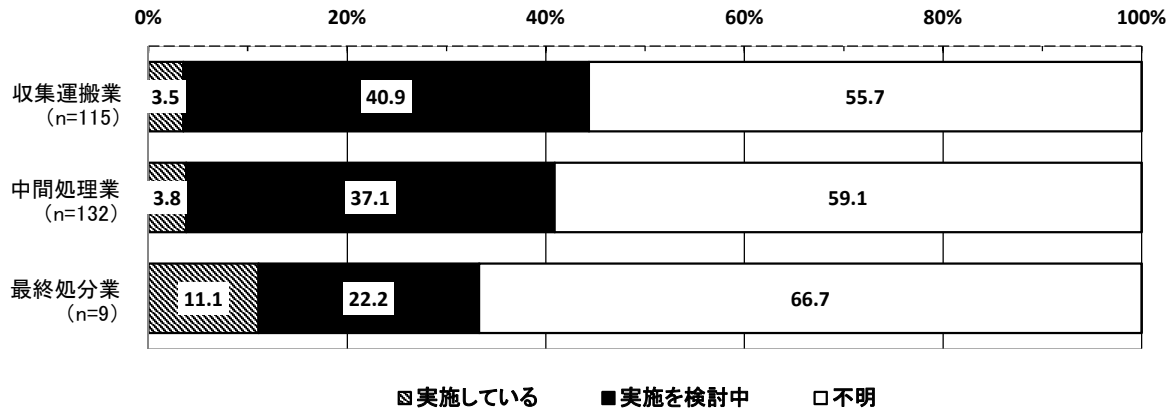
優良産業廃棄物処理業者の認定(許可種類毎)



リサイクルの取組状況(許可種類毎)



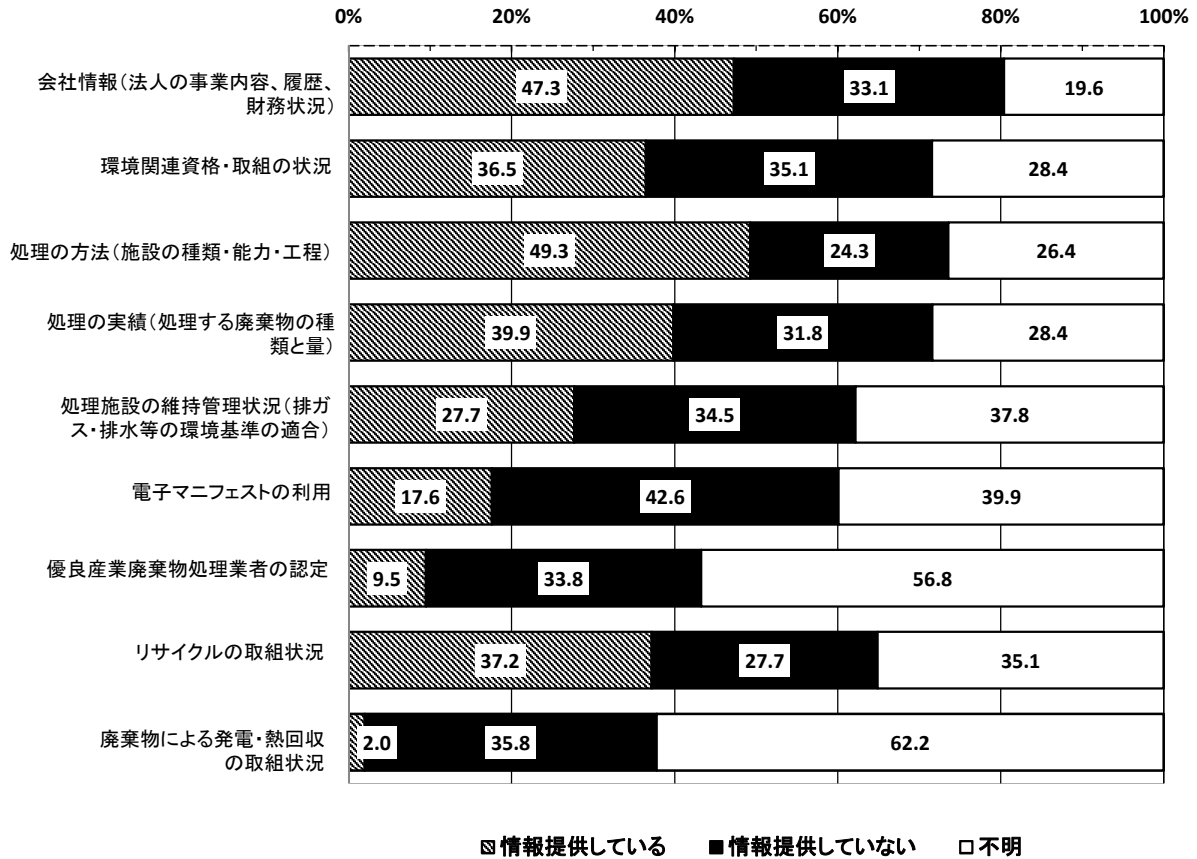
廃棄物による発電・熱回収の取組状況(許可種類毎)



<地域住民への情報提供>

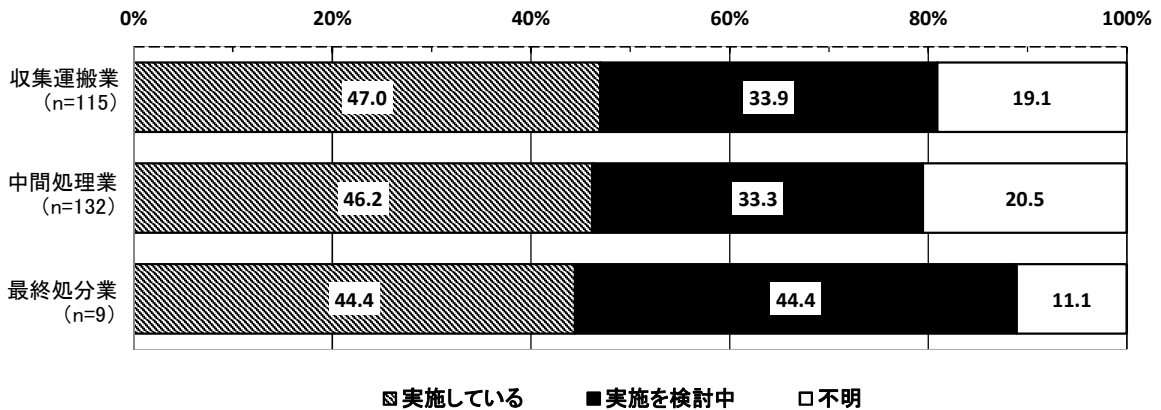
・地域住民へ、事業内容等を情報提供している割合が最も高い項目は「処理の方法(施設の種類・能力・工程)」で、49.3%となっている。

地域住民への情報提供(n=148)

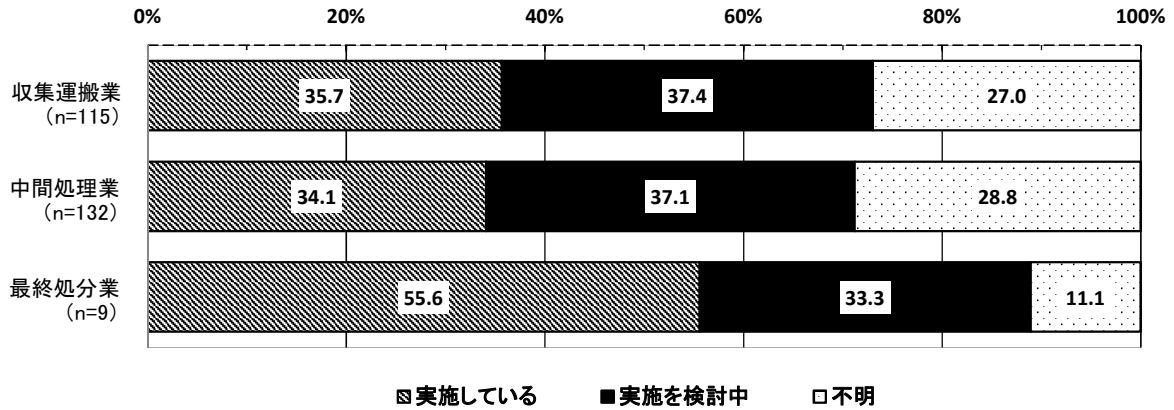


・許可種類毎に、地域住民へ事業内容等を情報提供している割合をみると、全般において、最終処分業(産業廃棄物処分業)が高い割合となっている。

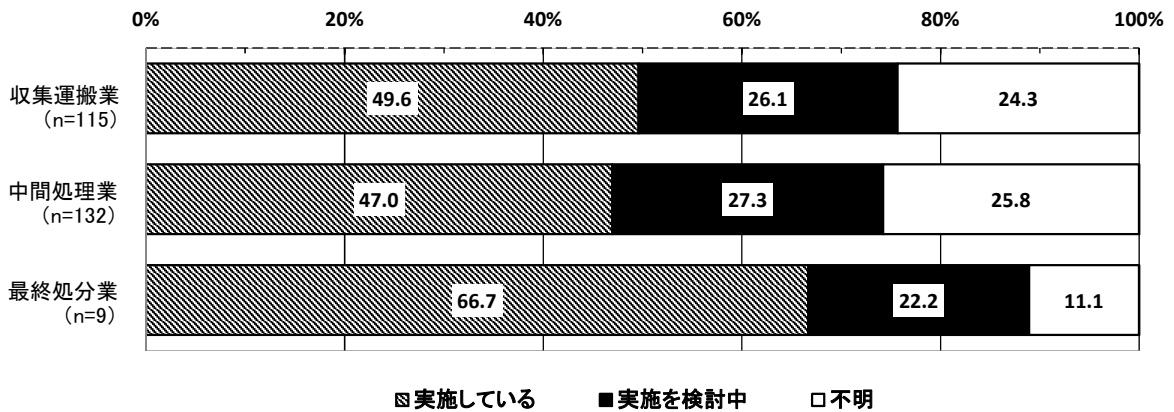
会社情報(法人の事業内容、履歴、財務状況)(許可種類毎)



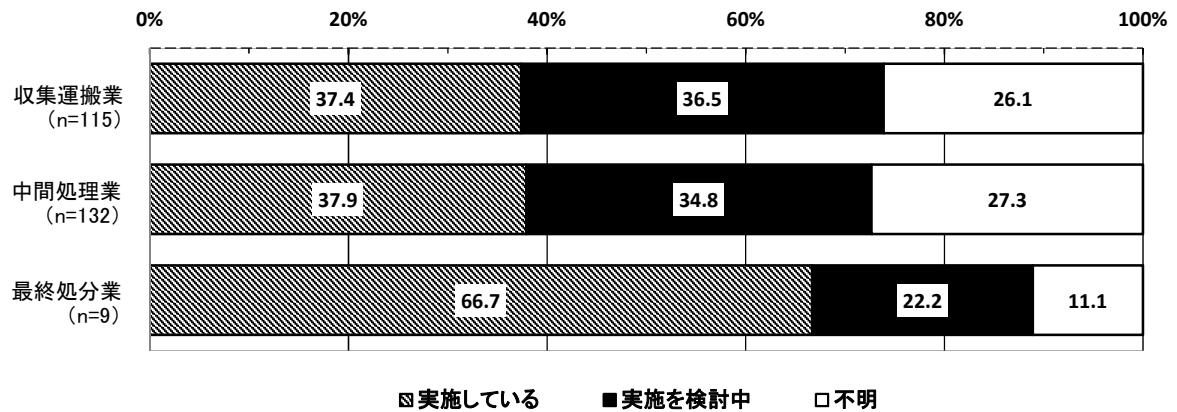
環境関連資格・取組の状況（許可種類毎）



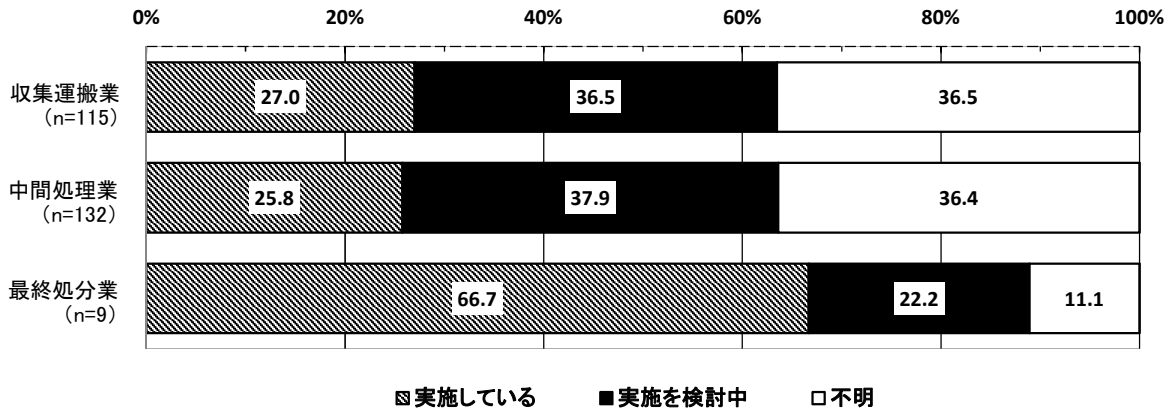
処理の方法（施設の種類・能力・工程）（許可種類毎）



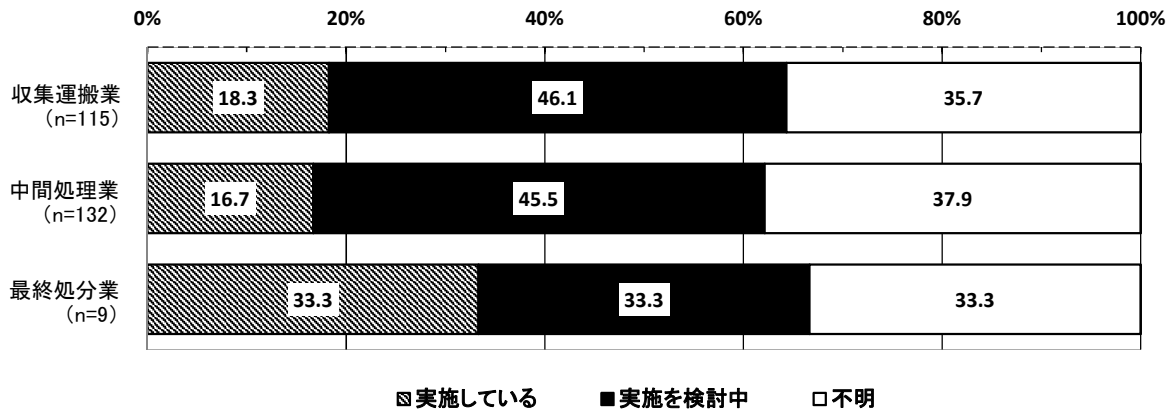
処理の実績（処理する廃棄物の種類と量）（許可種類毎）



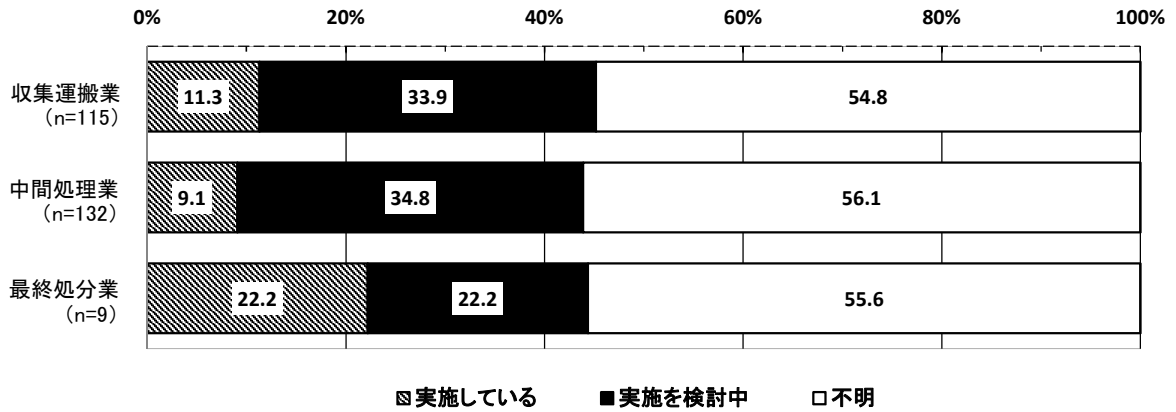
処理施設の維持管理状況(排ガス・排水等の環境基準の適合)(許可種類毎)



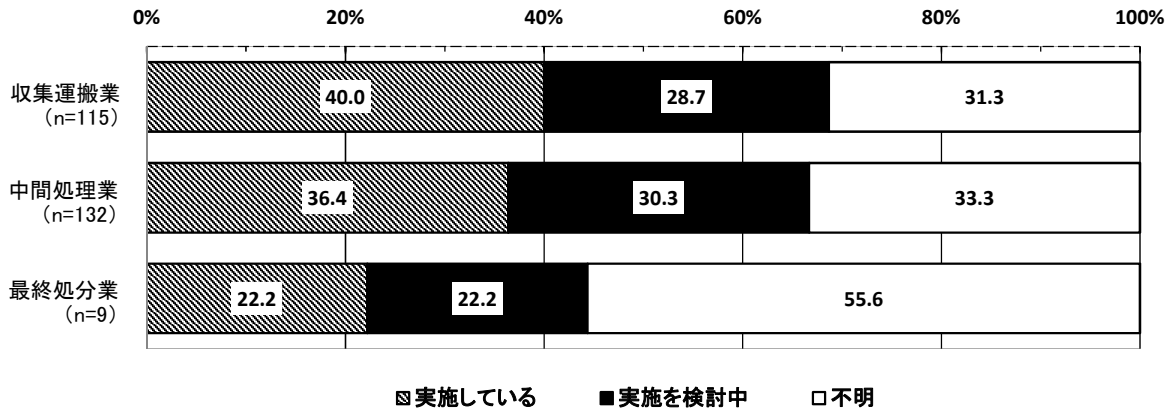
電子マニフェストの利用(許可種類毎)



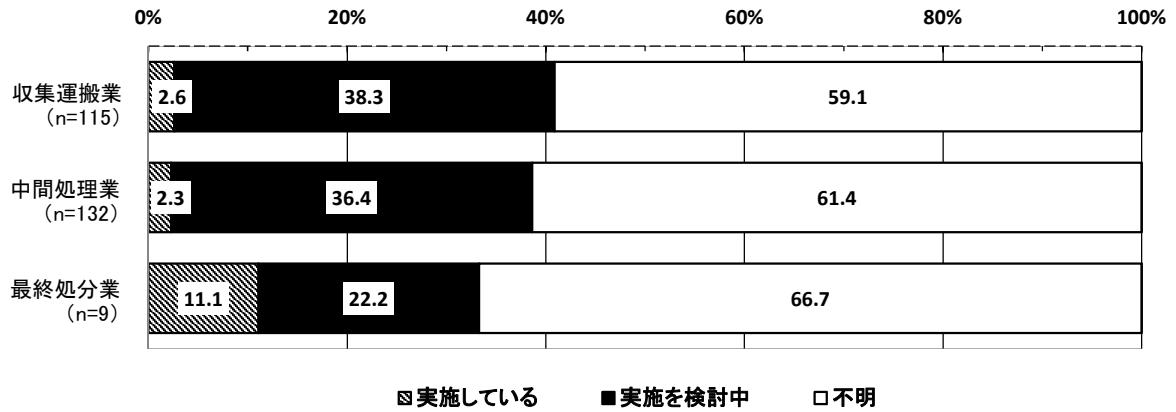
優良産業廃棄物処理業者の認定(許可種類毎)



リサイクルの取組状況(許可種類毎)



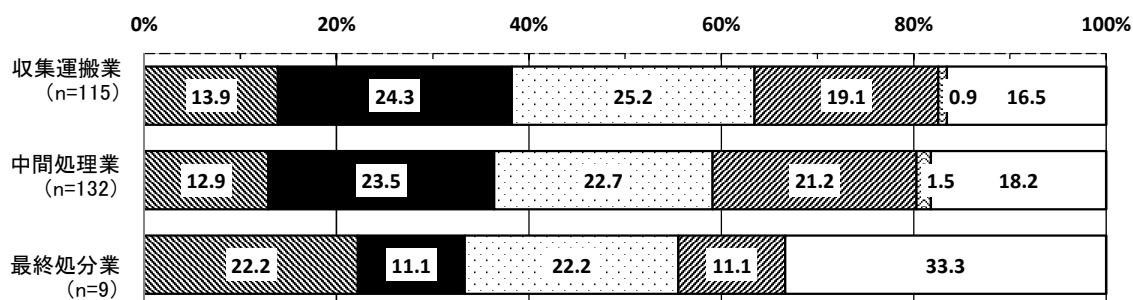
廃棄物による発電・熱回収の取組状況(許可種類毎)



(2) 優良産業廃棄物処理業者認定に関する取組
 <現在の取組み>

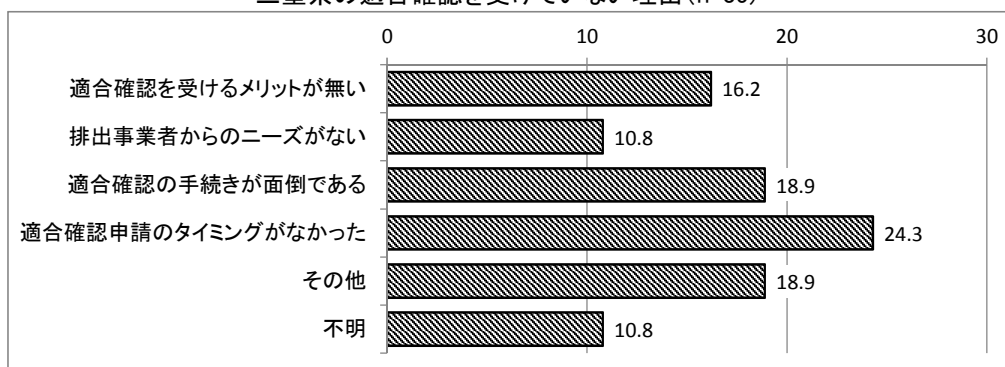
- ・現在、評価基準に適合し、三重県の適合確認を受けている許可種類では、「収集運搬業」と「中間処理業」で約1割、「最終処分業」では22.2%となっている。
- ・三重県の適合確認を受けていない理由で最も高い項目は「適合確認申請のタイミングがなかった」で24.3%となっている。
- ・優良認定基準で、もっとも適合困難な基準は、「環境配慮の取組」で27.3%となっている。

優良評価制度の評価基準に関する現在の取組み(許可種類毎)

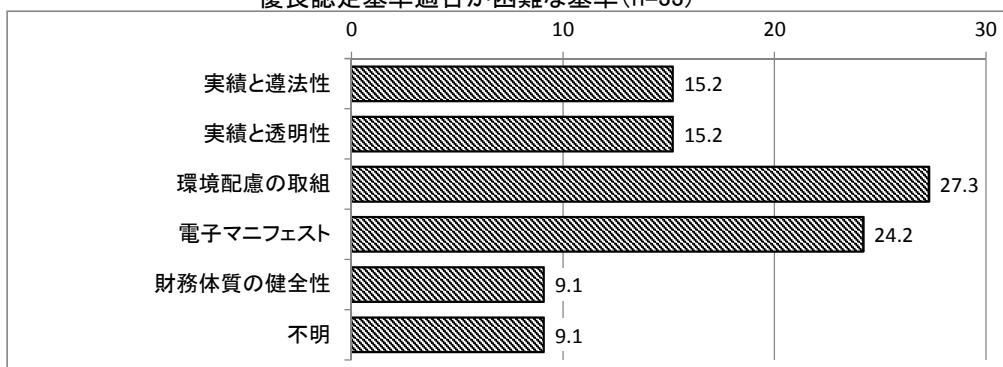


- ▨ 優良認定の基準に適合し、本県の認定を受けている
- 優良認定の基準に適合しているが、本県の認定はを受けていない
- 優良認定の基準に適合していない
- ▨ 優良基準の適合について考えていない
- ▨ 制度を知らない
- 不明

三重県の適合確認を受けていない理由 (n=35)



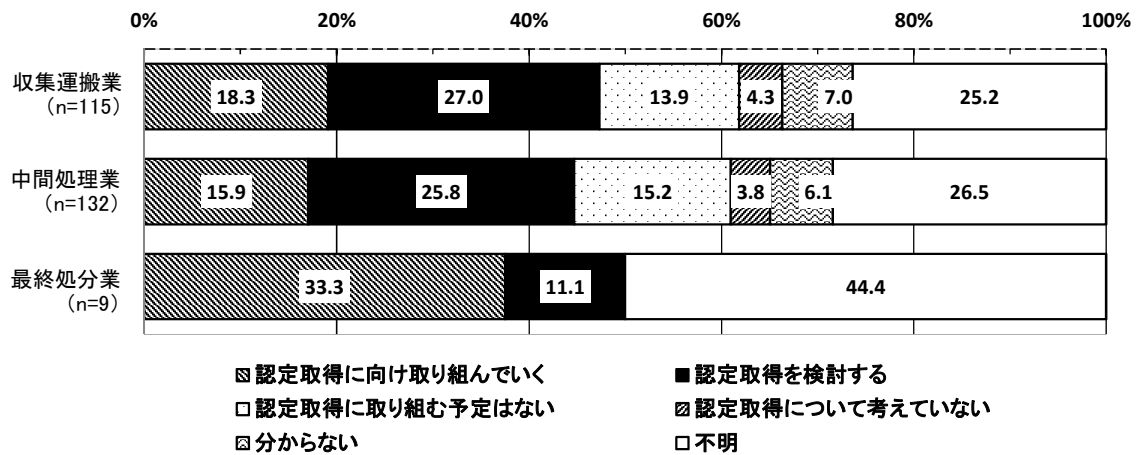
優良認定基準適合が困難な基準 (n=33)



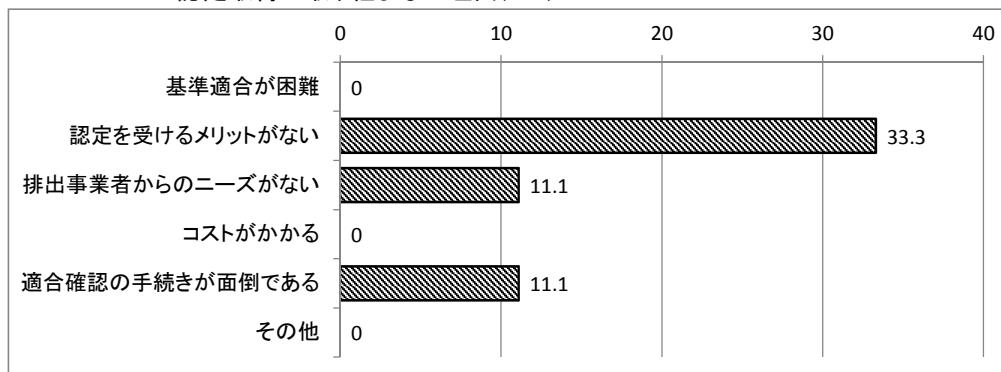
<今後の取組み>

・ 今後、三重県の適合認定取得に向けて取り組んでいくのは、「収集運搬業」と「中間処理業」で約2割、「最終処分業」では33.3%となっている。

・ 認定取得に取り組む予定が無い理由で最も高い項目は「認定を受けるメリットがない」で33.3%となっている。



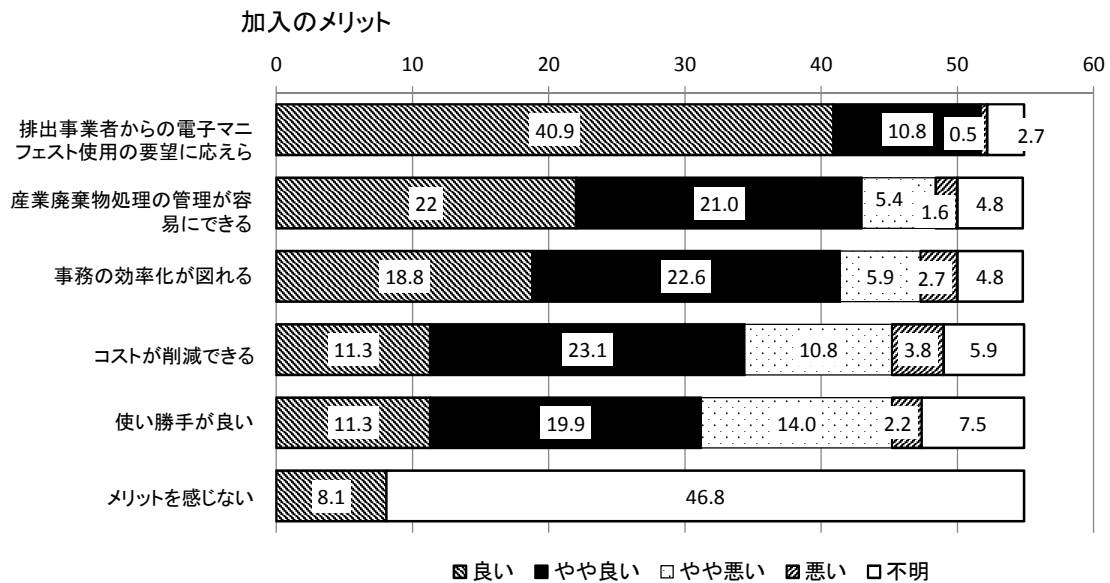
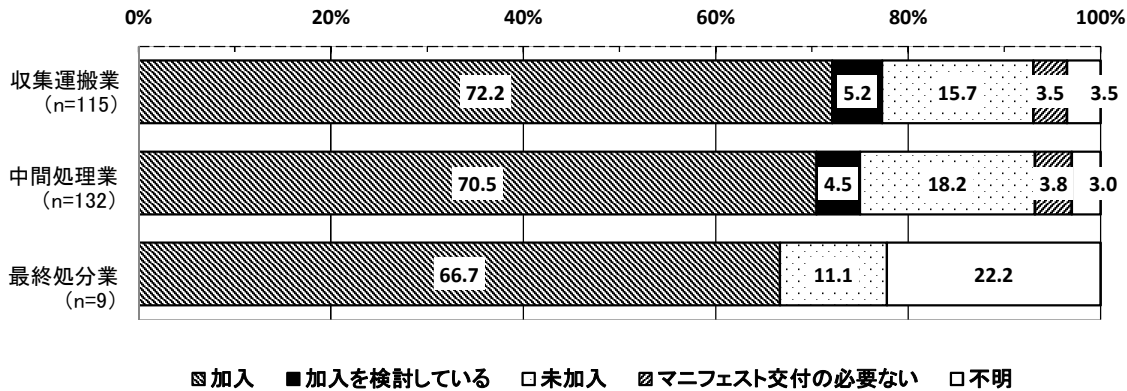
認定取得に取り組まない理由(n=9)



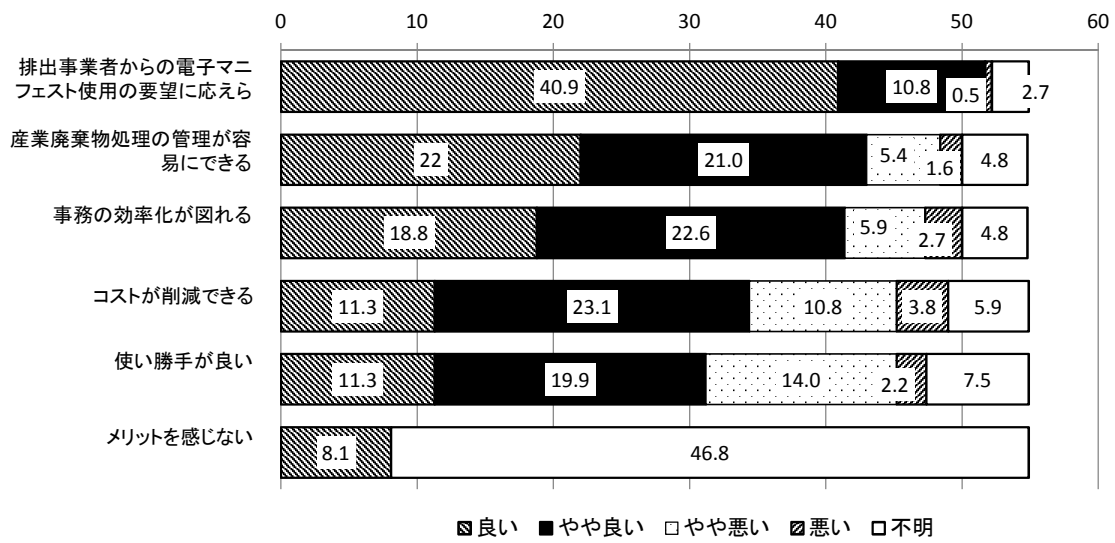
(3) 電子マニフェストの利用
1) 電子マニフェストシステムへの加入状況

・現在、電子マニフェストシステムへ加入している事業所は、「収集運搬業」と「中間処理業」および「最終処分業」で約7割が加入している。

・現在、電子マニフェストシステムへ加入している事業所で、加入のメリットとして最も高い項目は「排出事業者からの電子マニフェスト使用の要望に応えられる」で40.9%となっている。



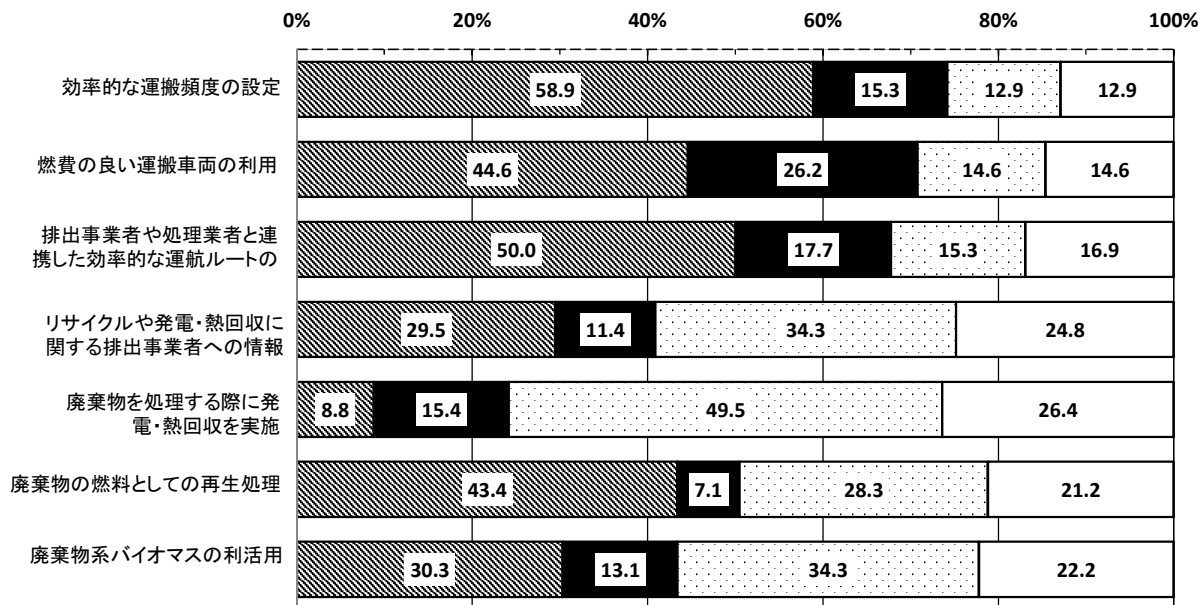
加入していない理由



4 産業廃棄物の処理等に関する地球温暖化対策の取組

(1) 現在の取組内容

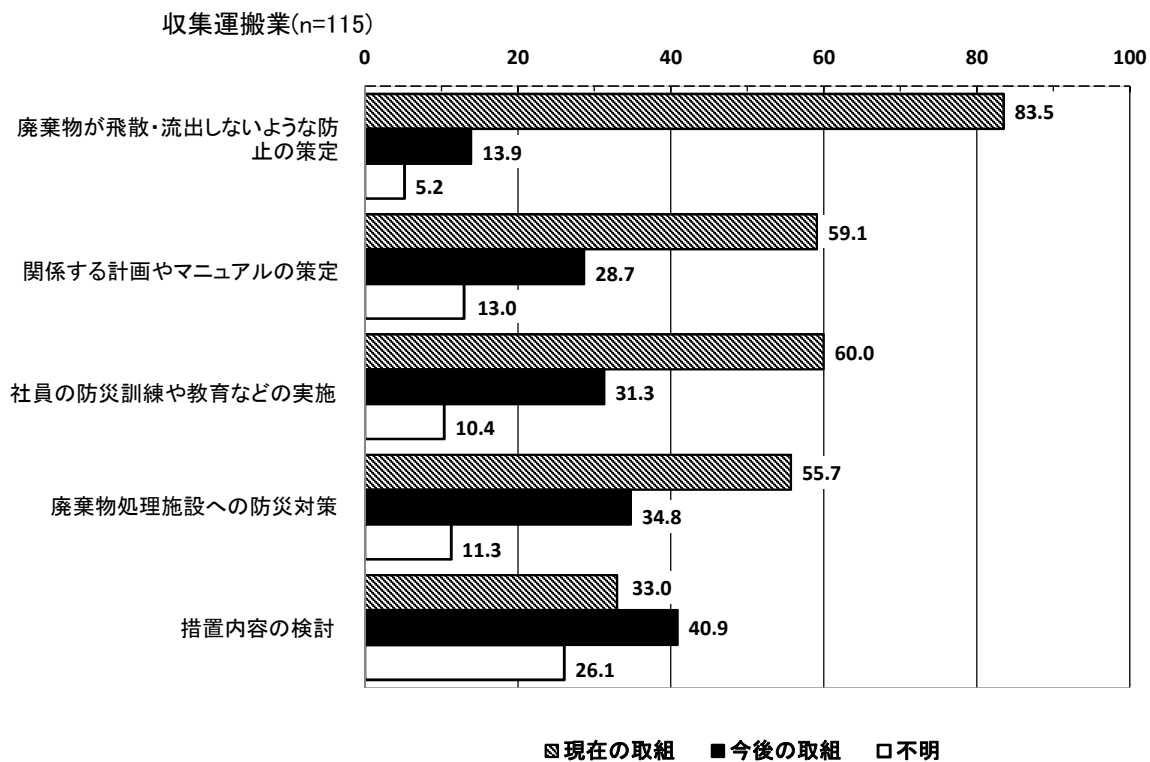
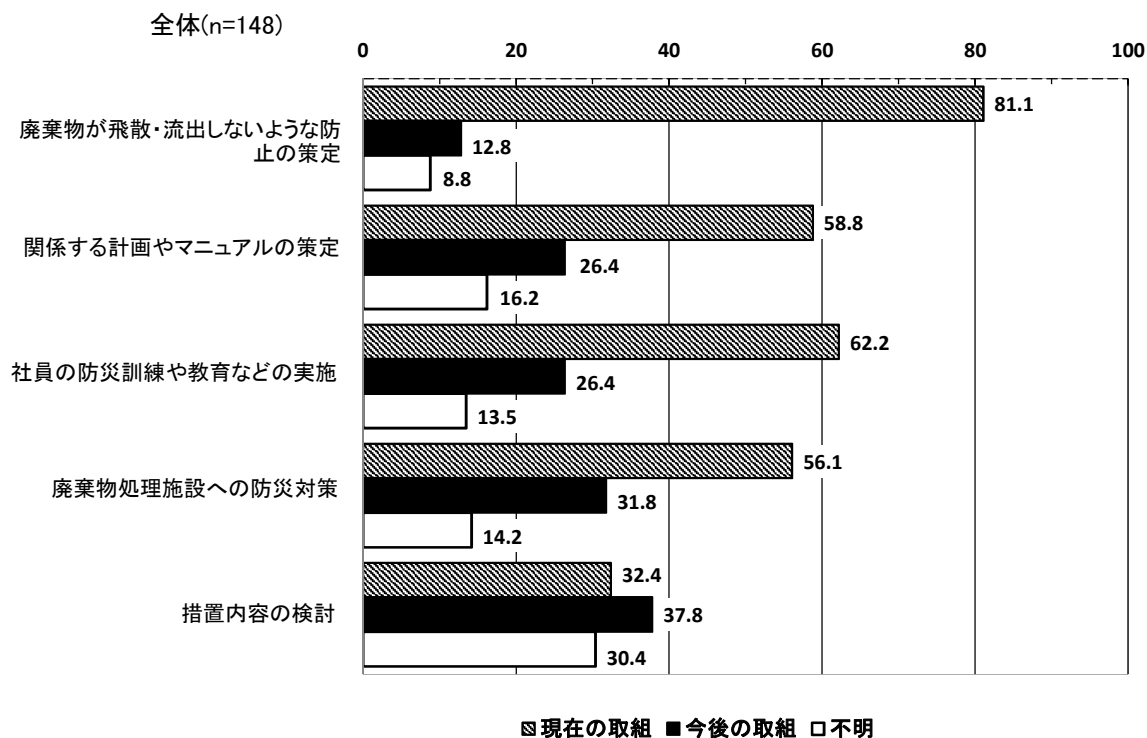
・地球温暖化対策を取り組んでいる(取り組んでいる+やや取り組んでいる)項目では、「効率的な運搬頻度の設定」が最も高く74.2%となっている。



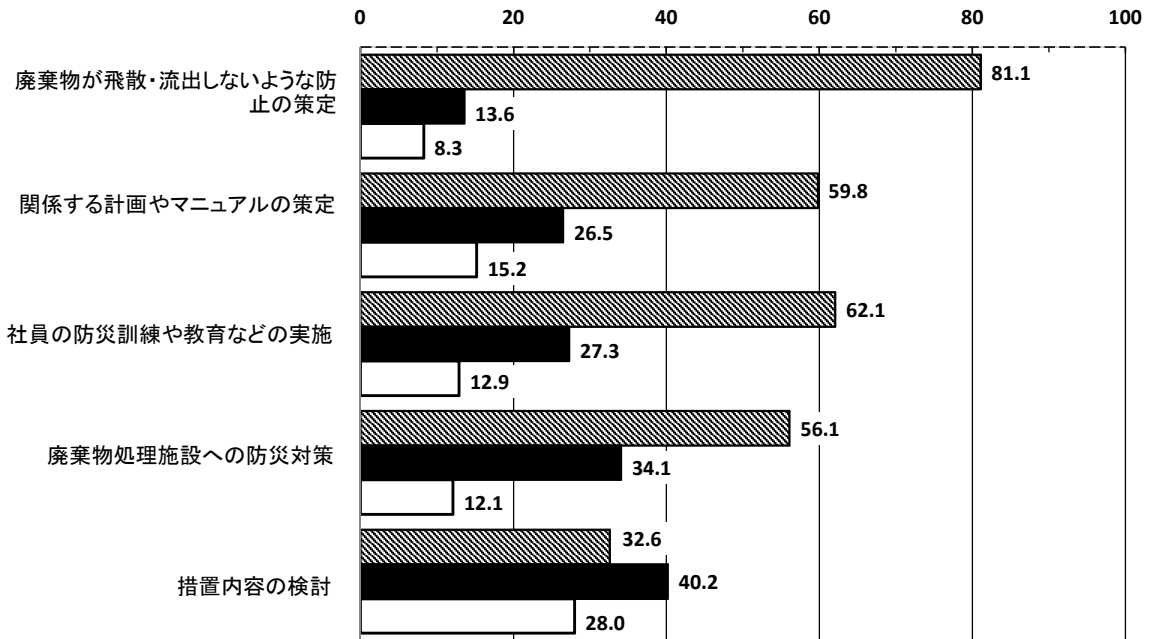
取り組んでいる
 取組を検討している
 取り組んでいない
 不明

5 災害、事故等に備えた措置

・災害、事故等に備えた現在の取組では、収集運搬業と中間処理業では「廃棄物が飛散・流出しないような防止の策」が最も高くなっており、最終処分業では「廃棄物が飛散・流出しないような防止の策」と「社員の防災訓練や教育などの実施」が約8割となっている。

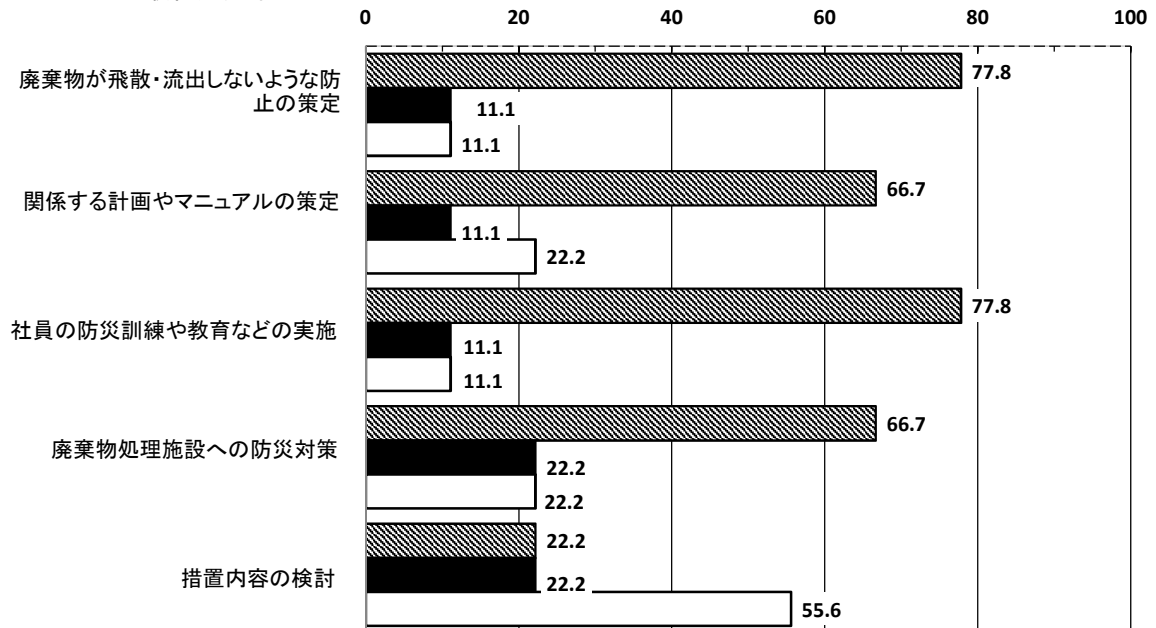


中間処理処分業(n=132)



▨現在の取組 ■今後の取組 □不明

最終処分業(n=9)

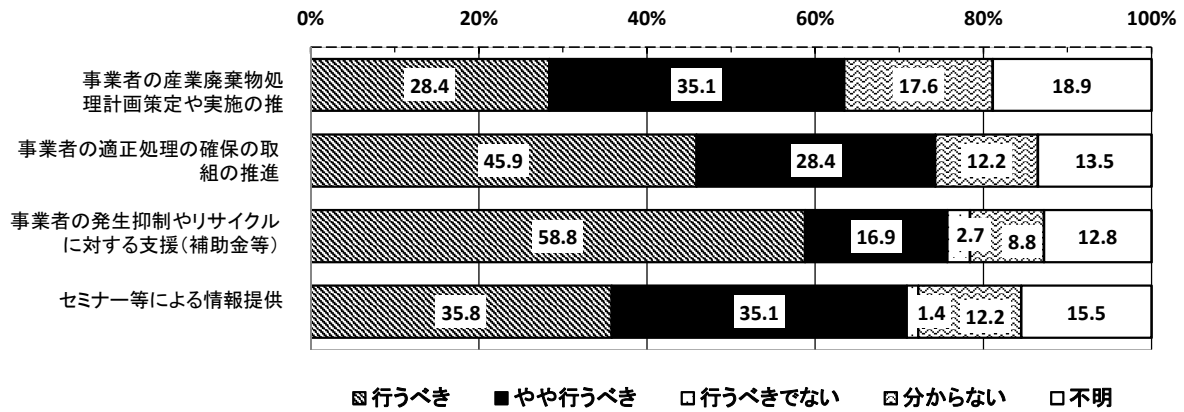


▨現在の取組 ■今後の取組 □不明

6 三重県の廃棄物関連施策

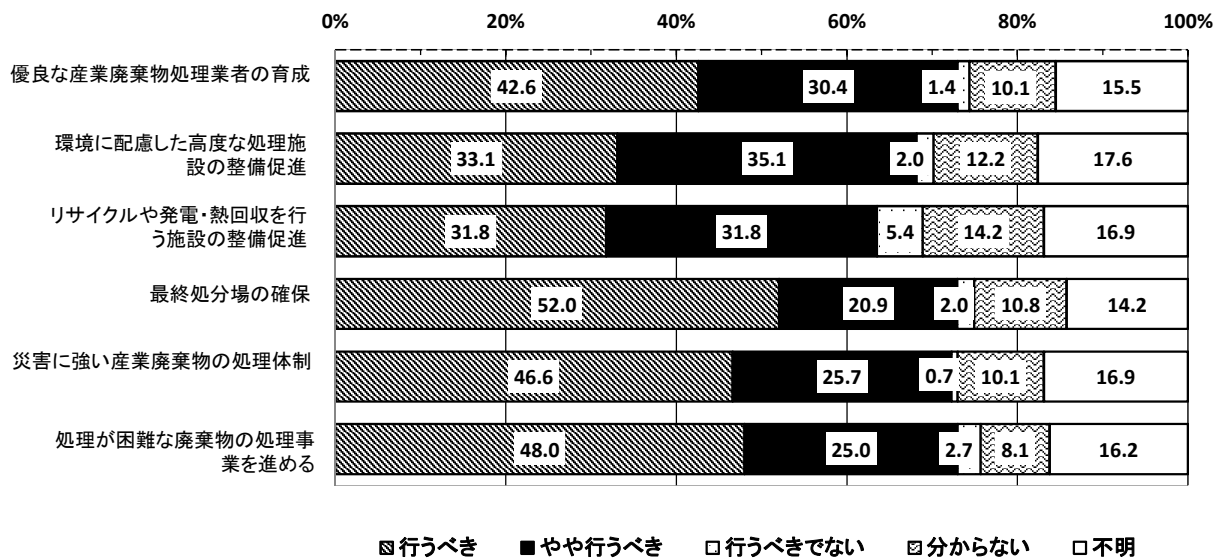
<事業者>

・事業者にたいして、県が廃棄物関連施策で行うべき(行うべき+やや行うべき)施策で割合が最も高い項目は、「事業者の発生抑制やリサイクルに対する支援(補助金等)」で75.7%となっている。



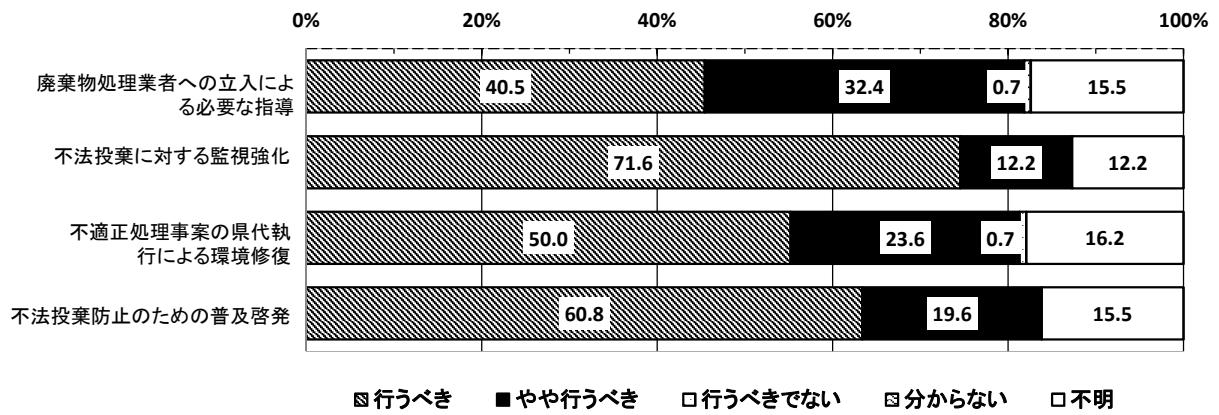
<処理体制>

・処理体制において、県が廃棄物関連施策で行うべき(行うべき+やや行うべき)施策で割合は、いずれも約6割を超えている。



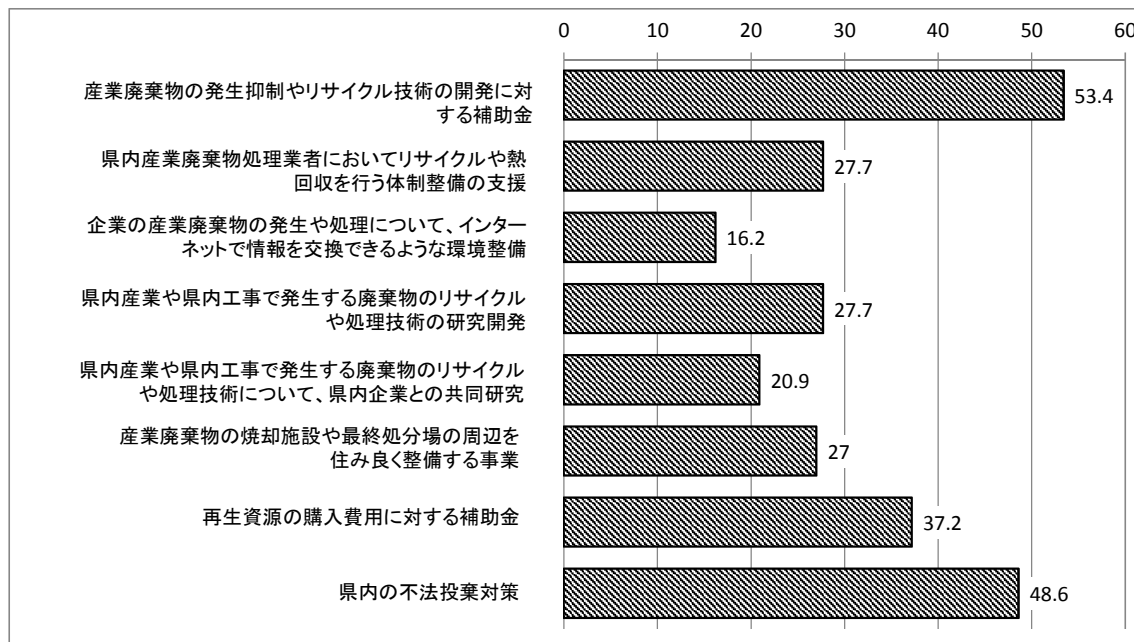
<監視指導>

・監視指導において、県が廃棄物関連施策で行うべき(行うべき+やや行うべき)施策で割合は、「不法投棄に対する監視強化」83.8%となっている。



産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業

・産業廃棄物税の用途について、最も要望の高かった項目は「産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金」53.4%と「県内の不法投棄対策」48.6%となっている。



「産業廃棄物実態調査」調査票

巻末参考資料

送付書類一覧

排出事業者

【提出書類】

- 調査票（その1）
- 調査票（その2）
- 廃棄物に関する意識調査票

[参考、資料]

- 表6 産業廃棄物コード表
- 表7 建設工事から発生すると考えられる主な廃棄物の種類
- 表8 「容積」から「重量」への換算
- （別紙A）産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度
- （別紙B）産業廃棄物抑制等事業費補助金

適正管理計画及び調査票（その1）を既に提出された排出事業者

【提出書類】

- 廃棄物に関する意識調査票

[参考]

- （別紙A）産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度
- （別紙B）産業廃棄物抑制等事業費補助金

廃棄物処理処分業者

【提出書類】

- 廃棄物に関する意識調査票

[参考]

- （別紙A）産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度
- （別紙B）産業廃棄物抑制等事業費補助金

調査票（その1）

産業廃棄物実態調査票

1. 本調査の対象期間は平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）の1年間です。
2. 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関して以下の質問にお答えください。
そのため、貴事業所以外に貴社の本社、工場等があってもそれは調査の対象となりません。
3. 産業廃棄物等（事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む）が調査の対象期間中に何も発生しなかった場合は、本調査票【その1】の「事業所の概要」、「事業の規模等」、「事業所の形態」欄をご回答いただき、「廃棄物発生の有無」欄を「2. 発生しなかった」にチェックを付けてご返送ください。
4. 調査票返送の前にコピー等控えを取っておいて下さい。
5. この調査票は、三重県のホームページからダウンロードしていただけます。（EXCEL形式）

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/050180/sanpaijittai/sanpaijittai.htm>

事業所の概要	事業所名			記入年月日		
		平成	年	月	日	
	所在地	〒 -		電話番号		
		-	-	-	-	
	代表者氏名					
	記入者	部・課名：				氏名：
業種						
事業内容	(具体的に)		(主要製品又は商品)			

事業の規模等	従業者数（建設業以外）	工事件数（建設業のみ）	金額（製造業・建設業のみ記入）
	平成25年4月1日現在の従業者数 (パート等の臨時職員及び常勤役員を含む)	平成25年度の 県内元請け工事件数	製造業：平成25年度の製造品出荷額 建設業：平成25年度の県内元請完工事高
	病床数 (医療業のみ)	件	万円/年

事業所の形態	製造業の場合	建設業の場合	医療業の場合	自動車関係業種※
	<input type="checkbox"/> 1. 工場・作業所 <input type="checkbox"/> 2. 開発・研究所のみ <input type="checkbox"/> 3. 事務所のみ <input type="checkbox"/> 4. その他 ()	県内元請け工事 <input type="checkbox"/> 1. 有 <input type="checkbox"/> 2. 無	入院施設 <input type="checkbox"/> 1. 有 <input type="checkbox"/> 2. 無	車の整備、洗車を事務所内で <input type="checkbox"/> 1. 行っている。 <input type="checkbox"/> 2. 行っていない。 ※自動車関連業種とは、道路旅客運送業・自動車小売業・燃料小売業・自動車整備業の業種を指します。

廃棄物の発生有無	平成25年度の1年間に産業廃棄物（事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む）は発生しましたか。該当する番号にチェックを付けてください。	
	<input type="checkbox"/> 1. 発生した	<input type="checkbox"/> 2. 発生しなかった

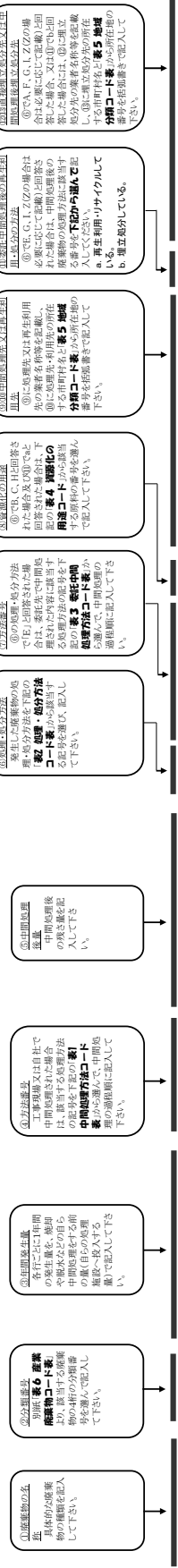
産業廃棄物等が発生していない事業所に対するアンケートはここまでです。このままご返送ください。

産業廃棄物の量的変化	平成25年度を基準（100%）にして、貴事業所（建設業の場合、貴社が受注した元請け工事）から発生した産業廃棄物の量的変化を過去5年間についてパーセント（%）で記入してください。 産業廃棄物が発生していない場合は、「0」、不明な場合は「不明」と記入してください。 自動車整備業の場合は、下記の5年の推移は記入不要です。					
	記入欄	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	%	%	%	%	100	%

＜調査票の返送期限について＞
調査票(その1・2)、アンケートの記入後、回答用紙のみを同封の封筒に入れて、1月29日(木)までに投函して下さい。
(その1)のみの場合も、同様にご返送下さい。

調査票(その2) 記載例

<別紙記入例を参考に、ご記入下さい。>
(1枚中の1枚目)



① 廃棄物の名称	② 分類番号		③ 年間発生量		④ 方法番号		⑤ 中間処理状況	
	100	10	千	百	1	2	3	4
↓ 圧製機1: 建設現場のコンクリート片1000kgについて、中間処理業者に破砕処理を委託し、資源物として再資源化された場合	1	5	1	0	1	0	0	→
↓ 圧製機2: 木くず2トン(200kg)について、中間処理業者に破砕処理を委託し、集積が確立処分された場合	0	8	1	0	→	→	→	→
↓ 圧製機3: 不要となった重量10kgを売却した場合	1	2	0	0	→	→	→	→
↓ 圧製機4: 排水処理汚泥1トン(排水処理施設に組み込まれた排水設備で脱水され、2%に濃縮)について、中間処理業者に二次処理を委託し、埋記として再資源化された場合	0	2	1	1	0	0	→	0 3
↓ 圧製機5: 木くずを100kgを、自社の破砕機で破砕処理後、燃料として売却した場合	0	8	1	0	1	0	0	→
↓ 圧製機6: 建設木くず	0	8	1	0	→	→	→	→

※ 記入欄が足りない場合にはお手数ですが、この表をコピーもしくは三重県のホームページよりダウンロードしてご使用ください。

表1 中間処理方法コード表 (④方法番号)

01 焼却発電・熱回収(※)	19 その他1 (具体的に)
02 焼却発電・熱回収(※)	20 その他2 (具体的に)
03 脱水	21 焼却(※)
04 乾燥	22 焼却(※)
05 油水分離	23 焼却(※)
06 中和	24 焼却(※)
07 破砕	25 焼却(※)
08 分級	26 焼却(※)
09 圧縮	27 焼却(※)
10 溶融(※)	28 焼却(※)
11 焼結	29 焼却(※)
12 切断・剪断	30 焼却(※)
13 焼成(※)	31 焼却(※)
14 焼成(※)	32 焼却(※)
15 焼成(※)	33 焼却(※)
16 セメント固化	34 焼却(※)
17 濃縮	35 焼却(※)
18 炭化	36 焼却(※)

表2 処理・処分方法コード表 (⑤方法番号)

A 自社の処分場で埋立処分	19 その他1 (具体的に)
B 自社で再生利用	20 その他2 (具体的に)
C 売却	21 焼却(※)
D 自社で保管	22 焼却(※)
E 処理業者が中間処理(※)	23 焼却(※)
F 処理業者の処分場で埋立処分	24 焼却(※)
G (※) 三県環境共生事業団(※)で埋立処分	25 焼却(※)
H 廃品回収業者(※)で再生利用	26 焼却(※)
I 市町村へ委託(※)	27 焼却(※)
J その他 (具体的に)	28 焼却(※)

表3 委託中間処理方法コード表 (⑥方法番号)

01 焼却発電・熱回収(※)	19 その他1 (具体的に)
02 焼却発電・熱回収(※)	20 その他2 (具体的に)
03 脱水	21 焼却(※)
04 乾燥	22 焼却(※)
05 油水分離	23 焼却(※)
06 中和	24 焼却(※)
07 破砕	25 焼却(※)
08 分級	26 焼却(※)
09 圧縮	27 焼却(※)
10 溶融(※)	28 焼却(※)
11 焼結	29 焼却(※)
12 切断・剪断	30 焼却(※)
13 焼成(※)	31 焼却(※)
14 焼成(※)	32 焼却(※)
15 焼成(※)	33 焼却(※)
16 セメント固化	34 焼却(※)
17 濃縮	35 焼却(※)
18 炭化	36 焼却(※)

表4 焼却処理方法コード表 (⑦方法番号)

10 鉄	19 その他1 (具体的に)
20 非鉄金属・貴金属	20 その他2 (具体的に)
30 燃料	21 焼却(※)
41 肥料・飼料	22 焼却(※)
42 土壌改良材	23 焼却(※)
50 埋め戻し材・盛土材	24 焼却(※)
51 再生資材・高純材	25 焼却(※)
60 バルブ・樹脂材	26 焼却(※)
70 ガラス原料	27 焼却(※)
80 プラスチック原料	28 焼却(※)
90 セメント原料	29 焼却(※)
91 再生油・再生溶剤	30 焼却(※)
92 中和剤	31 焼却(※)
93 高炉還元	32 焼却(※)
99 その他 (具体的に)	33 焼却(※)

表5 焼却処理方法コード表 (⑧方法番号)

01 北海道	08 茨城県	15 新潟県	22 静岡県	29 奈良県	36 徳島県	43 熊本県
02 青森県	09 栃木県	16 富山県	23 愛知県	30 和歌山県	37 香川県	44 大分県
03 岩手県	10 群馬県	17 石川県	24 岐阜県	31 鳥取県	38 愛媛県	45 宮崎県
04 宮城県	11 埼玉県	18 徳島県	25 滋賀県	32 島根県	39 高知県	46 鹿児島県
05 秋田県	12 千葉県	19 山梨県	26 東京都	33 岡山県	40 福岡県	47 沖縄県
06 山形県	13 東京都	20 佐賀県	27 兵庫県	34 広島県	41 佐賀県	99 不明
07 福島県	14 神奈川県	21 岐阜県	28 兵庫県	35 山口県	42 長崎県	

表6 産業廃棄物コード表 (この廃棄物分類表は当調査のためのものです)

産業廃棄物の分類コードについて、「(2) 特別管理産業廃棄物に関するもの」に該当する場合は(2)の分類番号を記載し、(2)以外の産業廃棄物については「(1) 産業廃棄物に関するもの」の分類番号を記載してください。

(1) 産業廃棄物に関するもの

種類	区分	分類番号	具 体 例
燃	え 殻	0100	石灰殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、炉掃出物、すす、クリンカー、廃カーボン等
汚 泥 状 の もの	有機性汚泥 (排水処理汚泥)	0210	活性汚泥(余剰汚泥)、製紙汚泥、ビルピット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、洗毛汚泥等
	有機性汚泥 (排水処理以外)	0211	イースト菌培養残さ
	無機性汚泥 (排水処理汚泥)	0220	鍍金汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、その他の排水処理汚泥等
	無機性汚泥 (排水処理以外)	0221	金属さび粉体、廃ショットプラスト(さび落とししたものに限る)、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、ドライクリーニング汚泥、油水分離後の汚泥、廃顔料、硫酸第一鉄、廃硫酸、腐食塩、廃芒硝、廃尿素
	建設汚泥	0225	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
	上水汚泥	0226	浄水場汚泥
	下水汚泥	0217	下水処理汚泥
廃油	一般廃油	0310	エンジンオイル、機械油、コンプレッサー油、油圧油、ギヤオイル、モーターオイル、絶縁油、圧延油、焼入油、切削油、重油、廃塗料(油性のものに限る)、廃インク(油性のものに限る)
	植物性油脂	0315	アマニ油、桐油、ゴマ油、天ぷら油、サラダ油
	動物性油脂	0316	魚油、鯨油、豚脂、牛脂等
	廃溶剤	0320	ハロゲン化炭化水素類、アルコール、ケトン
	固形油	0330	アスファルト、タールピッチ、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル
	油でい	0340	タンクスラッジ
廃酸 (廃液で酸性を呈するもの)	0400	硫酸、塩酸、硝酸、ふっ化水素酸、クロム酸、混酸、ギ酸、酢酸、酒石酸等の廃液、写真定着廃液、酸洗工程廃液、排ガス洗浄廃液、その他工程廃液、各種酸性の塩類廃液	
廃アルカリ (廃液でアルカリ性を呈するもの)	0500	アンモニア、カ性ソーダ、カ性カリ、金属石けん等の廃液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他工程廃液、各種アルカリ性の塩類廃液	
廃プラスチック類	廃プラスチック	0610	【熱硬化性樹脂くず】 フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂 【熱可塑性樹脂くず】 塩化ビニル樹脂、塩化ビニリデン樹脂、ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂 【合成繊維くず】 ナイロン繊維、ポリエステル繊維、ビニロン繊維、アクリル繊維、混紡繊維(合成繊維が主体のもの) 【その他】 FRP(繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、強化プラスチック等)、廃塗料(固形状のものに限る)、廃接着剤、廃イオン交換樹脂、合成ゴムくず、塩ビ管、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニールシート、電線被覆材、写真フィルム、プラスチックタイル、その他各種プラスチック製品くず
	廃タイヤ	0620	廃タイヤ
	石綿含有	0630	上記のうち、石綿含有産業廃棄物(非飛散性)であるもの

紙くず		0700	①パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもので、ラミネート紙、印刷用紙、包装用紙、油紙、チップボール等の紙くず。 ②PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	建設業に係る紙くず	0710	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係る紙くず
木くず		0800	①木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係る木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類 ②貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む） ③PCBが染み込んだもの
	建設業に係る木くず	0810	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係る木くず
繊維くず		0900	①繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係る羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート、混紡繊維（天然繊維が主体のもの）。 ②PCBが染み込んだもの
	建設業に係る繊維くず	0910	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係る繊維くず
動・植物性残さ		1000	食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、ハム残さ、ソーセージ残さ、ベーコン残さ、スクリーンかす、あら、甲殻、卵殻、貝殻、チーズかす、羽毛、野菜くず、果実くず、つけ物くず、小麦、米、大豆醸造かす、香辛料残さ、ぬか、ふすま、パンくず、きじくず、でんぷん製造篩かす、あめかす、おから、あん製造かす、コーヒーかす、綿実油かす、製品くず、香料、生薬抽出残さ等
動物系固形不要物		1050	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
ゴムくず		1100	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス等
金属くず		1200	切粉、ショットブラスト（金属のみがきに使用したものに限り）、スクラップ、ブリキくず、トタンくず、空き缶、銅くず、アルミくず等
ガラスくず等	ガラスくず	1302	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用要ガラス器具、薬品びん等
	陶磁器くず	1303	セラミックくず、れんが、かわら、土管、陶管、タイル、陶器、モルタルハツリくず、石膏ボード製品くず等
	コンクリート製品くず	1304	コンクリート製品くず（製品の製造過程で生じるコンクリートくず等）
	石綿含有	1305	上記のうち、石綿含有産業廃棄物（非飛散性）であるもの
鋳さい	廃砂	1401	鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含む物を除く）等
	その他の鋳さい	1403	転炉、高炉、平炉、溶融炉等の残さい、キューボラのノロ、金属スラグ、不良鋳石、不良石炭、粉炭かす、廃土石類（鋳石の加工の際生じるものに限る）等
がれき類 （工作物の新築・改築、解体作業で発生するもの）	コンクリート片	1510	コンクリートの破片、コンクリートブロックの破片
	廃アスファルト	1520	アスファルトコンクリートの破片
	その他	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、かわら、土管、陶管、タイル、断熱材、石膏ボードの破片等
	石綿含有	1540	上記のうち、石綿含有産業廃棄物（非飛散性）であるもの
動物の糞尿		1600	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じる、牛の糞尿、馬の糞尿、豚の糞尿、鶏の糞尿
動物の死体		1700	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じる牛の死体、馬の死体、豚の死体、鶏の死体
ばいじん		1800	大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類及びPCB汚染物の焼却施設において発生するもので集じん施設によって、集められたもの。
13号廃棄物		1900	処分するために処理したもの（コンクリート固型化等）、メッキ汚泥固形物

(2) 特別管理産業廃棄物に関するもの

種類	区分	分類番号	具 体 例
引火性廃油		0311	産業廃棄物である揮発油等、灯油類、軽油類（引火点70℃未満のもの）
腐食性廃酸		0401	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下のもの
腐食性廃アルカリ		0501	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上のもの
感染性廃棄物		2091	医療関係機関等から排出される産業廃棄物であって、人が感染し、若しくは感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）等	2201	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	2301	産業廃棄物のうち、PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず、PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず、PCBが付着した陶磁器くず、がれき類
	PCB処理物	2401	<p>廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、以下の基準を満たさないもの</p> <p>①廃油 PCB 0.5mg/kg以下</p> <p>②廃酸、廃アルカリ PCB 0.03mg/L以下</p> <p>③廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず、PCBの付着又は封入が無いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗浄液試験法（洗浄液：0.5mg/kg以下） ・ふきとり試験法（面積：0.1μg/100m²以下） ・部材採取試験法（部材：0.01mg/kg以下） <p>④上記以外（汚泥、燃え殻、ばいじん） PCB 0.003mg/検液L以下</p>
	廃石綿等	2101	建築物に使用された吹き付け石綿・石綿含有保湿材を除去したもの及び石綿建材除去事業で使用した用具類（廃プラスチックシート、防塵マスク、作業衣など）など。大気汚染防止法の特定期じん発生施設の集じん施設で集められた飛散性の石綿など。
	その他	2500	<ul style="list-style-type: none"> ・政令で定められた一定の施設から排出される、環境省令で定める判定基準に適合しない、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、汚泥又はこれらの処理物 ・環境省令で定める判定基準に適合しない鉱さい ・輸入廃棄物の焼却炉ばいじん、燃えがら、排ガス洗浄汚泥又はこれらの処理物 ・政令で定められた一定の施設から排出される、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロメタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン（いずれも廃溶剤に限る。濃度には関係ない。）又はこれらの処理物

表7 建設工事から発生すると考えられる主な廃棄物の種類

下表に廃棄物の例を示しました。該当するものはおのりなく調査票に記入してください。この例示以外のものも発生している場合は、「表6 産業廃棄物コード表」を参照のうえ、記入してください。

工事の種類	主な発生廃棄物の例	名称	分類番号
木造家屋新築工事	トタン、ブリキ等加工くず	金属くず	1200
	プラスチック内装材切くず	廃プラスチック類	0610
	プラスチック梱包材くず	廃プラスチック類	0610
	木材破片	木くず	0810
	ガラスくず	ガラスくず	1302
木造家屋解体工事	屋根瓦、断熱材くず	陶磁器くず	1303
	木材破片	木くず	0810
	鉄等の金属破片、スクラップ	金属くず	1200
コンクリート建屋(新築工事)	石膏ボードの破片、上記以外の解体残材	その他のがれきり類	1530
	場所打杭工法等からの汚泥	無機性汚泥	0225
	モルタルハンズりくず	陶磁器くず	1303
	ガラスくず	ガラスくず	1302
	プラスチック内装材くず	廃プラスチック類	0610
コンクリート建屋(解体工事)	鉄筋、形鋼、トタン、空き缶等のスクラップ	金属くず	1200
	既存建屋解体残材	コンクリート片	1510
	木材破片	木くず	0810
	鉄等の金属破片、スクラップ	金属くず	1200
	コンクリート構造物破片	コンクリート片	1510
橋梁、高架橋工事	石膏ボードの破片、その他解体残材	その他のがれきり類	1530
	廃石綿	廃石綿等	2101
	形鋼等のスクラップ、鋼製の支保工残材	金属くず	1200
	場所打杭工法の泥水	無機性汚泥	0220
	支保工等の鋼残材	金属くず	1200
地下鉄、ずい道、下水道敷設工事	泥水シーールド工法からの泥水	無機性汚泥	0220
	鋼製支保残材	金属くず	1200
	ビニルシート、塗料かす(固形)	廃プラスチック類	0610
塗装工事	塗料かす(液状)	一般廃油	0310
	コンクリートハンズりくず	陶磁器くず	1303
	既存建物解体残材	コンクリート片	1510
	道路修復アスファルトくず	廃アスファルト	1520
	道路修復コンクリートくず	コンクリート片	1510
電気工事	電柱(コンクリート製)	コンクリート片	1510
	電線くず	金属くず	1200
	被覆くず	廃プラスチック類	0610
設備給排水工事	アスファルトコンクリートくず	廃アスファルト	1520
	塩ビ管	廃プラスチック類	0610
	コンクリート管、断熱材くず	陶磁器くず	1303
	鉄等の金属片、スクラップ	金属くず	1200

表8 「容積」から「重量」への換算

種類	換算値	種類	換算値
燃え殻	1.14 t/m ³	ガラスくず及び陶磁器くず	1.00 t/m ³
汚泥	1.10 t/m ³	鉱さい	1.93 t/m ³
廃油	0.90 t/m ³	がれきり類	1.48 t/m ³
(ドラム缶1本の廃油)	0.200 t/本	動物のふん尿	1.00 t/m ³
(1斗缶1本の廃油)	0.018 t/本	動物の死体	1.00 t/m ³
廃酸	1.25 t/m ³	ばいじん	1.26 t/m ³
廃アルカリ	1.13 t/m ³	13号廃棄物	1.00 t/m ³
廃プラスチック類	0.35 t/m ³	建設混合廃棄物	0.26 t/m ³
紙くず	0.30 t/m ³	廃電気機械器具	1.00 t/m ³
木くず	0.55 t/m ³	感染性産業廃棄物	0.30 t/m ³
繊維くず	0.12 t/m ³	廃石綿等	0.30 t/m ³
動植物性残渣	1.00 t/m ³	廃タイヤ(大型車用)	0.045 t/本
動物系固形不要物	1.00 t/m ³	廃タイヤ(普通車用)	0.007 t/本
ゴムくず	0.52 t/m ³	廃タイヤ(軽自動車用)	0.004 t/本
金属くず	1.13 t/m ³		

(注)・上記の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数(廃タイヤ等を除く)
 ・この換算表は、あくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けです。

廃棄物に関する意識調査票（排出事業者対象）

三重県では、三重県内の事業所を対象として、産業廃棄物の実態調査（平成25年度実績）とあわせて意識調査を実施します。
 いただいた回答につきましては、集計結果のみ三重県で公表するとともに、三重県廃棄物処理計画策定の参考資料として活用させていただきますので、本調査の回答にご協力をお願いいたします。

1 産業廃棄物の発生抑制やリサイクル(再利用・再生利用)への取組等

(1) 取組の状況

貴事業所内において、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルにどのように取り組んでいますか。以下の取組内容ごとに、それぞれ、実施状況としてあてはまる一つに○印を付してください。（業務内容に関係無い項目には、「該当無し」に○印を付してください。）

取組内容	該当無し	実施状況		
		実施している	実施を検討中	実施していない
総合的事項	環境配慮製品の設計・開発			
	ISOやM-EMSなどの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組			
	廃棄物管理を統括する組織を整備する等、全社的取組の推進			
	廃棄物処理に関する管理計画の策定			
	廃棄物処理に関する情報公開の推進			
発生抑制	発生量低減のため資材や工程等の改善			
	発生する不要物の自社内での有効利用を促進			
	発生する不要物の有償売却を促進			
	包装材・梱包材の使用量の削減			
	自己中間処理による減量化			
リサイクル	リサイクル可能な処理先へ委託			
	自社内で再生処理しリサイクルを推進			
	分別・選別徹底によるリサイクル等の推進			
	再生品、再生資源の利用の促進			
	発生廃棄物を燃料とした発電・熱回収の促進			
その他	有害廃棄物の発生抑制			
	処理困難廃棄物の自主回収システムの構築			

(2) 発生抑制とリサイクルに関する目標値

貴事業所では、産業廃棄物の発生抑制などの目標を設定していますか、目標の有無に○印を付すとともに、設定した目標値や基準値を記載して下さい。

	目標無し	目標有り	目標値がある場合			
			基準年	基準年の数値	目標年	目標値
発生量の抑制						
リサイクル率の向上						
最終処分量の削減						

(3) 発生抑制とリサイクルの取組を進める上での課題

「発生量の抑制」「リサイクル率の向上」「最終処分量削減」の取組を進めるうえでの課題は何ですか。それぞれ課題と思うものに2つまで○印を付けてください。

	発生量の抑制	リサイクル率向上	最終処分量削減
	課題を2つまで選択	課題を2つまで選択	課題を2つまで選択
人手がかかる			
技術力が必要			
知識・情報が必要			
社員教育が難しい			
専門的な相談先がない			
必要な技術や機械設備が開発されていない			
機械設備などに投資が必要			
コスト高になってしまう			
何をして良いのか分からない			
事業特性から、発生抑制・リサイクルは不可能			
その他（具体的な課題を記載してください） ・発生量の抑制関係（発生抑制が困難な廃棄物など） ・リサイクル率の向上関係（リサイクルが困難な廃棄物など） ・最終処分量の削減（最終処分量の削減が困難な廃棄物など）			

2 産業廃棄物の適正処理への取組

(1) 電子マニフェストの利用

県では、産業廃棄物の適正処理を確保するため、電子マニフェストの普及促進を図っているところですが、貴事業所における電子マニフェストの加入状況などをお教えてください。

1) 電子マニフェストシステムへの加入状況

電子マニフェストシステムに加入していますか。あてはまるもの一つに○を付してください

現在の加入状況			
加入 →2) △	加入を検討 している	未加入 →3) △	マニフェスト交付 の必要ない

2) 利用のメリット

(現在の加入状況を「加入」と回答した事業所のみお答えください。)

電子マニフェストシステムに加入している事業所にお伺いします。電子マニフェストを利用した感想として、以下の項目それぞれについて、あてはまるものに一つ○印を付してください。

項目	良い	やや良い	やや悪い	悪い
産業廃棄物の適正処理を確保できる				
産業廃棄物処理の管理が容易にできる				
事務の効率化が図れる				
コストが削減できる				
使い勝手が良い				
メリットを感じない				

3) 加入していない理由

(現在の加入状況を「未加入」と回答した事業所のみお答えください。)

電子マニフェストシステムに加入していない事業所にお伺いします。加入しない理由は何ですか。以下の当てはまる全てに○を付してください。

項目	該当事項
電子マニフェスト制度を知らない	
電子マニフェストを利用するメリットを感じない	
操作が面倒、又は、操作が分からない	
コストがかかる	
収集運搬業者や処分業者が電子マニフェストを使っていない	
利用するために人員を確保する必要がある	
その他の理由があれば記載して下さい	

(2) 優良産業廃棄物処理業者の活用

県では、産業廃棄物の適正処理を確保するため、優良産業廃棄物処理業者（通常の許可基準よりも厳しい基準を満たした産業廃棄物処理業者で、県が法に基づき審査し認定）の活用を促進する取組を行っているところですが、貴事業所において優良産業廃棄物処理業者をどの程度活用していますか。下表のあてはまるもの一つに○印を付してください。

現在の加入状況				
全部を 優良産廃処理 業者に委託	一部を 優良産廃処理 業者に委託	検討中 → (3) へ	活用してい ない → (3) へ	マニフェスト 交付の必要ない → (4) へ

（「全部を優良業者に委託」「一部を優良業者に委託」と回答した事業所のみお答えください）

優良産業廃棄物処理業者を活用していない理由は何ですか。以下の当てはまる全てに○印を付してください。

項目	該当事項
制度を知らない	
処理料金が高くなる	
現在の処理委託先でも適正に処理されている	
近くに委託可能な優良産業廃棄物処理業者がない	
メリットが少ない	
その他の理由があれば記載して下さい	

(3) 処理業者の選定

産業廃棄物処理業者（中間処理業者・最終処分業者）の選定にあたって、次の項目をどの程度重視していますか。下表の項目ごとに、それぞれ、当てはまる一つに○印を付してください。

項目	特に重視 している	やや重視 している	重視 していない
会社情報（法人の事業内容、履歴、財務状況）			
環境関連資格・取組の状況			
処理料金の設定			
処理の方法や実績（廃棄物の種類、量、施設能力）			
処理施設の維持管理状況（排ガス・排水等の環境基準の適合）			
電子マニフェストの利用			
優良産業廃棄物処理業者の認定			
リサイクルの取組状況			
廃棄物による発電・熱回収の取組状況			
過去における違法な処理等の有無			
（その他重視している事項があれば記載して下さい）			

(4) 処理が困難な産業廃棄物

貴事業所から排出する産業廃棄物のうち、リサイクルや処理が困難なものがありますか。ある場合は、具体的な種類等を記載して下さい。

処理が困難な産業廃棄物の種類、性状、その理由

3 産業廃棄物の発生や処理における地球温暖化対策の取組

(1) 現在の取組

貴事業所からの産業廃棄物の発生やその処理について、地球温暖化対策の取組をどのように行っていますか。各項目の取組状況について、それぞれ、あてはまるもの1つに○印を付してください。(業務内容に関係が無い項目には、「該当無し」に○印を付してください。)

項目	該当無し	地球温暖化対策への取組		
		取り組んでいる	取組を検討している	取り組んでいない
発生	可燃性廃棄物の発生抑制			
	不要となったものを資源や燃料として利用促進(売却を含む)			
運搬	発生する廃棄物の効率的な運搬(頻度や車両など)			
	発生する廃棄物の処理業者までの距離(距離が短い業者の選定)			
処理	廃棄物を処理する際に発電・熱回収を促進(処理業者への委託含む)			
	廃棄物の燃料としての再生処理を促進(処理業者への委託含む)			
(その他の関係する取組があれば記載して下さい)				

4 産業廃棄物処理体制の整備

県内の産業廃棄物の処理体制には、どのようなことが望まれますか。各項目ごとに、それぞれ、あてはまるもの1つに○を付してください。

項目	重要	やや重要	やや重要でない	重要でない
適正処理を一層確保できる体制				
環境に配慮した処理施設				
リサイクルが進む処理施設				
発電・熱回収が進む処理施設				
最終処分場の確保				
災害に強い産業廃棄物の処理体制				
処理が困難な廃棄物の処理事業を進める				

5 不法投棄を許さない社会をつくる取組

当県では産業廃棄物不法投棄発見件数が減少傾向にあります。身のまわりの産業廃棄物不法投棄の状況をどのように感じますか。あてはまるもの一つに○印を付してください。

不法投棄の状況（5年程度前との比較）				
減っている	やや減っている	やや増えている	増えている	わからない

不法投棄を許さない社会づくりを進めていくために、どのようなことが重要だと思いますか。各項目について、それぞれ、あてはまるもの一つに○印を付してください。

項目	重要	やや重要	やや重要でない	重要でない
適正処理について普及啓発				
排出事業者が不適正処理防止に取り組む				
行政の監視体制の強化				
廃棄物110番など県民からの通報窓口				
関係者が連携し、早期に発見できる体制づくり				
（その他の関係する取組があれば記載して下さい）				

6 三重県の廃棄物関連施策

今後、県が行うべき廃棄物施策と思われる施策は何ですか。各項目ごとに、それぞれ、県が実施する必要性としてあてはまるもの一つに○印を付してください。

項目		行うべき	やや行うべき	行うべきでない	分からない
事業者	事業者の産業廃棄物処理計画(※)策定や実施の推進				
	事業者の適正処理の確保の取組の推進				
	事業者の発生抑制やリサイクルに対する支援（補助金、技術支援等）				
	セミナー等による情報提供				
処理体制	優良な産業廃棄物処理業者の育成				
	環境に配慮した高度な処理施設の整備促進				
	リサイクルや発電・熱回収を行う施設の整備促進				
	最終処分場の確保				
	災害に強い産業廃棄物の処理体制				
監視指導	処理が困難な廃棄物の処理事業を進める				
	廃棄物処理業者への立入による必要な指導				
	不法投棄に対する監視強化				
	不適正処理事案の県代執行による環境修復				
	不法投棄防止のための普及啓発				

（※）産業廃棄物処理計画：事業者が、廃棄物処理法第12条9項や県マニュアルに基づき、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等について定める計画

本県では、産業廃棄物税制度を導入し得られた財源の一部を活用して、排出事業者を対象に「産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金」制度を設けています。本制度をご存じですか。

(参考)

産業廃棄物税制度とは、三重県内の産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設に産業廃棄物を搬入する事業者の皆様に、産業廃棄物税を納めていただく制度（年間1,000 t以上の事業所が対象）です。
 なお、産業廃棄物税は、産業廃棄物関連施策に要する費用として活用しています。

知っている	聞いたことがある	知らない
-------	----------	------

産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業は何ですか。以下の項目から、あてはまるもの全てに○印を付してください。

項目	該当事項
産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金	
県内産業廃棄物処理業者においてリサイクルや熱回収を行う体制整備の支援	
企業の産業廃棄物の発生や処理について、インターネットで情報を交換できるような環境整備	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術の研究開発	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術について、県内企業との共同研究	
産業廃棄物の焼却施設や最終処分場の周辺を住み良く整備する事業	
再生資源の購入費用に対する補助金	
県内の不法投棄対策	
(その他の事業があれば具体的に記載してください)	

三重県の産業廃棄物に関する施策についてご意見がありましたら、ご記入ください。

最後に貴企業・事業所の所在市町名を記載し、該当業種名に○印を付してください。

所在市町名 _____

業種名 (鉱業・採石業・砂利採取業) (建設業) (製造業) (電気・ガス・熱供給・水道業)
 (情報通信業) (運輸業・郵便業) (卸売業・小売業) (不動産業・物品賃貸業)
 (学術研究・専門・技術サービス業) (宿泊業・飲食サービス業)
 (生活関連サービス業・娯楽業) (教育・学習支援業) (医療・福祉)
 (複合サービス業) (サービス業(他に分類されないもの))

以上でアンケートはおしまいです。ご協力ありがとうございました。

廃棄物処理の今後の取組に関する調査票（廃棄物処理業者対象）

三重県では、三重県内の産業廃棄物処理業者を対象として、今後の取組等に関する調査を実施します。
 いただいた回答につきましては、集計結果のみ三重県で公表するとともに、三重県廃棄物処理計画策定の参考資料として活用させていただきますので、本調査の回答にご協力をお願いいたします。

- 1 産業廃棄物の処理に関する許可の種類
 貴社が取得している許可について、全て、○印を付してください。

許可を取得しているもの	該当事項
(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業	
(特別管理) 産業廃棄物処分業 (中間処理)	
(特別管理) 産業廃棄物処分業 (最終処分)	

2 今後の廃棄物の処理事業

(1) 取組の方向

貴社における取組の実施状況について、以下の項目のうち該当するもの全てに○印を付してください。

今後の取組方向	実施状況		
	実施している	実施を検討中	実施していない
優良認定取得や電子マニフェストなど適正処理の取組を進める			
適正処理のため社内体制を強化			
環境に配慮した高度な処理施設を整備する			
リサイクルや発電・熱回収を行う施設の整備を進める			
廃棄物系バイオマスの利活用を進める (堆肥化、資材化、ガス回収、発電等)			
災害に強い処理体制をつくる			
処理が困難な廃棄物の処理事業を進める			
廃棄物処理事業を行わない			
分からない			

(2) 中間処理施設の新増設

今後10年程度の間に、中間処理施設の新増設を行う計画がある場合は、該当する項目に○印を付し、必要事項を記入してください。

中間処理施設の新増設計画		該当事項
計画の有無	新設の予定がある	
	増設の予定がある	
(新増設の予定がある場合、整備の予定年を記載してください。) 平成 年頃		
施設の 種類	焼却施設	
	リサイクルを推進する施設	
	廃棄物系バイオマスの利活用を推進する施設	
	発電・熱回収を推進する施設	
	上記以外の中間処理施設	
検討中又は未定		
(焼却施設以外の施設の場合、その施設の種類の種類を記載してください。)		
施設の 処理 能力	(見込んでいる処理能力を記載してください。) ※見込んでいない場合は空欄でかまいません。 _____トン/日 _____m3/日	
再生利用 量	(見込んでいる再生利用量を記載してください。) ※見込んでいない場合は空欄でかまいません。 _____トン/日 _____m3/日	
発電・熱 回収量	(見込んでいる発電・熱回収量を記載してください。) ※見込んでいない場合は空欄でかまいません。 _____KWh/日 _____MJ/日	
処理対象 廃棄物の 種類	(処理対象を検討している主な廃棄物の種類を記載してください。)	

(3) 最終処分場の新増設

今後10年程度の間に、最終処分場の新増設を行う計画がある場合は、該当する項目に○印を付し、必要事項を記入してください。

最終処分場の新増設計画		該当事項
計画の有無	新設の予定がある	
	増設の予定がある	
(予定がある場合、整備の予定年を記載してください。) 平成 年頃		
施設の 種類	管理型最終処分場	
	遮断型最終処分場	
	検討中又は未定	
施設の 埋立能力	(見込んでいる埋立量を記載してください。) ※見込んでいない場合は空欄でかまいません。 _____M3	
埋立対象 の廃棄物 の種類	(埋立対象を検討している主な廃棄物の種類を記載してください。)	

3 産業廃棄物の適正処理に係る取組

(1) 事業内容等に関する情報提供

産業廃棄物の排出事業者や、貴社の事業の周辺地域住民に、どのような情報を提供しているか、該当する事項に、各々、一つだけ○印を付してください。(貴社の業務内容で、関係がない項目は空欄にしてください)

項目	排出事業者		地域住民	
	情報提供している	情報提供していない	情報提供している	情報提供していない
会社情報（法人の事業内容、履歴、財務状況）				
環境関連資格・取組の状況				
処理の方法（施設の種類・能力・工程）				
処理の実績（処理する廃棄物の種類と量）				
処理施設の維持管理状況（排ガス・排水等の環境基準の適合）				
電子マニフェストの利用				
優良産業廃棄物処理業者の認定				
リサイクルの取組状況				
廃棄物による発電・熱回収の取組状況				
（その他情報提供している事項があれば記載して下さい）				
排出事業者				
地域住民				

(2) 優良産業廃棄物処理業者認定に関する取組

優良産業廃棄物処理業者認定に関して、現在と今後の取組について、該当する事項に一つだけ○印を付してください。

(参考) 認定制度の概要は別紙のとおりです。

現在の取組	該当事項	
優良認定の基準に適合し、本県の認定を受けている。		
優良認定の基準に適合しているが、本県の認定は受けていない		
（その理由）		
適合確認を受けるメリットがない		
排出事業者からのニーズがない		
適合確認の手続が面倒である		
適合確認申請のタイミングがなかった		
その他（ ）		
優良認定の基準に適合していない		
（適合が困難な基準）		
実績と遵法性		
事業の透明性		
環境配慮の取組		
電子マニフェスト		
財務体質の健全性		
優良基準の適合について考えていない		
制度を知らない		

今後の取組	該当事項
認定取得に向け取り組んでいく	
認定取得を検討する	
認定取得に取り組む予定はない	
(その理由)	
基準適合が困難	
認定を受けるメリットがない	
排出事業者からのニーズがない	
コストがかかる	
適合確認の手続が面倒である	
その他 ()	
認定取得について考えていない	
分からない	

(3) 電子マニフェストの利用

1) 利用のメリット

県では、産業廃棄物の適正処理を確保するため、電子マニフェストの普及促進を図っているとありますが、貴社における電子マニフェストの加入状況などをお教えてください。

1) 電子マニフェストシステムへの加入状況

電子マニフェストシステムに加入していますか。あてはまるもの一つに○を付してください

現在の加入状況			
加入 →2) △	加入を検討 している	未加入 →3) △	マニフェスト交付 の必要ない

2) 利用のメリット

(現在の加入状況を「加入」と回答した事業所のみお答えください。)

電子マニフェストを利用した際にどのようなメリットを感じますか。以下の項目それぞれについて、あてはまるものを一つだけ○印を付してください。

項目	良い	やや良い	やや悪い	悪い
排出事業者からの電子マニフェスト使用の要望に応えられる				
産業廃棄物処理の管理が容易にできる				
事務の効率化が図れる				
コストが削減できる				
使い勝手が良い				
メリットを感じない				

3) 加入していない理由

(現在の加入状況を「未加入」と回答した場合のみお答えください。)

電子マニフェストシステムに加入しない理由は何ですか。以下の当てはまる全てに○を付してください。

項目	該当事項
電子マニフェスト制度を知らない	
電子マニフェストを利用するメリットを感じない	
契約先の排出事業者が電子マニフェストを利用していない	
操作が面倒、又は、操作が分からない	
コストがかかる	
利用するために人員を確保する必要がある	
その他の理由があれば記載して下さい	

4 産業廃棄物の処理等に関する地球温暖化対策の取組

(1) 現在の取組内容

産業廃棄物処理において、地球温暖化対策の取組をどのように行っていますか。各項目の取組状況について、それぞれ、あてはまるもの1つに○印を付してください。(業務内容に関係が無い項目には、「該当無し」に○印を付してください。)

項目	該当無し	地球温暖化対策への取組		
		取り組んでいる	取組を検討している	取り組んでいない
運搬	効率的な運搬頻度の設定			
	燃費の良い運搬車両の利用			
	排出事業者や処理業者と連携した効率的な運航ルートの設定			
	リサイクルや発電・熱回収に関する排出事業者への情報提供			
処理	廃棄物を処理する際に発電・熱回収を実施			
	廃棄物の燃料としての再生処理			
	廃棄物系バイオマスの利活用			
(その他の関係する取組があれば記載して下さい)				

5 災害、事故等に備えた措置

現状の取組内容と今後の取組方向について該当する事項に、全て○印を付し、その他の措置がある場合は具体的に記載して下さい。

災害、事故等に備えた措置	現在の取組	今後の取組
廃棄物が飛散・流出しないような防止の策		
関係する計画やマニュアルの策定		
社員の防災訓練や教育などの実施		
廃棄物処理施設への防災対策		
措置内容の検討		
(その他の措置があれば記載して下さい)		
現在の取組		
今後の取組		

6 三重県の廃棄物関連施策

今後、県が行うべき廃棄物施策と思われる施策は何ですか。各項目ごとに、それぞれ、県が実施する必要性としてあてはまるもの1つに○印を付して下さい。

		行うべき	やや行うべき	行うべきでない	分からない
事業者	事業者の産業廃棄物処理計画(※)策定や実施の推進				
	事業者の適正処理の確保の取組の推進				
	事業者の発生抑制やリサイクルに対する支援(補助金など)				
	セミナー等による情報提供				
処理体制	優良な産業廃棄物処理業者の育成				
	環境に配慮した高度な処理施設の整備促進				
	リサイクルや発電・熱回収を行う施設の整備促進				
	最終処分場の確保				
	災害に強い産業廃棄物の処理体制				
	処理が困難な廃棄物の処理事業を進める				
監視指導	廃棄物処理業者への立入による必要な指導				
	不法投棄に対する監視強化				
	不適正処理事案の県代執行による環境修復				
	不法投棄防止のための普及啓発				

(※) 産業廃棄物処理計画：事業者が、廃棄物処理法第12条9項や県マニュアルに基づき、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等について定める計画

産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業に○印（複数回答可）を付し、その他の事業があれば具体的に記載してください。

(参考)

産業廃棄物税制度とは、三重県内の産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設に産業廃棄物を搬入する事業者の皆様、産業廃棄物税を納めていただく制度（年間1,000 t以上の事業所が対象）です。

なお、産業廃棄物税は、産業廃棄物関連施策に要する費用として活用しています。

項目	該当事項
産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金	
県内産業廃棄物処理業者においてリサイクルや熱回収を行う体制整備の支援	
企業の産業廃棄物の発生や処理について、インターネットで情報を交換できるような環境整備	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術の研究開発	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術について、県内企業との共同研究	
産業廃棄物の焼却施設や最終処分場の周辺を住み良く整備する事業	
再生資源の購入費用に対する補助金	
県内の不法投棄対策	
(その他の事業があれば具体的に記載してください)	

三重県の産業廃棄物に関する施策についてご意見がありましたら、ご記入ください。

最後に貴企業・事業所の所在市町名を記載してください。

所在市町名 _____

以上でアンケートはおしまいです。ご協力ありがとうございました。